

令和4年 第3回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

令和4年第3回小国町議会定例会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和4年9月8日(木曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和4年9月8日 午前10時00分

1. 散 会 令和4年9月8日 午後 5時29分

1. 応招議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 出席議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 時 松 洋 順 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君 教 育 長 麻 生 廣 文 君

総務課長 佐 藤 則 和 君 教委事務局長 久 野 由 美 君

政策課長 秋 吉 祥 志 君 産 業 課 長 穴 井 徹 君

情報課長 村 上 弘 雄 君 税務会計課長 小 野 寿 宏 君

建設課長 小 野 昌 伸 君 町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君

建設課審議員 田 邊 国 昭 君 町民課審議員 中 島 高 宏 君

町民課保育園長 清 高 徳 子 君 代表監査委員 古 賀 尚 年 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

4番 久野達也君

6番 大塚英博君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を9月8日から9月21日までの14日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 4. 9. 8)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

季節のほうも進みまして昨日から朝は20度を切るような爽やかな朝だったと思っております。台風の被害のほうもさほどなく一安心といったところでしょうか。

また新型コロナウイルス関係も全国的には収まりつつあるように思われますが、まだ予断は許されないというふうに思っております。ちなみに熊本県のホームページのほうでは1週間ごとに幾つかのデータが出ておりまして、重症病床の使用率これが8月24日で35.3%、8月31日で20.6%。リスクレベルのほうはずっと変わらずにレベル2だそうです。それから新規感染者数のほうが8月24日で2万8千615、8月31日の1週間で1万9千949で減少傾向にあるというふうに言われていますけれども、まだまだ小国のほうでは何人かいつも報告がされているというような状況が続いております。

それから、更にはロシアのウクライナ侵攻などによる世界経済の混沌ぶりは何とも言いがたい不安が募るばかりです。そのような中、今定例会は決算議会とも言われます。町長を始め我々も任期があと半年となっています。それぞれが総決算に向けて最後の花を咲かせることができるか頑張ってもらいたいというふうにも思っております。

なお、時松副議長のほうから入院のため本定例会を欠席する旨の届出をいただいております。御報告いたしておきます。

それでは、令和4年第3回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきありがとうございます。本定例会は先ほど申しました決算議会ということもございまして、十分なる審議方、お願い申し上げる次第でございます。

それでは、最初に渡邊町長に御挨拶をいただきます。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆様おはようございます。

本日は、令和4年第3回小国町議会定例会ということで御多用の中かわりませず、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。先ほど議長の挨拶にもございましたけれども先週の台風です、避難者23名おられたということでございますけれども大きな被害はございませんでしたが、来週もまた台風が近づいているということでその部分では町といたしましてもこれまでどおりではございますが、しっかりと見逃しの無いように対応をさせていただきたいというふうに思っております。

またコロナ等々それからウクライナの情勢等々もありますけれども、その部分で本日上程させていただく中にも物価高騰の分の補正予算も含まれておりますので、皆様方にはどうかよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。今回上程させていただきますのは承認案件が2件、

条例の一部改正1件、小国町過疎地域持続的発展計画の変更が1件、小国町総合整備計画の変更が1件、補正予算が一般会計と農業集落排水事業特別会計の2件、公共工事請負契約の締結が1件、令和3年度の歳入歳出決算認定のほうが一般会計、特別会計合わせて8件、報告が1件と18本の上程を執行部のほうから予定させてもらっております。どうかよろしく願い申し上げたいと思います。お世話になります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は9人です。定足数に達していますので、令和4年第3回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（松崎俊一君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

4番 久野達也君

6番 大塚英博君

にお願いをいたします。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る8月31日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日9月8日から9月21日までの14日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月8日から9月21日までの14日間と決定いたしました。

本会議は、本日と16日、20日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会をいたしたいと思います。

議長（松崎俊一君） 日程第3、「承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第4号：令和4年度小国町一般会計補正予算（第3号）について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の1ページをお願いいたします。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集の2ページをお願いいたします。

専決第4号 専決処分書

令和4年度小国町一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年8月2日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書(第3号)をお願いします。1ページです。

令和4年度小国町一般会計補正予算(第3号)

令和4年度小国町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億601万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月2日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) おはようございます。

それでは、令和4年度小国町一般会計補正予算(第3号)を説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億601万円とするものです。

4ページをお開きいただきたいと思います。

歳出項目は教育費保健体育総務費の中の負担金補助及び交付金を総額で570万円増額したものです。増額の理由としましては、小国中学校バドミントン部が熊本県中体連夏季大会において優勝又は上位入賞し沖縄県で開催される九州大会に出場する経費に対する補助金として220万円。それと小国中学校ホッケー部が九州大会で上位の成績を収め宮城県で開催される全国中学校ホッケー選手権大会に出場する経費に対する補助金として350万円を増額するものです。財源は繰越金を充当いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(松崎俊一君) これより承認第6号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて(専決第4号:令和4年度小国町一般会計補正予算(第3号))について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

議長(松崎俊一君) 日程第4、「承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて(専決第5号:令和4年度小国町一般会計補正予算(第4号))について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の3ページをお願いいたします。

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます

議案集の4ページをお願いいたします。

専決第5号 専決処分書

令和4年度小国町一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年8月15日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます

それでは、別冊補正予算書(第4号)をお願いいたします。1ページです。

令和4年度小国町一般会計補正予算(第4号)

令和4年度小国町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億771万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月15日専決

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは、予算書4ページをお願いいたします。

歳出項目は総務費一般管理費の中の寄附金豪雨災害見舞金として10万円を補正しております。これは8月上旬の豪雨により被災した山形県小国町へ見舞金として寄附をさせていただきました。過去に平成28年の熊本地震や令和2年7月豪雨に対しての際に本町が被災したとき救援物資やふるさと納税の代理受領により寄附金を送金していただいた経緯がございましたので、今回の豪雨被害に対して寄附金として10万円を送金させていただいております。

続きまして、教育費保健体育総務費の中の負担金補助及び交付金を160万円増額しております。増額の理由としましては、小国中学校バドミントン部の女子団体及び個人が九州大会で優勝し青森県で開催される全日本中学校バドミントン競技大会に出場する経費に対する補助金として160万円を増額するものです。財源は繰越金を充当しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(松崎俊一君) これより承認第7号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番(児玉智博君) 山形県小国町が豪雨災害に見舞われたということで大変お見舞いを申し上げたいと思うのですが、これで10万円の見舞金が出されるということで専決をなされたわけです。経緯としては以前から小国が災害に見舞われたときにいろいろと力を貸していただいているから見舞金を贈るといのは十分理解できる内容です。ただこの見舞金という制度これ町民が小国町で災害が発生してその被災した町民の方であるとかあるいは火事の場合、きちんと町はそういった規則と例規に基づいて支出をするわけです。ところが他自治体の見舞金というのはそういう規則がないわけです。基準が定められているわけでもない。そういったものについてしかもそれ議会の議決を得ないで専決で処分するということになれば、幾らでもやろうと思えばできる歯止めのないものになってしまうと思うわけです。ですから私は議会の招集を待たずに急いで見舞金を送りたいというのであれば町長交際費もう既に3月の本予算のときに議会の議決を受けているわけです。50万円でしょうか。ですから本来であれば専決というかたちではなくて町長交際

費というふうな名目から支出すれば冠婚葬祭の香典であったりとかあるいは御祝儀とかそういったものは一般の人でも交際費として商売なさっている人であれば経費で落としたりもされているわけだから何もおかしいものではないと思うのです。ですから今回も専決処分してしまったわけですけれどもこういった事例というのは今後もあると思います。やはり私は同じようなやり方を続けていくのでは問題があるのではないかと思うわけです。今後どういった対応をなさるか参考までにお尋ねしたいと思います。

総務課長（佐藤則和君） 全協の際にも同様の御質問をいただきまして交際費でもという議論もありましたけれども、交際費ではちょっとそぐわないということで規定にありますとやっぱりこの場合は寄附金が望ましいという解説もなされておりますので、寄附金で予算化したことには問題はない適正であったということでございます。

それと交際費につきましては、先ほど議員も言われましたとおり町長がいろいろな会議等の後の懇親会に出席した場合の交際とかあとはお土産代とかそういったところである程度用途が決められておりまして、今度は他団体に対する見舞金という部分には規定されておられませんので相手方に対しても約当面1万円ぐらいを限度とするような規定もありますので交際費はそぐわないということでございます。それと6月議会でありましたとおりウクライナに対する50万円の寄附もございましたとおり何がどの基準でというのはなかなか定めにくい場合がございます。これまで前例を見ながら他自治体とかお付き合いもいろいろありますけれども、その状況を鑑みながら基準はございませんけれどもその例を調べて前例において町長と総務課内で協議しまして見舞金の額を決めさせていただいております。これは災害ですから急いで届けてあげたいという気持ちがあるものでして、山形県の小国町からいただいたときは最初は救援物資をいただいております。最初救援物資ということでうちも考えたのですけれども「流通は止まっていない、国道等も動いている、商店も開いています、物流はきています」ということで話を聞かせていただきました。では何がいいか、何でも買えますので現金が一番いいのではないかとということで町長と協議させていただいております。なかなか額というのは最低でも10万円とかというのが基本になるのかなと思いますけれども、物に変えたときも10万円程度のそういった水とか何かを送ってあげるのが最低限のそういう寄附から始まると思います。その上限が寄附といえればそれでも10万円とか20万円とか30万円ぐらいが金額としては限度になっていくのかなと思いますが、この前のウクライナの場合は国際的な紛争といいますか侵略によって人命が何千人とか奪われる中で日本にも何千人が避難されている方々への見舞金ということでございましたので、なかなかそういうことでいつ何があるかわかりませんが金額を幾ら何とかを幾らという基準をなかなか定めにくいということと、その行為を行った直後の議会には必ずこういったことで報告させていただきまして説明をさせていただきますのでこれからもそのような運用をさせていただきたいというふうなところを考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） 財政民主主義という言葉があってやはり民主的でないといけない。それで10万円ぐらいと言うのであればもう逆に言えば一般会計から拠出するのではなくて、呼びかけて募金を募ってそれをこういう町の会計を通さずに送るという方法だってあると思うのです。なかなかその基準を決められないとおっしゃるけれども、ただその前例を見ながらというふうに言えばでは前例というところがもう10万円というのが前例になるのではないですか。10万円を限度にとかいうふうにすればいいのではないですか。いろんな例を見ながらとか言うけれどもでも町民が被災した場合の見舞金というのはどんな豪邸であろうが築年数が経った質素な家であろうが10万円は10万円としているのではないですか。限度額を要は決めればいわけですよ。限度額も決められないような、何かそんな事情があるのですか。

総務課長（佐藤則和君） 先ほど予算説明の中でも申し上げましたとおり小国町が被災した折には山形県小国町におかれましてはふるさと納税の代理受領をされましてその金額を100万円程度寄附していただいております。ですから山形県小国町の被災状況が令和2年の7月豪雨ほどの被害ということで判断させていただければ、またそういったふるさと納税の代理受領を通しまして募金を募ります。その場合は町の寄附額というのは例えば100万円集まれば100万円ということで予算計上させていただかざるを得ません。ですからそこで10万円と決めるとそういう制度もなくなりますのでそういう額は決めたくはないと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） だからそういうふるさと寄附金とかしたらそれは恐らくその専決それも専決するつもりでいるのですか。それを議会に専決処分ではなくて議案として上程するでしょう。集まるお金というのは幾ら集まるかというのはそれはわからないわけだから寄附者がどれぐらい寄附するか。なんかそれは詭弁ですよ。行政の安定性とかそういうのを考えればやはりそういう内部統制できちんと決まり事を決めて決まり事にのっとってやっていくと。そのやり方がまずければその決まり事をみんなで変えていくというやり方にしないと、皆さんケースバイケースという言葉が好きですけどもケースバイケースって小国町がやっていることは行き当たりばったりではないですか。それではいけない。やっぱり民主的な行政運営と言えないということを指摘して終わりたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第5号：令和4年度小国町一般会計補正予算（第4号）について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

議長（松崎俊一君） 日程第5、「議案第38号 小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集5ページをお願いいたします。

議案第38号 小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、説明をさせていただきます。

今回の改正条文が非常に難しく読み取りづらい部分がありますので、全協と同じく図をもって説明をさせていただきたいと思っております。総務課資料（1）と書かれた資料を御覧いただきたいと思います。小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表になっております。

資料の最後のページをお願いいたします。

それでは、現行の制度と今回改正されるイメージ図になっております。今回の改正をこの図にて説明させていただきます。今回の改正は非常勤職員が育児休暇を取得しやすくするものです。原則育児対象の子が一歳になるまで育児休暇を取得できるようになっております。1歳になっても保育園に入所できない等の理由がある場合は、1歳6か月まであるいは2歳まで取得できる制度になっております。これは現行も今回の改正後も一緒でございます。現行では育児対象の子が1歳になるまでは父は2回まで母は1回しか育児休業を取得できなくなっておりましたが、改正

後赤い枠の部分ですけれども父は出生を8週までに2回取得できるようになります。母は出生後8週までは産休という扱いは変わりません。

次に出生後8週間から1年までの改正点を説明いたします。出生後8週から1年までの間は例1中段の赤い枠の上段になりますけれども、この例でいくと母が2回、父が1回取得しております。例2では赤い枠の下段ですが母は継続して1回、父が2回取得しております。このことは生後8週から1歳までの間は父母とも2回に分けて取得できるようになることを示しております。これは子供が生まれてすぐと母の産休が開ける時期に父の取得が多くなることに考慮したことと、例1にありますように生後8週間後から1歳までの間に父が育児を交代する場合、例2では妻が復職する時期をサポートするため等を考慮して取得できるようになりました。

次に、1歳から2歳までの改正点を説明いたします。現行では開始時点が子が1歳になるときあるいは1歳6か月になる時点でのそこがスタートからでしか取得ができなかったものが改正後も1回しか取得できないことは変わらないのですけれども、取得開始時点を柔軟化することにより夫婦が育児休暇を交代で取得できるようになったものです。

なお、この改正は令和4年10月1日から施行されます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） これより議案第38号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 育児休業法第2条第1項で人事院規則で57日間というふうになっているのですけれども、現行に対して新しくなった部分で例えば父親が出生後8週までは2回取れる、それから1歳までの育休が取れるというのですが、これはそれぞれの日数というのは決まったものがあるのですか。変則的になって何日間、2回取るのでも同じ期間でなくて自由にその分はその日にち期間内であれば変則的に変えることは可能なのですか。

総務課長（佐藤則和君） 基本的には連続して全部取ることもできますので、そこの取得についての規制はないものと考えています。自由に期間を定めて2回に分けて取得できる。

7番（西田直美君） 上限で57日間ですよね。例えば生まれたお子さんが難病であったりとか重篤な病気にかかっているような状況の場合というのは、これは育児休業にはならないわけですので無給での単なる休暇というかたちになるのですか。

総務課長（佐藤則和君） 理由はいろいろあると思いますが基本的に無給です。これは雇用を継続保障するための制度でございます。正職員も育休を取るときは無給になりますので、基本的には無給で連続してそういう場合は1歳までは必ず取れますので育児に当たっていただけると理解しております。

7番（西田直美君） 正職員も無給だとおっしゃいましたけれども正職員の場合には給料は保障されていますよね。

総務課長（佐藤則和君） 一応母の場合産休の場合の産後8週これは保障されていますけれども、育休になりますと基礎的な共済金程度の支給はなされますけれども給与部分の支給はございません。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 小国町の非常勤職員は現在いわゆる会計年度任用職員とあと任期付職員2種類があるということでありました。現在会計年度任用職員と任期付職員が男女それぞれ何人ずついらして、なおかつ女性の出産適齢期というか県の不妊治療の対象年齢が女性が43歳までですので43歳以下が大体皆さんが出産される年齢かと思えますけれども、それに該当される年齢の女性の方が何人いらっしゃるか教えてください。

総務課長（佐藤則和君） すみません、その数値ちょっと用意しておりませんので即座にちょっと回答いたしかねます。

議長（松崎俊一君） 質問はほかよろしいですか。

5番（児玉智博君） 別にそれを聞いたからといって賛否に関係はないので後で必ず教えてほしいと思います。

それで、令和4年10月1日から適用されるということで現行でも育休はお父さんの場合8週間丸々使えるということなのです。ところが今さっきも言われたように「休んでばかりいても給料が入ってこない」やっぱりそれは働きたいと思われると思うのです。それでこの例で書いているのが出生時と退院時等プラスアルファさらにもう1回というふうに書いてあるのです。そうすると私どうしてもこれコマ切りにするならば2回しか産休を取れないのかなというふうに思ってしまうのですが、やはりプラスアルファもう1回使ったけれども3週間以内にどうしても子供を病院に連れていかないといけない。お子さんとか配偶者の方を病院に連れていかないといけないというふうになった場合はそれはもう欠勤扱いになってしまうのか。あるいは年休があれば年次有給休暇を使いなさいというふうになってしまうのか。どうなるのか教えてください。

総務課長（佐藤則和） 3週間以内ということでしょうか。

5番（児玉智博君） この出生後8週間は産休ですね。ここまでいいですね。現行は一応権利としてはお父さんにも8週間の育休が認められているわけでしょう。だけれどもそれは連続してしか取れない。だからその働き方としてやはり給料は必要だから働けるときはだからお産のときから退院して戻ってくるまでお父さんが1回育休取りました。だけれども連続してなくてもプラスアルファ更にもう1回取れますよというふうに資料はなっているかと思うのです。だけれども出産の立会いのときから何日間か育休を取りました。その後更に1週間か10日でも何日でもいいのだけれどもまた取りました。だけれどもこの生後8週以内にもう一度どうしても子供を病院に連れていかないといけないとか、イレギュラーな場合で休みたいときが出てきたとしてもそれはもう育休は認められないのですかと。ほかの年次有給休暇を使うなりあるいは欠勤せざるを得ない

状況になるのかということを知っています。わかりましたか。

総務課長（佐藤則和君） 制度では2回までとなっておりますのでそれは年休なりその取得が必要になると考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） それは法改正が国全体でそうになっているのかもしれないですが、それは町独自で「8週間以内であれば認めるよ、育休扱いするよ」ということにはならないのですか。

総務課長（佐藤則和君） あくまでも国の法律に基づいて改正を行っておりますので役場職員もそのような取扱いになっておりますので臨時職員だけそのような取扱いをするということはないと思いますし本職員もそうですけれども、今までよりも改正にはなってよくはなっておりますので今回の改正はこれで御理解をいただいて運用させていただきたい。議員もおっしゃるとおり国もそのような育児休業の取得を推進しておりますので、またそういった改正がある折には対応したいと思いますので今回はこの対応で御理解いただきたいと思います。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第38号、小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第6、「議案第39号 小国町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の6ページをお願いいたします。

議案第39号 小国町過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり小国町過疎地域持続的発展計画を変更することについて、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、令和3年9月9日に議会の議決を経て策定した小国町過疎地域持続的発展計画について、計画の一部を変更する必要性が生じたためでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、総務課資料（2）を御覧いただきたいと思います。

ただいま町長からも説明ありましたとおり令和3年9月9日に元の過疎地域自立促進計画については承認をいただいております。今回はこのA3のページにありますように変更の前後表のとおりで改正をお願いするものです。改正後の表の1番下の段でございます。（9）その他社会福祉協議会施設整備補助金、事業主体が小国町社会福祉協議会これについて当初予算で4千万円の社会福祉協議会への補助金を計上させていただいておりましたけれども、そのことが過疎計画に載っておりませんでしたので今回計上させていただきまして過疎債の対象にこの事業をさせていただきたいという変更でございます。

次ページはこれも自立促進市町村計画変更前後の対照表になっております。その他の部分で同じく社会福祉協議会に4千万円という表になっております。

以上が、この議案を提出する理由になります。よろしく願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第39号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 4千万円の具体的な使い道について御説明をお願いします。

町民課長（宮崎智幸君） この過疎計画のほうに載せてある社会福祉協議会の4千万円の部分につきましては、旧老人ホームの取壊し費用となっております。

以上です。

7番（西田直美君） 取壊し費用で4千万円。取壊すには掛かるのですけれども。それは築何年でそれ以外の利用方法、取り壊さなければどうしてもならなかったものなのか。それ以外の利用方法をどのように検討したのかということについて教えてください。

町民課長（宮崎智幸君） 本日は築何年かという部分につきまして資料を持ち合わせておりません。しかしながら昭和の時代の建物ということでかなり老朽化も進んでいるということで取り壊す必要があったというふうに認識しております。それから新しい施設として社会福祉協議会のほうが障害者のグループホームを建設するというので、そういった新たな施設の利用に関しては既存の建物では利用することができないということで一旦取り壊しをする必要性が生じたというふうに考えております。

以上です。

7番（西田直美君） 老朽化によって建て替えというのはありうることだと思うのですが、例えばそれは昭和時代に建てられたといえれば新しい耐震基準とかには合っていなかったとかそういうそれ以外のその社協がグループホームを造るそれはそれでいいとは思いますが、それ以外にもっと町民が活用できるような方策を何か考えるということは何かなかったのか、その検討がなされたかなされなかったかということは教えていただけますか。

町民課長（宮崎智幸君） 先ほど老朽化に伴って新しい老人ホームについても建て替えを行っているということで旧施設が残ったということになります。言われるように昭和の建物ということで現在の耐震基準であるとかそういったものは当然満たしていないということで改修をかけるなり若しくは建て替えるということになるかと思えます。ただし場所的な条件であったり旧老人ホームということで建物の用途というか中身もいろいろと利用するに当たっても限定的な使い方になるかと思えますので、取壊しに至ったというふうに理解しております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

8番（松本明雄君） 8番です。

この4千万円とは直接関係ありませんが、今話の中でまた新しい施設ができるとそういうお話が出ましたので、あそこの土地が解体するときから言われたとおり小国町の土地であります。新しい建物を作るのであれば町のほうが賃貸するのか売却するのかその辺の話も出ていますが、その辺の話をしていただきたいと思えます。

総務課長（佐藤則和君） その協議は社協から受けたことございますが、今現在どのように取り扱うかはまだ協議進行中でございます。

8番（松本明雄君） 8番です。

これ常識的に考えれば建物が建ってから話をするのではなくて建物が建つ前に話をしないと相手側に有利に進むのではないかと思うのですが、その辺りは全然町のほうは考えていなかったのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 松本議員がおっしゃるお話も理解できますけれども、町といたしましては今まで私も3年ちょっとでありますけれどもずっと社会福祉協議会さんとお話をしながら障害者の福祉の部分それから高齢者の福祉の部分かなりの事業を担っていただいているというところもありますので、その部分はしっかりと話をしながら同時進行で進んでいく部分も多々あるのではなかったのかなというふうに推測もできますし、今の現時点でその解体費をお出ししたりまたその部分で社協さんのほうが補助金等々をいただきながらのお話を進めておりますので、町といたしましては賃貸それから売却等々も含めて前からの経緯もありますのでお話を進めてまいりたいというふうに思えます。

議長（松崎俊一君） ほかに。

5番（児玉智博君） この経緯というのがこの予算自体は当初予算に出ております。確かにそのときも歳出で補助金があって過疎債を全額充当するというので出ていたわけです。それが予算が議決されましたからそれに基づいて粛々と話を進められているのだろうというふうに思うのですがやっぱり確かに土地は小国町の土地の上に建物が建っているわけです。今の現状というのは建物の上物は社会福祉協議会のものになっているはずで、土地だけが小国町の所有のまま貸しているわけですが、もしかかもしれません。今後どうするのかという同僚議員の問いにそれは協議するというふうになっていましたから今後売却に至らないどころか無償用途の状態がずっと続いていくことになりかねないというふうに思うわけです。例に出すのがどうかかわらないけれども近畿財務局の話です。国有地を森友学園に売ったということがありましたがあれでさえ本当に疑獄ですよ。まだ真相が解明されていない状況なのですから値引きしただけで本当に大問題になっているわけです。公文書の改ざんなんかも行われて。それどころか一民間企業にただで貸し付けるということが続いているのか。今までただで貸し続けてきています。建物を壊して新築で建て直すと言ってもその崩し賃まで町がしかも借金して払うのかということ。これは私は大きな問題だというふうに思うわけです。だから社会福祉協議会に譲渡すると売却すると。だけれども「上物はそのままですよ」、「大体4千万円かかりますね」、「では4千万円値引きして売らしましょうか」というのか、それとも「もうお宅の土地ですから自分で崩してください、その代わり今までそういう社会福祉の施設ですから今後も無償でお貸ししましょうかね」とそういう交渉があるというのはそれはわからなくはないです、それであればね。あるいはもう売却する。「でも4千万円崩すのに掛かりますからお宅の名義の建物ではありませんけれども、でももともと町が建てたものですから4千万円値引きしてやります」とか本当そういう可能性はあるのだけれども、けれど現在白紙の状態でも4千万円町が借金こさえて解体費を出すというのはこれは理解できないわけです。

まず確認です。過疎債というものがどんなものなのか御説明願えますか。

総務課長（佐藤則和君） 過疎債についてはこの過疎計画に載っている事業に対して県と協議しまして、事業として認められればほとんどその借入れ額の100%充当されまして70%の交付税措置があるというものでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 非常に行政なんかは有利な起債財源だというふうに言うわけです。これ有利だということも私もう議員になってから知ったことなわけですけれども70%国が見てくれる。だったら例えば1千万円借りたとしても300万円返せばいいんだというような理解になってしまうのですが、4千万円借りたらやっぱり4千万円返さないといけませんよね。その私の認識が正しいのか。加えてもう一つお尋ねすると、交付税措置というのはどういったものですか。

総務課長（佐藤則和君） 過疎債の場合ですけれども返済が例えば4千万円今言われましたとおりあったら4千万円の借り入れをいたします。結局3割ですからそれを10年で返すとすれば1千200万円の返済ですので1千200万円を10年で割って返していくということになります。そこに充当される本来であれば4千万円返すべきが1千200万円しか返さなくていいという、その埋められた間が交付税措置ということで解釈しております。

5番（児玉智博君） 交付税措置というのは例えば消防団員の報酬なんかも交付税措置になるわけです。今回今年度から消防団員の報酬というのが一般団員が3万円から3万3千円に上げられたのですかね。そうですか3万円だったのが3万5千円になったと。それは消防庁がそういう基準を示してこの基準に合わせるように強く要請があったから今年度からなったと思うのです。私消防団の問題ずっと前から「いや交付税措置されているでしょう」というふうに総務課長が消防主任のときなんかも聞いたと思うのですが、その交付税措置というのは確かに措置されているけれども結局措置されるものでいっぱいあるからこの普通交付税がおりてきたときに誰も積み上げない。だから措置されているとは言っても実感としては現場の自治体としてはないんだということを知っています。ですから交付税措置されるということは例えばその4千万円を12年間で返していく中で返した分の7割が普通交付税として入ってくるのではないかという認識だったのですけれども、今の総務課長答弁とはなから「3割返せばいいんだ」という理解をされているということですね。そうですか。

町長（渡邊誠次君） 児玉議員がおっしゃるとおり交付税措置というのは4千万円の部分だったら1千200万円返すというわけではなくて4千万円返した中で70%の交付税措置がもうそのとおりです。ただ実質的にはお返しする金額が1千200万円、3割ぐらいというところはそれは間違っていないというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 私交付税措置については詳しくはございませんが常識問題として4千万円借りたら4千万円返すというのは当たり前のことで、それが7割が地方交付税の中に入って交付されるということは私も認識しておりますが、それはどうやって検証できるのか。例えば4千万円のうちの2千800万円はそれをどのようにしてもともとと考えてそれができるのかということが何かとても不透明でわかりにくいのですけれども、そうやって言ってしまうと簡単だなと思うのです。過疎債ってよく「過疎債」「過疎債」と聞きますけれどもこれも積み上げたもので結局年間の地方交付税の中でいろんなものに使っていったときには本当に使えるものが減ってしまうということではないのですか。どう考えてもそうしか思えないのですけれども。

町長（渡邊誠次君） 私が思って考えている部分でいきますと過疎債の部分では7割というのが決まっているというふうに思っています。それから先ほど消防団の部分では補正係数というのが掛

かる交付税措置もありますので決まっている部分と決まっていない部分があるというのは私も理解しておりますけれども、町といたしましては有利な補助金とか起債とかお借りしないと4千万円使うから4千万円お支払いするような考え方で町は運営というのは私は全然考えておりません。ですのでできるだけ国に有利な補助それから起債をお借りしながら事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） 西田議員、質問が回数を超過しておりますので交付税とか財政措置とか過疎債とか質問がある場合は担当のほうに聞いていただけますか。

総務課長（佐藤則和君） すみません、先ほどの答弁ちょっと修正させていただきまして、児玉議員言われるとおおり4万円借りたら4千万円返していくというのが基本で、残りの7割が交付税措置で入ってくるというのが正解でございます。その中に過疎債辺りはメニューとしてある程度確立をされているということと、先ほどの消防団の交付金辺りはちょっとその辺が曖昧な部分といいますかそこに幾ら入っているかわからないような構図もありますので、そういう仕分けがこの中でされているということでございます。すみませんでした。

議長（松崎俊一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 5番の児玉です。

私は、議案第39号、小国町過疎地域持続的発展計画の変更についてに、反対の立場から討論を行います。

まずそもそも私といたしましては当初予算の際に反対する理由に、この社会福祉協議会の所有する所有権が社会福祉協議会にある建物の解体費用全額を町が負担すること自体に反対をしております。そしてその財源は町が借金をこさえて4千万円借金して負担するというものです。借金を返さなければならないのはそれは町なのですけれども、しかし最終的に負担するのはそれは町民が負担するということになります。12年間かけて町民が借金し続けなければならないということです。12年といえば今例えば中学生の子供たちが大人になって納税するようになって負担していくということになりますから、要はこれは将来に負担を残すということであります。やはりそういった経緯を含めて将来的にあの土地がどういうふうになっていくのか。両者の合意を得られないまま進められていくということになりますと町が4千万円かけて既存の建物を崩してやって新しいものができました。だけれども引き続き無償の土地貸付けを行いますというふうになってしましまして要は町はそこにお金を投入するけれども1円も町には入ってこないという状況すらあり得るわけですから、私はこの議案についても賛成できない旨表明いたしまして討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は、この議案第39号、小国町過疎地域持続的発展計画の変更について、賛成の立場から討論を行います。

同僚議員から縷々質疑等もあっておりました。これまでの経緯等もあつたかと思ひますけれどもやはりこのいわゆる木野里荘、従前の養護老人ホームこれ公的施設としてもう数十年です。30年を超える期間行政が管理運営をしてまいりました。そしてなかなかこれを建て替え問題が生じたときも聞き及んでおりますと公的機関には公的機関、要は国から地方への補助金はなかなか難しい。そもそもが福祉施設の運営については民間主導というのが国の方針でもありましたので、それらの経緯を踏まえた上で社会福祉協議会への無償譲渡になったものと思ひます。そして社会福祉協議会は養護老人ホームを御存じのとおり新築で建て替えました、国の補助金を受けて。この国の補助金を受ける例えば行政が国の補助金を受けると在来家屋については撤去が条件です。なぜならばもともと建設のときに補助金を受けた旧木野里荘を目的外使用ということにもつながりかねます。まして建て替え要件が老朽化とあるいは耐震構造を満たしていないということであれば、それは国としても撤去を望むのが当然であろうかと思ひます。町としてもある意味撤去を望むのが当然であろうかと思ひます。そんな中で一般財源4千万円だけで行う事業についてこれが是非が問われる部分も当然生じてこようかと思ひます。そんな中で今回過疎計画の変更ということでこれを過疎債という交付税措置のある特定財源を取得し運用していくというのはそれは財政運営上の工夫の代物かと思ひます。ですから今回出されておりますこの過疎地域の計画変更については跡地云々ではなくこの建物を撤去する経費の部分で議論しなければ、跡地の問題は跡地の問題でまた今後生じてこようかと思ひます。当然同僚議員からもありましたようにそれには従前の事前の打合せあるいは議会への報告縷々進めていく中で、この施設が今遊休状態であり安全性を欠くということであれば当然撤去する。ましてそれに特定財源を充てる。この筋道を立てた計画であることを認識して賛成の討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

7番（西田直美君） 私は、議案第39号、小国町過疎地域持続的発展計画の変更についての議案に、反対の立場から討論をいたします。

社会福祉木野里荘の跡地について老朽化、耐震構造も認められていないということで建て替えが必要ということは理解ができます。また同僚議員が賛成討論で言われましたように社会福祉協議会民間主導でやる限りは福祉に関しては民間主導であるという国の方針もあるということも承知はいたしております。しかしながらその経緯こういう決断に至った経緯ということが十分に検討が本当になされたのであるかどうかということに対して甚だ疑念を感じております。よりよい有効活用の方法はなかったのか。それ以外の選択肢はなかったのか。私は以前から高齢者の生き

がいつくりについてというので集いの場が欲しいということも申し上げてきましたが、それについては検討がなかなかしていただけなかったようで、町の土地であるしそういうことに関してもっと検討していただければと思っていたのであそこが空いたときにそれをやっていただけないかなということも考えましたが、あれよあれよという間にいろんなことに話が進んで結局社会福祉協議会が非常に大規模化しているいろんなことをやっているということに対して職員も200名以上になったとかいうことも聞いておりますが、そういうことでいわゆるこの社会福祉施設で大切なことをやっていることはわかりますけれどもある意味一つの団体、企業、協議会それが大きな力を持ち過ぎている。町の予算もかなりの金額がいつているということとどこかで一度仕切り直して考えないと「以前こういうことからスタートしました」ということをどこかで考え直すきっかけが必要だと思うのです。それを誰がするかということだろうと思うのですけれども今回の予算に関しましてはどう考えても検討が足りない。もう少し考えるべきであるし町長の「賃貸にするのかどうするのかということも同時進行でやっていけばいい」という同時進行が大変お好きでいらっしゃるのとは分かるのですがそういう問題でもないというふうに考えます。是非ともこれは検討し直す余地のあることだということで、私は反対討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第39号、小国町過疎地域持続的発展計画の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議11時30分から。

（午前11時13分）

議長（松崎俊一君） 先ほど申しあげました時間よりも少し早いと思いますが、皆様おそろいですので休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

（午前11時25分）

議長（松崎俊一君） 日程第7、「議案第40号 小国町総合整備計画の変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の7ページをお願いいたします。

議案第40号 小国町総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のため財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり小国町総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

提案理由といたしましては、令和4年6月8日に議会の議決を経て策定した小国町総合整備計画について、計画の一部を変更する必要があるためでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、総務課資料（3）を御覧いただきたいと思います。

6月議会でもこの辺地計画については御審議いただいたところでございますが、9月になりまして早速変更ということでやっておりますがよろしくお願ひいたします。

まず名原辺地でございますけれども、変更部分には変更前も変更後もアンダーラインを引いてございますのでそこだけ読み上げさせていただきます。人口としては155人、面積は11.04平方キロということで人口にしては100人以上増えております。面積は微増でございます。それと辺地を構成する字については、星原、小原田、大鶴、この3字が追加になっております。中心位置もずれておまして、新たな中心地は小原田の3489番地の2となっております。辺地度数については100点以上ということで前回の議会で説明申し上げましたが168点ということでございます。

それと2の公共的施設の整備を必要とする事情もアンダーラインの部分の「町道小原田線は、集落等と町道とを結ぶ道路であるが、道路幅が狭く緊急車両等も通らない状況であり、」ということでこの小原田線を新規に計画に入れたいということでございます。

3の表についても町道、小国町は金額として2千万円。財源としましては、特定財源1千万円、一般財源1千万円ということでそのうち辺地債を1千万円充てたいという表になっております。

次ページをお願いいたします。2枚目が明里辺地でございます。同じくアンダーライン部分のみ説明申し上げます。人口は145人。9.16平方キロということで、人口は約20人弱の増と面積も微増ということでございます。字の追加が、所尾野と姥ヶ迫という二つの字が追加になっております。辺地度数は237点で変わっておりません。

2の公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、一番最後のほうに「所尾野地区においては、防火水槽の老朽化が進んでおり、火災の際の消防水利も少ないため、現状の防火水槽を撤去し新設することで地域の安全性を高める」ということでこれ当初予算でお願いしておりました予算計上しております所尾野地区の防火水槽を辺地債を借りれるようにしたいということでご

ございます。

3の公共的施設の整備計画で、一番最後に防火水槽、小国町、950万円ということで計上させていただきます。

次の資料については施設別年次別計画表ということで、先ほどの事業は小原田につきましては200メートルの幅員、2.5メートルの改良。2千万円で特定財源1千万円、辺地債1千万円。

明里地区の防火水槽でございます。所尾野地区防火水槽設置工事。プレキャスト40トン。950万円の事業費を全て辺地債の借入れを可能にするということでございます。

次ページをお願いいたします。次ページが名原地区の辺地の図面の修正でございます。左端に星原、小原田、大鶴地区が追加になっておりまして赤い線が入っておりますのが小原田線の位置になります。

それと次のページを御覧いただきたいと思えます。次のページが明里辺地の図面でございます。ここは一番右端に所尾野地区と姥ヶ迫地区を追加されておりまして、この所尾野地区の中に防火水槽の設置予定箇所がございます。

それと最後から2枚が、小原田線の詳細図面です。

それと最後のページが、所尾野防火水槽の詳細の部分でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議ください。

議長（松崎俊一君） これより議案第40号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

質疑です。確認も含めてお願いいたします。

この総合整備計画につきましては先だつての6月議会で承認して事業計画の推移を議員としても見守ってきたところでございます。そんな中で今回の計画変更ということで道路のそれから防火水槽ということで新たに含まれておりますけれども、確認ですけれどもいわゆるこういったような事業というのは計画書の策定の段階恐らく6月議会に提案されましたけれども6月に始まった話ではないと思えます。前年度ぐらいから計画進行等も行われそんな中で1点疑問に思うのが、6月で今またすぐ変更が出てくるのか。それから事業を当然やっていただきたいから地域のためにも推進していただきたいとは思いますが、辺地の地区の拡大これは当然行っていただきたいです。100点以上であればいいのですから広くとって生活に困窮する状態にある、あるいは道路が狭くて困っているそんなのは多くひろっていただきたいと思えますけれども、このような変更がなされる経緯については若干御説明もいただきたいと思えます。

それからこれは当然県の計画も変更しなければならないと思えますので、そこら辺りの県とのやりとりの進行状況これについても御説明いただけたらと思えます。

総務課長（佐藤則和君） 今の時期になぜ変更に至ったかということと思えますが、小原田線につ

きましては当初より辺地債を借り入れる予定に予算上もしておりましたけれども、県と協議をずっと続けておりました6月議会以降に県との協議が整ったということでございます。

それと防火水槽につきましては当初は緊急防災・減災事業債ですかねいわゆる緊防債というものを活用しようということで、これは交付税措置が70%ですけれども6月議会のときにこの計画をいろいろ見直す際にもこの防火水槽の話が総務課のほうでも議論になりましてこの辺地の計画にどうにか組み込めないかということ協議しまして、県との辺地の協議についてはこれからになります。ある程度県との協議も金額の限度がありますからその調整弁というところとちょっと言葉が悪いのですが、これが乗ればいいな、乗らなければ先ほど言いました緊防債のほうでやりたいということで、これから協議してこちらも辺地のほうに少しも有利なものに対応できるということでこれから県と協議をさせていただきいただきたいという経緯でございます。よろしいでしょうか。

8番（松本明雄君） 今同僚議員からも言われましたけれども辺地計画には県との協議を持ってやっていただきたいと思います。前々から消防車が入らないところが結構まだあるのです。前は前町長のときに杉室の急勾配のところをやっていただいてあそこは救急車が入るようになりました。今度は小田原線をあそこも今日は地元議員の方がお休みですのでお聞きしたいと思います。やっぱり雨の降る日に救急車が来て搬送して雨にぬれながら出したということもあります。ここで2.5メートルでメートル数もありますが大体この2千万円ぐらいで終わるのか。またほかにいるのか。もう一つはこれ辺地には入りませんが宮原地区でもまだ救急車が入らないところがあります。そういうところは消防署と検討しているのかどうかお聞きしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） 先ほどの質問にお答えしたいと思います。

小原田はおっしゃったとおり今日お休みの議員のほうから随時要望もあっていた場所であります。町道万成寺線からの進入ということで今町道の認定延長が530メートルほどあります。最終民家までが約200メートル。最終民家までを今回施工したいということで今現道の最小幅員が1.2メートルとなっております。今緊急車両、救急車等が大体1.8から9メートルが車両幅員ですので十分入れないということで今回は普通道路改良とえば規定にのっとって5メートル幅員、4メートル幅員で造っていくのが筋なのですが、今回の場合は一応社交金の事業の防犯、防災安全ということで57%の補助をもらって行きます。残りは今言ったように辺地債に切替えていくということで行っていくのですが、将来的には2.5メートルから3メートルの幅員を確保していきたいと思っています。今道路の両サイドに水路が流れていましてその水路を暗渠にしたり側溝を入れて蓋をかぶせれば用地買収なしで線形はきれいな線形にはならないのですが縦断勾配もならないのですが、緊急車両の進入が一番最小の費用で入っていけるということで地元もその改良でよしとされていますのでそういう局部改良みたいな感じでやっていきたいと思っておりますので予算も十分あります。

それといろんなところにそういった進入が難しいところもあります。町道以外にも里道関係もあると思いますので十分そこは再度いろんな防災のほうとも検討をしながら少しでも緊急車両が入れる道を補助事業を使いながらやっていきたいと思っています。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 全員協議会で大体聞いておりますので変更するのであればいいのではないかなと思うのです。ただ今回この二つの事業が計画に盛り込まれるということでしたが6月議会に提案されたのでは全部で13の林道、農道それから水路の計画が上がっておりました。そのとき聞きましたら古い計画であればもう20年前からこの計画に載せ続けているものがあると。やっぱりそうすると林業者の方あるいは農業されている方高齢化でやはりその地域のそういう農業とかの担い手の数そのものも減っているだろうし、やはり地域の実情としてどうしてもこういう農道、林道であれば地元負担というのが発生しますから「もう20年前に言っているのを今更言われてもそれは負担金もう出せないよ」というような話も出てくるのではないですかという問題提起をしましたら、地元との協議もしますということでした。ところが今回こういう事業変更計画には追加の分はあってもそういう見直しというのはなかったわけです。地元協議はしたけれどもやっぱり20年前と変わらずやってくださいということで既存の13の事業全てやはり今後も計画に載せ続けていって完了させていく立場なのか教えてください。

建設課長（小野昌伸君） はい、お答えしたいと思います。

6月に議論したとおり議員のおっしゃるとおりに今特に農道、林道、担い手のこともありましてもちろん一番は負担金です。その当時はやろうという意思があったのですがなかなかもう林業従事者そういうのも熱が冷めてきて非常にもうこのままでいいよというところもあります。それはこの前6月はあくまでも計画の見直しをしてまだ地元の交渉が終わってない段階ですので、もうその時点では落とされなくて上げて議論をさせていただきました。今年1年で特に農道、林道については地元と協議を重ね追加もあるかもしれませんので、上げるやつは上げる下げるやつは下げるということで今年1年お時間をいただいて計画の協議をしていきたいと思っています。またそれが変更があればこのような場でお示ししたいと思いますのでよろしくお願いします。

5番（児玉智博君） ではその地元協議というのはもう既に開始されているのですか。それともまだこれから開始するのでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） ちょうどタイミングよく田原辺地においては要望がきましたものですから、早速そういう延長形とかいろんなところに取りかかっております。地元から言ってくる部分ありますのであとはこちらからコロナ禍の中でありましてけれども足を運びながら世話人ともう一度協議していきたいと思っています。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第40号、小国町総合整備計画の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第8、「議案第41号 令和4年度小国町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の8ページ上段をお願いいたします。

議案第41号 令和4年度小国町一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小国町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第5号）をお願いいたします。1ページです。

令和4年度小国町一般会計補正予算（第5号）

令和4年度小国町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3千614万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4千385万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、歳出の大きな額のほうから説明させていただきたいと思いません。

8ページをお願いいたします。総務費の財産管理費の中の光熱水費329万円は電気料高騰に伴う庁舎電気代増額分の補正が350万円で、差額の21万円は旧西里小学校の電気水道代をSDGs推進費に組替えをしたものの減額、合わせまして329万円の増額となっております。

次に、工事請負費30万円。これは選挙の投票所として使用している旧蓬萊小学校の低学年棟にスロープと手すりを設置する工事費です。財源は一般財源です。

次に、地籍調査費の地籍調査業務委託料520万円。大字上田と北里の一部の追加分です。財源は国費50%、県費25%、町債が25%となっております。

次に、SDGs推進費114万4千円。これは旧西里小学校サテライトオフィス化に向けた維持費等です。先ほど総務課の減額部分を一部組替えております。財源は、30万円はネットワーク費、残りは一般財源でございます。

9ページをお願いいたします。戸籍住民登録費860万円の増額で社会保障番号制度システム整備委託料140万円と戸籍情報システム改修作業委託料720万円を計上させていただいております。これは戸籍システム情報と住基ネット情報を連携させるためのシステム改修に係る経費で、財源は全額国費で社会保障番号制度補助金を充当いたします。

次に、民生費の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費1千167万円の増額でございます。これは新型コロナウイルス感染症対策の物価高騰分で住民税非課税世帯に1万円を給付させていただき給付金1千150万円とその支給に係る経費でございます。財源は全て新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金でございます。保育園の修繕費50万円を計上させていただいております。これは北里保育園の屋根と宮原保育園のトイレの修繕費でございます。財源は一般財源です。

次に、農林水産業費の欄をお願いいたします。農業振興費の農地利用効率化等支援交付金177万1千円を計上させていただいております。これは農業法人が農業機械を導入する経費を一部補助するものです。財源は全額、県支出金です。

10ページをお願いします。担い手育成推進事業費62万5千円。これは新規就農者への支援金でございます。財源は全額、県支出金でございます。

次に、団体営土地改良事業費でございます。修繕費150万円。これは土田水路の安全確保のための修繕費です。手数料51万円。これは城村水路の民地買収にかかる登記手数料でございます。

す。財源は一般財源です。

次に、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費で4千90万円を計上しております。内訳は飼料価格高騰対策緊急支援事業交付金3千670万円で畜産農家への飼料価格高騰分の30%相当額を交付いたします。上限は一戸当たり200万円です。

次に、肥料価格高騰対策緊急支援事業交付金420万円。これは水稻園芸農家への化学肥料の価格高騰分70%相当額を交付するものです。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

次に、林業振興費の林業担い手機械導入支援事業補助金102万円。これは林内作業車購入補助金の増額補正になります。財源は森林環境譲与税です。

次に林道費の修繕費200万円。これは梅雨の豪雨による林道の路面洗掘等による修繕費です。財源は一般財源です。

次に、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の特用林産資材価格高騰対策緊急支援事業補助金200万円。これは原木シイタケ資材高騰分への交付金です。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

11ページをお願いいたします。商工費の中の観光費で杖立温泉環境整備補助金275万円。これは杖立温泉内の街路灯をLED化するための経費です。財源はネットワーク事業基金を充当いたします。

次に、北里柴三郎博士顕彰費の北里柴三郎博士生誕170周年事業補助金200万円。これは博士の生誕170周年記念事業に係る経費です。財源はネットワーク事業基金です。

次に、土木費です。土木総務費の2千550万円のうち2千200万円については梅雨前線豪雨により被災した杖立温泉の旅館側斜面の急傾斜地崩壊対策事業を実施するための経費です。内訳は修繕費200万円、実施設計委託料500万円、対策工事費1千500万円です。工事負担金350万円については関田地区の急傾斜地崩壊対策工事の熊本県へ支払う負担金になります。財源は緊急自然災害防止対策事業債2千万円で、残りは一般財源を充当させていただきます。

次に、道路維持費の修繕費で700万円を計上させていただいております。これは町道維持に伴う舗装及び構造物の老朽化、経年劣化による補修等を行う修繕費不足による増額です。財源は全額、一般財源です。

次に、道路新設改良費の町道改良費で6千万円を計上させていただいております。これは防災・減災、国土強靱化を目的に町道湯鶴線の排水施設整備工事を施行するものです。財源は緊急自然災害防止対策事業債です。

12ページをお願いします。次に教育費です。交流多目的施設費の図書等購入費13万3千円は図書室の図書購入費です。財源は寄附金を充当させていただきます。

次に、災害復旧費でございます。農地災害復旧費に1千952万円につきましては、梅雨前線

豪雨により被災した4件の農地災害復旧費でございます。財源は県支出金の農地災害復旧費補助金と受益者の分担金です。

続いて、農業用施設災害復旧費1千272万円につきましては1件の農業用施設水路の災害復旧費でございます。財源は県支出金の農業用施設災害復旧費補助金と受益者の分担金を充当いたします。

13ページをお願いいたします。土木施設災害復旧費1億2千461万円については道路災害6件、河川災害3件の災害復旧を行うものです。財源は国庫支出金7千164万円と土木災害復旧事業債4千270万円、残額は一般財源です。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入についての説明になります。今回の補正に対する歳入になります。主なものを説明いたします。

6ページをお願いいたします。国庫支出金の災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費国庫負担金7千164万円。これは土木施設災害復旧費の国庫負担金です。

次の総務費国庫補助金の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金5千23万5千円です。非課税世帯への交付金。飼料、肥料、特用林産資材高騰対応対策緊急事業の財源となっております。

7ページをお願いいたします。中段の繰越金の前年度繰越金5千690万7千円です。今回補正の一般財源となっております。

最後が町債です。急傾斜地崩壊対策事業2千万円です。それと道路改良事業の6千万円は町道湯鶴線分です。土木施設災害復旧事業3千330万円と土木施設単独災害復旧事業940万円は公共土木災害の災害復旧費の財源となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） 先ほど議案審議中に会計年度任用職員の男女別人数ということでお尋ねがあったものを報告させていただきたいと存じます。人数の合計で男性が15名、女性が64名となっております。女性の適齢人口と言われましたけれども年代別に20代が6名、30代が15名、40代が15名、50代が12名、60代が11名、70代が5名と女性の内訳だけ報告させていただきます。

以上、終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。午後からの会議13時00分から。

（午前11時57分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

総務課長（佐藤則和君） 先ほど補正予算の説明をさせていただきました。歳出の団体土地改良事

業費の部分で城村水路の民地買収と申しあげましたけれども、この民地については寄附であったということでございます。訂正申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上です。

議長（松崎俊一君） これより議案第41号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 補正予算の11ページになります。11ページの商工費の中の北里柴三郎博士顕彰費のところは200万円の予算が出ております。生誕170周年事業補助金ですが、これは具体的には何をなさることになっていますか。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

生誕170周年記念事業補助金200万円の内訳でございますが、まず実施時期については生誕の由来年の1月29日の実施日で予定しております。内容につきましては、お札のシンポジウムそれから小学生による学習発表そして北里柴三郎博士にちなんだオンラインのクイズと大きくそのような内容で考えております。実際のところは財団法人学びやの里が実施主体となりますので、学校等との調整については今現在調整をしている最中でございます。おおむねその三つの中身について今精査をしながら前に進めているというようなことでございます。

以上です。

7番（西田直美君） その200万円の予算配分それから小学生の勉強会にそれほどお金が掛かるとは思えないのですが、シンポジウムの簡単な内容で結構ですので簡単な内容それからオンラインクイズというのをどこかに委託してやるのか。それにこれはどういう効果を狙ってということ、どういう人を対象、どういう年齢層若しくは職種か何かわかりませんがどういう人を対象にオンラインクイズというのは考えてやることになっているのでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） まずシンポジウムの内容につきましてですけれども、まず一つはパネルディスカッションそれから講演会。このパネルディスカッションにつきましては、野口英世、福沢諭吉記念館等の館長等の各それぞれの偉人の方の紹介とか各地の地域の取組などを紙幣の肖像画に採用されたということによる動きをそれぞれのパネルリストを招きながらこれはオンラインになる可能性が高いですが考えているということでございます。またそのコーディネーター役として北里英郎先生をお願いするという一つの計画があります。

それから講演会につきましては、まだ確定ではございませんけれども予定としましては日銀の熊本支店長をお願いしたいということでテーマはお札についてということでございます。

それから財源の内訳です。まずシンポジウム関係で50万円、それからオンラインクイズで55万円、あとは諸経費でトータル200万円ということで考えています。

対象についてですけれどもクイズの対象者については、まず早めにクイズを50問考えていましてその50問のクイズができましたら町のホームページそれからもちろん財団のホームページ

そして観光協会等の周知を行いながら、ピンポイントで最近も北里大学の医学生が農村体験で来られていましたけれどもその辺の学生又は熊本大学の学生等にも声かけながらオンラインクイズをやっていききたいというふうに考えております。

以上です。

7番（西田直美君） お札のシンポジウムということは柴三郎博士の医学的な功績とはあまり関係なくてということになるかと思うのですが、シンポジウムをやるならやるでそれはそれでいいと思うのですが、オンラインクイズを例えば発想はどなたから出て誰を対象にというのも大学生だの医学生だのとか言われるのですけれども、そのオンラインクイズをやることによって何の効果が得られるという。例えばそれでオンラインクイズをやって北里柴三郎に興味を持つ、柴三郎記念館が小国にある、では小国に行ってみようか、それで小国でお金を落とす仕組みが生まれるということを狙ってやろうとなさってらっしゃるのか、それとも単に「こんなことをやっていますよ」というそのPR効果、どこまでPRできるかわからないのですけれどもその辺のところのしっかりした精査というか事前の予算立てる前にその辺までというのはどの辺りでどなたが考えてやられるのですか。多分これで最後になると思うので。

情報課長（村上弘雄君） 今回の170周年記念事業についての実施主体は学びやの里ということで、結果的にはこの事業の中身についても当然財団のほうでいろいろ考えながらももちろん町のほうには意見交換等をしながらこれからまたキャッチボールをしながら精査していくという流れになります。なので中身については財団のほうの中身を構築している。ただし相手がいることですからこれまた今からの交渉部分もあります。学校の校長先生等との協議もやっていますけれども中身についてはまだ校内で協議するとかいろいろ今から協議する部分は残っています。

それからシンポジウムそのものの考え方、効果についてですけれども、うちのほうとしてはPJ T係を置いて現在補助事業でシアタールームについての大きな事業をやっていますし、町挙げてこの5年間ぐらいを2024に向けて盛り上げていきたい。そういう中で財団のほうでこの事業については10年前にも160周年記念としてやっておりますが、今回はその部分については当時実行委員会を開いてやっておりましたけれどもその部分の運用の仕方が今回事前に協議した結果として町は町で先ほど言ったような主要事業をやっていきますので、今回はスピード感を持って財団のほうで動けるようにということで財団法人のほうに補助金を流すということでベースは博士の偉業の功績を改めて振り返る機会にするという記念事業でございます。

以上です。

8番（松本明雄君） 関連してお聞きします。今の話の中で170周年記念事業これ財団のほうに全部丸投げなのですよ。それで職員の数が何人ぐらいいてそれで足りるのか。そしてこの前も商工会の理事会の中で出たのですけれども、ほかの団体にはまだまだ紙幣関係、シアタールーム全然伝わってきていないのです。主導権は本当に町がとるのか、財団がとるのか、そういう話を

していると話を聞くとこっちはこっち、こっちはこっち、わからない話が多過ぎるのです。ですから本当にやるなら、ここの部分は財団がする、ここは町がする、お金は出してここまでの権限はあっちがあるとか、ちゃんとしないとこれで本当にシアタールームができました、ですけれどもほかのことはできませんではこれほど情けないことはありませんのでその辺のことは情報課でちゃんとやっていただかないと非常に困ります。だから170周年記念はいいとしても先がまだありますので、その辺の色分けをちゃんとしていただきたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） 御意見ありがとうございます。

先ほどの繰り返しになるかもしれませんが170周年記念というのは10年刻みの行事ということである意味当初からもわかっていたわけですがけれども、今回補正のタイミングになったことも一つは先ほど議員からおっしゃったような町としてのすみ分けそれから財団としてのすみ分け、この部分を調整するために今回のタイミングになったということもあります。御意見のとおりこれからしっかりと町、財団一緒になって盛り上げていきたいと思えます。

ありがとうございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 9ページの農業振興費、農地利用効率化等支援交付金について聞きます。町内の法人化してある農業法人が機械を導入することに対する交付金であるということでした。これ全額県からのトンネルということでもあります。ですがこれまでも町は農林業補助金で国の交付金であるとかあるいは森林環境譲与税などを利用してそういった補助金を出してきました。そうしたときに私見していると国からの交付金などに上乗せをして町が独自補助というのをやってきていたわけです。6月議会に出されました小国町森林組合が木材選別機を買い換えるのにも町は補助をしております。これ見てみますと森林環境譲与税で5千414万7千円を特定財源として木材選別機の機械の代金の半額を森林環境譲与税で賄っています。それだけではなくて町は独自に10%、1千82万9千円を上乗せで補助しております。これ財源は新型コロナウイルス感染症対応の地方創生交付金が充てられたわけです。農業分野では近年でも度々そういった国、県の事業を使って農家などが機械を入れたりとかしたわけですがけれども、そのときも町は必ず10%ほど上乗せ補助というのもしております。振り返ってみますと平成30年農事組合法人かみだが自脱型コンバインを導入しました。導入経費が875万6千円です。そのうち875万円の県は50%補助しますとそれに町は独自に上乗せ補助をしているわけです。また同じ年酪農家が畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金ということで1億2千549万8千円。いわゆる畜産クラスター事業です。畜舎なんかは導入したわけです。この総事業費は2億2千818万2千円で国が50%クラスター事業で出して町は独自に5%を補助しました。このときの財源の裏は過疎対策事業債を充当するという説明を受けております。また令和元年9月には先ほど先述の農事組合法人かみだがコンバインを買ったらやっぱりコンバインを格納する倉庫が必要だとい

うことで格納庫1棟を建てたわけです。そのときも費用の50%を県が補助するからということで町が10%補助59万4千円このときはしております。当然このときも10%の財源というのは一般財源であるという説明がなされました。それで今回見てみますと県が177万1千円補助するのですが町は補助しないわけです。これらの以前の町の独自補助について私は再三「これは町が補助しないと国、県の補助ももらえないのですか」と尋ねたわけですが「いやそうではない」と。「町は補助しなくても国、県の補助金は使えますけれどもそれは町が農林業を応援するために独自に補助をするのだ」という答弁でありました。6月議会の森林組合のこの10%の独自補助についても町長は「10%の応援はさせていただきたいいな」ということで、しかもそれで特定財源が使えるならということで「コロナ交付金を充てる」という答弁でありました。また産業課長がこの町長答弁に続いて「第一次産業である林業に対して町のほうも協力をしたいということで10%の上乗せをするものです」というふうにおっしゃいました。全員協議会ではこの森林組合について産業課長は「森林組合は700件の組合員がいる」それで「公共性があるから町はやるのです」とこれ今までになかった答弁が出てきたわけです。公共性というのはでは何が公共性というのかというのですけれども農政を担当する課長がよもや農業の多面的機能とこれ社会的にも評価されているわけですから、それを御存じないはずがないというふうに思うのです。しかも今回この補助を受けられるのは法人です、農業法人。ここはもう既に高校新卒で若い方を採用するなど複数名、2名だったかと思いますが雇用するなどそういう若い人の雇用の場としてももう既になっているわけです。それでこの方のお話を聞くと「雇用を増やし地域の農地の荒廃対策にもなるのだ」「その機械を入れて事業を拡大すれば」配送もこれ特定の名称ですので伏せますけれども要は「町に縁のあるそういう運送業者さんに依頼する。そういう意味でも地域には貢献しているつもりです」とおっしゃっています。「販路も拡大し雇用を増やす計画。小国大根の下巣地域からもう一度掘り起こしをしたいと思います」と意気込みを語っておられます。小国大根といえば私が小学生の頃小学校4年生の教科書には小国大根として社会科の教科書に出てきていました。そういった全国的に知名度もあったわけです。それで教科書に出ていて私蓬萊小学校でしたので黒淵の大根農家さんのところにも見学に行つて箱詰めの際に市場の方に手紙を書いて「この小国大根はどこに行ったのですか」という学級にはもう児童が11人しかいませんでしたのでほとんどの市場の方がお手紙を返してくれました。福岡とか鹿児島市場から帰ってきたのですがやはり子供からしてみれば福岡とか鹿児島と行ったことのない本当遠いところですよ。そういうところにもやっぱり小国の大根がいつているのだというのは子供ながらに非常に誇りに思ったわけです。それでこの農業法人さんはそういったかつての小国大根をもう一度盛り上げていきたいという思いをお持ちです。公共性は十分あると思いますがなぜ今回に限って上乗せ補助をやらないのでしょうか。私はこれはやはり例えば言葉には気をつけないといけませんが、森林組合とか大きいところには出すけどそうではないところには出さない。相手を見て対

応を変えているようにしか思えない。余りに差別的ではないかと思いますが、答弁してください。
産業課長（穴井 徹君） それでは、まず答弁に入る前に今の議員からのお話の中で修正させていただきたい点がありますので先に修正をさせていただきます。森林組合の補助50%が森林環境譲与税というお話がありましたけれども50%は国の補助金です。10%が町の補助になる。

あと私が前回公共性というお話をしたということがありましたけれども、私は公益性というふうに伝えたと思います。

それでは町のほうの設備ですとか機械等への単独補助金又は上乗せ補助金の基本的な考え方についてお話しさせていただきたいと思います。町のほうはこれまで団体への補助の上乗せ若しくは単独補助は行っております。あとその組織、団体の設立の目的、組織の公益性、それから組織の構成員どういった方が構成されているか、ほかの補助制度で対応できないか補助の有無、そういった財源が特定財源があるのか単独財源なのか等々を検討した上で町の補助事業、単独補助事業ですとか上乗せ補助の検討をさせていただいております。

今回のお話にあります法人ですが株式会社形式ではありますが内容としましては農業法人です。構成員は役員お二人で内容で言いますとお二人とも家族です。ですから町のほうとしては一農家一個人の形態ということで認識しております。

森林組合のほうは先ほどからお話ありましたが公益性の観点から約710名の組合員。それから選別機については令和3年度実績でいきますと4万3千立方の搬出、販売があります。それから計画的に将来計画は5万2千800立米まで伸ばす予定になっております。これは組合員だけではなくて組合員外の搬出も受け付けております。

それから畜産の事業がありましたが、これは畜産農家に対する補助ではなくて小国郷畜産クラスター協議会ということで構成員はJA阿蘇あと小国郷酪農振興会、小国郷園芸連絡協議会等々他の団体も一緒になって構成されている組織です。こちら将来的にはまだ全体計画は竣工しておりません。将来的にこちらの堆肥等を利用して園芸農家に良質な堆肥を生産して供給するという目的の中の途中経過であります。

法人かみだの機械設備のことについてもお話がありましたが、こちらについても先ほど町の基本的な考え方ということでお話しさせていただきましたが、構成員数とか構成どういった構成で組織された組織かということで法人になっておりますが機械利用組合とかそういった公益性とかいうものであれば補助していきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 「公共性ではなくて公益性と言ったのだ」というふうに言われましたけれども、要するに公益性というのはその対象の人が何人かということですか。確かにそうですこれクラスター事業についてはクラスター協議会、JA阿蘇とか酪農振興会あるいは東海大学とか農悠会、若手農業者の会それから南小国町、小国町もこの協議会の中に入っているわけです。全部で

9団体あるわけです。ところがまだ今竣工してないと言っているけれども実際それを利用しているというのは個人の方なのではないでしょうか。だから結局これ畜産クラスター事業自体が国の補助金を受けようと思えばその協議会を作らないといけないからだから九つの団体で協議会というのを立ち上げたのだと思うのだけれども、でも実態は町も使うのですか牛舎とか搾乳舎とかここ堆肥舎もあるのだけれども。使わないでしょう。

それではそういうふうに言われました構成員の数が問題になってくると。それでは聞きますけれどもそれは一体どこにどう書いてあるのですか。構成員の数というと幾つの団体以上ならいいのですか。それがどこに定められているのか説明してください。

産業課長（穴井 徹君） 構成員の数のみで判断しているというわけではありません。先ほど述べたように設立の目的ですとかいろんな要因を総合的に検討させていただいた結果どういうふうな対応をさせていただくかということで検討しているということで、構成員が10人だからよりか100人のほうを優先するとかいうことではありません。総合的に検討させていただくということで。

どこに定められているかということはその案件案件でなかなか一律に線を引けない部分もありますので、その補助等でまずは国、県の補助事業の上乗せであれば国、県の要綱にそぐわないものはまず事業自体が採択になりませんがまずそれに沿うように。それから町独自のものは町のほうでいろんな基準をその事業ごとに設定させていただいて補助金の交付をさせていただいております。

以上です。

5番（児玉智博君） だからそんな答弁しかないから非常に恣意的なのではないかと思うわけです。だってさっき言った畜産クラスターであったりとか農事組合法人かみだの脱着式コンバイン、このときには課長が違ったわけです。私このときも全員協議会で聞いたのでしょね本会議での議事録を振り返ったら私聞いていなかったのだから確か聞いたけどなと思ったのは恐らく全員協議会で聞いたのかなと思うのですけれども。そのときには今言ったような答弁はなかったわけです。応援するためにやるんだと。それを応援するためにやるなら別に悪いことではないからですね、産業を後押しするというのは。問題なのはこっちでは応援するだけこっちでは応援しない。しかも聞くと要綱も何もないというではないですか。それだったらその時々の方々の担当者とかあるいは町長なのかそういったところで個人的な感情で恣意的な判断が入り込む余地があるのではないかと思うのです。構成員だけではありません設立の目的とかなんとかと言うけれど、数だけではなくて設立の目的とか何を栽培しているとかかそういうことまで判断基準になってくるのなら誰が見ても分かるように「ここに書いてあるとおりです」という基準を示すべきではないかと思えます。そう思いませんか。その時々ケースバイケース、行き当たりばったりで補助金を出せばいいとでも言うのですか。私はそうじゃないと思います。答弁してください。

産業課長（穴井 徹君） 言葉的には嫌いな言葉でしょうし私のほうもケースバイケースというふうなことでは判断しておりません。前例にならうというのはケースバイケースとは私は違うと思っております。以前していたからとかいうことでただ単純に継続するのではなくて、今の現状ですとか財源等も勘案して総合的に基準とか考えているつもりではあります。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 10ページになります。団体営土地改良事業費の中の需用費に150万円修繕費というのがあるのですけれども、これは何についてか教えてください。

建設課長（小野昌伸君） お答えいたします。

150万円に関してはこれは土田水路。昨年団体営の水路補修ということで城村と同時に2路線水路の補修を行っております。その場所で余水吐とって大雨が降ったときとか水の調整をするところがあるのですが、その場所において新しく水路を敷設した後に管理をしていただいたのです。そこに転倒堰を人が手でくるくる回してゲートを開けて水を減らしていくと。そこが実際稼働したときに2か所ほどあるのですが非常に落差がありましてその作業をする際に高齢者が足を踏ん張ったりしたときによろめいて転落それと下が4、5メートルありますので大事故につながるということで作業が安全にできるように手すりを付けるというかたちで今回修繕費として上げさせていただいております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

11ページ、道路橋りょう費の道路新設改良費、町道改良工事の中で質問ですけれども、湯鶴地区の排水ということで総務課長のほうから説明も受けております。先だってから地元からの要望があり災害のとき非常に道路横断も困難な状態であると。そのような中での工事にいよいよ着手することとなったのだと思いますけれども、大体雨量、水量的にこの前の2年、3年前の水害みたいのところまで水量、雨量を見込んで対応するのか。要はこれでクリアできるのかという確認が1点です。

それから同じくページ飛びますけれども13ページに災害復旧費。これにつきましては例年災害という公共災至るところで生じております。ただ災害復旧をすることによって次年度以降の災害に強い施設が完成していくかと思っております。今回このように1億円と出ておりますけれども道路6件、河川3件だったですかね。例えば大きいところでまだ災害査定受けていないのでなかなか言いづらい点もあろうかと思っておりますけれども、どの程度の規模が予定されているのか。可能な範囲でいいです。災害査定受けていないのでなかなか言いにくい部分もあろうかと思っておりますけれども、答弁いただけたらと思っております。

建設課長（小野昌伸君）　ありがとうございます。

まず一つの湯鶴線です。議員おっしゃるとおり令和2年7月の豪雨によりましてちょうど防災センターから杖立観光協会、発電所までの間が河川は増水する、裏山からどンドン水がきてということで非常に冠水状態になって本当に危険な状態になったということで、その打破作としてまず社交金で今道路に入っている側溝を大きくしようじゃないかというかたちで、今300の側溝が両サイドに入っているやつを500のそれはもちろん今おっしゃったとおり山の流域の計算をしてこの前の7月豪雨でどれだけ雨が降ったか九電のほうの放水路も崩れましたので九電のほうも流量計算してお互いの流量計算を合わせて豪雨のときはこれだけの雨が流れる水が流れるというところでは断面を大きくします。これ防災センターから観光協会までの間です。

もう一つは緊急自然災ということで山から落ちてきて米屋別荘さんの駐車場に流れ込んでいるやつなのですがあれからの流末がもう何もなかったものですから非常にあふれたということで、その補助を利用しながら当初は真つすぐ道路を横断して筑後川に合流するはずだったのです、その計画で計画を練っていたらやはり筑後川の水量も大雨のときは増水する。真つすぐ川に向いたとしても逆に水が抜けない。逆に逆流してくるということで試行錯誤いろんな検討をして一応九電さんの用水路が上から観光協会のほうにおりてきていると思いますが、そこが災害に遭って今度は断面を大きくして新しくなりました。その余水路に何とかこちらで降った雨の全てをそちらのほうに流せないだろうかということで、国土交通省と九電さんと町長ももちろん応援いただいて協議をした結果前例にはないのですけれども九電さんのほうの用水路に流し込むことができました。今回は上からきた水を道路の中のボックスカルバート1メートル40の1メートル40の真四角のボックスを暗渠でずっと道路と一緒に入れていって九電の余水吐のほうに抜くということで、この前の7月相当の雨には耐えうる断面として計画をしております。余水吐のほうに流させていただいたことは本当にうちにとってはこの上ないことなので非常に九電さんと国交省の協力あつての事業ということで、もう既に社交金のほうの200メートルの側溝の入替えを発注しています。今回こちらの予算を通していただければ令和2年からの繰越しが3千万円ありますので、合わせわざ9千万円でそのボックスカルバートを入れていくということでトータル浸水対策が1億5千万円掛けて浸水対策をやっていく。

それと災害復旧。災害復旧のほうはおっしゃるとおり査定が行われます。今回一番金額が大きかったのが上山川線。山側からずっと上っていくのですがそのところが非常にスリットダム等々が入って途中までは河川管理もしっかりできているのですが、それから先が河川でなくなった場所が地山岩が入ってその横を並行してうちの町道が走っております。そこがやはり大雨によって侵食されました。平成17年にもかなり大きい災害復旧をしたのですがまだ侵食の度合いが激しいということでこれも林務と協議しながら林務のほうで治山ダムの計画、うちのほうは道路の路肩がやられましてブロック積が裏を抜け落ちているというような状態になっていますので今全面

通行止めというかたちになっています。それが延長30メートルの高さが5メートル以上ありますのでここだけでも5千万円の災害復旧費が掛かります。今回1億円を上げている中の半分はこの路線のこの場所につき込む。査定によって若干の上げ下げ出てくると思いますが多めに見ていますので何とかこの予算の中で9件分の復旧をしていきたいと思っています。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに。

8番（松本明雄君） 8番です。

今回僚議員が杖立の湯鶴のことは聞きましたので非常に心配していました。流す方向もどういうふうに流すのかと。最初は川に流すと言ったけれどもやっぱり家やらいっぱい建っているのでそういう大きいカルバートは入れられないだろうと思っていましたら非常に九電のほうに折衝ができてよかったと思います。大体大水が出るとあそこは水を止めますのでいつも水が淀んでいすので非常にいい案だったと思っております。

もう一つ聞きたいのは、ここに急傾斜地350万円また追加で出ています。これ関田と聞きましたが相当関田も急傾斜地で工事が進んでいると思いますが、あとどのくらいぐらいかかるものかお知らせください。

町長（渡邊誠次君） 松本議員、御質問ありがとうございます。

私もこの件に関しては皆様方から御要望いただいた当時実は緊急自然災害防止対策事業債というものが県からの提示が実はなされなくて、補助金がない状態で町の単独費ではできないというところから話が実はスタートしております。皆様のおかげで要望等々持っていきながら県のほうの副知事も来ていただきましたし国会議員の皆様にも来ていただいて、もちろん地元の県議にも来ていただいて非常に働きかけを強く県のほうにさせていただいたという経緯がございます。そのような中でこの緊自債というかたちをとらせていただきまして先ほども皆様方からの御意見でもありましたようにこちら有利な起債でございます。こちらの起債を使わせていただかないと逆に大きく1億5千万円というところでございます。重ね合わせての部分ではありますけれどもやはり災害に強いとまでは言えないかもしれませんが、できるだけ災害をフォローできるような場所にしていきたいというふうに思っております。それから九州電力さんとやっぱり大きなところはその許認可ではないですけども国交省さん、非常に大きな力があまして九電さんの協力があっても国交省さんが「うん」と言わない限りはなかなか繋げない。実は九電さんの用水路に繋ぎ込むのは九州では多分前例がないということで、すごく九州地方整備局それから久留米のダム事務所のダム統管本当に頑張らせていただいて実現ができたようなところでございます。町としましては杖立の水路に関しましては今の部分のやり方でできるのではないかとというところで頑張らせていただきたいというふうに思います。議員の皆さんの力が非常に大きかったというふうに思います。ありがとうございます。

建設課長（小野昌伸君） それでは私のほうから関田に関して。関田は始まったのはもう昭和の時代から始まって途中で1回中断していますが、今回始まったのが全体事業費2億円というかたちで始まっています。今回は国土強靱化6か年対策ということで唯一小国町の中で急傾斜国庫補助事業でやっている分でございます。国土強靱化の6か年対策ということで事業費3千500万円、擁壁の延長として50メートルが補正で付きましたので6か年対策ということで今年も合わせて6か年ですから完了はその6か年内で目指していくということで、非常に緊自債のほうの補助でもありますので県のほうもこれを使いながらやっていますのでもう6年の間には南小国町との境界まで用地の交渉もありますが完了させるつもりで県の方も頑張っておられます。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

議長歳入でもよろしいですか。

議長（松崎俊一君） はい、大丈夫です。

4番（久野達也君） 歳入で1点だけ確認なのですけれども7ページです。繰越金ということで今9月議会は令和3年度の決算の承認の議案も控えております。当然令和3年度の剰余金が繰越金としてくるわけなのですけれども今繰越金総額で1億1千400万円計上されているかと思えます。決算書を見させていただきますと8億5千万円ほどの決算剰余金それから明許繰越費の特定財源それから残った額を地財法に基づいて2分の1を基金に積み立てるということでもう甚だ質問として申し訳ないのですけれども、留保財源として大体あとどのくらい財政として見込んでいるのでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 今年の決算になりますけれども繰越し使える予算額として3億2千515万円ほどございます。この額を繰越しまして2分の1を基金に積み立てる予定にしております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、議案第41号、令和4年度小国町一般会計補正予算（第5号）に賛成の立場から討論を行います。

特段問題があるわけではありません。ただ甚だ疑問に思うのがこれまでも国、県の制度に上乘せ助成してきた農業などの機械について今回行われなかったというのはやはり問題ではないかと思えます。これまでの経緯で「個人の農家に機械補助をしたことはありませんから」という話も

ありました。しかしイノシシの電気柵には補助をやっているので「いやそうではないのではないかな」とここはちょっと見解の相違なのかもしれません。しかしやはり一番問題なのがこれまで補助をしてきたのだけでもなんら要綱や規則等の明文化されたものに基づかずにその時々の職員の判断で出し続けてきたというのは問題ではないでしょうか。町の補助制度といえば例えば子供の医療費助成については条例が存在します。条例の下に規則も存在します。住宅リフォーム助成制度にしても要綱が存在しています。ではなぜこれらの要綱が必要になるのか。それはやはり誰に対しても公平公正な補助が行われなければならないし、一体どういう基準で補助されているのか。それが誰が見ても明らかにしなければ財政の民主的な運営は保障されないからです。私は質疑でもそういった要綱や規則を作るよう求めました。しかし残念ながら前向きな答弁はありませんでした。改めて考えていただきたい。子供の医療費助成制度とこれも補助金です。住宅リフォーム助成制度、補助金です。同じ町が出す補助金で一方には明文化された決まり事があるのに、なぜ農家への機械導入、国、県の補助の上乗せ補助について必要ないというのか。やはり私はほかの補助制度と同じようにしっかりとした基準を町民に示す必要があるということを申し上げまして賛成討論といたします。

議長（松崎俊一君） ただいま賛成の討論がございました。

反対の討論はございませんか。

そのほかの討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第41号、令和4年度小国町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） 日程第9、「議案第42号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の8ページ下段をお願いいたします。

議案第42号 令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）をお願いいたします。1ページです。

令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3千847万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君） 御説明させていただきます。

議案第42号、令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

まず歳出から説明させていただきます。4ページをお開きください。

今回光熱水費、電気代です、200万円の増額をするものでございます。先ほどから一般会計でもありましたとおり近年の多様な社会情勢、ウクライナ情勢等によって物価の高騰、電気代の高騰によりましてうちが抱えています西里、田原、黒淵、小規模のそれぞれポンプ関係等の電気料。令和3年度と現在までの7月時点で比較しますと約1.1倍増えております。この1.1倍を年数に掛けて計算しまして200万円というかたちで今回増額をさせていただいております。

歳入においては農業集落排水事業の前年度からの繰越金ということで充当させていただいております。

簡単でございますが以上でございます。

議長（松崎俊一君） これより議案第42号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第42号、令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長(松崎俊一君) 日程第10、「議案第43号 公共工事請負契約の締結について(町道上滴水線①災害復旧工事)」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは、議案集の9ページをお願いいたします。

議案第43号 公共工事請負契約の締結について

次のとおり公共工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

- 1 契約の名称 町道上滴水線①災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 1億1千165万円
- 4 契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵2561番地
株式会社 伊藤組
代表取締役 伊藤 英志

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長(佐藤則和君) それでは説明させていただきます。

別紙の総務課資料(5)を御覧いただきたいと思います。開札調書でございます。入札日は令和4年8月26日、午前9時30分にごくおぐに町民センター301号室で工事入札を行っております。工事番号は災補第101号。工事場所は阿蘇郡小国町大字黒淵字梅木迫地内でございます。

す。工事の名称は町道上滴水線①災害復旧工事です。予定価格が1億1千551万9千800円。比較価格が1億501万8千円でした。工期は令和5年3月31日となっております。9社の指名を伊藤組が入札価格1億150万円。消費税込みの1億1千165万円で落札し8月30日付けで仮契約を結んでおります。参考までに公共工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

建設課長（小野昌伸君） 建設課より工事概要の説明をさせていただきたいと思います。

建設課資料（1）を御覧ください。レジュメに書いているのは今総務課長が読み上げたとおり1億1千165万円というかたちで2枚目、3枚目を私が御説明しますので平面図を見ながら読み合わせをしていただけたらありがたいかと思います。公共災令和2年222件あった最後の入札です。これで全て発注を終えます。この中で工種としましてはあまり難しい工種はないのですが見開きの平面図の下の方に現場打軽量吹付法枠工といって完成写真がのり枠の中に緑が覆っている写真があると思いますが、大規模に194メートル延長が長いので山腹が崩壊しております。その部分を用地の無償提供もございましたので災害復旧いろんな工法を考えた結果、用地を提供していただいて地権者に本当感謝しておりますがこういうかたちで用地が提供できましたので法面を安定勾配で切らせていただいて、俗に言う道路改良の法面をカットするそして法面を保護していくということで工法的には簡単なのですが非常に延長が長うございまして法長も10メートル10メートルぐらい2段になりますので平米数も多いということでこの金額になりました。あとは側溝の山際の敷設替えを行いましてその側溝の敷設替えをするときに発生する舗装の50センチぐらいのやり替えが194メートル続いていくということで、工種としては非常に工事としてやりやすい工事であります。非常に延長と数量が大きいから金額が張ったというかたちでこれが一応工期的には来年3月31日を目指して今から着工していくというかたちになってきますので、関係各位上滴水の人には御迷惑かけるとは思いますけど何とぞよろしく願いたいと思います。簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（松崎俊一君） これより議案第43号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） この平面図の見方を教えていただきたいのですが、色分けが茶色かなオレンジでしてあるのとグリーン、緑で色分けしてあるのがありますが、これはどこまでを法で切つてどの辺を吹き付けを行うのか教えてください。

建設課長（小野昌伸君） 申し訳ありません。詳しく説明させていただきたいと思います。

茶色の部分が厚層基材吹付と言ってこの現場の右写真があるやつではなくて普通に法面を切つて普通道路改良の場合は芝を張ったりします。そうではなくて植生基材と言って5種類の植栽を混ぜてラスを張ってラスの上からモルタル吹付のように吹付けていく。それがモルタルではなく

て将来的には芽が出てきて青々となる、これが茶色です。それから上においてがこの写真にあるようなちょっと土質的にアンカーを打たないととまらないところがあり非常に土質が悪いのでここボーリング調査もしています。非常に上のほうがここは本当に地震のときにもかなり亀裂が入っていたかと思いますが非常に山崩れの頻度が異常なほど大きかったので、ボーリング調査をした結果ちょっと土質が悪いということで、この法はコンクリートでまず枠を組んで中を吹き付けるという工法でやっていくのがこの緑の部分でございます。これですみ分けをしていくということかたちで要はかなり出来上がったなら明るく上滴水に向かっていくと右側の斜面が非常に安定勾配で見せていくということでございます。よろしいでしょうか。

5番（児玉智博君） つまりこの緑の部分については要は草が生えてこないという基本的に種が飛んできてひびなんかに入ったら別だけれども、基本的に吹付けてしまうから草が生えないという理解でいいのでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） この写真にあるように四角い基盤のところはコンクリートです。これが法枠。その中にはいろんな種類があって中を下で使うような植生基材で青々と出させる案と全部モル吹きで吹く案と今回は青々と枠の中は緑を出す工法でございます。だから全体的には出来上がって例えば全体的に緑が覆ってくるということでコンクリートの吹き付けではありません。枠の中は植栽です。

5番（児玉智博君） そうなると「また草刈りが」というのがちょっと出てくるのですけれども、その辺は費用面とか考えた上で今回の案になったということですか。

建設課長（小野昌伸君） 維持管理を将来考えれば議員おっしゃるとおりなのですが、非常に工種的に査定を受ける段階で中を植栽にするかコンクリートかというのは非常に工法的に湧水が多かったり土質の影響があったりしてコンクリートにするか植栽にするか基準があります。それで変わってきます。役場の裏を御存知かと思いますが、勾配もたっていて植栽をしているところもありますけれどもコンクリートでしているところもある。土質によって中の吹き付けの工法は変わってきます。これは致し方ない、土木の工学的にこれでいかせていただいております。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

議案第43号、公共工事請負契約の締結について（町道上滴水線①災害復旧工事）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議2時15分から行います。

(午後2時04分)

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時15分)

議長（松崎俊一君） 日程第11、「同意第3号 小国町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の10ページをお願いいたします。

同意第3号 小国町教育委員会教育長の任命について

小国町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしまして

- 1 住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原10番地5
- 2 氏 名 村上 悦郎
- 3 生年月日 昭和35年2月20日

提案理由といたしましては、令和4年9月30日に、現教育委員会教育長の麻生廣文氏が任期満了となり、新たに教育委員会教育長を任命する必要があるためでございます。

補足の説明をさせていただきます。今お隣におられますけれども麻生教育長が今度の9月30日で任期満了をお迎えになられます。私のほうとお話をさせていただきまして今年度で麻生教育長に勇退をしていただくというような運びとなりました。

村上悦郎氏の補足に関しましては、昭和60年4月1日に熊本県鹿本郡植木町のほうで教諭として採用され、小国町立の小学校では宮原小学校、下城小学校、海外の学校ではエジプトの日本人学校にも勤務されております。教頭先生として7校歴任された後、昭和30年4月1日に阿蘇郡西原村村立河原小学校校長に就任され令和2年3月31日に定年退職をされました。令和2年4月1日からは地元小国町で教育指導員として勤務され、小中学部の授業の指導助言を行いまして授業改善に取り組んでこられました。非常に研究心に富み責任感、使命感が強く児童の教育に情熱を持って当たり、児童、学校関係者、保護者、地域住民からも信頼と尊敬を得ており人格が

すぐれている方というふうには私は思っております。

申し訳ありません読み間違いをしております。昭和30年と今発言したということでございますが平成30年4月に阿蘇郡西原村河原小学校の校長に就任されたということでございます。申し訳ありません。以下は先ほど御説明をしたとおりでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（松崎俊一君） これより同意第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番（西田直美君） 町長にお伺いします。

今人となりについて述べられましたけれども小国町出身で教育長の候補になりうる方が4名いらっしゃるの町長のほうからおっしゃったという話を伺っておりますが、村上さんを選んだということに関しては一番の理由は何になりますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 4名を選んだというのは誰からお聞きになられたかわかりませんが、御相談させていただいた方は何名かおりますのでそこから聞かれたのか又聞きをされたのかよくわかりませんが、私ももちろん地元の小学校、中学校を卒業しまして地元の小学校、中学校のPTAの会長もさせていただきました。その中でかなりたくさんの校長先生とも学校の先生たちとも知り合ったといいますか、お付き合いさせてこれまでもきましたので4名だけではなくてもっとたくさんいらっしゃるのかもしれませんが、その中で村上悦郎さんをお願いしたいという理由が一番は麻生教育長と話をさせていただいてもう2年間こちらの小国町の教育委員会の事務局のほうで教育指導員としてしっかり今まで携わってこられて、もちろん麻生教育長からの御指導もあられたのかもしれませんが一緒に今までやってこられたというその中で私がずっと見ておられても学校に本当に足を運ばれてたくさんの方とお話しになられてかなり熱い方でございますので熱い中でいろいろあったのかとも感じますけれども、私としては一生懸命頑張っただけの村上先生だというふうには思っております。実は私のほうは下城小学校の時代ですがPTAに在籍をしておりますのでその当時村上先生教頭先生で下城小学校におられました。その当時も非常に熱い先生でございました。そのときはもちろん人事面とか到底考えるところではありませんけれども気持ちの熱い先生だなというふうには実は感じていたところでございます。私のほうといたしましてはまずは校長先生含めてたくさんの方たちとお付き合いをさせていただきましたけれども、その中で村上先生がいいのではないかなといったところで答弁とさせていただきます。

7番（西田直美君） 教育長にお伺いいたします。

昨日教育委員さんが3名教育長のほうとお話に行って「辞めさせていただきます」というふうな書面で提出をされたという伺いました。その経緯についてお話をください。

町長（渡邊誠次君） 申し訳ありません。人事案件でございますので私のほうから説明をさせてい

ただいで補足があれば教育長からお話をさせていただきたいと思います。

確かに昨日3名麻生教育長のところに来られたようでございます。その3名の方それぞれともお話も私もこれまでさせてもらってきましたし先日の総合教育会議がありましたけれどもその中でも御質問していただきました。私といたしましては人事案件でございますのでまずかたちとして議員の皆さんの前に上程をさせていただいて御同意を得るということが必要で大事なことでありますので、その総合教育会議のときには人事案件についてお答えはできませんという答えをさせていただきました。また昨日の夕方3名が退職願を持って来られたということでございますので教育長のほうから人事案件でございますので私のほうが預かりましてそれが事実でございます。3名からいただきました。

教育長（麻生廣文君） この間の経緯ということでございますが一度教育委員さん方の中から私に電話で「辞めるのですか」という御質問はございました。ただ先ほどからありますように私には何人かからそういう電話がございましたけれども、これは町長の人事案件ですので「町長にお聞きください、私は何も申し上げることはございません」というお話しかこれまでどこから聞かれても同じようなことでお答えさせていただきました。これはもう指名権とそれから議決権の話はもうするまでもなくだと思いますのでそのようにお答えをずっと1人の委員さんからあったときにはそれだけをお答えしておりまして、それ以外に委員さんから私にという問いかけそういったものはございませんでした。

以上です。

7番（西田直美君） 最後になると思いますのでまとめて聞きます。

まず麻生教育長は3人に慰留を進めたのか若しくはそのまま受理してオーケーということになったのかどうか。

それから3人の方が昨日教育長とお話をされた後で私のところに来てくださいました。その前にも個別にお話を伺っていたのですが経緯を私が口出しをすることでもありません。もちろん人事案件のことですので。ただし3名の方が昨日是非ともこの場で言ってくれと言われたのが「自分たちは教育委員だから辞めたくはない。子供たちの教育は大変大事なこともわかっているし自分たちも一生懸命やっつけてきているつもりである」と。教育委員4人いらっしゃるうちの3名が辞めるといのは由々しき事ことだと私は思いました。そのうちのお一人の一番長い方はもう13年目です。「私も辞めたくはありませんでした」と。ただし今回のことは何かといえば町長にお話を伺いたい。人事案件ですのでお話ができないということはあるかと思いますが、自分たちの考えであるとか今後のことについてというのは教育で大変な大事な関わりがあるところ。教育委員さんはもちろん教育長と関わりがあることですからその辺のところもお話をしたいということで「お話をさせてください」と3名の名前でLINEでメールを送ったと。既読は付いたけれど一切返事がなかった。何の応答もなかったということは一般の方が「町長話したいです」という

のとは訳が違うわけですよ。教育委員さんが人事案件のことを話さないと言っても意見を聞くぐらいはやっぱりやるべきだと思います。その方たちがずっとこれから3年間関わっていくわけですから意見を聞くのはとても大切なことだと思います。現場のことも教育委員さんたちはわかってらっしゃる。町長の知らないところを知っている方たちではないですか。そういう方たちの意見は非常に大事だと思います。それを「既読スルーですよ」と言われて一切何のあれもなかったということに関しては教育長も「これは町長には渡せないな」みたいな感じでなんかぼそつと言われたとおっしゃるのですが、並々ならぬ決意を持ってあの方たちはやりたいものを辞めざるを得ないくらいの気持ち「町長に対する不信です」というふうにはっきりおっしゃいました。それを言ってくれともおっしゃいました。それはやはり大きな問題だと思います。是非ともこの件についてきちんと説明をした上でそれは人事案件だから先ほどおっしゃった4人ではないかもしれない、たくさんあるかもしれないです私が直接聞いたわけではないからですね。その辺は私も修正したいと思います。ただし、いかなる決定の要素があったのかということに関しては事前に「こういうことにしようと思っています」とか「こういう基準で自分は選ぼうと思っています」。人の名前を出す必要はないですけれどもやはり明確な方針があつてのことだと思います。以前町長は「行政は教育には余り口を出さないことだ」というふうにおっしゃったことがありました確か3年前だったと思いますけれども、でも町を大事にしたいと思っている限りは子供たちの教育は何より大切なところで「口を出さない」ではなくて相談をすとかそういうことは必要なことだと思いますので、その辺のところ納得できる説明をお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） 教育長からもお話があるようでございますが多少誤解があるかもしれませんが確か5日の日にラインが参りました。私は教育委員さんも一般の町民の方たちも一緒でございます。町民の皆さんだから話をする教育委員の方たちだから話をするというようなことはいたしません。

もう一つ、それぞれ教育委員の皆様とは私は本人の家に行ってお話も2回ほどさせていただきました。その中で御相談を申し上げたり教育委員それぞれの皆さんでございますので電話で話をさせていただいたり、また先ほど言った総合教育会議の中ではやはり公の中では人事案件についてはお話しすることはさすがに議員の皆様の前以前に今日皆様の前に上程させていただいたのが公では初めてだというふうに私は思っておりますので、その部分ではしっかりとお酌み取りいただきたいというふうに思います。それから教育委員の皆さんが麻生教育長のことを非常に大事に思われているというのは正直思っておりました。御相談をしていく中で「辞めてほしくないです」というようなお話もしっかりさせていただきましたけれども、この小国町の教育の歴史の中で麻生教育長、北里町長から上程させていただいて皆さんに同意をいただきました。そして私のときに「あと一期、是非ともお願いしたい」という旨「その3年間の中で次の教育長を是非小国町民の方でつくっていただいだけませんか」というお話もさせていただきながら指導員に村上悦郎

先生をお迎えをしております。そのような中で私が教育委員さんとお話をしたところでいくとやはり指導員の方で来られているので一番有力に考えておられたのかもしれませんが。ただ今日人事案件というのは上程をするとそれから皆さんに同意をさせていただいた後にしか決まりませんのでその部分では私に対する不信任というところでももちろん考えるところはあるかもしれませんが。それから教育長のことを思って辞めてほしくないという理由で退職届を出されたのかもしれませんが。それは退職届の中に「一身上の都合でやめさせていただきます」という文章が書かれてございました3名ともですね。ですので真意はまだ確かめてはおりません。ただこの議会が終わって定例会が終わってからになると思いますけれども御三方とはお話をしっかりとさせていただいて、是非残っていただくようお願いはまずは私のほうからも申し上げるというのはもう間違いございません。その部分では議員の皆様方にも御理解いただきたいなというふうに思っております。

私からは以上です。

教育長（麻生廣文君） この件につきましては今こうしたことで話題になっておりますが、私自身は3名が昨日来られて辞職願を見たときに「何とか思いとどまっていただけないか」ということを再三申し上げました。一つは私自身も町長とずっとこの3年間一緒にやってくる中で次の方をというのはずっと考えておりましたし、それから御三人方がこうした辞職願等を出せば教育のみならず町政全体に非常に動揺が走るという部分を思いましたので「引っ込めてください」とかそれから「止めるように」というようなことを再三お願いをしたところでございますが、最終的に帰るときに御三方「やはり」と言ってそこに置いて帰られましたのでそのまま町長にそれを届けたところでございます。それは昨日のことでございますけれども。御三人の話を聞く中に「町長とは2度、3度話はしました」と。ただ最終的なメールの部分についてというのは先ほど町長の話を聞く中でわかったのですけれども返事がなかった云々という話もございましたけれどもそれは先ほども「前々日になってから」という話を聞いてからああなるほどだなと今思ったところでございます。ですから私自身としてはもう御三人方そのままやっていただきたいという思い、こうした辞職願については出していただきたくないということでお願いをしたところでございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 今西田議員とのやりとりを聞いているとやはり3人の教育委員さんが辞職願を出されたその原因には今回の教育長人事があるというふうに町長もそう認識しているのだなというふうに理解しました。昨日のやりとりの経緯を教えてくれと言われたらいきなり教育委員会なんか「会議のときに最初話を聞いた」とか今回の人事の話にいきなり入ってきました。それでやはりそれだけ大きなことが起きているのに昨日の夕方出されたから報告とかするなら今日になると思うのですけれども、そういった話は自らは今日9時40分までには議員集まっていたけれどもそういう事実は伏せておいて西田議員から「そうなんじゃないですか」「3人辞表を持って来たでしょう」という話をしてようやくその事実を明らかにすると。私はやっぱりそれもち

うなのかなど。引き金になったのはラインが既読スルーされたとか何かそういうのかもしれないけれど、やはりそれ以前から個々の教育委員さんがいろいろ対話を持ちかけてきていてもそれでもやっぱり納得いかない。それで3人そろって面会を求めたけれども町民だろうが教育委員だろうと言うけれども、でもお願いして教育委員になってもらっているのではないですか。古い方は13年前からと言っているけれどもこの3名の方全員今期の人事案は渡邊町長あなたが議会に出したのですよ。お願いをしてやっていた方に対してそれはどうなのかなというふうに思います。だって5日にいただいたのなら「いやそれは9月議会が終わってから」とかいろいろそういう話もできるではないですか。しかも教育長は慰留されたと言った。それで町長も慰留するつもりだというふうにおっしゃっている。だけどそれはこの9月議会が閉会してから。何ですかそれは。この教育長人事が原因で辞表を出されているのにこれも通してしまっただけでどういふ話をするのか知らないですけれども慰留しますと。それは違うのではないですか。やはり私これだけのやっぱり大事だと思いますよ。4人の定員の中で過半数が「辞職する」というふうに言ってらっしゃるわけですから。やはり議会が終わってから慰留するとかそういうのではなくてやっぱりその話をきちんとして、それから改めて出すのが私筋ではないかと思う。だからそれはもう話合いでどうなるかわかりませんよ。もう何が何でも村上さんを教育長にという思いが強ければあちらは嫌でも「それでももうできないです」と言われるかもしれない。もうそれで結果として辞職するかもしれないし逆に「村上さんで」というふうに言ってもそれでもやっぱり納得して続けられるかもしれない。それはどうなるかわかりません。町長が別の方を提案するという落としてどころに行き着くのかかもしれないけれどもそれは可能性としては幾つかあると思いますが、やはり3名の方の進退を明らかにしてから出し直すのが私はこれ筋ではないかなと思います。いかがですか。

町長（渡邊誠次君） 筋の話をされましたので私のほうからしっかり考えているところをお伝えさせていただきますと、議員の皆様方に上程をさせていただいて同意をしていただくことが最優先でございます。その後でこの問題については対処させていただきますして、これで全然話を私がしていないとかたちだったらそれはそれで私も責任はかなりあるかもしれませんが、自宅に足を運んで話をしているわけでもございますのでその部分では御理解はいただきたい。御理解いただけないとかたちで辞職願を出すのであれば人事案件の後で本当は出していただきたかった。もちろん私の不信任とかたちでまだ聞いてないからですね出したのであれば私も考えさせていただきますけれども、昨日の7日の日付だったですかねその時点で出された部分ではかもしれないというところはありますけれども確定はしておりませんので、村上先生の同意をお願いするといったところも本決まりにはまだなっていない状態です。ですのでその部分には皆様方にしっかりと御判断いただいてその後で教育委員の皆様には私のほうからきちっと御説明を申し上げまして納得をしていただければ残っていただきたいというふうに思いますし、納得ができ

ないというかたちであればまた次を考えたいと次の方ではなくて考えを私はしっかりと話しながら教育委員の皆様にご理解を重ねてお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑は。

教育長（麻生廣文君） すみません2点話させてください。

まず1点目ですが、今日後任については提示されたということでございますので多分に誰が次なるか云々については私自身も「誰が次になりますよ」とかというようなことを委員さん方に話したつもりもありませんし、これまでもそういったことは前提になっていないというふうに私は思っております。これが1点です。

それからもう1点ですが、もしいろんな点で町のほうにまずいところがあったとすればそれは私の部分で非常に責任が重いというふうに思っております。教育委員会一応立場は平等な立場ではおりますけれども一応私が教育長というかたちで新しい教育制度の中では一番責任ある立場に置かせていただいておりますので委員さん方の気持ちあるいはいろんなことについては私がしっかりと受け止めたりあるいは状況等を把握しなければならなかった部分は多々あったのだらうと思いますけれども、そうした部分に欠けていたということにつきましてはこの場を借りてしっかりおわびを申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑は。

児玉議員、最後まとめてください。

5番（児玉智博君） 最後。まだ1回しかあれ2回聞きましたっけ。

議長（松崎俊一君） 質問まとめてください。

5番（児玉智博君） 1回ですよ。今2回目です。

議長（松崎俊一君） 失礼、1回だそうです。2回目。

5番（児玉智博君） もうちょっとこっちの質疑も向こうの答弁も長いのでちょっと長く感じるかもしれませんが2問目いきます。

それで「その次の教育長云々は関係ないと思います」というふうに教育長今おっしゃったけれども、でもこれはその辞表が出た引き金は向こうがメールで面会を求めたけれども応じてもらえなかったというのが引き金にはなっていると。「だけれども元をたどっていけば教育長人事にあるのではないですか」と言ったら町長も大きくなずいていたからですね。

それで実は私もこれは8月頃から教育長人事について教育委員さん含め教育委員会事務局に今日提案された村上さんがもう座ってらっしゃるから令和2年からですね。やはりその村上さんになるのではないかということについてやはり懸念される声というのは実は私も聞いておりました。そこで確認しておきたいのがそこで私に入ってきたそういった話ですけれども、私は蓬萊小学校

でしたので村上さんとは子供の頃もう一切面識もありませんしどういう方なのかも知りません。やはりその上で私に入ってくる懸念というのが同和教育との関わりあるいはそういった同和団体とのそういう同和団体というか同和教育についての話で聞くわけです。非常に熱心な先生だったということで耳に入ってくるわけですが、それはなぜかといえばかつての小国町の同和行政の在り方ですよね。これ今度委員会でも深掘りしてそのときに話すので今日は多くは申し上げませんが、やっぱりそういう利権であったりとかそういった部分で町民の人たちも懲り懲りしているとかうんざりしてる部分がやはりあるわけです。ですのでどういう人が今後の同和教育とかそういういろんな研究会もあります同和団体もあります。そういうところとの関わりがどうなっていくかなというのは非常に関心の高い問題になるのは当然なのではないかと思うのですが、現職の頃昭和60年に採用されて30年に校長になられたということで言われていますが30年かな教壇に立たれていたのは。でも教頭もされているというからもうちょっと20数年なのかもしれないけれど、そういう中でどういうふうに同和教育にこの方が関わってこられていますか。同和推進教員などの役も担われているのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 具体的なところは私のほうではわかりませんが、お話を私のほうからさせていただいて今の麻生教育長の方針を全体的なバランスを含めてしっかり担っていただいて学力向上ここをメインに考えていただきたいという旨を伝えさせていただきました。

それから先ほどの同和行政も含めてですけれども同和教育も含めてですけれどもそのバランスをしっかり保って今の状況を保って是非とも3年間一生懸命頑張りたいというところを了解していただいておりますので、私としてはその部分に関しましては問題がないというふうに思っております。

町長（渡邊誠次君） ほかに質疑よろしいですか。

8番（松本明雄君） 8番です。

この人事案件は我々が出された以上はそれで判断するしかありません。僕が言いたいのは麻生教育長が来られたときに前町長北里町長が非常に苦勞されました。麻生教育長も違うところに仕事に行かれてましたのでそこを9月にやめて本当は3月までであったのですけれども9月にやめられて小国に来ていただいて非常に我々は頼もしく思っておりました。この時期を南小国町のほうも9月に大体変えていたのですけれども今の岩切教育長ですかねそのときに3月に延ばされました。そのときは町長が教育委員会のほうに兼務されていたというような覚えをしております。どうしても学校の先生の退職した人を選ぶ場合は3月に退職されますのでなかなか9月に選んで来ていただくということは非常に厳しいところがあります。ですから今後変えていただくころは今度は無理にしても3年後は時期を延ばして3月の31日とかそういう辺りにしていただくのはどうかと思っております。人事案件ですので町長が選んだのを僕らいただきました今日初めて見ました。それで前々は校長先生上がりの方ではなくて民間の方も南小国町も小国町もいらっしゃい

ました。町長が目指すグローバルという考え方ですれば民間の方にいい方がいらっしやれば町長とお話ができて教育をこうしたいとかいらっしやる方がいらっしやればどうぞよそからでもいいですから、小国出身になると今後校長を退職してその中から選ぶということは非常に難しくなると思いますので、先の先の話ですけれども町長の目指すところがあれば教育問題ですので非常に厳しいところもあると思いますけれども校長先生上がりの方が来るとその部下だった方教員だった方はなかなかいいときもあればその先生に合わない先生もいらっしやいますのでなかなか非常に難しいところあります。今の麻生教育長みたいにやわらしい人なら非常に助かる部分もあるのでしょうけれどその辺でちょっとした摩擦ができていますと思いますが、今後やはりもう9月人事は非常に難しいです。ですからもう3月に町長が兼務していただいて延ばしていただいてまた多くの人材の中から彼が僕は悪いとか良いとか言っていないので、町長が選ばれた方を僕らが判断するだけです。ですからそれ以降にまた考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

町長（渡邊誠次君） 御参考にさせていただきたいと思いますが、私が兼務するのが一番ちょっと力不足になるのではないかというふうに思っておりますのでいろいろ検討させていただきます。

それから校長先生上がりではなくてという判断は実は前々教育長の北里武一先生からも御相談とかお話をさせていただく中でいろいろと話をしていたわけですが、教育長という立場は私としてはやはり地元の方のほうがいいのではないかなというところを思っております。それから指導員の部分であったりとか例えばDXに強い方とかそういったかたちだと違うかたちでも町のほうにおいでいただけるようなところの部分で、少し若い方たちがグローバルですとかDXですとかというところの部分を支えるような組織形態も考えていければなというふうに思います。松本議員おっしゃられるようにプロデューサーとプレーヤーが同じようなかたちでやられるのも非常にいいかもしれませんけれども、教育長という立場になられますと非常に地域のことをこれを非常に考えておられる方のほうが私は麻生教育長もそうでしたけれども次の方も地域の方をしっかりと考えていただける方ということで、私のほうから村上悦郎先生御提案させていただきましたけれどもその部分の思いが強くてこういったかたちになっていると思います。よろしくお願ひします。

8番（松本明雄君） 町長ちょっと間違っていると思いますけれども、兼務すればいいと言ったのは9月から3月の間までです。ずっと兼務して教育長してくれとかそういうこと言っていないので9月から3月までです、また3月に選んでいただいてそれから教育長という観点ですので町長はずっとしてくれと僕が言ったと言いますけれども違います、兼務は9月から3月の31日までです。

町長（渡邊誠次君） わかりました。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、同意第3号、小国町教育委員会教育長の任命については、反対の立場から討論を行います。

質疑でも明らかになったのは現職の教育委員さん3名が辞職願を出された原因をたどっていけば今回の人事案にあるというのは明らかではないかと思えます。教育委員さんというのは3年間任期のうち教育長と一緒にやっていたいかなければならない立場にある方たちです。それはもう私たち議員よりも教育長と教育委員の関係というのはより濃いものだと思います。そういう中で人事案件なので議会に提案するのが先だと議会の議決を経てからでなければ誰にも明らかにできないというふうにおっしゃいました。そういう独自のローカルルールをお持ちなのでしょうが、しかし国や県なんかでも特別職人事というのはありますがその日まで大体隠すというか事前に明かさずに一気に発表するのというのはそれは閣僚人事ぐらいのもので、ほかの特別職例例えば会計検査院の検査官とかいろいろ特別職国にもありますけれどそれは国会の本会議で議決してから明らかにするのではなくてそれは事前に明らかにして、例えば国の特別職の議員の同意が必要なものについては本会議前に事前に議員運営委員会などにその候補者を招致して所信を聴取して委員がいろいろ質問をする。そういったプロセスも組まれております。決定する以前に世の中に明らかにされるものそれが特別職人事だというふうに思えます。その上でやはり私は教育委員さんの出された辞表が宙に浮いたままこれを議会が議決を行う、それで決めてしまう、その後どうなるかわかりません。本当に3名とも辞めてしまうかもしれないし残るかもしれない。しかしいずれにしてもこれが将来に禍根を残すことは間違いないと思えます。やはりきちんと辞表を出された3名の方たちのケアをしてからその上ではっきりさせてもう一度採決に付すべきであると思えます。私はこのまま採決はするべきではないという立場から反対の討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

7番（西田直美君） 私も、同意第3号、小国町教育委員会教育長の任命については、反対の立場から討論をいたします。

そもそも教育委員の皆さん4名いらっしゃるうちの今回3名が辞めるという意向を示したということ。もう1人の方はと言ったときにはその方はまだ新しい方なのでそういうことに巻き込むことは自分たちの意思を巻き込むというのは悪い言葉でした。同意を求めるということは無理かなと思うということでやはり意識のある人と言ったら悪いですね、思いのある方たちの行動だと思います。そして私は以前一般質問のときに教育委員の仕事についてということで質問したことがありました。そのときの質問の趣旨としては「教育委員の方たちは地元の方たちであるいろいろな経験も積まれている方たちなので、是非とも学校の問題のある子供たち課題を抱えた子供た

ちと学校側それから保護者の間に入っているいろんな相談にのったりとかしていただけませんか」というお願いをしたことがございました。そのときの教育長のお返事が「教育委員の方はそういうことをやるためにいらっしゃる方ではありません。教育委員会のことをいろいろ考えていただく方たちなのです」というふうにおっしゃいました。その方たちのうちの4人中3人が辞めるという事態をやはりもっと深刻に受け止める必要があると思います。先ほども申し上げましたがやはり思いは非常に深い方たちです。一生懸命考えているから。私も個別にお話しに来てくださったりしていたのですがほかの議員のところにも行ったというふう聞いております。そして昨日の来られたときの結論が「議員さんにごっかりしました」と言われました。思わず「すみません」と言いました。やはりそういうことを一生懸命やってらっしゃる方たちが言わなければならないということは実に悲しいことです。もっと真剣にもっといろんな深い話合いが必要だと思います。人事は必ずするものだからそれを選ぶにはそれなりの根拠があつてのことだと思いますが、それが納得できるものではなかったということを考えれば私も今回の教育長の任命については反対の立場です。反対討論といたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（松崎俊一君） ただいま出席議員は8人です。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第32条第2項の規定より、立会人に3番、穴見まち子君及び9番、熊谷博行君を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。よつて、立会人に3番、穴見まち子君及び9番、熊谷博行君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（松崎俊一君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願ひます。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（配付漏れなし）

議長（松崎俊一君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（松崎俊一君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。2番議員より順次投票をお願いします。

（投票）

議長（松崎俊一君） 投票漏れはありますか。

（投票漏れなし）

議長（松崎俊一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

3番、穴見まち子君及び9番、熊谷博行君に立会いをお願いします。

（開票）

議長（松崎俊一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 8票

有効投票 8票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 5票

反対 3票

議長（松崎俊一君） 以上のとおり、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（松崎俊一君） 暫時休憩といたします。3時15分から行います。

（午後3時04分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時17分）

議長（松崎俊一君） 日程第12、「認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第13から日程第19、認定第2号、認定第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号までの7件は、各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計の決算認定となっておりますので、一括して議題といたします。

なお、本日は小国町代表監査委員であります古賀代表監査委員にもおいでいただいております。後ほど意見書の説明をお願いしたいと思います。

それでは執行部より一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、水道事業会計決算認定の説明をお願いします。

なお、はじめに町長より議案集の朗読をお願いしたいと思います。その後に各課長から説明をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号、令和3年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでを、一括して提案させていただき、その後に担当課長から概要説明をいただきます。

それでは、議案集の11ページをお願いいたします。

認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第2号 令和3年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

認定第3号 令和3年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第4号 令和3年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

認定第5号 令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

認定第6号 令和3年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、議案集14ページをお願いいたします。

認定第7号 令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

次に、認定第8号 令和3年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

よろしくをお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、私のほうから令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算についての概略説明をさせていただきます。

それでは、令和3年度一般会計の歳入歳出決算書をお開き願います。

1ページ、2ページです。目次の次のページになります。総括表としまして、歳入歳出それぞれの款ごとの決算金額を記載させていただいております。歳入総額88億2千247万5千518円。歳出総額79億7千392万7千904円でございます。

13ページをお願いいたします。今申し上げました歳入総額から歳出総額の差引きとしまして8億4千854万7千614円が残額として出ております。この処分としましては、全額翌年度

への繰越額となっております。令和4年9月8日提出、小国町長渡邊誠次でございます。

次に、15ページ以降には歳入歳出決算の事項別明細がございますが、これにつきましては後日各担当課から概要の説明をさせていただきます。

それでは、総務課資料で一般会計の決算についての概要を説明させていただきます。

使います資料は総務課資料（6）令和3年度決算主要施策（事業）成果報告書、それから総務課資料（7）令和3年度決算に係る財政資料、この二つの資料が一般会計決算書の資料となります。

ではまず総務課資料（6）令和3年度決算主要施策（事業）成果報告書をお願いいたします。1枚めくっていただきますと目次がございます。目次では、所管課のごとの主要施策成果調書のページを表記させていただいております。以下、事業内容、成果の説明及び決算額とそれに係る財源内訳を表記させていただいておりますので決算確認のときに参考にしていただければと思っております。

次に、総務課資料（7）令和3年度決算に係る財政資料で今回の決算に伴う説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。一般会計決算の状況です。平成28年度から数値で推移の経過等が比較できますように表記されております。今回は令和3年度の決算ということで、1ページの一番右端が主な内容です。令和3年度の標準財政規模が36億4千761万6千円で財政力指数は0.24です。小国町の場合ここ数年は財政力指数が0.22から0.25の間で推移している状況で大部分は交付税に頼っているという財政状況がわかります。

歳入の内訳としまして、歳入総額88億2千247万6千円に対して一番主なものが地方交付税これは特別交付税、普通交付税の合計額です。29億3千629万1千円ということでかなりの額を地方交付税に頼っているということになります。それから、町債、町の借入金ですが5億3千755万3千円となっております。それ以外の歳入としましては、国庫支出金、町税、県支出金が主なものとなります。

次に、歳出総額は79億7千392万8千円です。その他の経費としましては、歳出額が多いのは補助費等で12億6千795万円です。これは負担金や負担金補助及び交付金となります。一部事務組合への負担金等もこれに含まれております。

補助金については、6億2千547万3千円の減となっております。減額の理由としましては、特別定額給付金の皆減によるものです。特別定額給付金とは国民1人当たり10万円給付された給付金のことでございます。

次に、物件費等で需用費、役務費、委託料等ですが総額で9億7千369万9千円です。地籍調査業務委託等の事業実績の増加及び新型コロナウイルスワクチン接種委託料の増により前年度から1億4千625万2千円の減となっております。

次に、投資的経費で普通建設事業費と災害復旧事業費を合わせた額が投資的経費となります。総額で24億8千208万5千円になっております。災害復旧事業費については、15億8千660万7千円です。これは農林水産業施設災害復旧費と公共土木災害復旧費です。12億2千973万4千円の増となっており主に令和2年7月豪雨災害によるものです。普通建設事業費については2億6千307万1千円の増となっております。投資的経費全体としては前年度から14億9千280万5千円の増となっております。

歳入総額から歳出総額の差引きが形式収支となっております。8億4千854万8千円これに翌年度に繰り越すべき財源5億2千339万4千円を差し引いた額が実質収支となります。実質収支額は、令和4年度へ繰越して使える予算ということで3億2千515万4千円となります。3億2千515万4千円を繰越して2分の1以上積み立てるという根拠になる数字です。先ほど久野議員から質問があった内容になります。それから単年度収支はマイナス1千297万5千円となっております。昨年の実質収支が3億3千812万9千円であり今年度は3億2千515万4千円となっておりますので差引き1千297万5千円減ったという意味になります。

その下の実質単年度収支につきましては、今年度中に事業を実施する場合、資金が不足すれば基金からの繰入れを行います。また、令和4年度に基金の積立ても行います。この実質単年度収支というのは、預貯金をどう利用したのかを計る数字になります。簡潔に言えば基金の繰入れが少なくて積立が多い場合はプラスの数字となります。令和3年度の場合は6千918万4千円増えたという決算の状況です。

2ページは歳入歳出ごとにグラフで表示させていただいております。

次に、3ページをお願いいたします。令和3年度における借入の状況です。一般会計で5億3千755万3千円の借入れを行っております。表には起債の種類、借入先、事業名、交付税算入率を表示させていただいております。また、参考といたしまして農業集落排水事業特別会計と水道事業会計についても起債の分を書かせていただいております。

4ページにつきましては、この借入れた起債別の年間の推移です。令和元年度末高がありまして、次に令和2年度中に借入れた分、そして令和2年度中に返した分、令和2年度末高と続き令和3年度も同様に借入れた分、返した分、末高とまとめております。令和3年度の一般会計の末高は61億9千737万2千円になります。

5ページは、借入先別に表にしております。借入先としましては、国の融資資金いわゆる財務省からの借入れが大部分です。

6ページをお願いいたします。6ページは基金年度末額状況ということで平成28年度末から令和3年度末まで現在町が持っております基金の流れを表にしております。令和3年度末現在まで14億4千852万6千円となっております。

7ページをお願いいたします。7ページはネットワーク事業基金の用途状況です。この基金は

寄附金に伴う積立金ですので、その用途等につきましては令和3年度産業関係で7項目、子育て関係で6項目、福祉関係で4項目、観光関係で1項目の合計20項目に対して、基金の中から8千979万円を運用させていただいております。寄附の目的を寄附者が指定したものを踏まえた上での充当になります。

最後に、地方消費税の増収分につきましてその用途を明確化し社会保障施設に要する経費に充てることとされており充当状況は決算書の161ページに付けておりますので御覧いただきたいと思っております。ちなみに地方消費税の増収分の交付金は9千79万8千円になっております。これに対しまして、この交付金が充てられる社会保障施策に要する経費としまして、表のとおり社会福祉、社会保険、保健衛生関係に充当いたしております。一番左の欄に示しております。

以上が、一般会計決算の総括的な説明になります。よろしくお願いたします。

町民課長（宮崎智幸君） 町民課のほうからは所管の特別会計について説明をさせていただきます。

特別会計決算書を御覧ください。

特別会計決算書の1ページからが国民健康保険特別会計でございます。まず、決算書のほうに記載はございませんけれども、国保の加入状況としまして、令和3年度末今年の3月末日ですが被保険者数が2千6人、世帯数が1千226世帯でございます。対前年比で被保険者数76人、世帯数で26世帯の減少となっております。

決算状況について、2ページ、3ページの総括表で御説明をいたします。前年度決算との比較又は変更点を中心に説明をさせていただきます。

2ページの最初に、歳入に關しましての主なものとしまして、1国民健康保険税1億9千714万9千967円がございまして歳入決算全体の17.5%となっております。4県支出金でございしますが、この中に歳出保険給付費の大部分を支払うための保険給付費交付金、普通交付金や保険者努力支援分等の特別交付金が含まれておりまして総額で8億2千153万825円、全体の72.8%となっております。続いて款の6繰入金9千642万4千997円でございます。この中にありますのは、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金等の制度上ルール分のほか保険税の賦課方式変更に伴います緩和措置の財源分として繰入れたものを含んでおります。7繰越金につきましては、令和2年度からの繰越分930万366円でございます。歳入の合計は11億2千850万4千404円となります。対前年度比で1億1千320万9千49円、11.2%の増加でございます。

3ページにあります歳出に關しましての主なものとしまして、款の2保険給付費で7億4千525万5千227円、歳出全体の68.4%を占めております。3国民健康保険事業費納付金これは県への納付金となりまして2億6千558万7千629円の支出でございます。この納付金が保険税相当分ということになりますけれども、その財源としましては歳入の保険税また税の軽減補填分である繰入金の中の保険基盤安定繰入金等で賄うかたちとなっております。次に6保健事

業費1千344万2千918円ですが、人間ドックであるとか特定健診、保健指導等にかかる費用の決算でございます。また、8諸支出金6千51万2千736円は保険税の還付金、財政調整基金への積立金、公立病院への直営診療施設勘定繰出金が含まれています。歳出合計は10億9千13万2千568円となります。対前年度比で8千413万7千579円、8.4%の増加でございます。歳出増に関しましては、保険給付費が4千300万円ほど増加したこと、公立病院の電子カルテシステム更新事業により直営診療施設勘定繰出金が4千万円ほど増加したことが大きな要因となっております。

10ページをお開きいただきたいと思います。歳入総額から歳出総額を差引きました3千837万1千836円の全額につきまして翌年度に繰越しさせていただくものでございます。

以上で、令和3年度国民健康保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、介護保険特別会計決算について説明をさせていただきます。

決算書の31ページからが介護保険特別会計でございます。まず、こちらのほうも記載はございませんが介護保険の加入状況としまして、令和3年度末今年の3月末日での被保険者数2千929人、対前年度比で11人の減少となっております。そのうち要介護認定者は450人、要支援認定者は92人、合計で542人でございます。こちらは対前年度比で21人の減少となっております。また、認定率におきましては18.5%でございます、前年比で0.6%の減少となっております。

決算状況について、32ページ、33ページの総括表で御説明をいたします。

32ページの歳入に関しましては、主なものとして1保険料2億336万2千15円、3国庫支出金3億163万4千151円、4支払基金交付金2億7千773万8千858円、5県支出金1億4千916万4千899円、7繰入金につきましては1億5千571万2千493円、8繰越金7千858万213円などとなっております。歳入合計につきましては11億6千963万8千506円となりまして、対前年度比で1千113万773円、0.9%の減少でございます。

33ページの歳出に関しましては、主なものとして2保険給付費9億9千698万9千901円、3地域支援事業費4千540万4千698円、4諸支出金は、国庫、県の負担金交付金の過年度精算に係る返還金等でございますが1千990万1千4円、5基金積立金は736万9千円をさせていただいております。以上、歳出合計10億7千690万5千736円となります。対前年度比で2千528万3千330円、2.3%の減少でございます。

歳出額の減少の主な要因としましては、負担金等の過年度精算額の減、基金積立ての減額また財政安定化基金借入金の返還完了による公債費の皆減によるものなどがございます。

38ページをお開きいただきたいと思います。歳入総額から歳出総額を差引きました9千273万2千770円につきましては翌年度に繰越しさせていただくものでございます。

以上で、令和3年度介護保険特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算について説明をさせていただきます。

決算書の59ページからが後期高齢者医療特別会計でございます。

59ページをお開きください。後期高齢者医療につきましては、熊本県広域連合が保険者となります。加入状況としましては、令和3年度末での被保険者数1千533人、対前年比で22人の減少となっております。

決算状況につきましては、60ページ、61ページの総括表で御説明いたします。

60ページの歳入に関しましては、主なものとして1保険料7千583万2千760円、3一般会計からの繰入金3千441万738円、5諸収入は健康保持増進事業の助成収入等でございますが427万4千640円となっております。歳入合計は1億1千555万4千747円となります。対前年度比で171万1千600円、1.5%の減少でございます。

61ページの歳出に関しまして、主なものとして2広域連合納付金1億913万2千798円、3保健事業費は、健康診査や人間ドック等に係る経費でございますが466万6千448円などとなっております。歳出合計は1億1千481万1千696円となります。対前年度142万5千342円、1.2%の減少でございます。

66ページをお開きいただきたいと思っております。歳入総額から歳出総額を差引きました74万3千51円の全額につきまして、翌年度に繰越しをさせていただくものでございます。

以上で、令和3年度後期高齢者医療特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

以上、町民課のほうで所管しております三つの特別会計の説明をさせていただきました。

お配りしております町民課資料(2)の決算資料の中に、委託料、補助金、負担金等の明細を記載しておりますので御参照いただければというふうに思っております。

町民課からの説明は以上です。

教育委員会事務局長(久野由美君) 坂本善三美術館特別会計の説明をさせていただきます。

はじめに配付しております教育委員会事務局資料2、令和3年度坂本善三美術館事業報告について簡単に説明させていただきます。こちらは美術館事業の活動状況や実績を簡単にまとめたものです。

2ページは、令和3年度に実施した五つの展覧会の名称、概要と三つの関連イベントなどを示したものです。

3ページは、町内の学校などを対象とした鑑賞・体験教室と新たに始めたおぐに美術部の実績です。4ページ、その他の事業として柿渋座を開催しました。総参加者数は延べ878名となっております。

5ページ、町民入館無料事業を10月に行い、99名の来館者がありました。

次の6ページは、小学校鑑賞体験教室の内容を示したものです。

最終7ページの資料は、美術館開館以降の入館者の年間推移です。平成7年開館からの累計入館者が31万456名となっています。

それでは小国町特別会計歳入歳出決算書の86、87ページを御覧ください。総括表にて説明させていただきます。

87ページ、歳入です。款の1使用料及び手数料として135万6千70円。こちらは美術館の入館料です。款の2繰入金が1千109万7千777円で一般会計からの繰入金です。款の3諸収入で86万2千914円でミュージアムショップでの売上げが主なものとなっています。歳入合計は1千331万6千761円です。

次に、88、89ページ、歳出です。一般管理費で坂本善三美術館の管理運営費1千148万9千307円です。次に新型コロナウイルス感染症対応経済対策費で182万7千454円です。歳出合計は1千331万6千761円です。

続きまして、90、91ページをお願いします。歳入歳出決算額が同額のため翌年度への繰越しはございません。令和4年度からは一般会計で処理することとなっております。

以上で説明を終わります。

建設課審議員（田邊国昭君） それでは、建設課所管の特別会計及び水道事業会計の決算について決算書により概要説明させていただきます。

まず小国町簡易水道特別会計から説明させていただきます。施設としましては、杖立水道、小藪水道、市井野水道の3施設の会計になります。

特別会計決算書の94ページをお開きください。総括表に歳入の記載がございます。使用料及び手数料としまして水道使用料661万4千690円、前年度繰越金22万16円がございます。歳入決算額は683万4千706円です。対前年比2.7%の増となっております。

次の95ページが歳出でございます。総務費として629万4千706円でございます。対前年比2.2%減となっております。

100ページをお開きください。歳入から歳出を差し引いた残りの54万円を繰越しさせていただいたものです。

103ページを御覧ください。歳入の明細がございます。今年3月末での給水戸数は杖立水道が130戸、小藪水道が24戸、市井野水道が12戸。昨年度に対して杖立水道が5戸減、小藪水道は変動なし、市井野水道は1戸増となっております。

それから次のページ104ページからが歳出の明細でございます。水道組合ごとの一般管理費でございます。105ページの中間ほどに12委託料としまして維持管理委託料497万5千441円とございますが、この金額は収支として残った金額を水道組合の維持管理費として支出しているものでございます。ほかの2組合水道につきましても実質的な維持管理は各水道組合で実施している関係で各地区同様に支出しております。

以上、小国町簡易水道特別会計の決算について説明を終わらせていただきます。

それでは小国町農業集落排水事業特別会計について説明させていただきます。

110ページをお開きください。総括としての歳入がございませう。分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債の合計が1億5千944万2千237円で対前年比は3.8%の増となります。

次の111ページが歳出でございませう。総務費と公債費の合計1億5千508万183円で対前年比2.4%増となります。

116ページをお開きください。歳入から歳出を差引きました436万2千54円を繰越しさせていただいたものです。

次に118ページを御覧ください。このページからが繰入れの明細になっています。農業集落排水事業分担金として55万円が納入されています。これは新規加入6件、内訳としまして一般住宅が5件、事業所が1件、一般住宅5件のうち西里が1件、黒淵が4件の加入金でございませう。今年3月末の加入状況は、田原地区につきましては39世帯、西里地区につきましては142世帯、黒淵地区につきましては293世帯でございませう。3地区合わせて474世帯で接続率は84.8%になります。分担金の次に各地区の使用料がございませう。

続きまして、県支出金が農業集落排水施設整備事業補助金として775万円。

一般会計繰入金8千180万3千円。

町債としまして、資本費平準化債2千510万円、公営企業会計適用債660万円、農業集落排水施設更新事業債770万円がございませう。

次に、122ページ、123ページを御覧ください。ここからが歳出の明細でございませう。このページは施設の維持管理に関する一般管理費でございまして、歳出合計5千675万8千853円となります。

次の公債費でございませう。元金利子合わせまして9千832万1千330円となっております。

以上、小国町農業集落排水事業特別会計の決算について説明を終わります。

続きまして、小国町水道事業会計につきまして説明させていただきます。

小国町水道事業会計決算書を御覧ください。水道事業会計は、収益的収支と資本的収支として区分されております。収益的収入及び支出につきましては、18ページ、19ページを御覧ください。収入であります事業収益は1億2千428万6千102円で前年度に比べまして669万1千952円、率にして5.2%の減となっております。そのうち給水収益の使用料は1億940万1千627円で前年度に比べて561万7千328円、率にして4.9%の減となっております。支出であります事業費の主な内容は、減価償却費6千487万6千102円、委託料1千103万9千800円、企業債支払利息816万6千999円など合計1億2千16万7千417円となり前年度に比べ629万3千837円、率にして5%の減となっております。収益的収入か

ら支出を差し引いた純利益は4 1 1 万 8 千 6 8 5 円となり前年度に比較して3 9 万 8 千 円 1 1 5 円の減となっています。

次に、4、5 ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。

資本的収入といたしまして企業債3 千 5 0 0 万円、一般会計出資金1 千 5 3 万 2 千 円 など合計して4 千 6 9 7 万 7 千 4 0 0 円となっております。

資本的支出は、建設改良費1 億 2 千 4 8 7 万 5 9 0 円、企業債償還金3 千 8 2 4 万 9 千 7 1 6 円で合計が1 億 6 千 3 1 2 万 3 0 6 円となっています。資本的収入が資本的支出に対し不足する額1 億 1 千 6 1 4 万 2 千 9 0 6 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1 千 6 7 万 5 千 9 0 0 円と減債積立金3 千 8 0 0 万円、建設改良積立金1 千万円及び過年度分損益勘定留保資金5 千 7 4 6 万 7 千 6 円で補填しました。

次に8、9 ページを御覧ください。当年度未処分利益剰余金2 億 7 千 3 5 6 万 9 千 3 7 4 円につきましては、4 1 1 万 8 千 6 8 5 円を減債積立金、4 千万円を建設改良積立金として全残金を翌年度へ繰越しました。

次に1 6 ページを御覧ください。改良工事の概要でございます。

令和3 年度は柿木地区、南田地区及び町道工事に合わせた布設替等計7 件の工事を行いました。

1 7 ページは業務量でございます。給水戸数が令和3 年度におきましては2 千 4 4 2 戸でございまして前年度に対して2 4 戸減となっております。有収水量は6 8 万 2 千 9 8 0 立米で前年度に対して7 万 1 千 8 4 3 立米の減でございます。有収率につきましては7 6. 1 %で2. 2 %の減となっています。

2 0 ページは重要契約の要旨として、6 件の工事並びに3 件の業務委託の内容を記載しております。

2 1 ページは企業債及び一時借入金の概況を掲載しております。

2 2 ページにはキャッシュ・フロー計算書、2 4 ページには収益費用明細書を添付しております。

以上、特別会計水道企業会計について概略説明を終わらせていただきます。

議長（松崎俊一君） ただいま執行部より認定第1 号、令和3 年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8 号、令和3 年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの説明をいただきました。

議長（松崎俊一君） では、認定第1 号から認定第8 号の中でただいまの執行部からの説明に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5 番（児玉智博君） 私の所管外の課の決算について幾つかお尋ねいたします。

まず、道の駅「小国」モデルハウス建築事業ということで約2 千 1 7 0 万円の費用がかけられ

てモデルハウスが建築されております。ところが当初このモデルハウスというのは小国町に移住を検討する方が短期間1週間未満ぐらい小国町に移住を考える人がやってきて、そこで短期間のいろいろ見て回るときの拠点として利用できるよという目的で計画が始まったものです。ところが完成して今どういう使われ方をしているかを見てみますとASOおぐに観光協会の事務所として使われてしまっているわけです。そこで確認したいのがそのモデルハウスこれは町の持ち物であります。だからこれ町の動産になるわけですが建物も。それはどうかたちで貸し出している契約をしているのか。小国町がそのASOおぐに観光協会に直接契約を交わして貸しているのか。それともゆうステーションカンパニーが道の駅小国の指定管理者でありますので、そこがまとめてその指定管理の中にこのモデルハウスいわゆる今観光協会の事務所として使われている建物を指定管理の中でやってゆうステーションカンパニーと観光協会との間でそういう賃貸借契約が結ばれているのかお示してください。

加えて、いずれにせよここはASOおぐに観光協会は賃料を払っているのかお示してください。もし払っていないのであれば大体あれ小国町内でもいい場所ですよ。56.7平米で木造二階建てということで新築と。普通不動産屋を通じるなら6万円で月取ったとしても安いぐらいではないかなと思うのですが、実際町の考えであそこを民間で店舗として貸し出すなら大体どれぐらいの物件だというふうに判断されているのか教えていただきたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） 幾つか御質問ありましたのでお答えしたいと思います。

まずこのモデルハウスにつきましては先ほど当初の目的も少し議員のほうからお話がありましたけれども、重点道の駅ということで国交省の認定を受けました。熊本県で最初に道の駅の認定を受けたのがゆうステーションでそれから一つランクが上という言い方かどうかわかりませんが重点道の駅ということでまた認定を受けております。そのときの当初の計画というのが三つありまして、先ほど議員のほうからお話がありました移住定住の相談窓口それからもう一つは観光の総合窓口化そしてあとは核となる交通センターとしての位置づけ。この三つの三後の要というあそこが位置づけの中でこれまで補助事業も探しながら直前まで農政部局の都市と農村の交流という切り口で財源を探して協議をして正式な補助のテーブルにのりかけたのですが、いかんせん2分の1の補助しかないということで途中から切替えまして観光の核という切り口でコロナ交付金を全額充当するという経緯がございました。そういった中であの施設を運営しております。あの当時の目標設定から随分時が経ちまして10年以上経っているのですが自然と町としての政策の部署が移住定住については政策課のほうで今主に窓口をやっています、また具体的な運用の部分では木魂館がそれを担うというようなところもありまして、現在ゆうステーションのモデルハウスの中心的な役割は観光協会の事務所というのが現実的なかたちとなっております。

それから持ち物としての考え方ですけれども、これは町の施設でございます。一連の重点道の

駅としての計画の中でトイレの建て替えそれから河川側への拡張による駐車場の拡張それと東屋の設置、一連のメニューの中で先ほどの建物ができたということで管理上はゆうステーションカンパニーの指定管理者の中の施設の一部ということで考えております。

使用料等につきましてはこれはちょっと過去の経緯もございまして、ゆうステーションの2階が過去にツーリズム協会とかそれからカンパニーの事務所とか3年前から観光協会の事務所として複合的に2階を使わせていただいたという経緯もございまして、この部分についての使用料の考え方は今後観光協会がしっかり自立したかたちになったときにカンパニーとしてその使用料いただくかどうかというのはまた話としては出てくる可能性があります、現在のところ今までの形態を重んじて使用料は取らないということがカンパニーのスタンスとしてあります。ですの月の6万円という相場等についての考え方の比較は少し私のほうで今は数字を持っておりません。

以上でございます。

5番（児玉智博君） もともと今あそこに移る前はゆうステーションの2階に観光協会できて間もないですけれどもASOおぐに観光協会の方たちがいたのでそれはそのまま指定管理の施設内で移動しただけということなのだろうかと思いますが、できたばかりの建物を使わせるということはやっぱり過去の経緯でというのは余りそれよろしくないかなと思います。できたときにしっかりと話をして賃料も当然税金が使われて建てられた建物ですから、それは免除になるのかそれとも取らないというふうになるのかというのは今のうちに話をしておかないとうやむやになるのではないかと思いますのできちんと御説明いただける日が来ることを願っております。

あと鍋ヶ滝について聞きます。令和3年度は鍋ヶ滝の歳入をしてみますと入園料収入約2千253万円を始めとしてそういう収入があるわけです。いろいろ調書を見てみますとキューネットへの監視カメラの業務委託とかあと先ほど名前が出ましたけれどASOおぐに観光協会に鍋ヶ滝公園の受付、清掃業務等で750万円、あるいはそういう経常経費ではありませんけれども株式会社JTB熊本支店に鍋ヶ滝公園の予約システムの構築及び実証実験のための委託料が2千259万8千円ちょっと出ているわけです。

質問としましては、鍋ヶ滝公園が令和3年度何日間営業して何人の方の入場があったのか。そして最終的な経常的な経費、投資的経費含めて収支状況がどうなったのか教えてください。

それからもう1問聞きます。温泉地の賑わい創出事業補助金ということで383万円出ております。交付先はASOおぐに観光協会というふうになっておりますけれども杖立温泉、わいた温泉で新しく空き店舗等を利用してお店を始めた人たちへの補助金であるかと理解しておりますけれども、一体何人の方が受給されたのでしょうか。またこの補助金を利用してお店を始められた方は現在もしっかり営業されていますか。教えてください。

情報課長（村上弘雄君） まず鍋ヶ滝のことについて答弁させていただきたいと思います。令和3

年度におきましては運営の状況というのを言いますとコロナが3年目ということでございますが、まず一番たくさん入園者が来るであろう時期のゴールデンウィークについてはその前の年から同じように休園せざるを得なかったということがございます。それからゴールデンウィーク明けの5月の10日以降についても平日以外の土日、祝日は閉園をしております。また大雨等の臨時休園というのもございまして少しだけその部分を紹介させていただくと、5月17日と20日に大雨による臨時休園をしております。それから梅雨時期の6月4日も大雨のために臨時休園。7月9日も同じです。それから夏休みのお盆とか夏休み期間中の感染対策を考えたところでまた8月の7日から16日まで臨時休園。そして御存じのように予約システム実証実験をスタートさせたのが11月4日からでございます。そのときに初めて少しゆっくなりなる時期でもありますので土日祝日を開けた。また年明けて2月1日から道路改良の工事が始まりましたのでその部分で3月18日まで休園した。もろもろそういう条件がございまして人数にしますと7万4千148人です。その前の年もコロナで影響を受けていますけれども令和3年度は更にまたその部分で減っております。それから収支ですよ。

5番（児玉智博君） それと営業日数です。いつ休んだと言われるけれども何日間営業したのかわからないので。

情報課長（村上弘雄君） 営業日数は今こちらで数字は把握できておりません。申し訳ございません。

収支についてですけれども先ほどから議員のほうからもお話ありましたけれども、鍋ヶ滝についてはいろんな歳出もあります。先ほども話がありましたけれども予約システム等については令和3年度に2千200万円ほど投資をしていますのでこの分は財源としては丸々コロナ交付金を使っていますので財源としては持ち出しはあったにせよ一般的な持ち出しは抑えられていますが、歳出と歳入だけで比較しますと1千400万円ほどマイナスとなります。一般会計の中での執行ということでございますので行政の場合はどうしても必要であれば黒字が出るものだけではなくて政策としてやっていくという考え方はありますけれども、余りにも今まで鍋ヶ滝がある意味右肩上がりです。収益も上がりましたけれどもどうしてもコロナの部分についてはこうせざるを得なかったと。ただしその1年半ぐらいの間に予約システムを入れることで現在はその部分が回収できているというようなことでございます。

それから賑わい創出の件ですよ。まず案件としましては、わいた温泉で2件、それから杖立温泉で1件、これは通常の町として創業支援をするというのは政策として商工会関係で補助事業やっていますけれども、今回の場合は趣旨がコロナ交付金によるダメージを受けた温泉地を応援するということで少し手厚い補助になっていまして、審査窓口も観光協会ということで1回目の応募で2店舗ありました。杖立が文具店、それとわいた地区がカフェです。それから予算のほうはまだあったものですから2回目の募集をして今度は岳湯のはげの湯地区に地熱コーヒーの販売

ということで3店舗目があります。特に杖立の文具店につきましてはどちらかというと福岡の糸島に文具店として1号店がございましてその部分の杖立温泉の雰囲気にあった文具をということで人のつながりの中で出店していただいたということで、この3店舗については毎日営業しているということではないけれども引き続きずっと営業はしていただいていますし補助の条件としましてもその分は条件として賦課しております。

以上です。

議長（松崎俊一君） 時間の都合もございまして5番議員の質疑について本日答弁ができないとか不十分な部分がありましたら、産業委員会のほうで詳しく報告してもらいたいということで、最後にしてください。

5番（児玉智博君） 最後、鳥獣対策で駆除の部分で聞こうと思っておりますけれども、野生動物生息数適正管理助成金、鳥獣被害防止総合対策事業補助金、有害鳥獣駆除事業補助金これ三つあるわけです。トータルで1千126万3千円支出されております。そこで確認なのがこれ以外にも防除の部分で電牧なんかもしたりはしているのですが、やはり今一つの集落があるところの田んぼが電柵を張ったら次はこの田んぼに入り出す。だからその田んぼの方も電柵を張ると今度はまた別のところに入る。いちごっこだということが特に大分登熟が進んでいきましたので今田んぼなんかへも被害がちらほら出ていますけれども、そういういちごっこだという意見が農家から出ているわけです。やはりこれ駆除をしっかりしていけないといけないのではないかと思います。これももう10年以上この駆除の部分での補助金出し続けているのですけれども被害件数であったり被害額というのはどのように推移しているのか最後に伺います。

産業課長（穴井 徹君） 現在手持ちの資料はありませんので正確な件数等はわかりませんが、被害の内容については農業共済組合ですとか農業協同組合等への聞き取りであったり、あとはまた有害鳥獣駆除会の毎年の駆除報告ですとかそういったところを総合して県等への報告はさせていただいております。正確な数字はちょっと今現在報告することができません。申し訳ありません。以上です。

議長（松崎俊一君） それでは、これをもって質疑は終結いたします。

今の数字が出ない部分はまた常任委員会のほうでも出しておいてください。

ここでお諮りいたします。去る8月31日に議会運営委員会を開催し、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定、水道事業会計決算認定については、各常任委員会に付託して審議することに決定いたしました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託して審議することに決定いたしました。

なお、認定第2号から認定第5号までは文教厚生常任委員会へ、認定第6号から認定第8号ま

では産業常任委員会に付託をいたしたいと思います。

議長（松崎俊一君） それでは監査委員に来ていただきますので、ここで暫時休憩いたします。4時30分ですよろしいですかね。

（午後4時24分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時30分）

議長（松崎俊一君） それでは、ここで古賀代表監査委員より令和3年度各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書並びに財政健全化等審査意見書の説明をお願いしたいと思います。着座のままで結構ですので御説明よろしくお願ひいたします。

代表監査委員（古賀尚年君） こんにちは。監査委員の古賀でございます。よろしくお願ひいたします。それでは令和3年度各会計決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書について報告いたします。

それでは表紙をお開きいただきますと、令和4年8月26日議選の大塚議員と各審査の合議を経て町長のほうに提出いたしました際の意見書の鏡が写しとして添付してあります。

それでは目次を経て1ページをお開きください。令和3年度小国町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書であります。対象が令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算及び特別会計7項目について審査いたしました。審査の期間といたしまして、令和4年6月21日から令和4年7月13日まででございました。審査の結果、審査に付された令和3年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び付属書類は、関係法令に準拠して調整され、かつこれらの計数は関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確でありました。また予算はおおむね適正に執行されていることを認め、その内容並びにこれに対する決算の概要及び意見は以下のとおりであります。

それでは2ページをお開きください。決算の概要であります。決算規模といたしまして、一般会計と特別会計の総決算額は、歳入決算額114億1千576万6千879円、歳出決算額104億3千46万9千554円で、予算現額144億6千575万7千円に対する執行率は、歳入で78.9%、歳出で72.1%でありました。なお、予算現額144億6千575万7千円から翌年度への繰越額30億7千489万5千円を除いた予算額113億9千86万2千円に対する歳出決算額104億3千46万9千554円の当該年度の実質的な執行率は91.6%であります。また、前年度決算額と比較すると、歳入において16億623万2千820円の増加。歳出において14億3千88万6千355円の増加となっております。

引き続きまして6ページをお開きください。決算収支でございます。総計決算における歳入歳出差引額は9億8千529万7千325円の黒字で、形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支額も4億6千190万3千325円の黒字となっております。内訳は、一般会計で3億2千515万3千614円、特別会計で1億3千674万9千711円でありました。また、

実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は3千252万5千785円となっております。内訳は一般会計でマイナス1千297万5千603円、特別会計で4千550万1千388円でありました。

次のページ、町債の状況であります。町債の状況は8ページ、9ページに掲載してあります。一般会計と特別会計を合わせた年度末未償還元金の合計は69億4千673万9千720円で前年度よりマイナス4千777万425円の減少でした。

次、10ページをお願いいたします。財務分析であります。図表1-5-1のとおりであります。実質収支比率でありますが3%から5%程度が望ましいとされています。本年度は8.9%で前年度をマイナス1ポイント下回っています。経常収支比率であります。70%に収まることとが妥当な数字とされています。75%を超える場合は弾力性を失いつつあるとされています。本年度は80.5%で前年度からマイナス7.1ポイント好転しています。依然75%を超えており今後経常収支比率を悪化する要素が多く更に財政硬直化が継続していくことを自覚する必要があります。

財政力指数であります。地方公共団体の財政上の能力を示す指数を言い、この指数が1に近いほど財政力が強いとみることができます。本年度は0.241で前年度マイナス0.013ポイント下回っています。財政力指数は減少しているものの依然として財政力が低い状況が続いています。実質公債費比率でございます。この指数も財政構造の健全性を示し、本年度は7.7%であり前年度をマイナス0.9ポイント下回っています。

次、14ページをお開きください。一般会計、14ページから51ページまでが記載してあります。決算の概要。予算現額118億4千535万7千円となり前年度予算現額と比較すると16億2千682万6千円増加しています。予算現額に対する決算額は、歳入88億2千247万5千518円、歳出79億7千392万7千904円であります。歳入歳出差引額8億4千854万7千614円を翌年度へ繰越していますが、翌年度へ事業を繰り越すものの財源に充当すべき5億2千339万4千円が含まれていますので、これを差し引いた実質収支額は3億2千515万3千614円の黒字となっております。なお、前年度実質収支を差し引いた単年度収支はマイナス1千297万5千603円の赤字となっております。また、単年度収支に財政調整基金の積立金を加え、取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は6千918万4千417円の黒字となっております。財政状況において厳しい状況ではあるため今後も歳入の確保、歳出の項目の精査、並びに歳出金額の削減に努めていただきたいと思います。

次、17ページをお願いいたします。財源別決算状況であります。歳入決算額を自主財源と依存財源別に見ると前年度と比較すると自主財源は1億8千131万1千円の増、依存財源は13億1千584万1千円の増となっております。財源別の構成比率は、自主財源が23.9%、依存財源76.1%となっており前年度と比較して自主財源がマイナス2.4ポイント減少しています。

この主な要因は、自主財源である財産収入と繰入金の収入が減少したことによるものであります。

次に、20ページをお願いいたします。町税についてであります。自主財源のうち7.6%を占める町税について述べさせていただきます。町税の収入済額は6億6千713万7千円で、この主なものは固定資産税3億2千596万7千円、町民税2億4千452万9千円で、全体の85.6%を占めています。収入済額を前年度と比較するとマイナス2千287万6千円減少していますが、これは主に前年度と比較して軽自動車税がマイナス125万9千円、固定資産税がマイナス1千685万2千円の減少によるものであります。今後も口座振替の推進を図るとともに、未収金の時効管理に努められたいと思います。

次、28ページをお願いいたします。収入未済額であります。収入未済額は2億2千442万5千円の内訳は、国庫支出金が1億8千216万5千円と8割を占めております。収入未済額を前年度と比較すると1億8千821万9千円増加しています。今後とも負担の公平性と適正な債権管理の見地から、その解消に向けて更なる効果的な努力をされるよう要望いたします。

40ページをお願いいたします。ここから歳出に入ります。款別決算状況。予算現額118億4千535万7千円に対し、本年度の歳出総額は79億7千392万8千円。前年度と比較して13億6千730万6千円増加しており、翌年度への繰越額30億7千489万5千円を差し引いた7億9千653万4千円が不用額となっております。執行率は67.3%。翌年度への繰越額を差し引いた実質執行率は90.9%となっております。

次に49ページをお願いします。不用額であります。不用額は7億9千653万4千円で予算現額に対する割合6.7%であり、前年度と比較して6億2千657万2千円増加しています。構成比率で最も高いものは、災害復旧費の68.6%、以下衛生費の9.1%、総務費の5.5%、民生費の4.5%となっております。前年度と比較して増額の大きなものは、災害復旧費5億4千34万5千円、衛生費6千363万3千円となっております。

次に、51ページをお願いいたします。予算の流用でございます。本年度の項・目間の流用件数は12件で、前年度と比較して3件増加しています。金額は174万8千円で前年度と比較してマイナス31万1千円減少しています。流用は、財務手続き上認められた行為であります。議会の議決を要しない執行であります。その制度趣旨に鑑み、今後とも流用については十分慎重を期されるよう要望いたします。

次のページをお願いいたします。ここから92ページまでが特別会計になっております。さきに執行部のほうから説明がなされたと思いますので中身については割愛させていただきます。また6ページにお戻りください。6ページ、図表1-3-1単年度収支状況表というものがあります。ここに特別会計のスクリーントーンがかかった部分がありますけれども、この数字を読み上げて特別会計の中身とします。歳入決算額25億9千329万1千361円、歳出決算額24億5千654万1千650円、形式収支額1億3千674万9千711円、翌年度への繰り越すべ

き財源はありません。実質収支額1億3千674万9千711円、前年度実質収支額9千124万8千323円、単年度収支額4千550万1千388円となっております。

それでは92ページをお願いします。特別会計の収入未済額の総額でございます。総額は2千64万2千円で前年度と比較して50万円の増となっております。今後とも債権管理の立場から解消に向け更なる努力を要望いたします。

次に99ページをお願いいたします。一般会計・特別会計のむすびでございます。1行目から12行目までは国内外の情勢を記載していますので、本日は読み上げを割愛させていただき、13行目のこのような中という部分がありますのでそこから読み上げたいと思います。

このような中、小国町の令和3年度一般会計決算を見ると、歳出は79億7千400万円で、前年度に比較し13億6千700万円、約20.7%の増額となっております。増加した要因は、災害復旧費で11億2千800万円の増加、土木費で2億9千400万円の増加、町営住宅屋上外壁改修工事や町道改良工事などの実施が含まれています。民生費では1億6千100万円の増加で、臨時特別給付金等の実施が含まれています。商工費では1億2千500万円の増加で、新型コロナウイルス感染症対応経済対策の実施が含まれ、これらなどが主なものとなっております。歳入は88億2千200万円で、前年度に比較して14億9千700万円、約20.4%の増額で、増加した要因は、自主財源である繰越金が事業の繰越しによって2億5千400万円増加したことや、依存財源である国庫支出金や県支出金などが、災害復旧事業の本格化による10億3千800万円の増加や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等によるものが2億9千万円の増加、地方交付税の1億9千300万円の増加等が主なものとなっております。

歳入から歳出の差引額である形式収支は、8億4千900万円の黒字で単年度収支は1千300万円の赤字となっております。これは前年度に引き続き、豪雨災害復旧事業や新型コロナウイルス感染症対応に係る事業等で、翌年度へ繰越すべき財源が多額となっているため、実質収支が減少したことが要因となっております。実質単年度収支については、積立金取りくずし額が前年度と比較して1億円減額できたため6千900万円の黒字となっております。その要因が地方交付税と国県支出金等の依存財源であることは、厳しい財政状況を表しています。

特別会計の決算状況は各会計で記述したとおりであります。各特別会計においても、運営に応じた必要経費を精査し歳出削減に努められていると思います。今後も一般会計からの繰入金を最小限にとどめるため、将来像を見据えながら一層の努力を求めます。

終わりに、前述したとおり新型コロナウイルス感染症に加え、新たにウクライナでの情勢による様々な影響にも今後も対応することが、必要な状況には変わりがないことが予想されます。国県から何らかの政策が打ち出されてきた際に、迅速な対応が可能となるよう情報収集等に努め、施策等の検討準備を整えておくことが求められます。令和2年豪雨の復旧も同時進行となり厳しい状況の中ではあるが、新しい生活様式を模索する中でのデジタルトランスフォーメーションの

推進や、北里柴三郎博士の新紙幣肖像採用が町への追い風となることなどが期待されます。現状では、財政状況が急激に好転することは想像できませんが、その中にあっても難局を乗り越えようとする不断の努力を今後も継続して町政へ注ぎ、様々な施策が町の振興に寄与することを期待し、令和3年度決算審査の結びといたします。

続きまして、101ページをお願いいたします。

議長（松崎俊一君） 本日の会議をあらかじめ時間を延長いたします。

代表監査委員（古賀尚年君） それでは、101ページをお願いいたします。

令和3年度小国町基金運用状況審査意見書であります。審査の対象といたしまして、小国町国民健康保険高額療養費資金貸付基金及び小国町生活保護生活資金貸付基金の2件でございます。審査の期間といたしまして、令和4年6月21日から令和4年7月13日まででございます。審査の結果といたしまして、本年度各基金の運用状況報告の計数は正確であり、運用状況も適正なものと認めました。本年度の各基金の運用状況は、次のページ102ページ、103ページに記載しております。

続きまして104ページをお願いいたします。令和3年度水道事業会計決算審査意見書であります。対象といたしまして、令和3年度小国町水道事業会計決算であります。期間といたしまして、令和4年6月21日から令和4年7月13日まででございます。審査の結果といたしまして、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成されており当事業の本年度の経営成績及び本年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、運営状況についても、経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

次、115ページをお願いいたします。水道料金に係る未収金に関してであります。水道料金の未収状況は表8のとおりであり、本年度末の未収額は254万5千190円で前年度と比較してマイナス48万1千420円の減となっております。未収額が減少し徴収率の向上がみられます。水道料金は収入の根幹をなすものであり、今後も加入者の不公平感をなくすためにも、未収金の回収に引き続き努力されるよう要望いたします。

最後に119ページをお願いします。水道事業会計の結びになっております。令和3年度水道事業会計の決算概況は、損益決算書を見ると当年度の純利益は411万8千685円となっております。前年度と比較して事業収支の主なものは収益面で給水収益がマイナス561万7千円の減、長期前受金戻入がマイナス120万8千円の減となっております。費用面では、前年度比マイナス629万4千円減少しています。その主な内容は、総係費マイナス538万4千円の減、資産減耗費マイナス188万2千円の減となっております。純利益については、昨年度より減少しています。給水人口減少の中、収益面でも減少が見られます。費用面においても配水及び給水費の中の委託料の経費、減価償却費による費用の増加が見られます。今後も費用面での増加が見込

まれるため、事業計画の改善、経営の効率化に一層の努力を求めます。

以上で、令和3年度決算に係る監査委員の意見ということで報告いたしました。

引き続き、小国町財政健全化等審査意見書の別冊がありますので、そちらに入らせていただきます。令和3年度小国町財政健全化等審査意見書でございます。表紙を開けていただきますと令和4年8月26日に町長に提出したときの鏡の写しがここに添付されております。ここをおめくりください。

めくっていただきますと、令和3年度小国町財政健全化判断比率審査意見書があります。審査の対象といたしまして、令和3年度決算に基づく健全化判断比率4項目及び健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類でございます。審査の期間といたしまして、令和4年7月20日でございます。審査の結果といたしまして、審査に付された令和3年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

次のページをお開きください。令和3年度小国町公営企業の資金不足比率審査意見書でございます。審査の対象といたしまして、令和3年度決算に基づく公営企業の資金不足比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類でございます。審査の期間といたしまして、令和4年7月20日でございます。審査の結果といたしまして、審査に付された令和3年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上で、小国町財政健全化等審査意見書の報告を終了いたしました。

これをもちまして、本年度の意見書の報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。
議長（松崎俊一君） どうもありがとうございました。

ここで古賀代表監査委員に対しまして、質問などございましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） それでは、古賀代表監査委員におかれましては、長時間大変御苦労さまでした。また特に決算審査におかれましては限られた時間の中、審査業務に精励されたことに対しまして議会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

それでは、代表監査のほうに退席をお願いしたいと思います。

（古賀代表監査委員 退席）

議長（松崎俊一君） 日程第20、「報告第5号 令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集15ページをお願いいたします。

報告第5号 令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり監査意見書を付して報告する。

令和4年9月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、報告第5号について御説明申し上げます。

先ほど代表監査委員が御説明申し上げました財政健全化審査意見書と内容は同じでございます。

記としまして、健全化判断比率の表を御覧ください。実質赤字比率、下の備考に書いてありますように、実質赤字額又は連結赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」として表記されます。実質赤字比率とは、一般会計等に対する実質赤字額を標準財政規模で割った比率でございます。これは、赤字が出ていないということで「－」となっております。危ない状態であると判断される基準は15.00%でございます。

次に、連結実質赤字比率とは、一般会計と特別会計を対象にした会計の実質赤字または資金不足の標準財政規模に対する比率でございます。これも赤字が出ていないということで「－」となっております。危ない状態であると判断される基準は20.00%です。

次に、実質公債費比率を御覧ください。これは公債費や公債費に準じた額を標準財政規模を基本とした額で割ったものが3年間の平均値になります。令和3年度決算では7.7%ということで、前年に比べて0.9ポイント減少しております。危ない状態であると判断される基準は25.0%です。表の一番右にありますのが、将来負担比率です。これは一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのがこの比率になります。この決算では4.7%となっており前年に比べ19.2ポイント改善しております。危ない状態であると判断される基準は350.0%となっております。改善の主な要因は、財政調整基金、減災基金、ネットワーク基金等の充当可能財源の増加及び普通交付税の新規項目として地域デジタル社会推進費が参入されたことなどによるものです。

その下の表を御覧いただきたいと思えます。資金不足比率です。6つの企業会計とも資金の不足額はないため、資金不足比率は算定がないもので「－」で表示されております。

以上で、財政健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終了いたします。

議長（松崎俊一君） これより報告第5号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長(松崎俊一君) 日程第21、「産業常任委員長報告」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

9番(熊谷博行君) 産業常任委員会の委員長報告をいたします。

産業常任委員会における所管事務の調査を去る9月2日に町長はじめ議長並びに建設課関係職員の皆様の出席をもとに行いました。経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会では入居者の方々の高齢者世帯への配慮や必要な連帯保証人について御意見を寄せられていたため所管事務調査をし委員会を開催させていただきました。経緯を私から説明いたしその後、公開抽選や連帯保証人について執行部から現状説明を受け質疑の後、意見交換としました。

審議の結果、1. 公開抽選時、75才以上の入居予定者がいる場合は、1階又は2階を優先して抽選すること。2. 入居手続き時に必要な連帯保証人を現在の2名から1名にすることを議長へ発委として要望することで決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

議長(松崎俊一君) これより産業常任委員長報告について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長(松崎俊一君) 日程第22、「発委第1号 町営住宅入居申込みについての要望書(案)について」を議題といたします。

ここで提出者より、発委第1号について提案理由の説明を求めます。

9番(熊谷博行君) 9番、熊谷です。

先ほど委員長報告をさせていただきました件について発委として議長へ要望し、議会の総意として町長へ提出をお願いするものでございます。朗読させていただきます。

発委第1号 小国町議会議長松崎俊一様

提出者 産業常任委員長 小国町議会議員 熊谷博行

町営住宅入居申込みについての要望書(案)について

上記の議案を別紙のとおり、小国町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出の理由といたしまして、小国町が管理する町営住宅の現状は、各階への階段幅の狭い棟が多く、エレベーターの設置はされていない。

このことにより、3階・4階に居住されている高齢者世帯は、体力的に負担の大きい生活を送られていると思われま

す。また、町外からの移住者が、町営住宅に入居を希望した場合、町内に知人等がないため、入

居手続きに必要な連帯保証人が見つからないケースがあると推察されるので、人口減少対策である移住施策にも影響を及ぼしかねないためが提出の理由でございます。

別紙要望書（案）の要望項目を朗読します。

1. 公開抽選時、75才以上の入居予定者がいる場合は、1階又は2階を優先して抽選すること。

2. 入居手続き等に必要な連帯保証人を2名から1名にすること。

以上です。

議員の皆様の賛同をいただきますようお願いいたします。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

ただいま提出者であります産業常任委員長より説明がありました。

これより発委第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 公営住宅入居に際して必要な連帯保証人については、私が6月議会で一般質問をしたばかりでその次の定例議会でこのような発委が出てきたことに大変驚いているのですが、所管庁であります国土交通省は連帯保証人をなくすよう促しています。2018年3月30日付け国土交通省住宅局長通知「公営住宅管理標準条例（案）について」の改正において公営住宅に連帯保証人等を求めるべきではないとして公営住宅の入居に際して連帯保証人を不要とする条例案が全国の地方公共団体に示されています。この通知は連帯保証人等を不要とする条例案を示した趣旨について今般の民法改正による債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加等を踏まえ、今後公営住宅の入居に際し保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されるどころ、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないよう保証人に関する規定を削除するものであると述べているのです。

日弁連が2020年2月20日に出した公営住宅の連帯保証人・保証人に関する意見書では公営住宅は低所得者や生活保護利用者などいわゆる生活困窮世帯の住民の需要が非常に高い。そしてこれら生活困窮世帯の住民には経済的に困窮した状態にあるにもかかわらず相談に乗ってくれたり援助をしてくれたりする親族や友人などがいないといった事情を抱えているものも少なくない。単に経済的に困窮している経済的困窮の問題のみではなく様々な困り事を抱えながら身近に相談に乗ってくれる人や支援をしてくれる人がいないといった関係性の貧困の問題も指摘されているというふうに書かれているのです。

つまり国は連帯保証人をなくしなさいというふうに言っているわけです。私は一般質問では実際公営住宅の入居抽選に当選したけれども連帯保証人がすぐには確保できなくて担当部局からは「当選の取消しもありうる」と言って大変困った方の御意見も紹介したわけです。国もなくせと言っているのになぜ議会がわざわざ連帯保証人を2名から1名にすることという要望をしなけれ

ばならないのか。これ裏を返せば国はなくせと言っているのに小国町議会が「1名は連帯保証人を残しなさい」とまさに逆行するような要望をしているというふうにもできると思うのですが、なぜこのような要望をわざわざ国と違うことを議会のしかも総意として出さなければならないのか御説明をお願いします。

9番（熊谷博行君） 確かに前回児玉議員が6月議会の一般質問で同様の意見があったのを思い出します。個々の議員におかれましては町民の方からか保証人問題は相談を受けた議員も確かにいると思われまます。私も実際1人だったのですが辞退をしたということは聞いております。それもあったのですが9月議会で産業常任委員会の提案ということで提出させていただいたのですが、前回は建設課長のほうからの答弁もあったし熊本県を見れば熊本市は確かに保証人はございません。郡内みればほとんどの町村、郡市入れて半分以上は2名、隣の南小国町、産山、阿蘇は1名。僕はあんまり隣が、他町村が、というのはあれなのですが、国が国交省がゼロにというのも知っています。でもどうしても私も行政部長も経験ありますが、なかなか貧困で払えない人もいます。でもなかなか保証人に行ってもらおうというのがないどうしても滞納、未納、最後には数年前もありましたが、そういう何百万円というお金が時効になってしまうという問題も多々あると思います。児玉議員もこの間金額は覚えていません、300万円か400万円あったと思いますが。それでいきなりゼロではなくて1人、連帯保証人ですので絶対払わなくてははいけない文言です。今の2名がどういう私は連帯保証人なのか2人とも連帯保証人までちょっと調べていませんが、連帯保証人という言葉はこの人が払う。そういうところもあるし、もう一度建設課の課長のほうから現状をお話いただければよろしいと思いますがいかがですか。

建設課長（小野昌伸君） お二人の議員からごもっともな意見がでています。

国交省としては5番議員がおっしゃるとおりもう本当にもうおっしゃられた意味のとおり貧困家庭そういうかたちを基本に置いた考え方。一方ではやはり滞納もどんどん増えていく。もういなくなった場合誰に言っているかわからない。一番懸念されるのは2名を1名にするのは本当に考えていきたいと思っております。もうこの前の議会で私が答弁したように、ただまた一つ問題になっているのが熊本市通常のマンションでもそうですけれども、身寄りが誰もいなくてももう亡くなって1か月、2か月经っているそういうところも非常にありますので、各市町村にちょっと聞き取りをしたところ連帯保証人という今後また今からもんでいくのですが言葉ではなく身元引受人そういう人は必ず誰かと連絡を取らないといけません。逆に言えば亡くなって全然隣の人も今の時代どうしているかわからない、近所の付き合いもないという時代がやってくるでしょうから、そういうところにおいて遺品の整理とかいろいろなところも出てくるのでそういう状況も幾つかありましたので、本当に今からちょっとお二人の議員の意見を参考にこちらの執行部のほうで連帯保証人という言葉がいいのか、身元引受人という言葉がいいのか、その辺もしっかりと滞納の関係も調整しながらせつかくの発委ですのでそれを受け止めながら考えていきたいと思ってお

りますが、私の考えとしては建設課長の考えとしてはそういう考えでございます。よろしく願
いします。

5番（児玉智博君） だからその現状がどうかとか執行部がどう考えるかという問題ではないので
す。これ総意として出せるわけではないではないですか。産業常任委員会傍聴しましたけれども委員
の中には「1名は残さなければならない」という意思で、連帯保証人は1名は必要だから賛成し
た方もおられるわけです。私はもう再三申し述べているとおり国もそういう方針を示している訳
です。だからなくすべきだというふうに思うわけです。だから個々の議員いろんな考えがあると
思うからいろんな意見を一般質問なりそういう機会を出していけばいいと思うのです。だってこ
こで1名にするというふうになれば執行部としては「いや議会も議決された要望書で連帯保証人
は1名というふうに言われているから」だってここに連帯保証人と書いてしまっているでしょう、
保証人ではなくて。連帯保証人若しくは保証人とかではなくて身元引受人なんていう言葉も載っ
ていない。それをわざわざこの要望書を出す意味というのは何なのか。本当いまいちぴんとこな
いわけです。

それでこれ一般質問のときに御紹介したひとり親家庭の女性の方に「実はこういうのが出まし
て」という御報告をしたらこう言われているわけです。「もしこの1名残すというふうになった
部分が町内に町民に限定されると自分のように町外から来られた方も親族がいなかったりして困
るのではないのでしょうか」、「1人でも減るといいとは思いますがけれども、でもやっぱり必要ない
ほうがいいですよ」というふうに言われているのです。ですから安易にこういう要望書を出す
こと自体の意味です。これがいまいちわからないわけですがけれども、もし重ねて私も意見述べま
したけれども何か答弁ありましたら発委者の方にお願ひしたいと思います。

議長（松崎俊一君） その前に5番議員の意見を意見としてお伺いをします。ただ一番最初の質疑
で産業常任委員会で「保証人をなしにするというような質疑があったかどうか」あったか、なか
ったかだけ取りあえずお答えいただいてよろしいですか。

9番（熊谷博行君） 産業常任委員会の中では、0名にするという意見も話も上がってきませんで
した。

議長（松崎俊一君） はい、ありがとうございます。

あと、先ほどの5番議員の意見に御意見があるなら願ひします。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、発委第1号、町営住宅入居申込みについての要望書（案）について、

反対の立場から討論を行います。

この要望書では町営住宅入居手続き時に必要な連帯保証人を2名から1名にすることを要望しております。しかし国土交通省の方針としましては、公営住宅入居に必要な連帯保証人等は不要とすることという方針を全ての地方公共団体に出している現状がございます。この要望書は国土交通省の所管省庁の方針にも逆行するものであり、わざわざ地方議会から行政に対して要望するような内容のものではないと思いますので反対であります。

議長（松崎俊一君） ただいま反対の討論がございました。

賛成の討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） そのほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

産業常任委員長より提出されました、発委第1号、町営住宅入居申込みについての要望書（案）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

従いまして文中の「(案)」というのはお取りください。

議長（松崎俊一君） 日程第23、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については、別紙お手元に配付のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定により、6月議会以降今日まで、研修会等に各議員を派遣いたしましたので、御報告いたします。

議長（松崎俊一君） 日程第24、「行政報告」。

執行部より報告事項などございましたらお願いしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 行政報告をさせていただきます。

まずは、小国町消防団消防一斉点検の開催についてです。小国町消防団の一斉点検を今週9月11日日曜日に次の日曜日でございますけれども、杖立の河川敷で実施をいたします。コロナウイルス感染症対策のため時間差を設けて各分団のポンプ車と小型ポンプの放水による点検を実施することになりました。御来賓の案内はいたしておりません。消防団員だけで実施をさせていただきたいというふうに思います。

それから、小国町役場の職員採用についてです。職員採用につきましては、一般職4名、土木2名、保健師1名、保育士2名を募集させていただきました。募集の結果、一般職に10名、保育士に2名の応募がございました。9月18日に一次試験を阿蘇中央高校で実施いたします。

それから新型コロナウイルスワクチン接種についてです。オミクロン株対応型ワクチンの接種について現在国において1、2回目の接種を終えた方を対象に今年の秋以降接種を開始することが決まりました。オミクロン株対応ワクチンの接種に係る予算については、接種対象者と必要予算額を現在精査中でございます。つきましては9月本会議会期中に補正額が確定いたしましたら補正予算を追加議案として提案させていただきたいと考えておりますので、そのときはよろしくお願い申し上げます。

次に新型コロナウイルス感染症に係る保健所の支援について。新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により阿蘇保健所においては自宅療養者が増大しておりまして、健康観察や生活支援等の業務等が著しく増えているような状況だということです。この状況を鑑みて阿蘇市町村会において感染症法に基づき自宅療養者の生活支援等主に健康観察でございますが、阿蘇保健所と連携して実施するための職員の派遣を行います。派遣期間は派遣のパターンといいますかは木曜日から月曜日まで。土日を含みますけれども5日間。全体の期間は令和4年8月25日からいつまで続くかわかりませんが、一定のめどで令和4年12月26日月曜の18週をめどに考えております。小国町はそのうちの2週間を受け持ちをいたしまして、2名を派遣することといたしております。派遣者としては、お一人目が高村純子町民課健康支援係長、こちらは9月22日から26日まで。次に北里仁尋町民課福祉係長、こちらは11月でございますけれども11月17日から21日を派遣する予定でございます。

それからあと1点です。教育委員会の事務に係る点検評価報告についてでございます。教育委員会事務局資料3として地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、令和3年度教育委員会の所管事務事業の評価を行い、評価者の意見を付した報告書を配付させていただいております。御一読いただきたいと思います。

以上で行政報告とさせていただきます。

議長（松崎俊一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後5時29分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（6番）

第 2 日

令和4年第3回小国町議会定例会会議録

(第2日)

1. 招集年月日 令和4年9月16日(金曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和4年9月16日 午前10時00分

1. 散 会 令和4年9月16日 午後 2時37分

1. 応招議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 出席議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 時 松 洋 順 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君 教 育 長 麻 生 廣 文 君

総務課長 佐 藤 則 和 君 教委事務局長 久 野 由 美 君

政策課長 秋 吉 祥 志 君 産 業 課 長 穴 井 徹 君

情報課長 村 上 弘 雄 君 税務会計課長 小 野 寿 宏 君

建設課長 小 野 昌 伸 君 町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君

建設課審議員 田 邊 国 昭 君 町 民 課 審 議 員 中 島 高 宏 君

町民課保育園長 清 高 徳 子 君

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 4. 9. 16)

議長（松崎俊一君） それでは改めまして、おはようございます。

本日は9月定例会本会議2日目でございます。

ただいま出席議員は9人です。定足数に達していますので、定例会を開会し直ちに会議を開きます。

議長（松崎俊一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、認定第1号から日程第8、認定第8号までは令和3年度一般会計決算認定及び特別会計ほか各決算認定でありますので、一括して議題といたします。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして、各々の所管に従い、各常任委員会に付託されておりますので、小国町議会会議規則第41条の規定により、まず総務常任委員会の委員長報告を求めたいと思います。

4番（久野達也君） 久野です。

ただいま議題となりました、「認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」総務常任委員会における審査の経過及び結果を報告申し上げます。

去る9月12日、全委員の出席及び執行部より渡邊町長を始め、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきました。当委員会に付託されました決算認定について審査をいたしました。また、同委員会には議長も出席いただいております。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただき各担当課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。12日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様には事前に配付しております。

お手元に配付している資料で質疑応答の全事項、全項目の質疑答弁等が記載されております。ですから、この個別の質疑案件については説明は少し省略させていただき御確認いただきたいと思います。質疑答弁等を終了いたしまして、その後討論に入りました。討論におきましては、土地の借り上げ、貸付けについて検討を進めることや自衛官募集に係る情報提供方法の検討を求めた消極的立場からの賛成という討論がありました。反対討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での認定第1号の審査内容は、報告を終わります。

本案は去る9月8日、本会議にて当総務常任委員会に付託され、報告のとおり当委員会において審査を終了し、採決の結果、認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって原案のとおり認定すべきとされました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） 続きまして、文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

2番（江藤理一郎君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました、「認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」、「認定第2号 令和3年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第3号 令和3年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第4号 令和3年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第5号 令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について」文教厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る9月13日、委員の出席と執行部より渡邊町長を始め、所管の各課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました決算認定について審査をいたしました。また、議長にも出席をいただきました。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶いただきまして各担当課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。13日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成いたしましたので、皆様に事前に配付しております。

先ほどの総務常任委員会のほうでも質疑応答について詳細は割愛させていただきましたので、文教厚生常任委員会のほうも配付した資料を御確認いただければと思います。

認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定につきましては全ての質疑を終結し、その後討論に入りました。討論におきましては、まず1、他の部分に投じる予算を保育園の新しい保育施設にこそ必要である。2、部落解放同盟小国支部補助金についてなどの理由で反対の討論がありました。なお、賛成討論はありませんでした。

以上で、当常任委員会での認定第1号の審査内容については、報告を終わります。

本案は去る9月8日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきと議決をいたしました。

続きまして、令和3年度特別会計決算認定について、各課の課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。なお、質疑においては特別会計別に、歳入歳出を一括して行いました。

まず、認定第2号、令和3年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、続きまして、認定第3号、令和3年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第4号、令和3年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、最後に、認定第5号、令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について、質疑等あるところもありました。歳出についての質疑はございませんでした。

以上、当常任委員会所管の令和3年度特別会計決算認定について全ての質疑を終結し、それぞれ討論に入りました。討論では、認定第2号、認定第3号、認定第4号については、まず第1が国民健康保険税を標準保険税率に応じて引き下げるべきである。第2、介護保険料が第1号被保

険者の方たちにとって大きな負担となっている。第3、後期高齢者医療は介護保険特別会計と同じ理由などで反対の立場での討論がございました。なお認定第5号についての討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の審査内容についての報告を終わります。

本案は去る9月8日、当委員会に付託され、報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第2号、第3号、第4号については賛成多数で、また認定第5号については全会一致で原案のとおり認定すべきと議決をいたしました。

以上、当常任委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） 続きまして、産業常任委員会の委員長報告を求めます。

9番（熊谷博行君） ただいま議題となりました産業常任委員会の報告を申し上げます。

「認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について」、「認定第6号、令和3年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第7号、令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第8号、令和3年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」産業常任委員会において審査の経過及び結果を報告申し上げます。

去る9月14日、委員の出席と執行部より渡邊町長を始め、各所管の課長ほか担当者の出席をいただきまして、当委員会に付託されました決算認定について審査をいたしました。また、議長にも出席いただいております。開会に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶をいただきまして各担当課長より所管における決算の概要説明があり、その後審議に入りました。14日に審議いたしました委員会の質疑応答をまとめた資料を作成しましたので、皆様には事前に配付しております。

質疑応答については配付した資料が全てでございます。

まず、認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についての歳出でございます。もう内容は割愛させていただきますので以上で歳出は終わるということで。続きまして、歳入についても質疑はございませんでした。

以上で、認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全ての質疑を終結し、討論に入りました。討論におきましては、事業を推進し発展につなげる中で災害復旧の真っ只中、効率的運営、目的に沿っていた執行であったと認識したという理由で賛成の討論がありました。反対の討論はありませんでした。

以上で、当委員会での認定第1号の審議内容についての報告を終わります。

本案は去る9月8日、当委員会に付託され、報告の通り当委員会において審査を終了し、採決の結果、認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

続きまして、令和3年特別会計決算認定についてを審議いたしました。所管課からの追加説明はございませんでしたので、直ちに審議に入りました。

認定第6号につきましては、歳入歳出とも質疑はありませんでした。

認定第7号、認定第8号の特別会計については、歳入歳出質疑はありませんでしたが、歳出についての質疑はお配りの資料のとおりでございます。

以上で、当常任委員会所管の令和3年度特別会計決算認定について、全ての質疑を終了し、それぞれ討論に入りました。認定第6号、認定第7号、認定第8号についての討論はございませんでした。

以上で、当常任委員会での認定第6号、認定第7号、認定第8号の審査内容についての報告を終わります。

本案は去る9月8日、当委員会に付託され報告のとおり審査を終了し、採決の結果、認定第6号、認定第7号、認定第8号については、全会一致で原案のとおり認定すべきと議決いたしました。

以上、当委員会での経過を申し上げ、報告を終わります。

議長（松崎俊一君） ありがとうございます。

各常任委員長からの報告が終わりましたので、これより、認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。なお、委員長におかれましては自席から答弁をしてください。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 討論は一般会計と特別会計一括してですか。

議長（松崎俊一君） 3年度の一般会計の認定から。

5番（児玉智博君） 私は、認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

令和3年度は前年から続く新型コロナウイルス感染症の第4波中に始まり第6波の最中に年度末を迎えました。前年度までは感染報告のなかった町内でも町社会福祉協議会の障害者施設で利用者、職員合わせて公式発表で96人にも上る大規模クラスターが発生したのをはじめ合計187例の感染者が報告されました。今月15日現在、町内ではこれまでに708例の感染報告がありますが町社協の施設でのクラスターは実に13.6%を占めます。民間事業者のクラスターだと済ませずに町としても独自の検証を行うことを改めて求めるものであります。

さて継続するコロナ禍とロシアによるウクライナ侵略や円安による物価高騰により住民の生活やなりわいが緊迫するもとで令和3年度はまさに自治体の福祉の機関としての役割、存在意義が問われた年度であると思います。町では令和3年度は約1億5千万円の新型コロナ対応地方創生臨時交付金を使った事業が取り組まれました。令和2年度と合わせると4億9千万円に上ります。リスタートイベント補助金635万円もコロナ交付金です。しかし中身を見てみますと、こいのぼり祭りやわいた温泉感謝祭など従来の補助を体よくコロナ交付金に変えただけです。打ち上げ花火にしても果たして渡邊町長以前の町であれば公金を投じてまで花火を打ち上げようとなつたのでしょうか。コロナ交付金は国が国債を発行して地方に交付した大切なお金です。今後我々国民が返していかなければなりません。大切なお金であるからこそコロナで困っている人、生活が苦しい人々にあまねく救いの手を差し伸べられるために使われるべきものであります。ところがそうではない使われ方が随所に見られます。コロナ禍で行政のリテラシーまで崩壊したのかと言わざるを得ません。鍋ヶ滝公園の予約システム構築に2千259万円のコロナ交付金が充てられました。予約制が続く限り公園を訪れる観光客は従来より激減することになります。公園の来園者が減っても小国町を訪れる観光客数に影響はないのでしょうか。その調査を町が事前に行ったかは甚だ疑問であります。一方で町は令和3年度CM制作放映、デジタルスタンプラリー、ゆったり満喫キャンペーンなど感染の波が収まったときに観光客集客の施策を講じています。一体町は観光客を呼びたいのか押さえないのか。その両方に金を投じれば幾らあっても足りないではありませんか。町民支援のコロナ対策は臨時交付金の枠内に終わっています。しかし地方自治法の本質に立つならば独自財源を使ってでも行われるべきです。

一方で無駄な予算は聖域化され支出され続けています。解同支部への補助金92万円は人権政策費の支出済額の実に3割を占めています。社会的問題としての部落差別問題が解決し今や障害者差別や外国人へのヘイトスピーチ問題など様々な人権問題がある今日の社会において自治体の人権政策が専ら部落差別の解消を目的とした団体への補助金というのは極めて主体性を欠き不当な人権政策であると言わざるを得ません。さらに言えば目まぐるしく移り変わる社会情勢に町行政が対応していこうという気があるのか。思考停止に陥っているのではないかと不安にすら駆られます。宮原保育園の増築工事が行われました。小国小学校のグラウンドの一角を潰しプレハブ2部屋がすぎ足されました。しかし今や築36年を経過し8年前には建て替えも検討されていた建物であります。渡邊町長のキャッチフレーズは、「All For The Next、全ては次世代のために」です。次世代とは素直に解すると今の子供たちやこれから生まれくる子供たちのことだと思えます。その子供たちが日々利用するスペースを保育園児と小学生で奪いあわせ、そして建物を安上がりの継ぎはぎの古い建物で我慢させるのに、滝やシアターホールなど観光にはじゃぶじゃぶと金をつぎ込み続ける。これを現行不一致と言わずして何というのでしょうか。ごまかしによる町政の決算に断固反対を表明しまして討論といたします。

議長（松崎俊一君） ただいま反対の討論がございました。

次に賛成の討論ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は、認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

決算認定については各常任委員会での質疑もされ、同僚議員からいろんな意見あるいは次年度に向けての話もなされました。そんな中で今回の令和3年度一般会計歳入歳出決算認定について少し意見を述べながら討論をさせていただきます。

予算ベースで見ました令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策の当初からの取組いわゆる当初予算での取組、これに加えて令和2年7月の豪雨災害これによる過年度災害の取組これは当初予算で組んだ分です。それと令和2年度から繰越事業これは災害復旧の繰越事業です。それから新型コロナウイルス感染症対策の3年度の対応とこれらをしますと実に予算総額は118億4千500万円を上るこれまで恐らく小国町が経験をしたこともないような予算総額になったことと思います。決算では当然3年度から4年度への繰越しも生じておりますので歳出総額は79億円でございますけれども、これらを各委員会で質疑の中でもありましたように担当課それから町長を始め課長、課長補佐、係長と丁寧な説明も受けました。また決算資料の主要施策（事業）成果報告書でも多くの成果も計上されております。当然その中で議員が疑義に思う部分ここは意見として述べさせていただきます。その対応も丁寧に対応されたことにも敬意を表します。また決算における財政指標などを見ても実質収支比率で8.9%、経常収支比率80.5%、財政力指数これが0.241ということで好転の傾向、好転の傾向とあえて言わせていただきますけれどもこれまでの経緯を見ますと好転の方向へ進んでいるものと認識させていただきました。そんな中で財政調整基金ここについて少し私も見させていただきましたけれども財政調整基金については基金総額14億4千万円のうち財政調整基金6億8千万円、対前年比で基金総額は2億6千500万円ほど増えております。これに対し将来的負担を伴います町債、起債ですね。町債総額は61億9千700万円強と対前年でわずかではありますけれども、わずかと言ったものの69万2千円ほど減少しております。よく言われますプライマリーバランスという言葉が聞かれたことがあるかと思っておりますけれども、要は社会保障や公共事業を始め数々の行政サービスを提供するための政策経費です。これは税収等で賄えるかどうか、これを試算するのがプライマリーバランスです。当然国は先ほど同僚議員からもありましたように赤字国債を発行しておりますのでプライマリーバランスは国はマイナスとなっております。ただ今回の財政資料を見させていただきますとプライマリーバランスはここ2、3年これも好転の方向へ進んでいると私は読み取らせていただきました。それから加えまして私自身昨年9月議会で令和2年度決算認定の中で賛成討論として申し上げた部分がございます。そこも少し紹介させていただきますけれども令和2年度

から3年度への繰越事業が多いことから、これらの効果が令和3年度で発揮できるのではないかと期待しますという趣旨も述べさせていただきました。総じて令和3年度の決算も財政状況も厳しい中ではあったものの特定財源の確保の努力や一般財源の効率的運用、先ほど申しあげましたプライマリーバランスだとか基金の状況、起債の状況等を含みます。これらにより事業効果それから予算配分に対する決算への執行状況これは良好であったものと私は認識しております。また加えて町長を先頭に職員が一丸となって国県への事業の取組を働きかけた。私ここは重要な部分だろうと思います。国県が事業主体となって事業に取り組んでいただくことにより町の決算には表れません。表れませんけれども災害復旧、今後の生活状況を改善することにも令和3年度は取り組めたのではないかと思います。

以上をもちまして、認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についての賛成討論いたします。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、各々の委員会からは、原案のとおり認定すべきであるとの報告を受けました。

よって、各委員会の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議長（松崎俊一君） 続きまして、認定第2号から認定第8号までの各特別会計及び水道事業会計決算認定の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は、認定第2号から認定第8号までを言っていたいで結構です。討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、認定第2号、令和3年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和3年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第4号、令和3年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。ほかの決算には賛成いたします。

令和3年度1人当たりの国保税は前年度比2.5%また後期高齢者医療保険料も2.7%増加しています。これら三つの保険料負担が既に負担能力を超えているのは明らかであります。町税の

現年度収納率と比べてこれらのそれが明らかに低いことから明白であります。命と暮らしを守るためのものである社会保障の保険税、保険料が逆に町民を苦しめる事態となっています。負担能力に応じた保険税、保険料に改めることを求めるものであります。

令和3年度は年金給付費が引下げられた年です。第1号介護保険料と後期高齢者医療保険料は基本的に年金から特別徴収をされております。金融広報中央委員会の令和3年家計の金融行動に関する世論調査で60代以降で最も多い心配や不安は「年金や保険が十分でないから」で、60代、70代ともに6割を超えています。このため公的年金受給の年齢に達しても働き続けている人がほとんどであります。しかし働けば天引きされる保険料も高くなる。余りにもむごい仕組みではないでしょうか。現在小国町の町内総生産額は毎年200億円前後で推移をしております。厚生労働省の発表によりますと小国町民が受給する年金は国民年金と厚生年金合わせて老齢給付分で約27億円となっています。つまり町内経済の1割以上を年金が支えていると言えるのではないかと思います。その年金から天引きされるのが介護保険料と後期高齢者医療保険料であります。これらの保険料また国保税を引き上げることは町内経済のますますの衰退も招くということを強調し討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

私は、認定第2号、令和3年度小国町国民健康保険特別会計、それから認定第3号、小国町介護保険特別会計認定、それから認定第4号、後期高齢者、関連がありますので一括して賛成討論を行わせていただきます。

いわゆる国民健康保険税、介護保険、後期高齢者、いずれもいわゆる目的税です。その料によってその会計を賄うという基本的な部分で財政構造が形成されております。そんな中、国民健康保険を例にとってみますと令和2年度、3年度を比較させていただきましたときに被保険者総数は76人と減です。それに相反するといつか表現的に使わせていただきますけれども医療費総額は3千900万円と増加しております。決して医療を受けるなという意味ではございませんので誤解のないようお願いいたします。このように目的税の趣旨を鑑みたときにはどうしてもそこに加入している方々の負担これをお願いする部分は生じてまいります。受益者負担という社会制度の仕組みです。そんな中で額にとらわれることなく県から示された標準税率を参考に町の税率も決定されているものと拝察いたします。決算を見ますと積立金1千800万円です。それから繰越金が3千800万円と出ております。これは私昨年9月の議会の際に国保税の課税制度の4方式から3方式も提案させていただき質問もさせていただきました。その中で併せてそうだったときの激変緩和措置をいかに町は講じていくのか。それを考えまして今年度予算のときにもスタートの段階で説明もありましたけれども剰余金や基金等を活用しながら激変緩和策を講じていくと。いわゆる令和3年度は確かにその3年度の中の議員からの質疑を次年度へ効果をあらわす

考慮的な部分もあったかと思えます。やはり議会と行政が一体となった財政運営それがなされたものではないかと評価もさせていただきます。また介護保険、後期高齢これにつきましても確かに納税者、負担者は額が少ないことに越したことはございません。ですが制度というものもこれも遵守しなければならない部分です。その中で医療費あるいは介護保険の活用これらを行政として関係者の皆様へ周知も的確に行い介護相談も行いそれらの結果としてこの決算が生じていると理解しております。

以上をもちまして、私は、認定第2号、認定第3号、認定第4号について賛成の立場から討論を終わります。

議長（松崎俊一君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案に対します各常任委員長の報告は、各議案とも認定すべきであるとの報告を受けておりますが、1件ごとに採決をいたしたいと思えます。なお、執行部は最後にお立ちください。

認定第2号、令和3年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、認定第2号は認定されました。

続きまして、認定第3号、令和3年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、認定第3号は認定されました。

続いて、認定第4号、令和3年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（松崎俊一君） 挙手多数でございます。

よって、認定第4号は認定されました。

引き続き、認定第5号、令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、認定第5号は認定されました。

続きまして、認定第6号、令和3年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、認定第6号は認定されました。

続きまして、認定第7号、令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、認定第7号は認定されました。

認定第8号、令和3年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(松崎俊一君) 全員挙手でございます。

よって、認定第8号は認定されました。

議長(松崎俊一君) 日程第9、「議案第44号 令和4年度小国町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長(渡邊誠次君) それでは議案集をお願いいたします。

議案第44号 令和4年度小国町一般会計補正予算(第6号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和4年度小国町一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり提出する。

令和4年9月16日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書(第6号)をお願いいたします。1ページです。

令和4年度小国町一般会計補正予算(第6号)

令和4年度小国町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千571万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6千957万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月16日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

それでは、令和4年度小国町一般会計補正予算（第6号）を説明させていただきます。

歳出から説明をさせていただきます。4ページをお願いいたします。4ページの下段が歳出となっております。歳出項目は衛生費、保健衛生費の予防費を総額で2千571万7千円増額するものです。増額の理由としましては、国の決定を受けオミクロン対応の新型コロナウイルスワクチン接種を実施することになりますので、需用費として17万5千円、役務費として90万2千円、接種委託料としまして2千464万円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて歳入になります。4ページ、同じページの上段になります。国庫支出金の国庫負担金、保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2千464万円は委託料に充当させていただきます。衛生費国庫補助金として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金107万7千円は需用費と役務費に充当させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

議長（松崎俊一君） これより議案第44号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 過去の接種者数それと接種率それからこれ予算が通りましたらどういったスケジュールで接種を進めていくのか、お答えください。

町民課審議員（中島高宏君） 私のほうから過去のワクチン接種4回行われていますその分の接種率を御報告いたします。

まず1回目と2回目接種、初回接種と言われる接種ですが、対象者最終的には5歳以上ということとなっております。小国町では約6千600名です。接種率につきましては、令和4年9月15日現在で1回目接種の方が90.6%、2回目接種が90.3%、これは5歳以上の人口に対する接種率です。総人口に対する接種率につきましては、1回目が87.5%、2回目が87.2%となっております。

続きまして3回目接種、追加接種と言われるものですが最終的な対象者人数が12歳以上ということになっています。小国町では約5千800人が対象となっております。接種率についても9月15日現在で12歳以上の方の接種率が89.2%。これは2回目までを受けた人数に対する割合です。総人口に対する割合については76.0%となっております。

最後に今現在行われている4回目接種を説明します。対象者につきましては、60歳以上それ

から59歳以下の基礎疾患のある方、医療従事者や高齢者施設等の従事者となっております。60歳以上の対象者については、1回目から3回目を受けた方が対象で小国町では3千200名の方が対象となっております。接種率を申し上げます9月15日現在です。60歳以上の方の接種率が77.4%。これについては1回目から3回目を受けた方に対する割合で77.4%です。60歳以上の人口に対する接種率は71.6%ということになっております。

以上です。

町民課長（宮崎智幸君） おはようございます。

私のほうから今後のスケジュールについてお知らせします。今回の補正で上げております新しい二価ワクチンと言われるものの接種のスケジュールですけれども、今月末まだ未定ではありますがワクチンのほうが納入される予定となっておりますして順次医療機関それからこれまでが南小国町と一緒に接種を行ってきておりますのでそちらのほうとも打合せをしながらまずは接種券の発送の準備に入っていきたいというふうに思います。早ければ10月末ぐらいから接種を開始していくということになると思われま。

接種の順番ですけれども、現行の4回目接種の対象で未接種の方がまず最初になります。それから社会機能を維持するために必要な事業の従事者ということでエッセンシャルワーカーの方。それからその後1回目、2回目の初回接種を完了された方、その後3回目接種完了の方、それから4回目接種を終わられています60歳以上それから基礎疾患等をお持ちの方ということの順番になろうかと思っております。現在では接種間隔は5か月経過後というふうなことで示されております。この部分についてもさらに国のほうで審議が行われておりまして短縮される可能性もありますのでそこは適宜対応していきたいというふうに思っております。スケジュールについては以上です。

5番（児玉智博君） まず小国町に入ってくるワクチンの数はどうなるのかということ。初回接種が5歳以上ということでありましたので5歳以上の人たちが打てるだけの数が入ってきて、その前提でこの予算が組まれているのでしょうか。お答えください。

町民課長（宮崎智幸君） ワクチンの数ですけれども今示されていますのは10月中には接種対象者分が配付されるというふうな情報はいただいております。今回のワクチン接種につきましては新たなオミクロン対応のワクチンの数は現在のところ5千810名を予定しております。

以上です。

5番（児玉智博君） 5千810ですね。小国町だけでその数がくるというわけです。今回ワクチン接種の委託料というふうになっておりますが、これまでは小国公立病院が委託を受けて接種を小国町それから南小国町で行ってきたかと思っております。そこで確認なのですが、これ病院は公表しませんでしたけれどもこれは昨年度になると思っております3月頃の話だと思っておりますが、誤ってファイザー製ワクチンを廃棄するという事故が起きております。これはきちんと内部統制がなされてい

れば起きなかったことだと思います。数というのが8倍あるということで48人分を誤廃棄したということで、同様の誤廃棄という事故はほかでも起きておりますが数としては非常に大きなものではないかと思うのです。そこで引き続き小国公立病院に委託をされるのか。されるのであれば同様の事故が起きるようなことがあっては決してならないと思います。そうしたことはきちんと改善されているのを確認されているのか。されているのであればどのような改善方法なのか御報告いただきたいと思います。

町民課長（宮崎智幸君） 今後のワクチン接種の委託につきましても中心となるのは小国公立病院になろうかというふうに思っております。併せまして小国郷内の医療機関のほうにはお願いをして接種を手伝っていただけたらというふうに思っております。

それからワクチンの廃棄の件ですが報告のほう受けております。その後再発防止策ということで「管理、保管の部分について、保管庫のチェックでありますとかワクチン本体の数のチェックですとかそういった部分について、1人で行うのではなくてダブルチェックというかたちで今後対応していきます」ということで報告をいただいております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

このワクチン接種についてまず一つが、今オミクロン株のBA.5が流行中だと思いますがこちらに関してはBA.1ということのコロナワクチンなのかということ。すみません聞き漏らしていたかもしれませんが対象者は本数が5千810なので12歳以上なのかと思われませんが、対象者についてはそれで間違いないでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） ワクチンの種類についてはオミクロン対応ワクチンということで、オミクロン株のBA.1と最初に発生しました従来株に対応した二価ワクチンということになっております。

それから接種者の数ですけれども、12歳以上のオミクロン株対応ワクチンの対象者については5千810名。それからもう少し細かく説明しますと、5歳から11歳の方は3回目の追加接種というのが新たに加わっております。さらに生後6か月から4歳の方を対象にした人も230名ほど新たに発生してくるということになります。合わせまして今回の補正は6千400名分のワクチン接種ということになります。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 今回BA.5につきましては小さい子供さんを中心に保育園、小学校等で流行しそして家庭に持ち込むというような流れがかなり多かったかと思われまして。ですので小さいお子さん用に接種ができるということは大変よいことかと思っておりますが、また新たなニュースとしてBA.5用のワクチンも準備されているというようなお話も聞いております。こちらに関し

てはまた政府が正式に発表していないでしょうけれども恐らく12月ぐらいにはまた接種するの
かな可能になるのかなというような話も出ておりますので、となるとB A. 5対応型が出てくる
とちょっと5千800人分が全員接種控えをする可能性が出てくるのかなと思いますし、接種し
てから空ける期間が5か月というふうに今なっていると思いますのでなかなか「B A. 5に対し
てのワクチンじゃない」という方もいらっしゃって余る可能性も出てくるのではないかと懸念
されますが、その辺りについてはどうお考えでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 最新のB A. 5という部分のワクチンについての情報は今のところ入っ
てきておりません。よく報道関係でも言われていますし国の専門者会議辺りでも言われています
ように、今現在打てるワクチンをできるだけ早く打つということが大事である。なるべく接種を
控えるとか新しいワクチンを待つとかそういったことは控えていただきたいというような報告も
されておりますので、町のほうとしましても今あるワクチンを優先して早急に接種していくこと
を優先していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

6番（大塚英博君） 6番です。

このディープフリーザーというのがあって管理手数料とありますけれども、このディープフリ
ーザーは今公立病院のほうにあると思います。そのときに例えば正常に動いているかどうかとい
う一応点検というのが多分あると思うのです。その部分についてはこの6万円という管理手数料の
中に点検も含まれているのだと思うのですけれども、そのこのところはどのようなのですか。

町民課長（宮崎智幸君） このディープフリーザー管理手数料につきましては、この本体ディープ
フリーザー保冷庫になりますけれどもこれは公立病院のほうに設置しております。この本体の部
分につきましては過去に国のほうが貸与したかたちになっております。今回の予算の6万円につ
いては今議員が言われるように正常に動いているかとかいった部分の点検を行う費用としてこの
6万円を計上させていただいております。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質疑ございませんか。

3番（穴見まち子君） 今回薬はファイザーかモデルナかということですがけれども、先日のテレビ
放映でモデルナのCEOの方が報道に出ておられて日本には多くの方々が罹ったときに大変にな
らないように生産拠点を日本にも置くと報道していましたけれども、どちらの薬を使う予定で
すか。

町民課長（宮崎智幸君） ワクチンの種類につきましてはこれまで同様なかなかこちらの希望ど
おりにかなうものではございませんで、国のほうから生産量に応じて各自治体のほうに配分が行わ
れますのでファイザー社製それからモデルナ社製、2種類のワクチンが入ってくるということは

わかっておりますが現段階で割合でありますとかそういった数の詳細についてはまだ示されてお
りません。

以上です。

議長（松崎俊一君） ほかに質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第44号、令和4年度小国町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり可決す
ることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（松崎俊一君） 全員挙手でございます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたしますが、一般質問第1番目、松本議員、時間配分で
昼からに延ばしたほうがいいのか。

8番（松本明雄君） 大丈夫です。

議長（松崎俊一君） よろしいですか。

8番（松本明雄君） すぐ終わります。

議長（松崎俊一君） わかりました。11時15分からとしたいと思います。

（午前11時03分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

議長（松崎俊一君） 日程第10、「一般質問」。

ここからは一般質問となっておりますので、直ちに質問に入りたいと思います。なお、本日の
質問者は、松本明雄議員、大塚英博議員、穴見まち子議員となっております。よろしくお願
いしたいと思います。

それでは8番、松本明雄議員、登壇をお願いします。

8番（松本明雄君） 8番です。

小国町もやっと黄金色の季節がやってくる頃に台風が来ました。WCSの場合はもう大分刈っ
ておりますがまだ稲のほうが今から刈る前に台風が来ます。非常に残念なことです。それに加え

て執行部は避難所の開設、役場に待機とこの3連休せつかくの休みが台風によって失われてしまいますが皆さんも頑張っていたきたいと思います。それとこの前は9月の頭に熊本市内でウクライナ戦争と日本の防衛ということでセミナーがありました。今の大学生は90分の授業も非常に席に座っておくことは厳しい。これもコロナの影響だということでした。その講演の方が約2時間休憩も入れずに喋っていました。その中には40数名ですかねいらっしゃいました。県議会議員の方、市議会議員、地方議員の方もいらっしゃいましたが地方で防衛を語るとはナンセンスではないかという方もいらっしゃると思いますが、このウクライナ戦争1か月ぐらいでは終わるだろうという感じでしたがやはり資源と食料を持っているところは強いとそういう印象を受けております。対岸の火事ではありませんので日本の防衛今後個人個人考えていくべきではないかと思えます。日本を見渡しますと中国、北朝鮮、ロシア、どこかが仕掛けてくると3国で一緒に攻め行って来るとも想像できます。ですが日本は海があることで一安心はできると思えます。ですが北朝鮮のミサイルはどこに飛んでくるかわかりません。そうすると来年になると核弾頭も相当な数用意できるということですのでここが一番心配している部分だと思います。前置きはさておいて今から質問に入らせていただきます。

まずは令和2年度災害についても非常に本当2年経ってもなかなか大変な状況であります。この前建設課からいただいた資料が僕が議員になって初めてあんな厚い資料をいただきました。これについて我々議員はこの前説明を受けてわかっておりますが、災害の進捗状況について建設課長のほうから報告していただきたいと思えます。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。よろしく申し上げます。先ほどおっしゃられました台風14号本当に気になるころではございますがしっかりと対応していきたいと思っております。

それでは令和2年度7月豪雨について進捗率を御説明させていただきます。まずもって農地等災害復旧210件確定いたしております。金額にして6億8千万円。現在156件が竣工しておりますして74%の竣工率。残りの54件においては令和5年3月31日今年度で竣工を計画しております。全て発注しております。

続きまして、林道災害復旧11件です。今10件竣工で終わっております。残り1件ということで総事業費7千万円。

続きまして、単県治山事業。家の裏の崩壊の部分で6件これは全て竣工をしております。金額にして3千500万円。

最後に公共災といって河川災、道路の災害というかたちで全部で222件。総事業費20億円。件数で今竣工が68件の3割程度の竣工となっております。これに関して残りが150件程度ありますが70件ほどは今年度完了。残りの80件に関してはこの前議会の開会のときに承認案件で受けた物件もありますのでその分も含めて80件ほどは事故繰越しで6年度までいくというこ

とで今議員がおっしゃられたとおりもう約2年経ちます。全て500件近い災害復旧はおかげをもちまして全工事発注をしております。総額28億円ということで非常に大きい災害でしたがあとひと踏ん張りしながら建設課職員一同で頑張っていきたいと思っておりますので今後とも御指導のほうよろしくお願いいたします。

8番（松本明雄君） 今建設課長から説明いただきました。災害に関してはうちの町にも数名の方が出向できて一生懸命頑張っておられます。慣れない地の利でどこが場所がわからないところも考えながらもやっけていただいておりますのでその分も非常に助かっていると思います。これも評価したいと思います。そしてうちの町は近隣の市町村から比べたら非常に多くのほとんど100%に近い工事を出しておりますのでもうこれで加速していくと思います。他町村ではまだまだしていないところもお見受けしますのうちの町は一安心かなというところで思っております。今後も建設課だけではなくていろんなところで頑張りたいと思います。

それではもう一つの質問、歩車分離の信号機についてお尋ねいたします。昔は渋谷辺りでスクランブル交差点とかそういう感じで非常に若者が通るようなところしか歩車分離の信号機がなかったのですけれども、こういう田舎にそういう信号機が付くのかなと思っていましたら4、5年前ですかねゆうステーションの前に付けられました。これがいいか悪いかわかりませんが特にうちは観光地でありますので5月の連休、夏休み期間、秋はもう非常に渋滞が激しいです。国道も信号と信号の間が非常に短い影響がありますので黒淵のほうから来たのも青信号でも前に進めないというような状況。それともう一つ上田のほうから北里のほうから来る道に対しては坂の上まで渋滞が続くようなことがあります。町内の方は農産物を出す場合は町内を通過して行く方々もいらっしゃいますが非常に何をしてもこの歩車分離の信号機が非常にネックになっております。それで南小国町には1機も設置されておられません。これは国道に設置する義務があったのか。そして歩行者の方もボタンを押さない限りは交差点の中に入れませんので、従来どおり信号機が直進になった場合は自分たちが歩いていっている方もいらっしゃいますのでその辺りも非常に危険です。どういう経過があったのか分かるか建設課が分かると思いますので説明のほうをお願いしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） 今の御質問に当時4、5年前ということであのところに歩車分離を付けた経緯というのはやはりゆうステーションを中心とした観光客の誘致の非常に集客が多いところということで、当初は私もあれから向こうの公園を担当していましたが当初は普通の信号だったと思います。それから事故等々もありまして歩行者をまずは優先させる。向こうに公園があるいろんな建物が近頃できましたがそういうかたちでゆうステーションと公園が分離している。そこをこちら側から渡ってまた渡らないといけないということで2度待ちしないといけないところもありまして、そういうのをスクランブル的に横断もできるようにということとあとは巻き込み防止。左折右折のときの歩行者の巻き込み防止というかたちで警察のお考えだと聞いております。

それから非常に混雑というのは確かに442号線から信号機がありましてずっと町のほうに入って来てまた柏田のところに信号がありまして続いてゆうステーション続いて212号線と387号線というかたちの交差点が非常に短い区間に信号機があるいうところで。ちなみに212号線の1日の交通量が大体1万1千台、387号線が3千台、442号線が2千台、ちなみに57号線これは3万6千台ということで東バイパス付近ですけれども。これは道路の改良をまず考えたときには非常に私が聞いた話では212号線と387号線のタッチは今のけやき広場のほうに直進、国鉄跡地を使いながら212号線を横断して旧国鉄のトンネルも利用しながら黒淵に持っていくという計画もあったそうです。しかしながらどうしてもそこが交差点というものは基本的に直角に作らないといけないものですから特に国道はですね。それで高校ぐらいのところで合流すると十字路が非常に難しい。かたや勾配がきついということで平面交差というのが交差点の基本でありまして、今右折レーン等を最低30メートル造らないといけないということで造っているのですが、今のようなお盆とか正月、ゴールデンウィークにおいては交通量が非常に多いのもですから慢性化の渋滞ではなくてそういう観光の日によって月によって渋滞することに関しては朝の渋滞ラッシュとかそういう渋滞ではないものですから矢印の信号、時差式の信号といったものがなかなか難しいというふうにも聞いております。しかしながらその辺の意見も随時県の方に上げておりますのでどちらか一つでも二つでもそういうリレーとか時差式信号、矢印等のもう今用地の制約がありますので多分交差点幅とかいうのは非常に難しいと思います。今ある既存で渋滞緩和をするならもう時差式信号、矢印しかないと思いますのでそれもしっかりと警察関係、県に要望しながら御意見は上げていきたいと思っています。

以上です。

8番（松本明雄君） 今の説明で大体わかりましたが、国道から県道に入る。県道というのはゆうステーションの前と上広瀬のところですかねあれが県道になっております。柏田住宅の前を通っておりますしてその辺りで上から来た車がカーナビを付けていると右に行つて柏田住宅のほうに入っていきます。今はこの前災害があつて建設会社の看板がまだ置いてありますので大型車の進入が禁止になっておりますが、あの看板を常設の看板ではないですけれども大型車が入らないようにできるのか。それとカーナビをいろいろ難しいと思います。国土地理院から全部その辺が扱っていると思いますのでそのカーナビの件ももう県道には入らずに真っすぐ行くような方向と、それともう一つは今まで役場に行く道がどうしてもバスが入るような道がありませんので役場まで行く道は三軒家さんまでが県道だと思いますから、あそこの区間をやっぱり視察なんかで小国町にこられる方が非常に多いことも感じておりますので、バスが入れる広さも必要ではないかなと思っております。この後僕の後はまだ国道関係やら県道関係で質問する方がいらっしゃいますが、その辺りも兼ねてもう1回検討をしていただきたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。

今おっしゃられた小国停車場線ここは非常に柏田地区も含めて児童の通学路にもなっております。非常に令和2年の豪雨災害によりまして渡辺木工所さんの裏が崩壊が起きるということでそれを機に工事車両も含めたところで県のほうがあの看板は一応業者の指示でしようけれども県のほうが警察と協議して立てているものでございます。将来的には県道の拡幅とか柏田の交差点の改良とかまた必要になってくると思いますが、今おっしゃられるとおりに看板の設置等を県に要望しながら、あとナビはちょっとまた検討が必要かと思いますがそういうかたちで子供の事故がないようにその辺は十分注意しながら県には要望していきたいと思っています。ちなみに今回この前から御説明していた柏田のところのゆうステーションに向かって右側の歩道の入札が終わりましたのでもう工事に入っていくと思いますので、またその辺の様子も見ながら県には十分看板の件、車両通行の件は要望していきたいと思っています。役場のほうに入るレーンに関しても一応県道で家もしっかり張り付いていますので用地交渉等も困難を極めるかと思いますが、しっかりまた計画を立てる際には皆さんの御協力をお願いしたいと思っています。

以上です。

8番（松本明雄君）　ここは地元議員の方もいらっしゃいましたので前々からやっぱり危険なところだという認識はありました。地元議員の方と一緒に町長のほうにもお願いしてありますのでまた町長から県議のところに行っていただいて、なるべく早く拡幅、用地交渉はできるようなところもあると思いますので我々も努力しながら広げていきたいと思っています。道に関してはまた次の方が質問するかもしれませんのでこの辺にして、町営住宅に入ります。

町長（渡邊誠次君）　御質問いただきありがとうございます。松本議員それからほかの方からも御意見をいただいております。確かにバスが曲がってくるとき特にぐっと切り込んでくるようなときに接触の危険もあるような交差点でございますので非常に十分注意しなければいけない交差点だというふうに私も認識しております。当然交通量も小国町の中では非常に多いほうでございますのでしっかりその辺は注意させていただきたいなというふうに思いますが、議員からお話をいただいて私のほうからも県議には御相談をさせていただいております。この話はもう随分前にちょっとさせていただきましたがけれども県のほうにしっかりとお願いしていかなければいけないところもありまして順番を少し守らせていただいておりますけれどもまずはこちらをした後に次というお話をもう順番的に私のほうもさせていただきたいというふうに思いますので、是非とも松本議員もお力をいただいてももちろん用地交渉特にお願したいところもありますので是非とも協力をしていただきたいというふうに思います。町といたしましてはやはり順番といいますかできるだけ早急にという考えはわかりますけれども、少しお待ちをいただかないといけない部分もあるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

8番（松本明雄君）　8番です。

順番が強いことですので何年後か何十年後かよろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、柏田住宅についてお聞きたいと思ひます。住宅に関してはやっぱりここに同僚議員がたくさんいらっしゃいますが多くの質問を皆さんされておりました。6月議会でもされた方がいらっしゃいましてこの前からこうして出ておられます。発委として出て産業委員長の名前で今回75歳の入居者の抽選が1階、2階とそういうことをするとか、連帯保証人の件これを2名を1名にする。これをゼロにしろという議員の方もいらっしゃいました。なかなかそうなると変えたときにどういうことが出てくるのかということもやっぱり建設課のほうも非常に大変だと思ひます。ですからまずはここで出ているところで連帯保証人を2名を1名にするだけでも相当な前向きに検討されたのではないかとそういうふうに思っております。この保証人がいなければまたこの方の親族の方とかその関わっている方とかいろんな方を探すだけでも今は大変な時代であります。身内の方が非常にいいとは思ひますがいなければまた建設課のほうもいろんな「こういうこともありますよ」とかいう指示は出していただきたいと思ひます。それについて柏田がやっぱり4階建てでありますので前々から言っていますけれどもエレベーターの件とかこの前は消防の方々が言っていましたけれども「やっぱり高齢者の方が上のほうにいらっしゃると何か病気とか怪我とかされたときに1階まで下ろすのに階段が狭いし階段が急だ」とそういう話も聞いておられます。前からお願いしてあったのですけれども真ん中にエレベーターがどんとつけば両方に行けるとかいう建物構造ではありませんがよその自治体、市なんかも検討されておられますので1か所だけでも付けていただいてそれで効率を見るというかその辺を考えていただきたいなと思っております。それでやっぱり40年前に造られた住宅ですので今は改装で屋根と塗装されておられます。これも相当な予算が掛かっておられますのでなかなか厳しい状況ではないかと思ひますが予算的には違う予算を組めると思ひますので、県とか市とかそういうところは同じような住宅持っていると思ひますが検討しているのかお聞きたいと思ひます。

建設課長（小野昌伸君） ありがとうございます。

今発委に出ている分に関してはしっかり検討していきたいと思ひています。前の議会でも5番議員からも御質問がありましたとおりもう身寄りのない高齢者等々も増えてきておられますので非常に連帯保証人というところに関してはしっかりと今後身元引受人ということも含めて対応をしっかりと協議していきたいと思ひています。よろしくお願ひします。

それからエレベーターに関しては検討はちょっとやってみました。エレベーターに関しては今柏田住宅入り口が玄関から入ると二つあります。正面向いて二つあって8棟、8棟が両サイドにあるというところでその場所にエレベーターを付けた場合渡り廊下が要らないというかたちでその場合がちょうど御存じかと思ひますが侵入の扉1階と2階の間に階段が張り出していますのでその外に付けるということになると、エレベーターの止まり位置が1階と2階の中間、2階、3階の中間で止まっては上るか下るかというかたちで、かなり上まで登る階段の苦勞から考えれば5、

6段下りれば家に着くというかたちでその場合大体1基当たり6千万円。二つで1億2千万円。もう一つ考えたのが逆にベランダ側にエレベーターを一つ付けました。そのベランダ側を渡り廊下通常でいえばマンションとかの渡り廊下にしてそうした場合は逆に入り口を玄関を全て変えていかないとはいけません。他工事も含めて1億円程度掛かるだろうというところで非常に補助事業はないことはないです。ただあとランニングコストとか電気代とかそういうのをどうしていくかということも非常に考えるべきかと思います。今は発委で出ているとおおり1階、2階がそう空くことはないかと思いますがもう空いたときの考え方。パズルの組合せみたいになりますけれどもそれが将来的にいいのかそれともそういう事業ハード的な整備をして皆さんの軽減していくのかしっかりと対応していきたいと思っています。ちなみに今柏田で160戸中154戸入居しておりまして75歳以上の入居者の家族でももちろん入っている人もいるしお年寄り同士で入っている人もいるのですが、55戸三階以上が21戸というかたちで今後ますます高齢化が進んでいきますので本当にその辺は部屋割の分とか入居の分とかソフトでできる部分ハードでできる部分をしっかりと対応していきたいと思っています。また結果ができたならまた御検討よろしく願います。

町長（渡邊誠次君） 私からも答弁をさせていただきたいと思っています。先日の9月2日、産業常任委員会のほうで御審議をいただきまして9月14日皆様方で御同意をいただきまして要望書のほうを9月14日付けていただきました。その件も含めまして公営住宅に関しましては松本議員言われるようにまた建設課長も答弁しましたけれども住宅、住まいそのものについてそれから暮らしについてたくさんの懸案事項があることは私のほうも理解をしております。そのような中で産業常任委員会で御審議をいただきました入居時での保証人と高齢者の方々のエレベーター特に上下の移動の問題について長年の懸念材料でございましたけれども、産業常任委員会の皆様の総意そして議会の皆様の後押しもございましたので町としてもしっかりと改善を早急に進めてまいりたいというふうに思っております。その中特に入居時の保証人につきましては条例の改正これが必要になってまいります。建設課のほうで考えておりますけれども12月の議会で提案をさせていただきたいというふうに思いますので、上程差し上げることになりましたらどうかよろしく御願ひ申し上げたいと思います。お世話になります。

8番（松本明雄君） 今建設課長から75歳の方の件が出ていましたが、柏田住宅をお借りして1年か2年、3年経つ方もいらっしゃると思いますが施設に入っている方もいらっしゃると思います。なかなか今住宅が皆さん小国町は足らなくて探している方も非常に多くいらっしゃいます。そして抽選のときに当たって見に行ったらそこで入るのではなく断られたりというような話も聞いておりますが、その辺のアンケート調査なんかもしてあるのか。やっぱり高い階には若い人たちは希望しないのか。その辺もお聞きしたいと思いますがどうでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） まず入居施設等々に入っている方ということで今1件ほど情報が入って

おります。もう2年間ですかね施設のほうにおられるということで息子さんのほうが家賃を払っていただいて掃除等々をしておられるということで、非常にお体が御病気で余命とかそういうところが宣告されているわけではなく、まだいつの日かやはり自分の我が家ですので「帰りたい」母のそういう気持ちはあるということも聞いていますので、やはりそういうところは息子さんと身元引受人さんと話しながらしっかりと対応していきたいと思っていますので家賃を払っていただいて掃除をしていただいてということであちのほうは「退去してくれ」「次がいますよ」ということもなかなか言えません。それから非常に近頃の抽選では若い方も抽選には来られます。しかしながら4階と聞いただけで「もう4階、辞退します」と。1階、2階なら抽選が多いというところで先ほどの話と一緒になのですが、4階は非常に人気がなく建てた当時は斬新な建物だっただと思えば逆に言えば倉原住宅一戸建て非常に人気があります。そういうかたちでもう時代のニーズも変わってきたのかなというところありますがしっかりその辺は先ほど町長がおっしゃったとおり入居とかアンケートとかそういうのをとりながら、コロナ禍の中ですが部長さんと話しながらしっかりと今の状況を考えながらやっていきたいと思っています。しばらくお時間をいただければと思っています。

8番（松本明雄君） 住宅を買ってやっぱりいろんな考え方があると思います。買える意思があればそれを無理やり出してくれとか僕は一言も言えません。そういう人たちと建設課も住宅担当の方が話しながら解決策が見つければいいかなと思っています。若い人たちが4階に入りたがらないということもありますが今小国町も暑くなっておりまして「4階に行くと窓を開ければ涼しいですよ」とそういう方向で入れていただきたいと思っています。「エアコンが要らないから4階に入りなさい」とかそういう方法をこれは一つの案として言っておきます。

住宅問題非常に厳しいです。今後は今度町長とお話したいのですけれども南小国町は民間が住宅を建てると補助金を出します。この前整備工場の後にできたのが2棟目ですかね。非常に人気があって入っております。それと南小国町は南、南という非常に心苦しいのですけれども県営住宅がありました。あれを買って南小国町の住宅あれは平屋ですので非常に誰でも希望して入ると思います。そしてうちが前々から言っていますけれども教職員住宅です。教職員住宅はあるのですけれどもこれも町長と教育委員会が話して執行部が話して空いているところがもう1年以上空いているところ2年以上空いているところありますので、その辺りも町の住宅として入れられればまた借りる人がいるのではないかと。もう大分古くはなっていますが手は入れずにそのまま入れていただいて悪いところは補修しながらやっていただきたいと思っています。よろしく願います。

町長（渡邊誠次君） はい。もちろんニーズ調査も必要だというふうに思いますが様々なところと話をさせていただきまして検討させていただきたいというふうに思っております。それからコストバランスの面が非常に重要なところになってくると思います。一度町がし始めると終わりはほ

とんど見えない状況で進んでいきますのでその部分ではしっかりと協議をさせていただきながら御検討させてください。よろしくお願いします。

8番（松本明雄君） 一つ付け加えさせていただきます。南小国町みたいに補助金を出していただければ建てたいという方もいらっしゃると思います。建てていただければ民間の力を利用してあとは修理なんかを全部そちらのほうでやりますのでそれも検討していただきたいと思います。

それでは最後の質問にまいりたいと思います。この前から南小国町の議会にも行ったら女性の方がこの質問をされておりました。そしてBSテレビ東京の番組で「タタムなんてもったいない！」という店で南小国町のラーメン屋さんが出ておりました。この事業継承について情報課のほうはどういうお考えなのかお聞きしたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） 事業承継についてお答えいたします。

まず事業承継につきましては引き継ぐという意味では人と資産と知的財産というのがあります。経営者が人、後継者ということですが資産についてはもちろん資金、株式です。あと知的財産というのはその方が作り出した顧客のことです。この三つをどうやって継承するかということになっていきますが熊本県が3年前からそのためのマッチングを熊本県の商工会連合会が組織を立ち上げております。議員も御承知だと思いますけれどもその部署が専門に後継者の心配があるような事業所の方々をまず継承のための計画書を作る策定の支援、それから新規で例えばラーメン屋さんをしたいとかそういう方を結び付けるマッチングをするような組織ができておまして、特に経営指導員というかたちで主に母体は県の商工会連合会から小国町で言えば小国町の商工会ということでその組織自体には町が直接構成メンバーに入っておりませんが、県下に11名そういう専門の方がいらっしゃいます。先ほど言ったマスコミに取上げられた事例とかも含めてその辺を少し私のほうでその専門の方に問合せをさせていただいたのですが、どうも秘密保持の契約というのをそれぞれで交わしているということで、譲り渡す経営者と譲り受ける方が負の財政も含めてトータルでマッチングするということが御紹介のほうはできませんでした。しかしながら商工会のほうで少し聞き取りをさせていただきましたけれども、そういう時代の流れというのもございまして小国町の商工会が後継者の承継についてアンケートをとっておりまして現在まだ回収が全て終わっていませんが、現在67の事業所の中で実際承継を希望しているというのが33事業所ありました。約半数です。実態としましてはその中でも「後継者が決まっている」ほぼ身内がほとんどですけれどもその33件のうち22件ということでその残りは「決まっていない」ということが11件の事業主でありました。ということで全体的にみますとやっぱり小国町の事業所の部分については減少の傾向でこれから大きな課題になっていくのではないかとこのように思っております。

町としては少し切り口違うかもしれませんが単独の創業支援事業というのをこれまでわずかですけれども継続で支援をさせていただいております。これが平成28年からしております

てそこは7年間で11の事業所が新規参入ということで小国町で参画していただいています、調べました全ての事業者が今継続で経営が続いているということでございます。今後についてですけれども小国町としてはこれを商工会が主体とはなりませんけれども引き続き創業支援事業なり、あと令和2年度で終わりましたけれども空き家対策事業の支援というのがありましたけれどもそういうのもまた連携をとりながら今後ちょっと検討していく時期に入っているのかなというふうに思います。前提としては特定財源を探していかないといけないかなというのがあります。

以上です。

8番（松本明雄君） はい、8番です。

今説明していただきましたが僕が持っている資料と一緒に。商工会の事務局のほうからいただいた資料だと思います。小国町の商工会は今会員数が300弱いらっしゃいます。その中で今言われたとおり67の方が回答がありまして今言われた数字のとおりです。この言葉が出てきたのが2010年です。経済通産省のほうから中小企業がどんどんどんどんたたんでいっている状態で技術が日本からなくなっていくと。そういうこともあってこういうことを特に商工会のほうでこれは熊本県下に全部アンケート調査してありますのでもうそろそろ全部集計が出てくると思います。これで情報課のほうもほかの仕事も忙しいとは思いますがこれも大事な仕事ですので情報課長が引き続いてやっていただきたいと思います。これはもう商工会と色々な話しながら役目を決めながらやっていただくとよろしいかと思います。

一つ思ったのは新規事業の方にも支援金を出すのもいいのですけれども、この前からもう2年前かなかなか人気店のちゃんぽん屋さんが2軒閉めました。そういう方々もやっぱり後継者の方がいらっしゃれば両方とも町外の方も来て行くと僕たちも入れない状態でしたのでやっぱりそんな店をただ閉めるだけではもったいない。承継していただければそこにある機材から味から全部教えていただけますので新規に始めるよりも早く収益を上げることができると思います。やはり黒字にならないとずっと赤字では何もできませんので特に商売をしている方農家の方もそうですけれども、いかに黒字になるかということを僕たちも考えながらやっております。だからやっぱりもうあるものは利用していただいて高齢者の方がどんどん増えていっておりますのでその辺はやっていただきたいと思います。いろんな資料がだんだんできておりますので町としてもやりやすいのではないかと思いますので今後新規事業も出すのは出す。その代わり承継にも出す。そういうふうにしていただいて特に北里柴三郎博士が出て観光客が多くなれば今でさえ土曜日曜は観光に来た方が「御飯を食べるところはどこありませんか」とかそういう話がもう山ほどありますので、やはり宮原の町なかにもそういう施設を残せるようであれば残していただきたいと思います。御意見を伺いたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 商工、産業系の支援をしっかりと町としても改めてさせていただくという決意を述べさせていただきます。その中で事業承継の件だけではないと思います。事業承継も様々な

パターンがあります。ですので国からの支援もかなりたくさん少し私も用意しておりますけれども経営革新のほうからは再チャレンジ事業。それから内閣府、総務省、厚生省、農林省、経産省等々含めて事業承継に当たって活用された国の支援施策等々18項目にわたっていろいろな施策が講じられております。ただこれも先ほど松本議員言われた収支のバランスこれが取れないとなかなか本当に継いでいただく方ここが特定されないと支援というかたちもとれないのかなというふうに思っております。特に今までと同様な仕事また今まででできたけれどもこれからできなかった事業様々出てくると思います。町といたしましてはどこにと限定はできかねますけれども産業支援の部分については改めて確認しながら改めて再構築していく必要があるというふうに思っておりますので、また議員から御提案、御相談差し上げて私としてもしっかり考えてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

8番（松本明雄君） コロナで商工会のほうにも多数の補助金が出ております。それを活用して違う事業を始める方もいらっしゃいます。僕が聞いた話ではホップを栽培してクラフトビール、地ビールに挑戦される方がおります。これはたしか昨日補助金がありましたので本格的に始められると思います。だから小国町の予算ではなくて国の施策もありますのでやっぱりそれをどんどんPRして頑張れる方には頑張っていたきたいと思います。町長もいろんなことを勉強されていると思ってやっておりますので大丈夫だと思いますけれども、商工会を通じて情報課も情報をどんどん出すとコロナが終わるとこれで補助金が出なくなる可能性がありますので今の方が6次でもらっていますかね。ですから出せば完全にもらえるわけではありませんが出してそういう福岡の方が今度は通っている方が非常に多かったと。みんなで勉強しながらこういう国のお金を使って今だからできることもありますのでやっていただきたいと思います。

最後にこれは通告しておりません。もう時間がありませんがここに後々また出てくるかもしれませんが町長も我々も「この町をどうかしたい」とそういう気持ちは一緒です。職員も一緒だと思います。前は課長に1人ずつ抱負を述べていただくとそういうこともありました。今後やっぱり若い方々もう管理職になりたくないとかそういう話もう山ほど出てきております。今後小国町は課長になっていく方々課長を見て「こういう仕事がしたい」とかそういう方々が増えていくことを思っております。それでは今日は3名の方にお聞きしたいと思います。最初に2年半とか最後の方は6か月しかありませんが、さしより総務課長が代表ですので一言ずつ述べていただきたいと思ひます。

総務課長（佐藤則和君） それでは松本議員の質問ですけれども今後の対応としまして町職員の在り方としましてはもちろん各種計画等ありましてその遂行を第一にすることが原則だと考えております。あるいは町長が示す政策にのっとり将来像を描いて事業を進めていくということが基本だと思っておりますが、その中にも議員御指摘のとおり職員にもそれぞれ能力の差がありましてなかなかこれからそういう若手の教育難しいと思っております。私もあと2年半ほど期間がご

ざいまして総務課長という重責を担っておりますが、そういった職員の教育等重点を置きましてやっていきたいと思っております。もちろん町の総合計画等にありまして町長のお示しになりますSDGsとか北里柴三郎博士の施策とあと観光という重点的な政策あるいは福祉も重要であります。総務課も防災とか財政も握っておりますのでその辺総合的に調整をしながら町の人口についても学者の方々の話を聞けば人口については減少するというのがもう見えているのでそこら辺を見据えながらどうやってコストをかけないで行政を進めていくかということについて今後検討しながら微力ではありますがやっていきたいと思っております。ちょっと答えになったかどうか分かりませんがよろしく申し上げます。

8番（松本明雄君） もう時間は過ぎましたのであと2人の方はどきどきされたと思いますが、次の12月にやりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議13時00分、午後1時から行います。

（午後0時02分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 6番、大塚英博議員、登壇をお願いしたいと思います。

6番（大塚英博君） 6番、大塚でございます。

質問に入る前に私は二つの言葉を言いたいと思っております。説得と納得という言葉です。説得ということにおいて納得、相手が納得しないといけない。どんなに説得しても相手が納得しなければそれは何の意味もない説得です。もう一つはどんなに美しい絵でもその人にその美しさがわかる心がなければならぬ。どんなにいい絵でもその人にわかる心が無いといけない。まずこの2点を申し上げて一般質問に入りたいと思っております。

今回も三つのテーマ。私は非常に大事な移住定住促進について、それから今大変な時期にきている森林の要するに林業経営について、そして最後に新型コロナウイルスの感染対策臨時交付金の配分について、この3点について質問をさせていただきます。

まず最初に移住定住促進についてというのは、どこの町も人口減少に悩む中でいち早く取り入れそして何かと実践的に言うと結果があんまり現れない。促進策に成功した事例から見るとやっぱりそれなりの努力をしております。まず移住というのがその人たちがその町に求めるもの、どういうふうな町に住みたいのか、魅力ある町、そういうものから選定されてきます。しかしその中でまたそこに住居があるのか。町の対応がどのように対応していただくのか。永遠にそこに住み続けるという気持ちをずっと持ち続けるということについても考えさせられます。そこで質問ですけれども私はこの大事な部分について、小国町として移住定住促進についてどのように今考えているのかについて質問したいと思います。

政策課長（秋吉祥志君） お答えいたします。

移住定住者向けにつきましては導入に当たりまして、町としましては今現在定期的に移住定住者の状況につきましての会議を開催しております。その中で小国町というのは昭和60年代に前宮崎町長のときから開かれた町ということで外部からの方たちを受け入れるそういう土壌を作ってまいりました。その点におきまして小国町にはたくさんの町外の方たちが今現在移住して来られております。幸いなことに非常に移住して来られた方たちの小国町に対する評判はよくて、その評判を聞きつけてまた小国町に移住していきたいというような今状況になっているわけなのですが、いかんせん職業又は住む住宅の点におきましてなかなか思うように「小国町に移住していきたい」という方たちにきちんと対応するだけのニーズが追いついていないというようなところもございまして、そういった意味ではこれから先そういう移住者向けの対応策というものをしっかり考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。

以上です。

6番（大塚英博君） 移住定住については今窓口としては多分学びの里が窓口になっているのかなと思いますけれども、今予算的に言うと99万円という予算が付いていますが本当に本腰を入れて空き家対策みたいなかたちで移住定住を受け入れるならば、やはりそれに対して真剣に取り組めるだけの予算の配分というのも大事な部分ではないかなと私は思います。

もう一つは今住宅ということで出ましたけれども小国町においてはお試し住宅というのがございました。やっぱり迎え入れるほうとしてこういうふうな景色のいいところで、そしてまたこういうふうな立地条件のいいところ、またそして同時に働き場所があると非常に便利があるというふうな中でお試し住宅というのは造られたと思います。それほどこの町村においてもそういうふうな面で非常にハイカラでそして本当に小国町に住んでいきたいなというふうな思いでお試し住宅はあると思います。そしてお試し住宅もそんなに長くいるわけなくいずれ自分は移住としてここに長期間滞在すれば地域にある空き家とかそういうものに目を配りながら改めてそこでそこに定着する方針を変えていく。このお試し住宅について本当に小国町はこれだけのことをしているのだということをしていただきたいなという思いがございまして。その点についての今のお試し住宅のことについてはどうなっていますか。

政策課長（秋吉祥志君） お答えいたします。

お試し住宅の件数と利用実績ということで御報告したいと思っております。住宅の件数は現在3軒となっております。宮原の田迎地区に2戸、それから上田の万成地区に1戸ございます。平成27年度からこの事業が開始されておまして現在までに18組27名の方が利用されております。現在3戸のお試し住宅につきましては全て入居しているという状況でございます。

以上です。

6番（大塚英博君） 今基礎になるお試し住宅についてはいろんな面に不都合する部分というのは

多分あると思います。そういうふうな中で新しくそういうふうなモデルハウスではないけれどもそういうふうな新しい作り変えではないけれども改修しながら持続的にやっていくことも大事なかなと私は思いますので、このお試し住宅についてはもし場所の立地がいいところそしてどういうふうに空き家があってそのところを町としてお試し住宅に活用できるところ私はその点については移住定住で外から来る方たちのためにも住宅の提供というのは非常に大事なものはかなと思います。

続いて、地域おこし協力隊というのがちょうど始まってからもう何年かになりますけれども、この目的というのが多分一極集中に都会に集中してそして地方分散という地方創生のかたちでそういう方たちを地方に流していく。そういうものが主体ではなかったかと思います。そしてその方たちが地域で十分自分たちの実力というのを発揮しながら、そしてまた地域の人たちを巻き込みながら町を興していく。そしてそこに新しい定住というのが生まれていく。私はこれは非常に大事な施策の一つではなかったかと思います。しかし現在においていろんな市町村においては地域おこし協力隊が来られても長くあんまり定着しない。3年間という期限が過ぎてからはまた違うところに行ってしまうというお話を聞きます。何となく受け入れる側としての地域おこし協力隊にいてもらいたい。その人が事業を起こしたい。そして今さっき事業継承ではないのですけれどもそういう方たちが今小国町にいて自分はこういう事業をしたいんだということにおいて今あるものに対して引継ぎをして新しく芽を出す。私はこれも大事な部分ではなかろうかと思います。この今の現在の地域おこし協力隊の範囲というかそのことについてお尋ねしたいと思います。

政策課長（秋吉祥志君） 現在の小国町におきます地域おこし協力隊の状況ということで御報告をさせていただきます。9月現在で現在小国町のほうに10名の地域おこし協力隊が勤務いただいております。内訳といたしましては政策課のほうで2名ということでふるさと納税関係の業務に1名、旧西里小学校活用プロジェクトに1名、また情報課のほうに6名。これが情報課の業務、商工観光系の業務のほうに1名、それから北里柴三郎プロジェクトのほうに1名、そのほかASOおぐに観光協会のほうに2名、一般財団法人学びやの里のほうに2名、これが情報課のほうの管轄になっております。その他、産業課のほうに1名。これは木工業の振興というような目的で活動をいただいております。それから町民課のほうに1名。この方は保育士として勤務をいただいております。

議員御質問の事業継承という部分についてですが、確かに地域おこし協力隊小国町のほうで働きたいということでこちらのほうに移住して現在働いていただいているわけなのですが、一つはこの制度上の制約の中でなかなかその事業継承するというのが一旦役場職員としての採用になるものですからやはり民間の企業のほうで働いてもらうというところの整理が今のところできていないというのがございます。そうは言いつつも全国の事例を見ますとそういうふうな事業継承に向けた取組をしているような自治体もございます。議員おっしゃるように町の産業のこれか

ら先の維持発展というかそういったものについてはこういう外部の方たちがそのまま小国のほうで住み続けられるような環境づくりというものも考えていく必要はあるのではないかというふうには思っております。

以上です。

6 番（大塚英博君） はい、わかりました。地域おこし協力隊の中に例えば移住定住促進ということに対して非常に奇抜なアイデアを持っている方も多分あるかと思えます。そういう方がおられたらそういう中で小国町の活性化が図れたらというふうに思います。移住定住においてはまだ企業とか誘致とかいろんな問題がありますけれども今回は割愛します。

次にはこれも大事な問題でございます。林業の経営についてでございます。もう長年林業経営については要するに木材価格の低迷それから担い手不足、結局俗に言う経営経費要するに林業経営の経費の非常に割高ということについて成り立たなくなってしまった。そういう中で非常に厳しい冷えた経済の森林ではなかったかなと思いますけれども、ごく最近になって木材価格が高騰して高騰というか以前よりも上がることによって木材の流通というのが非常に動き出した。急激に動き出したために民間の事業者である森林組合としては早いスピードに追いつけなくなっている状況ではなかろうかと思えます。この森林整備という中では要するに森林環境譲与税という国が2024年から各1人に対して1千円というものが徴収されますけれども、町のほうに対してはもう早い段階から交付金が流れてきております。しょっぱなだったろうと思えますけれども1千599万円という金額が流れてきて今年の予算においては3千400万円を突破しております。徐々にこの森林環境譲与税ということに対して町がおんぶしていただけない要するにそれを頼りにしないといけないという危機がもう目の前にきております。しかしこの環境税というものに対しては既存の補助事業があるものに対しては出さないという制約がございますけれども、小国町においては早い段階において補助事業体制を整えてまいりました。その制約の中で今やりたいところができないという非常に四苦八苦したところがあるかと思えます。今の林業の状況において森林組合を含めるけれども森林管理法というのが新しくできて極端に言う林業経営に適さない場所適さない森林というもの、また林業経営に適している森林に対してはそういうふうなものに管理を任せるといふようなシステムだと思います。そういうのを含めて今の小国町の林業情勢についてどのような考え方を持っているのかをお聞きしたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） それでは現在の小国町の林業についてのまず現状をお伝えしたいと思います。ただいま議員も言われたように林業情勢については昨年、一昨年から新型コロナウイルス感染症の関係ですとか世界情勢の関係により昨年の木材については高値が続いております。昨年度の平均単価は1万4千299円。平成11年以来の高値でした。共販の取扱い量につきましても4万3千748立米と平成6年以来の出荷量を記録しております。

先ほど言われましたが森林環境譲与税ですが小国町のほうは随分以前から先駆的な取組を林業

の分野において行っておりましたので、新しい取組について譲与税を利用してくださいということで今のところ取決めがありますので先駆的に取り組んでいきたい事例が多いので小国町では毎年少しずつ執行残とか残って約今5千万円の基金積立てがあります。ですけれどもそちらのほうについても利用方法について少し緩和されるという情報がありますので利用できるものがあれば多種多様に利用していき基金のほうを利用して単年度の分以上に事業行えるときは行っていきたいと思っております。

先ほど森林の管理の話がありましたが現在小国町において森林管理を行っている林業事業体は小国町森林組合のみになっております。その状況は森林組合の職員である保育林産班が12名、あと個別の個人で作っておられる小国林業一人親方組合の組合員が37名、あとはもう年々減ってきておりますが少数ですが自伐林家、自分の山を自分で切って搬出されている方が数名いらっしゃいます。現在その人数で森林を守るというか伐採ですとか除伐ですとかを行っている状況になっております。

以上です。

6番（大塚英博君） 林業経営におきまして先ほど言いましたように要するに成り立たない森林というのが非常に多く見受けられるようになりました。これはなぜかと言いますと値段が高いときに対してはどこもかしこも木を植えました。そして現在においてはそれが反対にいろんな災害の引き金になる場合もあるし、またそれを出すことによって経費高によって出さない場合もあります。これが大きくなれば大きくなるほどあとの経費はかさむ一方。何とかこの部分については早いうちに町としては手を入れていかないと個人任せにおいては非常に災害の引き金になるかもしれないというのを私は危惧するわけでございます。そういう中でやっぱり先ほど言いましたように今森林組合においてはあらゆる面において殺到した事業量に対しては手が追えなくなっている。そこで今一人親方制度というのがございますけれどもそういう方たちを利用しながら何とかその伐採にこぎ着けている。しかし自分の所有の土地、自分の所有の山について伐採をしても今の制度においては補助金制度というのがあってその補助金は自分の手元には入らないという問題点がございまして。このことにおいて今の森林整備というのが自分方の物だけでも整備ができるのにそれが滞ってしまう。この難しいところの問題が何とか解決されればいいかなというふうに思いますが、この点についてはいかがですか。

産業課長（穴井 徹君） 自伐林家の方が直接補助金のほうが受給できないということではなくて、補助金の要綱等がちょっと厳しくなって間伐ですとかいろんな事業したところを測量の図面等が必要になるようになりました。それが結局個人では測量が難しいということで森林組合のほうで現在は代行して補助金の代行業務とかを行っております。そういったかたちで経由すれば自伐林家の方にも補助金のほうは交付されるようにはなっております。

以上です。

6番（大塚英博君） それは非常に有り難いことでございます。

今先ほどから言いましたように後継者不足によって森林経営が非常に難しくなっていくこの流れというのが今小国町の森林面積というのは1万650ヘクタール。そして人工林は7千40ヘクタール。非常に莫大な森林面積を持っております。小国町の全体の面積の中で本当に森林が町に潤いを持たせる。災害でなく今さっき言ったように要するに移住定住に向けての道を開く。そして森林のいいところというのが開発されていく。そしてそこに広大な面積の移住タウンとかそういうものも夢ではないかと思えます。本当に森林を育てるといのはある人が言ったように「4メートルの無節の木を作る。そのためにはそんなに大きな面積は必要ない」そういうふうな考え方に基づいて森林というものをもう一度見直しながら、そしてそれから小国町全体が潤えるようなことも考える必要があるのかなというふうに思えます。その点についていいですか。

産業課長（穴井 徹君） 森林の経営について大変サイクルが長いということと通常で今までいくと小国杉の伐採伐期は50年から60年以上ということで経営を行ってきました。それから材価が下がったことによって1ヘクタールほどの森林を所有していても5、60年に1回しか収入が入ってこない。ですから最低でも50ヘクタールですとか100ヘクタールの森林を所有していかないと林家、林業の専門としては生業が立たないようになってきております。ですからそこを樹種等が小国の土地、風土に合うか合わないかはわかりませんが早生系の樹種に変換して40年伐期のサイクルで販売ができるようにするですとかそういったかたちの変換はできるかと思えます。しかしそれにしても40年に1回しか伐期が回ってきません。以前は植林して10年ぐらいてまは切捨てになりますが除伐、次間伐を1回、2回と繰り返して最終的な全伐になっておりましたがその間伐でも多少はお金が林家のほうに残っておりました。でも全然今の状況でそこが残りませんので中間での収入がなくなってしまいました。ですからそういったところは材価の関係がありますので今すぐどうしようということは難しいのですが、樹種等を検討していくということは一つの案であるかと思えます。

以上です。

6番（大塚英博君） 特に小国材においての乾燥材というのが必需品のようになって岳の湯のほうで乾燥というのができておりますし、各製材所においても乾燥施設を持っております。そういうのも小国のブランド化という中でも非常に大事な部分ではなかろうかと思えます。そしてもちろん先ほど言った災害に強い小国町を形成するためにも今非常に危ないところの木についてはチェックする。例えば農業関係で言えばパトロールとかいうことをしながら推進員というのが回っているように、林業においてもそういう面において危ない箇所そういうところに対してチェックというものも大事なかなと思えます。これを手がけていただきたいなというふうに思えます。

それでは三つ目の質問に移らせていただきます。新型コロナウイルスの感染症臨時交付金についてでございますけれども、先ほど令和2年度と令和3年度の交付金の資料というものを配付し

て見させていただきました。令和2年度においては大体3億円、令和3年度においては1億4千万円で合計4億4千万円という金額になっております。この4億4千万円という金額は今回の9月の決算の支出の部分においては衛生費の4億3千万円に匹敵する部分であります。もちろん教育費の3億2千万円、商工費の3億2千万円をはるかに上回っております。このお金が小国町において非常に臨時交付金が潤いを持たせたというふうに私は思っています。令和2年度においては45項目だったが令和3年度においては40項目。85という非常にたくさんの事業というものに対して手厚く補助されております。このことについて特に建設関係というものに対しては大体1億2千万円ぐらい使われました。それ以外の行政においては7千万円ぐらい使っています。また一般のほうに対しては2億4千万円ぐらい配付されております。私は配付においては非常に皆さん方は大変喜ばれるし潤ったのではなかろうかと思えます。これに対する経済効果について御答弁があればよろしく願います。

総務課長（佐藤則和君） 今議員言われましたとおり令和2年度で3億2千万円、令和3年度で1億4千万円、令和4年度において既に1億9千670万円の予算が計上されておりますので合計しますと3か年で6億6千550万円が予算化されております。その中において議員申されましたとおり生活支援に回りました予算が1億7千500万円程度。あとアフターコロナを見据えた対策として観光業あるいは森林組合の助成、あと役場のトイレ改修等の感染症対策、各種学校等の感染症対策も行われておりますので個人にいきました約1億7千500万円以外はそういった工事あるいは物品の購入などで外部から購入した分もあると思えますけれどもその大半を町内で消費が行われたり回ったことになるとは想像はしておりますけれども、いかんせんコロナで景気が停滞する中での対応ですのでこれが本当に経済効果ということで表れたかどうかというのはそこには疑問が残るかと考えております。

以上です。

6番（大塚英博君） 私はこの配分を見て非常に感心させられます。林業から農業から商業から全ての教育まであらゆる分野においてこのコロナウイルスというものに対する交付金が流れている。これだけの数のものというのがやっぱり流れた。特に町においては例えば本来やらなければいけない工事というものがこの交付金のおかげで先延ばしすることなくできたということ。例を申しますと雨漏りをしているところのあみだ杉の館多目的施設であったりほかにコロナ交付金を使った大きな建物がございます。そういうことについても本来は一般会計から持ち出さなければいけなかった。非常にそれに対しては早い段階でそれができたということ。私はそれについてはいわずれやらなければいけない保育園の改修事業においても増設においても一瞬を待たずしてそれができたということ、私はこの配分の考えにおいては非常にいいところに目を付けられたかなと思います。

しかし1点だけ私が思うのがコロナ禍については先ほど私が言ったように移住定住という中で

そこに住んでいる方たちがどれだけ町からの恩恵を受けられるか温かい報いができるか、そういうふうな目線というものに対しては私たちの事業所においても非常にコロナ交付金で潤ったことができたけれども、果たしてその方たちに対して十分だったのかということは今の予算の配分から見ると本当に難しい部分もあろうかと思えますけれども、ここで町長にお聞きしたいと思います。他町村は別にして小国独自のコロナ交付金の配分をしました。その中でその部分についてはやっぱり難しい部分もあった。しかし将来においては事業所いろんなものが花が咲く時代がくるだろう、それによって住民全体が活気づけばいいことだというふうに結論づけるかもしれませんが私もその点について今ちまたでいろんな方たちが南小国町を対象にしている話をちらほら聞きますけれども、本当の部分というものがわからない中で私たちはその人たちに対しては話をしていかなければいけない。その部分について私たちは十分納得しているけれどもそういう方たちに対して向けた町としての方針はこうだったということを私は言ってほしいなというふうに思いますので、答弁をお願いします。

町長（渡邊誠次君） 御答弁させていただきます。先ほど総務課長から3年間でコロナ交付金が合計で6億6千550万円というふうなお話があったと思います。国からそれから県からきているお金は別にいたしまして6億6千万円という大体人口6千何百人ですから1人10万円当たりの給付ができたというふうに思います。給付事業だけを考えれば1人当たり10万円をお配りすることが一番給付事業としては公平だというふうに思いますし政策としても正しいのかもしれませんが。ただ私といたしましては当初令和2年度このコロナ交付金を使うときに皆様方にお話をしたと思えますけれども、まず給付事業は考えなければいけないけれども持ちこたえることができれば振興策のほうに町としては舵を切りたいというお話をさせてもらったというふうに記憶しております。特にセーフティーネットの部分、給付策はどうしてもセーフティーネットに私は関わると思いますのでこれは国がしなければいけない事業ではないかというふうに考えております。その中でも給付事業少し足りない部分があるかもしれませんがその部分は微力ではありますが本当に負担の軽減にしかならないかもしれませんが、給付事業をさせていただきたいというところから給付事業を今までしてきたところです。ですので皆様方の資料で今日ではありませんけれどもお配りしている事業の中で令和2年度、令和3年度のコロナ交付金の事業で令和2年度で45項目それから令和3年度でも40項目の事業をこの中でさせてもらっております。町といたしましては先ほども繰り返しになりますけれども給付事業をするよりも補助それから振興をすることによって単年度ではなくてそれから数年間にわたってしっかりと振興ができるような事業にお金を投じてきたというふうに考えております。私の意見が全てではないかもしれませんが私も私としてはその方向で話を進めさせていただきました。そもそもコロナ交付金のこの感染症への対応と感染拡大の防止の観点、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現というところでコロナの交

付金はスタートしております。小国町が進めてきた各種事業をしっかりと考えさせていただきましてそれから執行部それから議員の皆様方にも御提案をしっかりとさせていただきましたけれどもその中でしっかりと判断させていただいて私としてはコロナの交付金事業を進めてまいったところでございます。議員それぞれの御意見はあられるかもしれませんが町としてはこの事業を進めてきて今後この事業に対する影響判断をさせていただきたいなというふうに思っております。議員御指摘のとおり移住定住の部分それから先ほど一番最初に松本議員がお話しになりましたけれども住宅の問題、この部分に関しましてはコロナの交付金事業が当てにくいというところもありましたのでその中には入っておりませんが、今後としてはその様々な要因はこの住宅問題というところにも関わってきているというふうに私も思いますのでその部分ではコロナの交付金ではないかもしれませんが施策のほうはしっかりと考えさせていただきたいと思います。

以上です。

6番（大塚英博君） 非常にわかりやすい答弁でございました。

以上、三つの質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議は1時55分から。

（午後1時40分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時54分）

議長（松崎俊一君） 3番、穴見まち子さん、登壇をお願いします。

3番（穴見まち子君） 3番、穴見です。よろしく願いいたします。

今日最後ですのでなかなか話がいっぱいあってまとまるかわからないので最初に言っておきたいと思います。今月の10日に月見があったですね。そのときに私のこともいつも出すのですが孫も保育園と小学校の子供が親がちよっと連れて行って自分たちが出すのもしっかり持って行って帰るときには背中いっぱい大きいのを持って帰ってきました。それもやっぱり地域の方々の協力のおかげで昔からある行事として感謝を申し上げたいと思ってここでちよっと言いたいと思いました。本当に有り難いと思っております。

それでは先に私も認定農業者に入っておりますが今年の7月の後半に阿蘇郡の女性の農業者の理事に委託されましたので農家をやっている反面しっかりと何かお手伝いができることはないかということで、まずは最初にここで行われた認定農業者の会の総会に出席しました。そのときに会長からも言われたのですが、これから先やっぱり認定者の数は高齢者の方が多く若い世代というのはそんなにいません。現在小国町に認定農業者の方がどれくらいおられるか。そして女性の方の年代がわかれば教えていただきたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） 認定農業者の認定者数は69の個人と法人の方を認定しております。そのうち共同申請という家族の方連名で申請されている方が22組いらっしゃいます。全部で69

内、法人が6、共同申請が22、総数で85人になっております。男女の比率でいきますと申請の男性が85%、女性が約15%。人数でいきますと男性73人と女性12人になっております。以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

なかなか女性の声は届くのが難しいと思うのです。男性は前に出て仕事をしますけれども裏で支えているのは必ず女性の方で男性1人では農業がいろんなことはできないのです。やっぱり世の中うまくできていて支える人がいるからちゃんと前向いていける。前々町長の宮崎町長のときに家族経営協定というのがありました。前に多分言ったことがあると思うのですがけれども農業助成アドバイザーというかたちで何名かが後ろのほうで家族協定を結ぶところに立ち会って、先ほど言われた家族の方というのはその方たちだと思います。やはり女性が今から忙しくなる農繁期に男性が稲刈るときに来て男性が刈り、そしてやっぱり女性が基本的にそれを運んだりとか田んぼの中の角を分けたりとかするのはやっぱり女性で1人ではできない。それと安全面でもやっぱり移動するときに皆さん高齢になっていますので機械の大きいロングの車に乗せたりするときの判断とかも1人ではなく事故を起こさないためにもやはり女性は必要だということですよ。そこをしっかりと皆さん頑張っている女性にも町としてもやはり職員の方たちも女性委員になっておられる方の声というのは職員の方が出向いて行ってこれからいろんな要望があったらしっかりと聞いていただきたいと思っております。そして総会の中でやったのですがスマート農業。テレビでも何人かあっていたのですけれども今で言う車の自動運転です。車ではなくてトラクターとかコンバインいろんな機械がありますけれども、それを動かすためにはアンテナが必要です。衛星を使ってGPSだったりドローンだったりいろんなところで必要なのです。そのアンテナ局が小国町も南小国町もない。「全国でどのぐらい使われていますか」と聞いたときに大体3千500ぐらい利用している方がおられるので、是非小国町もそのアンテナというのをしっかり立ててもらったらどうかと思っております。特に小国町は中山間地で山の中に結構田があったり。今この前聞いたところによると下巢牧場もいろんな野菜を作っていますけれども電波が全然、携帯の電波からも入らないそんなときにもし事故が起きたときとかにはやっぱりそれが伝わりにくいというところではやはり電波塔とかをしっかり立てていただいて、これから先の若い人たちお年寄りの方が利用できるような体制というのは必要だと思いますけれども、これに関して町長はどう思われますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 御質問いただきありがとうございます。

町としてどうこうするという話はなかなかアンテナを立ててもらいたいというお話はないのですが、ただ1点だけ今熊本大学それからソフトバンクさんとお話をさせていただいております。その中ではもう低層ですけれども宇宙に今衛星が飛んでおります。衛星からの5Gの電波を流す衛星が今約590基飛んでいるというふうに先日お聞きしました。5月に本当はロシアのソユ-

ズが飛んでいけば残りの38基が打ち上げられてそのソフトバンクさんの衛星での5Gでの発信ができるというような状況だったというふうにお聞きしておりますけれども、それがウクライナ、ロシアの紛争によりましてこれが今断念している。ただ今度の12月にその計画があるということでございますので南小国町さんと小国町で話をさせていただいて、是非ともその事業には乗っからせていただきたいというふうなお話を先方とさせていただいております。その中ではもし実現が可能であればまずはスタート地点で病院議会の皆様方は知っておられる方もいるかもしれませんが医療Mass。その後の展開として産業関係にもその5Gを使わせていただいて防災も含めてですけれども当然電波の関係であります先ほど議員言われたとおり下巢のほうでは電波が飛んでないとかいうお話があるとおりその部分で可能になってくる時代がもうすぐそこまできているというふうにお聞きしております。その事前の準備それから情報はしっかり町のほうで把握はさせていただきたいと思っておりますし、その準備も町のほうでできるようにさせていただきたいと思っております。皆様方もう感じていると思っておりますけれども10年前の携帯電話の使い方と今の携帯電話の使い方随分変わってきているというふうに思います。それから高齢の方でもいわゆるタッチパネルを使ったかたちのiフォンだとか二つ折りの携帯ではなくて、そういったかたちのもうほぼパソコンの機能を持った携帯をお使いの方もおられると思っておりますがだんだん簡単になってきております。ですのでその部分では5Gの世界は簡単な世界が広がるというふうに私も思っておりますのでその部分では事前の準備をまずは町としても情報をしっかり聞いていきながら進めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

3番（穴見まち子君） 前向きにお答えをいただきました。認定会の方からのその言葉のとおり下巢牧場っていろんな野菜を植えているのです。多くの方も利用しているしほかの畑田原も特に高いところでして電波が届くところはあんまりないのですけれども、スマート農業という点ではこれからしっかりと前向きにいろんなことができたらいいなと思っております。

そして今現在ウクライナ侵攻の戦争が2月24日ですかそれから始まり輸入国である日本は燃料それから生産資材、飼料などの価格高騰が進んでおり一番作物を作ったりする上で窒素、リン酸、カリとありますけれども窒素はいいとしてリン酸、カリというのはなかなか日本にはなく海外に依存しているところが大きいと思います。そういうところでこれからの農業というのはやはり自分たちのところは自分ですという感じで今野菜にしてもそうですけれども米がやはり需要と供給というのなかなかうまくいっていない。減反政策が始まって今思うようにいっていないけれど今はWCSがあるので減反が6月時点では需要と供給が合うようなかたちになっていると聞いています。しかしこれからは飼料用の米から普通の米もですけれどもそれをやはり国内産に切替えてお米をパンに使ったり小麦も外国産でアメリカ、カナダからの輸入とか多い分は小麦とか日本で作ったらいいなというところで、国の施策もあるしやはり収益性の高い大豆とか野菜類の作

物を作ることをいろんなところでやっているというところでした。日本はしばらく1990年代というのはGDP国内総生産というのは世界で2位だったのですけれども、やはり今は中国は国も大きいですいろんなかたちで3位になっている。中国はやはり酪農というか畜産振興で消費も増えているというところではあります。日本も飼料とかは海外に依存している肥料もそうなのですけれどもやはり自国でできるような体制というのはこれからは必須な条件だと思うし、やはり昔の農家にあった自分のところで堆肥とか肥料、肥料を少なくして葉野菜の里小国が推薦しているように循環型農業というのがこれから自分のところが自分で作って賄っていくような体制というのはなかなか難しいかもしれないけれど、今は世界中日本もそうですけれども品物が無いということはないのです。少しやっぱりどんどんと高くなっている。高くなっているけれどそこにあるのでやっぱり買ってしまう。高いというのはしばらくは思うけれど少ししたらそれで普通かなというところではありますけれども、こうして野菜、米にしても作っていて売る段階で肥料とかそれが高くなって去年と比べて27.5%の肥料の高騰価格が家の光には提示されていました。そう思ったときに肥料代が高くなったのでいうところで米、野菜は今米は安いですよ1万円を切っていますけれどもそれも上乗せしていただくようなかたちになるとそれ以前に作る方が減ると需要供給どころではないという感じでやはり生産者、農家の方を大事にしていきたいという部分が国のほうの施策と町と一緒に頑張っていただくのが一番いいかなと思っています。特に私たちが住んでいる中山間地では担い手というのがもう本当減っているし、今の農家の周りというのはやっぱり作っていないところで荒廃地もあるし有害とか台風災害、自然災害、自然災害はもう全国的にあたり地震もあたりしているので作る側の思いとしてみればやはりそれを再生して農家をしていく畜産もそうですけれども、このように価格が高騰している中で酪農は100%のうち30%が買っている餌で70%が牧草とかで今は減反政策で使っているWCSとかで使っていますけれども、これがいつまでも農家の方が作っているとは限らなく減っていくだけだと思っております。そのためにもしっかりした認定農業者を支援したり一人一人の町が小さい農家にしても助成をしていただきたいと思っていますけれども、今までで産業課の認定農家の方で貸付というのはどのような中身がありますでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 一概にこれということがなかなか難しいのですが認定農業者に限ってとかそういったところになります。事業を行った場合どうしても自己資金等が必要になってきます。その自己資金の調達についても預貯金等から利用される方と事業体ごとで各種金融機関等に借入れをされる方がいらっしゃいます。その場合資金の種類が幾つかありまして代表的なもので言いますとスーパーL資金、LはロングのLということで長い貸付け期間ということで事業の内容ですとか経営規模等によりますが個人の限度額3億円で返済期間25年とかいう資金もあります。それから併せてスーパーSということでショートです。短い期間の貸付けというのがあります。また別に金融機関独自のプロパー融資等で受けられる方もいらっしゃいます。資金について

はそういったかたちであとはいろんな事業される場合ですとか機械等の購入を希望される方がおられる場合は導入の機械、種類、目的、利用方法ですとか利用者等の条件により補助事業がまずあるのかないのか農家にとってできるだけ負担のないように産業課のほうとしても調べさせていただきたいと思いますので、必ずしも条件が合わずに皆さんが補助事業の対象になるかというのはこの場では御返事できませんが産業課のほうへお問合せいただければと思います。

以上です。

3番（穴見まち子君） 資金の貸付けについてお尋ねしたいと思いますが、小規模農家の認定農家の方っておられると思うのです。やはり一番は施設を大きくしたいとか機械とかで拡大をしたいとかいうところでもあるのですけれども、一番の貸付け要件で小さい農家の支援というのはこれから先してもらえるでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 資金の貸付けについては、融資先が町ではありませんのでこの場で「貸付けができる」、「できない」という回答は申し訳ないのですけれどもできません。JAであったり各種の金融機関等と事業の内容に合わせて借入れができるできないと御相談いただいて、内容によっては町のほうが利子補給を行いまして農家の方の負担が減るようなかたちの協力は今でもとっております。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

今回農家に対する支援金というのが行えるところですが、その説明をお願いしたいと思います。

産業課長（穴井 徹君） 肥料と飼料等の高騰対策ということでよろしいですか。先日の本会議において予算のほう上程しまして可決していただいた肥料と飼料及び特用林産事業についての支援について御説明させていただきます。補正予算上程に至った経緯はもう皆さん御承知のとおり世界的な情勢不安ですとか新型コロナウイルス感染症対策によっていろんな資材、肥料、飼料等も含めて高騰したということで支援させていただくようになっております。

まず町の支援に入ります前に国の高騰対策について説明させていただきます。国の肥料の対策としまして今年の令和4年6月から来年の5月までに購入した肥料については、まず化成肥料の利用を減らす。2割以上軽減をするということを前提に上昇分の7割を国のほうが支援していただくようになっております。あと飼料については配合飼料の価格安定制度の基金の積み増し等が飼料のほうで国のほうが対応していただくようになっております。先日から事業内容が文書等、説明会等ありませんので内容については詳しくわかりませんが、酪農の経産牛に対しての助成も補助も考えているということで先日の農業新聞のほうに掲載されておりました。前後して申し訳ありませんが先ほどの国の肥料の対策についてもまだちょっと詳細事務的な内容が固まっておりますので、そちらのほうはまたわかり次第御案内させていただきたいと思います。

今度は町の支援策のほうに入りたいと思います。まず肥料代については先ほど御説明しました国の支援の対象とならない機関に対して町のほうが10アール当たりの単価を設定して交付したいと思っております。戸数については水稲と園芸農家重複しておりますが延べで約500件を想定しております。この飼料代についても同じく高騰分に対する一部を補助するという事で1頭当たりの単価を設定し広報したいと思っております。戸数については約40戸です。特用林産事業についても資材等の高騰による分をコマ代の購入実績に基づいて支援、補助のほうをしたいと思っております。町の支援の時期としましては、飼料が一番最初で今月末から受け付けを開始したいと思っております。肥料については来月中旬以降。特用林産はコマの購入がまだ冬になるということで冬からの受け付けを予定して現在事務的な準備を行っているところです。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。

特にもうすぐ台風が来ますけれども認定農家に入っていれば収入保険ってありますよね。普通の保険共済ではなく特別に野菜を作っているときの収入保険というのがあるのですけれども必ず認定農家に入ってください。それから申告する場合の青色申告とかそういった単位のいろんな条件が入っていますのでやはりそれに対しても認定農家というところでやはり補助金も少し出るところでしっかり収入保険のほうも野菜を作っている人お米のほうは共済のほうで今台風が近づいている等に合わせてでもありますけれどもやはりこれから先はイノシシ、シカとの被害状況も出てきます。それでやはりしっかりとした保険がないとせっかく作った野菜とお米でもなかなか収穫に結びつかない。やっぱり掛金も安くありませんのでなかなか皆さんには御協力いただくしかないと思っております。

そして女性が今どこでもそうなのですけれども女性が活躍する場合、社会参加する場合、農業者年金とか女性の活躍する場合の育成というのをやっぱり産業課も設けていただいて、せっかく入っていただける女性の認定農業者の方の資質向上にも担い手となる人たちのためにもやはり世代間の交流というのを進めていただきたいと思っておりますけれども、何か考えてはいるでしょうか。お願いします。

産業課長（穴井 徹君） まず情報の提供というのが一番に優先させていただいてあと世代間の交流とかについては今のところ具体的に何をやるということはありませんが、コロナウイルス感染症の対応とか状況を鑑みながら検討していきたいと思っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） 検討をしっかりとお願いしたいと思います。やはり小さい認定農家の方というのは男性と女性も含めて何かしたいと思ってもなかなか資金のめどがつかなくなったりするときに相談窓口に来たときにしっかりと対応していただいて、これからの農家のためにもしっかりと頑張っていただきたいと思います。ちなみにお米の消費量というのはですか25年前は1人当たり7

2キロぐらいだったのが現在は55キロと減っていますけれども、やはりこれからの情勢は変わりますよね。なかなか品物が入ってこなかったり国産のものを使うとやはり高くついたりするというのは覚悟してもらって、肥料とかその場合の価格転嫁をしていただいてやはりおいしいものを作る。それと同時に皆さんが自分たちのものは自分で作って食べるというような気持ちになって食料の危機にならないように。そして先ほど同僚議員の方が言われましたけれども防衛力の話をされていました。私たちが思うところはやはり米はもう一番ですよ。食べ物に関することです。やっぱり食料が一番大事だということは国の防衛力と一緒にみんなで手探りしながら前に進むように。やっぱりお米を作っている農家の方というのは高齢化とともに人口も減るいろいろな場所で大変な目に遭っているし、それでもめげずに一生懸命していますのでやはりしっかりとみていただいて検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは次に、シアタールームの件についての質問をしたいと思います。私も議員になってからすぐだったと思います。北里記念館の100周年記念に参加した折に小学5年生の子どもたち福岡からの子どもと小国の子どもたちの発表があったのですけれども、やっぱり子供というのはすごいというのがとても印象にあります。そしてその一番印象にあるのは記念館に行きましたけれどもやはり偉大な学者になるためのその基になっているのが志賀瀬にあったえんがわの話です。それが基で今でも北里の子供たちは1年に1回あそこの掃除をしていたり、いろんなものを見ていたり発表会とかいろんなのがありますけれども。そして今度北里英郎先生が来られてやはり地域協力隊というところで大きな町の励みとなっていると思います。私もあそこに行ったときに熊本空港にも新しい小国の関係の方で500万円を投資して椅子ですかあれの展示の話がありましたけれども、新しいシアタールームに見学に来られる方というのは小さい保育園から小学生、中学生、高校生とやっぱり学習旅行として皆さん来られると思います。そしてまだお年寄りの方、近所の方もその施設を見に行くまでにコロナの中で多くは入れない。そんなときにその椅子があったら見学する前と見学した後にはちょっと座るところ、ほっこりするところがあったらいいかなと思いつつ、小国版の小国杉を使った昔からあるえんがわと新しいえんがわを複数のかたちで作ったらどうかなというところを提案してみたいと思いますけれども、どうでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） お答えしたいと思います。

今議員が言ったとおり私も北里小学校出身で「光るおえん辛抱強くやりとおす」というこの言葉だったと思います。頭の中から離れませんが今この「えんがわ」非常にいい提案だと思います。でも9番議員が前の議会のとき説明したとおりまずは拠点を造る。効果促進をしていくということで遊歩道の整備。まずは今からどんどん進んでいく中でいろんな提案が出てくると思います。「生家もきれいにしたほうがいいのではないか」「貴賓館もどうしたらいいのではないか」と。まずはこの補助金をもらっている補助対象になっている部分をしっかり仕上げても

う3月待った無しなので今本当に土曜日曜も休みなしで頑張ってもらっていますので、しっかりそれを議員の皆さんも一緒に応援していただいてもう第2弾としてお月見会とかそういうテーブルとかはすぐでも置けますので申し訳ありませんが、まずは工事を見守っていただきたいと建設課の所管としては思っております。

以上です。

情報課長（村上弘雄君） 工事関係については建設課長が言ったとおりでございます。御提案の部分でエピソードとして「光るえんがわ」というのは子供たちの教育の面でも非常に効果的なものというふうに認識しておりますので、建物自体が広場というのがそこが車の乗り入れもできるような広場もありますので将来的にはそこの敷地でイベント等も考えてますので、その中で光るえんがわの何かイベントができたらいいなという話は内部でも話として出ておりますので、御意見については参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

3番（穴見まち子君） ありがとうございます。この提案をしたときの一つの理由もあるのですが、この町民センターができたときに特別委員会もあったのですけれども台所の提案をしてなかなか思うように台所ってできていないのですよね。女性の方の意見もあるしそのときに前の町長と女性の代表の方と一緒に中でお話をしたのですけれども、そのときの説明不足もあったと思うのですが予算もあると思います。しかしながらやはり今各階に電気のあれがありますけれども特に食生活改善とか婦人会とかいろんな方からも「やはり台所が必要だ」というのは議会があるごとに町民センターはもうできないかもしれないけれど、「どこかに」というのがあるので早く前もって言うておかないと思いつつ提案したところもありますのでよろしくお願ひしたいと思います。これは一応提案としてお願ひしておきたいと思っております。

それからもう一つ建設課に今17年の災害の折に14年の地震もありましたけれども、やっぱり災害というのは私はちょうど28年生まれでするのでその年の6月にありました。大きな災害があつて地元も5名の方が亡くなりました。私の地元です。そんなときにやっぱり災害の場合の避難する場合の水位とかその雨の降る状況とか水位計とかが小国町もありますよね。何か所に設置して、どこに設置がしてあるでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） 昭和28年生まれということで今おっしゃるとおり想定外をいかに想定するかということで通常の災害の採択基準として1時間に20ミリ、1日に80ミリ雨が降れば災害として認定できますよ。もう今とてもではない時間100ミリ、200ミリが何時間も続くという。もう本当に想定外を想定しなさいということで国交省からも言われていまして、そこに一番必要なのはおっしゃるとおり水位計であつたり監視カメラ。特に監視カメラも県のほうも非常に強化しております。ちょっと話が飛ぶのですが穴見議員の近くのはげ川と北里川合流地点にも監視カメラが予定しておりますし、もう一つは北里川の石城橋ちょうど北里記念館の下ですか

ね、あそこにも監視カメラの設置を国交省に要望しているというところでもう本当に国と県、町も合わせて準用河川、県の直轄河川、県の河川、全て合わせてリンクしながら最終的には松原ダム、ダム統監のほうと連携しながら小国だけではない、下の日田市、久留米市等全域を守っていかうというかたちでやっていますので、そのような感じで水位計今5か所付いています。国を合わせれば6か所。監視カメラは国が一つの県が三つということで、場所的にはカメラから言いますとカメラは近々に付いたのが下城小学校のところ。あそこが筑後川と最終的に合流、小国の支流が合流するところ、はげ川と言いますけれども。そこに一つと上流の向鶴地区それと志賀瀬川系で北部分署のところ付いています。水位計はある程度昔から付いている志賀瀬川、天神橋のところとかいろいろ付いています。もし今度お時間があれば最新の水位計が杖立の真ん中の橋、杖立橋です人道橋アートポリスで造った橋。その左岸側の下流側にかねいしさんの前の辺に夜でも光る水位計を国交省が設置しております。そこには消防待機のライン、避難の時期のラインとか警戒ラインとか三つ、四つ、矢印を付けて非常にわかりやすい水位計が付いています。これが一番国交省の新しい水位計ということで、またそういうかたちが増えていくと思います。監視カメラもリアルタイムもあるしコマ送りもあるし時間体制ですね。今本当にネットで見られるようになっていきますので、また御参照いただければと思っています。

以上です。

3番（穴見まち子君） 17年の災害のとき線状降水帯が小国町と大分県近くで本当に大変な災害ができて、やはりもう今年いっぱい終わらなくてはいけないというような感じでもう本当に町としても町長としても本当に大変だと思います。設計をする委託していただいて協力いただいた方とかいろんな方がおられますので。それから一番大変だったのは町長はもちろんですけども職員もそのときの夜の体制とか本当に大変だったなという思いを感じております。有り難いと思っております。

これで終わります。

議長（松崎俊一君） 予定していました3人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わりたいと思います。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

週明け9月20日は5名、児玉智博議員、熊谷博行議員、久野達也議員、江藤理一郎議員、西田直美議員の一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後2時37分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（6番）

第 3 日

令和4年第3回小国町議会定例会会議録

(第3日)

1. 招集年月日 令和4年9月20日(火曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 議 令和4年9月20日 午前10時00分

1. 閉 会 令和4年9月20日 午後 4時12分

1. 応招議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 不応招議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 出席議員

2番 江 藤 理一郎 君 3番 穴 見 まち子 君

4番 久 野 達 也 君 5番 児 玉 智 博 君

6番 大 塚 英 博 君 7番 西 田 直 美 君

8番 松 本 明 雄 君 9番 熊 谷 博 行 君

10番 松 崎 俊 一 君

1. 欠席議員

1番 時 松 昭 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 時 松 洋 順 君 書 記 中 島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 誠 次 君 教 育 長 麻 生 廣 文 君

総務課長 佐 藤 則 和 君 教委事務局長 久 野 由 美 君

政策課長 秋 吉 祥 志 君 産 業 課 長 穴 井 徹 君

情報課長 村 上 弘 雄 君 税務会計課長 小 野 寿 宏 君

建設課長 小 野 昌 伸 君 町 民 課 長 宮 崎 智 幸 君

町民課審議員 中 島 高 宏 君 町民課保育園長 清 高 徳 子 君

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 4. 9. 20)

議長（松崎俊一君） 改めまして、おはようございます。

一昨日からの台風は心配いたしました但し本日の本会議は無事開催されることになりました。日曜日の夜から猛烈な風が吹き、わいた方面の雨により川の水位が上がったと聞いております。被災状況、避難状況についてはただいま報告があったとおりであります。特に稲穂が至るところで倒れているということに関しまして農家の皆様の心情をお察し申し上げる次第でございます。

さて、本日は9月定例本会議3日目でございます。

ただいま出席議員は9人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（松崎俊一君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、16日に引き続き一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は登壇順に、児玉智博議員、熊谷博行議員、久野達也議員、江藤理一郎議員、西田直美議員となっております。

それでは、5番、児玉智博議員、登壇をお願いします。

それから、災害の関係で建設課の田邊審議員が本会議のほう欠席いたしております。

5番（児玉智博君） 執行部の皆さんにおかれましては台風への対応大変お疲れさまでありました。

熊本県内のJA組織が一つに統合される方向に進んでいます。この方針は2019年12月JA熊本中央会やJA熊本経済連、県下JA、専門連などで構成するJAグループ熊本のJA熊本県大会で組織決定されたものであります。決定の要旨は2024年4月に県下14JAと中央会、経済連、厚生連を県域JAとして統合するというものであります。統合後は地区本部制を敷き11地区体制とするということでもあります。統合後の名称は「熊本県農業協同組合（JAくまもと）」が予定されています。これを受けJA阿蘇でも小国、南小国両町の組合員向けの説明会が今月1日、2日に行われているということでもあります。

そこで通告外ですが小国町の特産品でもありますジャージー牛乳について質問します。7日前に産業課長にも質問する旨伝えてございます。まず小国町の酪農業ですが資料を御覧いただきたいと思っております。こちらです。農林水産省の令和2年生産農業所得統計からの推計でございます。これによりますとこの年の小国町の農業産出額はおよそ22億円です。乳用牛の算出額9億2千万円のうち生乳の算出額は7億5千万円です。全体のおよそ34%で、小国町の農業において酪農は金額の上では相当なウエートを占めております。現在小国町では酪農家の皆さんはジャージー牛乳を生産されておりますがその全量をJA阿蘇に販売しております。そしてJA阿蘇が独自ブランドとして阿蘇小国ジャージー牛乳として県内外へ販売しております。しかし先述の

とおり再来年の春には町内の酪農家の売り先であり阿蘇小国ジャージー牛乳の販売元である J A 阿蘇は J A くまもとに再編統合されることになっております。1年半後にジャージー牛乳や小国の酪農はどうなるのか。町が収集していらっしゃる情報を御報告願います。

産業課長（穴井 徹君） それでは J A 阿蘇を含めた県域合併についてのスケジュールを最初に御説明させていただきたいと思っております。県域 J A 合併構想スケジュールで先ほど議員も言われましたように今月の9月1日、2日で小国町及び南小国町の J A の支所ごとの正組合同向けの説明会が開催されております。次に令和5年2月に臨時総代会準備、事前説明会の開催等が予定されております。予定では3月9日に合併臨時の総代会となっております。総代の半数以上の出席でなおかつ3分の2以上の賛否で合併の決議が行われるようになっております。それから令和6年4月1日もし賛成のほうが増成多数ということであれば「J A くまもと」が誕生する予定となっております。

ジャージーの特産品としてということで昭和32年にオーストラリアのほうから98頭のジャージー牛が旧国鉄宮原線の小国駅に到着したと聞いております。以来今年で65年になるかと思われれます。高品質な小国ジャージー牛乳は飲料としてのみならず小国ジャージー牛乳を原料としたアイスクリーム、ヨーグルトなど多くの乳製品が消費者の方から高い評価を受け小国町を代表する特産品として位置づけられております。

ちょっと話は前後しますが9月1日に行われました小国町の支所ごとの正組合同員向けの説明会では組合員の中から多数の質問があったと聞いております。その中で小国町の酪農についてに限ったことではありませんが J A 阿蘇独自の取組を幾つか行っております。朝どり市関係ですとかいろいろ J A 阿蘇だけで行っている事業もあります。「そういった事業は今後どういうふうになるのか」、「どういうふうに検討されているのか」ということで組合の方から質問があったみたいなんです。その質問に対して J A 阿蘇の原山組合長が「いろんな事業に対しては今検討中である」ということと「それぞれの専門農協等もありますので、そちらも選択肢の一つとして検討している」という回答があったと聞いております。これからも J A 阿蘇の県域合併につきましては J A 阿蘇等と連絡を取り合いながら情報収集に努めていきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 私の質問に対してはまだ検討中である。ですから決まっていないということであると認識しました。ジャージー牛乳は小国町の大切な特産品であります。昔から小国の子供たちは日々の学校給食等で飲んでいますし町民が最も親しんでいる特産品と言っても過言ではないかもしれません。町のマスコットキャラクターおぐたんもジャージー牛の意匠であります。また熊本市など町外のお菓子屋さんなどでも商品の原材料に小国のジャージー牛乳を使っているお店ではのぼり旗などに阿蘇小国ジャージー牛乳使用と明記しているところも少なくないようであります。また大手コンビニエンスストアのパンやデザートなどの商品の原材料にも採用されたこ

とがありますが、その際も阿蘇小国ジャージー牛乳使用とパッケージに記載されていました。町外に小国町をPRしていく上でも重要なものだと思います。つまり小国町で生産されるジャージー牛乳がJA統合後も小国の名前を冠して流通し続けることで小国町の特産品としてしっかりと全国の消費者に認知され続けることが必要だと思います。もちろん農家の売り先や流通形態を今後どのようにしていくか。農家の意思が一番大事で尊重されるべきだと思います。しかし阿蘇小国ジャージー牛乳という名前がしっかりと残っていくことは酪農家、町民みんなが共有できる思いだと思いますが、町の認識を示してください。

産業課長（穴井 徹君） JA阿蘇の県域合併についてと同じく小国町の酪農等についても今後も小国町の特産品としての位置づけを保持していけるように、これからも動向を注視しながら対応を検討していきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 商品名というのはマーケティングつまり販売戦略の要であります。販売者が一番売れると判断するものに変えられる可能性というものは常に存在すると思います。例えばJAくまもとが販売の受皿となったと仮定します。そうした場合はやはり全国的な名前の知名度というのは小国よりも阿蘇というのが阿蘇山という世界遺産登録も目指す国立公園の名前でもあります。例えば阿蘇のめぐみジャージー牛乳などというのに変わる可能性というのはゼロではないと思うのです。らくのうマザーズ熊本県酪農業協同組合連合会はJA阿蘇など県内20の団体が加盟する生乳生産団体ですが、加盟団体のうち独自ブランドの牛乳を持っているのは阿蘇小国ジャージー牛乳を持つJA阿蘇のほかは相良村の球磨酪農業協同組合しかありません。球磨の恵みヨーグルトという御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、なかなか小国では目にかかることもないかと思いますが大津まで行くと1リットルぐらいのパックに入ったヨーグルトというのが売られております。ちなみに大阿蘇牛乳という名前の牛乳を御存じの方もいると思います。宮地に大阿蘇酪農業協同組合というのがありますが大阿蘇牛乳はこのブランドではありません。らくのうマザーズが販売している牛乳であります。JA阿蘇と球磨酪農協に共通するのは独自の工場を持っているということです。いろんな地域の生乳を1か所に集めて処理をすると混ざってしまいますから地域ブランドとして売ることはできません。でも現段階で具体的なことを聞きましても仮定の話にすぎませんから最後に一般的に聞きます。特産品を残すために阿蘇小国ジャージー牛乳の名前を守って今パッケージの意匠は涌蓋山の絵があってその上に牛が書かれた意匠でありますけれども、この涌蓋山も阿蘇山に変えないように守っていくために町が今後財政支援も含めてしっかりと生産者を支えていくことが必要だと思いますが、そうした考えはあるでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 小国ジャージー牛乳のブランドを残していくということは今まで小国の特産品の中でも先頭をずっと走ってきていただいた酪農でするので当然名前としては残していき

ということも努力はしていきたいと思っております。しかしながら現段階ではJ A阿蘇自体の県域合併も決定しておりませんし酪農の小国ジャージー牛乳についてもどのような対応になるかも決定しておりません。ですので今からどんどんJ A阿蘇を含めて方向性が決まってくると思っております。それに対して町のほうとしても最大限ジャージー含めた小国町唯一無二の特産品等に対しては応援をしていきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 決まっていなくてもこれ既定路線だというふうに思うのです。新聞でも伝えられております。やはりそれが決まってから2月とか3月とかになってから動くのではなくてやっぱり今から備えておくということも大事だと思いますので、是非これ後手後手に回るようなことがないように後から後悔することがないようにしっかりと対応していただくことを求めています。

それでは通告に従い質問してまいります。町長の資産等報告書について聞きます。熊本日日新聞が7月5日の紙面で知事や県内の市町村長らの資産を公表しました。市町村長らの資産等報告書が出されたことによるものであります。ここには渡邊町長が三つの企業の株式を保有していることが書かれていました。そのうちの一つが神戸物産で300株であります。ちなみに神戸物産の先週の終値は3千570円でしたので今の時価総額だと107万1千円になるかと思っております。それでこの神戸物産というのは言うまでもなく町内で地熱などの開発を行っている小国町おこしエネルギーの親会社まちおこしエネルギーの沼田商事会長が創業者であった会社であります。そこでまず小国町おこしエネルギーの小国町内での事業計画と今の状況を政策課長御報告ください。

政策課長（秋吉祥志君） 概要説明のほうをさせていただきたいと思っております。

今議員のほうから御説明ありましたように小国町おこしエネルギーにつきましては100%が町おこしエネルギーの出資で設立された事業者でございます。事業内容といたしましては、新電力開発、発電事業、発電事業に付随するまちおこし事業に取り組むという目的で事業展開をされております。設立された年月日は、2017年8月16日。営業所につきましては現在小国町北里の山川温泉地区の近くでございますファームロード沿いのところに事務所のほう設置いたしております。発電の概要につきましてはですが発電の場所は大字北里のナメリ地区といまして涌蓋山の麓になる場所になります。発電方式としましては、地熱を利用した発電ということで現在計画しております発電所といたしましては発電出力5千キロワットの発電所を建設するという計画になっております。生産用のボーリングを2本現在も掘っておりますあと還元用のボーリングのほうも2本掘っております。発電の計画といたしましては、今年度末から発電所の建設に取りかかりまして2024年3月に運転開始という計画で現在事業を進めております。事業内容につきまして発電以外の事業といたしましては、発電水を還元の水です発電で発生します還元水を利用しましてバナメイエビとかオニテナガエビまたヤマトシジミの完全養殖を行いたい。また熱水

のハウスによりまして空芯菜であるとかパッションフルーツの栽培などを計画しているというふうにお聞きしております。また2024年に発電所の運転を計画しておりますが今後としましては同程度規模の発電所をもう1基建設したいというふうにお聞きしております。

事業概要説明は以上です。

5番（児玉智博君） 今おっしゃったような発電事業が中心だけでもいろんな野菜であったりとかエビ、シジミなどを生産もされるということでありました。

それを踏まえて質問を続けてまいりたいと思います。現在公表されている町長の資産等報告書は2021年度の資産ということになると思います。先述のとおり報告書では神戸物産の株式を300株保有となっておりますが、これは今現在も変わりませんか。またこの株式はどのような経緯、方法で取得されたのか。一度で300株取得されたのか。それとも少しずつ増やしてきたのか。あるいは既に何度か売却したこともあるのかなど、その時期等も含め詳しく説明してください。

町長（渡邊誠次君） 私的なところに御質問いただきありがとうございます。

現在のところは所有はしておりません。たまたまでございますけれども年度をまたいで取得をしていたので資産計上に上げただけでございますけれども、私の株式取引の方法はウェブ上でのダイレクトの取引でございまして現物での取引でございます。ウェブ上で数回取引をしております。3月頃に取得したのであれば多分1週間か2週間で売却をしていると思いますが、今まで様々な株も40種類ぐらいではないでしょうか取得をしておりますので、その中の一つということとで考えていただければよろしいかというふうに思います。

以上です。

5番（児玉智博君） では3月頃に取得されたと2021年の3月。それで1週間か2週間ほどでされたということですね。ちなみにそのウェブということをおっしゃいましたけれども、どこの証券会社のウェブ取引なのか教えてください。

町長（渡邊誠次君） 私の場合は日興証券とSBI証券その二通りを今のところ行っておりますが正直勉強中でございます。昨年の多分6月か7月ぐらいから始めさせていただきましたので、あんまり詳しいことをお聞きになられてもお答えできないかもしれませんが、その中ではしっかり勉強させていただいているようなところです。

以上です。

5番（児玉智博君） これは断っておきますが今町長が言われたことが今答弁があった部分であればそれは法的には問題ないことだと思います。

ところがやはり資産等報告というのはなぜ義務づけられているか。国会議員の資産報告に基づいて町が条例で規定しているところでもあります。それはなぜかという政治倫理の確立のためであります。この部分の問題として熊日の記事を読んだ人の中からは町長が神戸物産の株式を保有

することを疑問視する声が出ておりました。今現在はお持ちでないということですので「持っていた」とこれ過去形になるかもしれません。ある役場OBの方は町でたまたま目にした私を呼び止めこの問題について「利益相反ではないか」とおっしゃっていました。そのことを役場の後輩の誰かに話されたそうなのですが「神戸物産と小国町おこしエネルギーは別会社だから問題ない」と言われたそうです。しかしそんな言い訳が世間でまかり通るものかと到底納得されておりませんでした。私もそのとおりだと思います。

町おこしエネルギーのホームページを開きますとこのようなことが書かれております。資料を御覧ください。創業者実績として、「株式会社神戸物産は、弊社代表取締役である沼田昭二が創業し、現在はその長男である沼田博和氏が代表取締役を務めている。主な事業内容はフランチャイズ本部として全国展開している“業務スーパー”全国950店舗を運営管理する。スーパー以外にも自社グループ内で外食事業や全国に21ある食品工場を経営、また、第1次産業の農水産事業にも積極的に進出し、日本最大級の「食の製販一体体制」を確立。その他、メガソーラーなどの再生可能エネルギーによる発電事業も展開している。2013年には第3次産業の拡大のため、50業種、約600店舗におよぶ外食店舗を運営する株式会社ジー・コミュニケーションと業務提携し、さらなる飛躍を遂げています」とあるわけです。これは神戸物産のホームページではありません。町おこしエネルギーのホームページであります。

さらに4月10日、テレビ朝日サンデーステーションで業務スーパー流の再エネ最前線と題する特集で沼田会長が紹介をされておりました。これ小国町おこしエネルギーの地熱発電所とともに神戸物産もそれなりの尺を取って放送されました。渡邊町長も沼田会長と仲よく並んで出ていらっしゃいました。このときの放送は現在もANNの公式YouTubeページで公開されています。これを見ても沼田会長は最初こそテロップで「町おこしエネルギー会長」と出ているのですが、その後は「業務スーパー創業者」と出ているのです。そして沼田会長が番組でどういっているかということ「どう地熱開発を前に進めていくのか」。沼田さんの解決策はとこれナレーションがあるのですけれども、すると「必要なものは自分たちで作るという業務スーパーの経営哲学にありました」というナレーションの後に業務スーパーの中の商品を陳列した冷凍庫を指差して沼田さん「このアジフライも白身フライもウズラの卵も全て自社開発商品になっております。地熱も全く一緒ですね。この設計と同じように見直させていただいて今機械も全て造らせていただいて」云々とおっしゃっています。これはもう町おこしエネルギーも沼田会長も神戸物産を前面に押し出しているわけです。これは町おこしエネルギーと神戸物産とは一体と見るべきだと思います。それでどうしてそんな神戸物産株を取得したのか、目的は何なのかお答えください。

町長（渡邊誠次君） 私の中では4千社、3千800社ある中の売買をできる株のうちの一つとして選択肢をさせてもらっております。そもそもから言いますと株式の売買に制限はないので買い

もするし売りもするということをございます。

それからもう一つ、町おこしエネルギーの沼田会長と今業務スーパーの話をされましたけれども基本的には創始者であるのでつながりが全然ないということはないと思います。ただ私その株式の取得をしてそれで利益をもらおうとかいう段階の金額でもないというふうに思っておりますし、私としてはこの株式の取得と町おこしエネルギーの沼田会長との関係は全くないというふうに表現したいと思っております。

それからその中で私もお話をしておりますけれども町おこしエネルギーの沼田会長の私が覚えている範囲内ですけれども心の中といいますか信条として、エネルギーの自給率それから食料の自給率これをしっかりと考えておられて町おこしエネルギーを作られたというふうに言っております。その中で「自分が体調を崩して町おこしエネルギーを作るときに前の神戸物産にいたときは一部上場の企業ですので自由がきかないというところから町おこしエネルギーを作ってしっかりと食料の自給率そしてエネルギーの自給率をしっかりと自分の中で国内で上げていくんだ」という理念を持たれて創業をされたというふうに聞いております。私といたしましては町おこしエネルギーの会社といいますのは小国町の中で地熱の協議会に入られております。ほかの5社、わいた会それからファーストブラザーズディベロップメントそれからテーオー、小国町おこしエネルギー、スズカ電工、この五つの事業所と一緒に地熱の開発それから産業を興していきながら自然とのバランスをとっていくという中で協議会を進めさせていただいておりますので、そのテレビの中でもしっかりと開発をしていきしっかりとバランスを保っていただきたいという旨もお伝えさせてもらっております。私といたしましては売買の取得と町おこしエネルギーさんとは全く別のものであるというふうにお答えをして答弁とさせていただきます。

5番（児玉智博君） その事業者にバランスをとっていただくと同じように町長もバランスをとっていかないとならないと思うわけです。その上において町長の行動というのが余りに軽率なのではないか。その自覚がないということ指摘しなければならないと思います。

小国町地熱資源の適正利用に関する条例では、第8条に地熱発電事業者は、地熱発電事業を行うに当たって、次に掲げる時点で、事業計画を町に提出し、あらかじめ町長の同意を得なければならないと規定しています。すなわち資源量調査を行う前と温泉法第3条若しくは第11条の規定による申請を行う前及び発電所建設を行う前であります。また事業計画は町地熱資源活用審議会に諮問そして審議が行われますが同会の委員は町長が選任します。さらに同意が行われた後であっても町長は同意の取消しもできます。つまり町内の地熱開発事業において町長の影響力は決して小さくない。むしろ環境であったり住民生活を守るためにその権限を行使しなければならない場合があるわけです。先述のとおり神戸物産と町おこしエネルギーの沼田会長は一体に見えるし、そういうふうに見えるよう沼田会長自身がメディアを通じても振る舞っていると思います。そうなりますと町おこしエネルギーの地熱事業が神戸物産の株式にも株価にも影響を及ぼす場合

があると思うのです。町長がそういう判断を迫られる場合だって十分にありうる、ない話ではないというふうに思います。職務上そういう判断が必要になってくる。そういう場合にあって神戸物産株を所有していた時期がわずか1、2週間とはいえあったと。そのときにあった場合に公平中立を保つことができるのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 「公平中立を守ることができるか」と言われれば「できます」。少し私も答弁書を今回は用意をしましてまいりました。児玉議員は神戸物産さんと町おこしエネルギーしっかりとつなげてイメージを持っていかれたいのかもしれませんけれども、どの観点からの中立か不明でございませぬけれどもそもそも株式の売買は制限はございませぬ。買いもするし売りもします。

私自身の私的な利益からの観点で言えばそもそも神戸物産と現在議員が考えておられる町おこしエネルギーとは投資で考えれば全然別の会社でございませぬので的が外れているのではなかろうかというふうに考えております。株式投資を勉強していただくとまた私も勉強している途中でございませぬけれども、表面だけでなくその見方、分析がわかってくるというふうに思います。勉強させてもらいながら経済の観点から多種多様な分析ができるように私も努めてまいりたいと思います。

投資とは関係なく地熱の事業所での観点から考えれば小国町地熱活用協議会の一メンバーとして自然と産業とのバランスを協議会員として考えていることから、町にとりましても貢献していただいている事業として再度言いますけれども環境保全と開発のバランス重視の中で一緒に取り組んでいく立場であると考えておりますので公平中立ではないと思います。わいた会始め町おこしエネルギーほか合わせて5事業所と再生可能エネルギーの取組を進めていくという立場で答弁をさせていただきます。

最後に先ほど言われましたけれども町としての立ち位置で考えますと、環境保全側に立つ町と開発する側の事業所であるところから公平中立をしっかりと保っていく立場であるというふうに明言をいたします。

以上、今三つの立場からの観点で明言いたしましたけれども総合的に考えても議員のおっしゃられている冒頭から、私の個人的な私的な株式投資と地熱開発事業者との関係性はないときっぱり答弁させていただきます。

以上です。

5番（児玉智博君） 私的な投資ということでここはもう立場が違いますのでそもそもが個々の部分が違うわけですけれども、私の意見を言わせていただきます。私的な投資ということで全く町と関係のないところでの株式を売買されることは自由だと思うのです。ところがこのように沼田会長これ自分が神戸物産の創業者であるということを町おこしエネルギーのホームページでも、また地上波のテレビ放送でもアピールしているわけです。今現在持っていないということでここで「もう今後は買いません」という明言がいただければまだしも、今の町長の答弁を聞いている

と「何が悪いんだ」「勝手じゃないか」という立場にいるというのが手に取るようにわかるのです。そうであれば今後また神戸物産の株を買うことも恐らくあると思います。それでやはり今先ほど言いましたけれども神戸物産の株式というのが今現在の価格が3千570円です。ところが1年前の価格というとなんか4千660円。つまり大体300株で言えば32万7千円ぐらいの利益が出てくるわけです。ですからこれがメディアなどで小国町おこしエネジーの地熱発電所が稼働しました。小国町おこしエネジーと言えば親会社の町おこしエネジーの会長沼田さんが神戸物産の創業者ですというふうになれば、まさにこの小国町おこしエネジー、町おこしエネジーの業績というのが神戸物産株に反映しないことは決してないとは言えないというふうに思うわけです。そういう中でも町長が今後も神戸物産の株式を所有するようなことがあれば自らの利益とまさに相反する利益相反になるというふうに思うわけですが、今後は慎むべきであると重ねて申し上げたい。いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） イメージの問題であればもう取得しないほうがいいのであろうなというふうに思いますが、先ほどから言っていますように法的な部分では全く問題ないというふうに思っておりますので正直どちらにするかは私に決めさせていただきたいというふうに思っております。先ほど言われましたけれども1年前が4千円幾らですか今が3千500円ならマイナスになっておりますのでその部分では私もそのときに買っていたら大損しているのかもしれませんが、私といたしましては安いときに買って高いときに売りたいと正直思っております。銀行に預けるのも投資をするのもどこに預けるのも私としては同じでございます。その選択肢の中で私としては株式を始めた一番最初の目的は経済を皆さん方動かしていらっしゃる方々と非常に多く話をするようになったときに、やはりこの資本的なところそれから投資的なところの話がわからないとその話に乗れない部分もありましたので昨年からは少しずつ勉強させていただいている中で神戸物産さんの株を取得した。たまたま資産を計上する年度をまたぐところに私が取得しておりましたので正直に新聞に書かせていただいたというところでありましてほかに意図はございません。買うか買わないかに関しましても私に決めさせていただきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 今低いわけですよ、低いからそれでもまた上がる可能性があるということをお願いしたわけなんです。だから地熱発電が開始されたら4千幾らがさらに5千円に上がる可能性だってある。ですからここはもう堂々巡りなのでは私としては重ねて慎むべきであると。政治倫理というものが一体どういうものなのか、株式の前にまずそちらを勉強させていただきたいと申し上げて次の質問に移ります。

法定外公共物の水路について質問します。法定外公共物は以前は国有財産でしたが現在は市町村に移譲されましたので町内の里道や水路などの町有財産となっています。まず町内の水路、用悪水路が何本あってそれぞれの水路の管理状況は把握できていますか。現在も農業に利用され維

持管理に対して多面的機能交付金の交付対象になっているなどきちんと管理されているのが何本で逆に全く管理されなくなっている水路、用悪水路はどれだけあるのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 先ほどの児玉議員の質問に私は答弁しておりませんので答えをさせていただきます。先ほどの答弁の中で最終的に「政治倫理的なところをよく考えろ、勉強しろ」というふうにおっしゃられました。しっかり勉強させていただきたいと思いますがその部分で質問があればその部分で質問をしていただきたいと思います。政治倫理上私は何の問題もないというふうに思っておりますので、是非ともその部分を追求していただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

法定外公共物、水路のお話でございますけれども水路の本数は何本あるかという管理は町のほうでは台帳等の管理はいたしておりませんので、本数が何本というお答えはいたしかねますが土地台帳上にある箇所数は3千627か所ということでカウントがされております。

それと水路の管理状況を把握しているかということでございますけれども、それぞれの水路の受益者、水利組合があれば水利組合が管理をしておられます。水路別に台帳もありませんのでこの水路にどの管理者がおられるとかいう整理も町のほうではされておられません、議員が言われましたとおり中山間の直接支払い等で産業課のほうではそういった把握、産業課も台帳を持ってないと思いますけれどもその中である程度そういう受益の広い用水路についてはどこが管理しているかはその事業に載っている部分は把握されているのではないかと思っておりますが全体の把握はされておられません。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 総務課長がそのように答弁されましたので。では産業課のほうでその交付金なんかで把握している数が答弁できればお答えください。

産業課長（穴井 徹君） 産業課のほうでそういった事業で取り組んでるところの活動報告書等は毎年実績として上げていただいておりますが、現在その資料を持ち合わせておりませんので何水路とかいう回答は現在できません。

5番（児玉智博君） 一番最初の私の質問は通告外でしたけれどもこれ通告書として出してるわけですから、やはり課長同士での打合せというのもちろんとやっていただきたいと思いますということを申し述べておきたいと思います。余りにひどいです。

それで全くその台帳では3千627あるけれども把握をしていない、管理状況もわからないという答弁でした。私は果たしてそれが本当にいいのかというふうに思います。

資料を御覧ください。こちら宮原殿町にある水路であります。この地図の説明をしますとこの上に流れているのがこの役場の前の筑後川本流であります。それでこれが殿町の町道です。それから写真屋さんの横を右に折れて行ってこの三差路です。こっちに行くと南田のほうになります。

これ南田川が筑後川に合流しています。その途中でこの写真①というのがせきがあって水を取り入れているのです。この町道の裏側を流れて行ってここに御仮屋がありますけれども御仮屋前のこの三差路のところまで道をくぐって流れていくというふうになっておりますが、この水路が大雨で氾濫し宅地の敷地に水が侵入してきます。令和2年熊本豪雨の際には浸水された住宅は床下浸水になったそうであります。それで今年も7月19日の大雨で氾濫したということでもあります。その氾濫の写真がこの④番です。このため住民の方が宅地の入り口にこのように板でせきをして水の浸入を塞いだり土のうを積んだり対応をされていますが、氾濫を防ぐには抜本的対応が必要だと思えます。水路の底には土砂が10センチ弱堆積していますしこの氾濫した場所は水路の横の法面これ氾濫時を見ていただくとわかりやすいと思えますが、やはり水が増えたり減ったりして流れるために法面が下がってきているのです。極端にここ水路幅が狭くなっております。氾濫させないための対策として堆積土砂の撤去や法面の工事が必要だと思えますが、これは一体誰が行うべきものと町は認識されますか。

そしてもう時間が限られますのでもう1か所続けて紹介します。これ場所は松原です、宮原松原です。ちょっと説明しますとここがさっきの筑後川の上流になります。それで皿山の交差点がここになります。これ国道のほうに向かって三差路を左折して登っていった途中で水路が入っていてここで町道を突っ切って水はこの筑後川に流れ込むというような位置関係になっております。この水路は以前はこの辺りにも田んぼがあって稲作に利用されていたのですが、もう今は全て宅地などになってしまいこの水路の水を利用する人はいません。この水路は雨が降ると道路排水がここ旧道部分ですけれども特にここから流れていると地元の方おっしゃっていますが、ただ現在のこの町道からも流れ込んでいるというふうに思います。大雨でそういうふうに急激にこの水路が増水するようです。写真を見ていただくとわかりますが途中この④番ですね、ここがちょっと柵のようになっていますがここが下流に水を流すためのヒューム管が右側にあります。これ大体70センチの大きさです。その横に穴があいております。これは最初からあったわけではなく余りに水の勢いが強いものだからその勢いで開いてしまった穴がそのままになっているわけです。そしてこの旧道の排水もきちんとなっていないものだからいろんなところから流れ込んで実際令和2年の豪雨の際は水路左岸の法面が崩壊してしまっています。また水路の途中には手つかずの倒木もありこのままでは豪雨で水がせき止められて災害を誘発する危険もあると思えます。対策が急務だと思えますが令和2年豪雨の際には住民の方の中に役場に相談した方もいたのですが、まともに取り合ってもらえなかったと聞いております。具体的箇所を2か所紹介しましたが、こうした事例で対応する責任また災害が起きた場合の責任はどこが負うことになるかと考えていらっしゃるでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。よろしく申し上げます。

今の2か所の現場は議員から御紹介を受けて現場を把握しております。

一つの水路に関しましては事前の防災というのが一番必要だと思いますが、災害が起きれば法面が崩れればその部分で水路が破損したということになればこの前も御説明したとおり災害適用時間20ミリ、日80ミリ以上の雨が降った場合はそういうかたちで事業費も40万円以上というのがありますから災害にかかるか、かからないかの判断は建設課のほうでし、県、国と相談しながら水路災害というかたちで対応していきたいと思っております。これは全ての水路において言えることでございます。また里道においても農災の採択が1.2メートル以上の里道は同じような感じで採択を受けられますので、随時うちも今昨日の台風14号の被災調査ということで申請のほうもホームページとかおぐチャンのほうでも流しながら町民に災害が起きた場所の要請を上げてきてもらっていますので、随時いつも農災にかかるのだろうか公共災にかかるのだろうかという判断はうちのほうの条件がありますのでしっかりと要請が上がってきた分に関しては対応していきたいと思っております。

それからもう一つの現場においては、確かに以前は農業用水路として利用していたかと思いますがあれ昔は国道を町道のほうに移管したという道路なのですが、その部分においても流末処理今はほとんど流末処理といいますと必ず河川まで引張るか道路改良した場合はもちろん里道、水路が道路改良の場合はかかってくるが多ございます。その場合は流量計算して側溝の水がどれだけ流れるので下に危険を及ぼすというところで水路の拡張とか暗渠排水にするとか開渠にするとかいろんな道路改良のときに計画を入れます。ここの場合はかなり前に造った道路であるので流れっ放しというところもたくさんあってそれが非常に集まってきて今の現状の状況になっていると思います。そこはしっかりとこの前御説明したとおり緊急自然災、国土強靱化によっていろんな事業もございます。これは災害の防止、災害が起きてからではなくて災害が起きる前の防災対策ということで国のほうも打ち出していますので、5番議員含めいろんな皆さんから要望があった場合要望をお聞きした場合は随時建設課として現場を見に行き、どの事業に載るのか、そういう対策ができるのか、随時判断していきたいと思っておりますのでそういうところが地元から要望があった場合は気兼ねなく建設課のほうに申込みいただいてしっかりと現場を精査していきたいと思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 財産管理をしている総務課からは答弁がなかったわけです。

それで私はこの災害が起きた場合はどこが責任を負うのかということも聞きました。しかしそれに対する答弁がなかったわけです。つまり被災者は泣き寝入りするしかないということなのですか。

2012年7月の九州北部豪雨の際、熊本市が管理する水路から溢れ出た水でゴルフ練習場が被害を受けたとして市を訴えた裁判で1審熊本地裁は2020年3月18日訴えの一部を認め約42万円の賠償を命じる判決を言い渡しました。この裁判は農業用水路と白川をつなぐ水路から

流出した激流が隣接するゴルフ練習場の外壁を突き破り受付などがある建物の柱や天井にずれを生じさせて雨漏りするようになったとしてゴルフ練習場の経営者が熊本市に約4千87万円の賠償を請求したものであります。裁判では水路の構造などに瑕疵があったかが争点になり原告側が今本博健京都大学名誉教授の意見書などをもとに瑕疵ありと主張しました。これに対し被告、市は大本照憲熊本大学大学院教授の意見書などをもとに瑕疵なしと反論したわけです。1審判決は「今本名誉教授の意見は被害当日の状況を合理的に説明するものであり十分に説得力がある」と述べる一方、大本教授の見解は合理性に疑問があるとしてその上で「水路の構造に問題があり豪雨のときに流出水が一気にあふれる危険性は予見できた。その危険性は例えば高さ2メートル程度のコンクリート製擁壁を設置していれば防ぐことができた。その措置に多額の費用を要するとは考えられない」とし「水路の設置または保存に瑕疵があった」と認めたわけであり、しかし控訴審では建物被害の原因について、「白川の氾濫、白川が流入した用水路の氾濫の両方にある」として白川は国と熊本県が管理することなどから「市が安全性を確保することは相当困難」としました。また前回の白川の氾濫が22年前だったことにも言及し「用水路は改修すべきだったとは言えず設置や管理に瑕疵があったとは言えない」と結論づけ原告が敗訴しました。そしてこの判決が確定をしたわけであり、ところがこの熊本市の事件は公有財産による災害について場合によっては行政がその責任を問われうるということを示していると思います。実際に住民の方そして私もこのように質問の中で危険性があるということを訴えているわけであり、それならそれは認識できるのではないかというふうに思うわけです。やはり私最低でも水路などで災害の危険がある場所はまずきちんと把握すべきだし、そういう場所があったら町の責任において対処すべきだと思いますが、いかがでしょうか。台帳では3千ありますけれどもただ具体的なことは何も管理していない。これ町の財産ですよ。余りにも無責任だしそして危険性を訴える行為に対して門前払いにする。こんなことで本当に許されるのかということが問われると思います。水路の状況の把握これやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 災害におきましては予期せぬ雨量があったりすることが災害でありますのでそのときに責任を全て町が負うようなことはないと思いますけれども、管理不足等であれば管理者の不行き届きということになるかと思えます。全ての水路について町がそういう責任を負える立場にはないと思っておりますが議員が御指摘されますとおり先ほどの松原の件とかになりますと相当そういった町の管理している施設等からの排水もあるということでございますので今後そういうときの対応として内部で検討させていただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

5番（児玉智博君） 全く説得力がないわけですね。だから管理者がいる水路、松原のように管理されなくなった水路、これ管理者は存在しないわけですよ。その選り分けもできていないわけでしょう。管理者が責任を負う。ただこういうふうに管理者がいない、管理者がいないことにも気づいていない、そういうところが氾濫して宅地などに被害があったらそれはもう全て町が責

任を負うわけではないと言いましたけれども、泣き寝入りしてくれと言っているようなものではないですか。それで本当にいいのかということが問われていると思います。やはりその台帳に3千あると言っても恐らく上流下流で分かれているようなところがあるから3千という数字になっているけれども、でも本当は取入口から川に流すところまでするとそんな3千なんてあるわけないですよ。ただでもリアルな数字をつかんでいない。私はそこが問題だと思う。それをきちんと整理をしてそして管理されている水路、されていない水路、されていない水路であったらやはり私はここ町が責任を持って対処すべきだと思う。その調査を是非やっていただきたい。いかがでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 水路もございますけれども法定外公共物といいますと里道もございます。全てにおいてやれということでございますがそれについては非常に数も多ございましてその業務に担当者を付けてやるぐらいのボリュームかと思っておりますので、そういう全部の台帳整理まではなかなか地籍等の兼ね合いもありましてうまくやれる分はやっていきたいと存じますけれども、今日明日すぐにその業務に着手することは不可能と思っておりますので先ほど申しましたとおりそういう危険箇所の洗い出し、その辺はちょっと努めさせていただきたいと思っております。今日御提案いただきましたのでこれから内部で検討してまず住居に危険を及ぼす箇所等がどれだけあるのかそこは把握をしたいと存じます。よろしく願いいたします。

5番（児玉智博君） 終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議を11時15分から行います。

（午前11時02分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

議長（松崎俊一君） 9番、熊谷博行君、登壇をお願いします。

9番（熊谷博行君） 9番、熊谷です。

朝晩涼しくなって昨日から体調を崩して今日来るのもやっとなでございまして。

昨日の台風14号、報道からいけば過去に経験のない大きさの規模ということで私相当覚悟していました。平成3年ですかね1991年9月の26か27日。30年以上前の台風19号のこの台風だけは人生の中で忘れることもできません。それぐらい言うぐらいの台風でございました。2番議員と5番議員は記憶が薄いかもしれませんが、ほかの議員さんたちは今でも記憶にあると思います。当時自衛隊派遣もあり私も杖立のほうにずっと片付けに行ったのですが、次年度には防護柵の工事に明け暮れたような記憶がございます。これを話していたらこれで終わりますのでこのぐらいで終わらせたいと思います。

それでは通告どおり、農業後継者問題、予約システム、シアタールームの順に質問いたします。農業後継者問題で長年の課題、長年か永遠かちょっと言いにくいのですが後継者問題について

質問しますが、私も農業のことには素人でございます。私の家の周りは全て水稲、米が植えられております。7月頃一人の高齢者の方から真剣な顔で「俺もあと何年もはできないが俺の田はどうなるかな」という問いに何も答えられなかったのが事実でございます。

私、農家の基準とか定義とか今一理解できていませんので、これを機に詳しく教えていただければいいと思いますがよろしいですか。

産業課長（穴井 徹君） はっきりした基準、定義というのは私もちよっと明確にお答えできませんが、農林業センサスとかそういった統計上は農家ということの言葉を使う以上は、作付面積が10a、一反以上とか農業の総生産額が15万円以上とかいう場合が農林業センサスの回答者、回答願うということで一つの統計ですがそういった形で分類はされております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 次に聞こうと思っていたのが規模のことでしたのでちゃんとお答えいただきまして。現在それはもう私に訴えた人はこれに属すると思います。

現在町がいろいろ行っている施策が後継者育成にありますが、どの施策が一番施策の中で後継者育成に効果があるのか、課長の思いでよろしいのでお答えください。

産業課長（穴井 徹君） 水稲農家始め全般的な農家ですが確かにもうずっと作付面積も農家数も減少しております。その従事者についても間違いなく高齢化をしております。今のところ小国町としましては農業後継者不足の解消に努めて国の施策もありますが、小国町独自で農業後継者も親元就農の方について40歳未満であれば月10万円の支援をさせていただいております。国の施策もありますが国の施策はより条件が厳しいので、町のほうが少し国の施策に乗らない方ということで対応させていただいております。それについても認定農業者に限るということで条件は付けさせていただいております。

あとずっと言われていることでありますが後継者不足により農地ですとか国土の保全が懸念されております。小国町のような中山間地域におきましては農地の1区画が狭く、高低差等もありますので農地を集積すればするほど機械の移動ですとか労力、手間が増えてくる部分もあります。いろんな統計によりますと集積だけで経費等が軽減できるのは10ヘクタールまでで、それ以上集積しても経費は軽減できないという統計もあります。ですからこれも以前からちよっと言っていることでありますが農地の集積と合わせて農地の集約化、近辺でできるだけ効率よく農作業を行うということで集積と集約を合わせて行うことが大切ではないかと思っております。その分ちよっと同じところに全部集約してしまいますと昨年、一昨年みたいに田んぼの虫ですとかそういった病気が発生した場合は1か所に集中してしまいますとリスク分散ができないとかデメリットも発生します。ですからちよっとそこら辺は加減が難しいところではありますが経費的な面で考えれば農地の集積集約化と、あとは現在水稲のみ作ではもう経営は非常に困難になっておりますから複合経営の推進ですとか農業機械の共同利用ですとかそういった件も併せて対応していきたいと思

ております。

以上です。

9 番（熊谷博行君） 農地の集約計画。私は宮原殿町でございます。そう田んぼがあるところではございません。先ほど児玉議員が水路のことで申した通り近辺ですね、何町歩ありますか。1町歩1ヘクタールぐらいですかね。そこはどこに集約していただけるのか。

今後の集約農業の計画をもしあれば教えていただくと私も何らかの答えになるかと思いますが、なければなくても答えますが私は。あればお答えください。

産業課長（穴井 徹君） 大変難しい問題であります、どうしても農地面的に大きい面積が確保できていないところは確かにたくさんあります。そういった方に対しては既存の農地の自己所有意識というのが昔からやっぱり高く、なかなか貸したくないとかそういったかたちで農地の集積が進まないところもあります。ですから産業課のほうに相談していただいて作業が困難ですとかそういった方がいらっしゃれば農作業の受委託をされている方もいらっしゃいますので、中間的なつなぎ的なことができればいいと思っておりますので産業課のほうに相談していただきたいと思えます。

以上です。

9 番（熊谷博行君） 心強いお答えをいただきまして。私もある結構大きい農家の方と話すことがあるのですが、後継者がいないのは自分たちが悪いという方もいました。毎日毎日畑から帰ってきて子供に言う言葉が「ああきつい」「ああお金にならない」それを毎日子供が聞けばおのずから後継者になりたくないというのはわかっている。わかっているけどやっぱり後継者が欲しいというのが現状でございます。私も農業のことには詳しくはないのですが、昔農業をおろそかにすると農業年金が3割減になるとかそういうのを聞いたことがあるのですがその辺も響いてくるのだろうと思えます。是非私の答えは課長からの答えで十分本人たちには伝えたいと思えます。

また農業全般なのですが、この間からコロナウイルスの対策の助成金を酪農、畜産をメインで行われました。しかし酪農家も畜産家も以前にも口蹄疫、BSEいろいろ厳しいときはございました。しかし皆さん困難を乗り越えてきたと思えます。今回も是非この困難を乗り越えて頑張っていってほしいと思えます。

では次に進みます。今鍋ヶ滝で行われています予約システムについて現状を説明してください。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

鍋ヶ滝の現状ということでございますが、現在コロナ禍ということでシャトルバスの運行で地域の交通渋滞を緩和したという背景がございますが、それもできなくなったということでこの2年間令和2年度に閉園をしまして令和3年度の11月からの実証実験をスタートしております。実際本格稼働した今年でゴールデンウィークが熊日新聞にも紹介がございましたとおり、観光客ではにぎわっておりますけれども現場の交通渋滞が皆無だったと。職員のほうもゴールデンウイ

ーク張りついてその現場ずっとおりましたけれども、まさにそういう状態であったものですから予想以上に効果はあったのかなというふうに思っています。

また一つは、ピーク時間というのが大体11時からお昼の2時ぐらいまでというのがデータで出ているのですけれども、そこで行けない方は分散した時間帯で予約を入れているというような現状がございます。また予約がどうしてもできない方については当日券の発行という柔軟な対応もやっておりますし、たくさんの時期ではないときは基本的な事前予約制ということでそういう運用をしながら鍋ヶ滝の運用を現在やっているというような状況でございます。

以上です。

9番（熊谷博行君） 私は小国にいて滝には行かないのですが、月に1回ぐらいのペースで滝の上までは必ず行きます。もう以前のように混んでないのは事実です。これはもう全然混んでいないです。これも予約制に移行した効果なのか。先ほど課長はそういうことだったのですがその中にコロナ禍で客の減少もあるかもしれませんが、私は予約制でやっぱりスムーズに通れるようになったのは事実だと思います。この間から孫子が東京から帰っていたのですがもう都会は予約していくのは常識だそうです。田舎だから「ううん」とは言っていたのですが都会なんかホームページ見てホームページがいかにもいい町市に行くのが都会の人たちであって「予約システムなんか普通だよ」という返答でございました。以前シャトルバス運行時はもう本当渋滞がすごかったのですが、コロナ禍でシャトルバスも出ないという状態でございます。今後シャトルバスを出すことがあるのか、もう完全に予約だけでいってしまうのか。それだけでも渋滞緩和ができるのか今検証済みなのか知りませんが、どのように考えますか。

情報課長（村上弘雄君） お答えします。

まずシャトルバスの運行につきましては、現段階ではコロナ禍の継続もありましたしシャトルバスの運行自体の現場の状況から考えると観光客が二、三時間待つのも普通の状況でございましたので、観光客の心地よい観光の体験からいっても今ある予約システムのほうを引き続き運行していくことが一番いいのではないかとこのように思っております。

また年間の入園料自体がゴールデンウィークが2千人弱だったのですけれども予約は満でございましたけれども現場は空いていたというような状態もありましたので、引き続き予約の満になる状態を年間を通してたくさんの方に来ていただくようなことを取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

9番（熊谷博行君） 予約システムが正解だったのか不正解だったのかは今後正解だと思います。都会の人から見れば、今はせつかく予約システム高いお金入れて導入したわけなのですが、今後この予約システムをどこでどのように活用していくかお考えがあればお答えしていただきたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 予約システムに関して私のほうからも答弁をさせていただきたいと思います。

もう課長からお話ありましたけれども前の状態1日4千人ぐらい来られていた時代その時代は完全にオーバーツーリズムでございまして、その時代はもう今からは来ないというふうに私は考えております。その中で非常に効率がいいというところでは課長の答弁でございましたが、予約システム自体が少し高額でございますのでこれからはそのシステムの金額それから時間帯それから入園料といったところの金額の設定も含めたところでバランスをしっかりと考えて運営をしていかなければいけないなというふうに思っております。

それから今の状況でシャトルバスというところは今の現状の道路の大きさからいくと非常に難しいと思いますので、今後はバイパスの話が確定していければその部分でバイパスのほうにシフトを変えていきたいなというふうに思っております。

またこの予約システムに関しましてはつなぐことができます。予約システムと予約システム同士をつなぐことができますのでその部分では鍋ヶ滝だけではなくていろんな施設とつなぎながら、小国町全体が予約システムでつながるようにしっかり町としても働きかけといいますか協力をしていただくとところがないとそれもできませんので様々な部署と連絡をさせていただいて、その予約システムをつなぎ合わせていながら小国町のスタイルの予約システムを作っていければなというふうに考えております。

以上です。

9番（熊谷博行君） 町民も賛否両論ございますので是非成功していただいて。それとホームページのほうも内容のあるホームページに変えていただきまして、次の質問に入ります。

次の質問は3月議会まで毎回させていただきますので内容は浅いと思いますが、皆様はなかなか現地に行ってみることができませんので私が毎日のように行っています北里柴三郎のシアタールームの建設について。事前に建設課の課長より4社分の見にくいバーチャートの工程をいただきましたが大体これを紐解いていきますと大体わかりますので、私が今見る限りでは工程表どおりにいっているのではないかと思います。工程表と現地を見るとどうにか昨日の雨で2日ほど遅れたのは事実でございますが、工事の内容は課長のほうからお答えしていただきまして私も分かるのですが専門的な言葉もございましょうし、その辺は課長のほうから御見解をお答えください。

建設課審議員（小野昌伸君） おはようございます。

大変見にくい工程表で申し訳ありません。御専門ですので資料与えたところでございます。いつも議員におかれましては私よりも毎日毎日いつも現場を注視していただき誠にありがとうございます。

今現在の工程としましては7月7日に工事を全て着工届におきまして着工しております。1か月のそれぞれの準備期間を経まして8月8日でしたと思います。8月8日工事の地鎮祭、議員にも御参加いただきまして無事地鎮祭のほうも終わらせていただきました。現在では8月16日

に仮設の現場事務所この前広めました大型駐車場の一部をお借りしまして観光客と並行しながら現場事務所を建設させていただいております。

それから一番の主な建築工事におきましては基礎の杭工事が完了しています。今から専門用語でいきますとアンカープレートと鉄筋の組立てを今週から行う予定でございます。建築のほうは今順調に進んでおります。それから造成のほうももともと用地を買収した土地段差がありましたところも駐車場になる部分ですが、全て造成を完了しまして県道側の法面工事も終わっている。あとは記念碑の移転とか木魂館のほうの切土も終わりましたして建築と重複しないようにしっかり工程を整えながら行っております。電気工事のほうはまだ建物がそんなに進んでいけませんので今から打合せということで。あと機械設備のほうは浄化槽が今週から床掘りに入りまして浄化槽を設置していくということで。

まず建築部門で15%の進捗率です。電気工事5%、機械工事が15%、周辺整備工事で25%ということで工程表にもお示ししているとおり大体今月の段階で16%いけば計画どおりということで、今14%若干の遅れはありますがほぼ計画どおり進んでいるということで。工程会議も毎週行っていてもう第8回目が終わったということで今のところ業者さん現場状況が大きく変わるような案件は出ていませんので順調に3月まで頑張らせていただきたいと思います。後ほどまた12月の議会ですかね、いい報告ができればと思っています。

以上です。

9番（熊谷博行君） 大体私と合っていると思います。今度の12月議会には鉄骨が建っていますので形が大体できているのではないかというのが私は予想できますが、何があるかはわかりません、また台風が来るかもしれませんし。工事着工2か月、早い人から着工されて2か月が過ぎ今後懸念されるのがどうしても敷地が狭いというのがどうしても私から見れば伺えられます。4社が思うように工事ができなくなるということはそうはないと思いますが、この周辺工事と建築これはどうしてもあの狭さならばどこかでトラブルが出ないかという気持ちはしますが、そこは監督員の力でそういうことのないようにしていただきたいと思いますと思いますが、そこは大丈夫でございますか。

建設課審議員（小野昌伸君） 御指摘のとおり本当に狭いスペースでの建築になります。しっかり工程管理もしながらまずは搬入搬出のときの事故のないよう一番にそこを注視しながらしっかり工程を組んでいきたいと思っています。

以上です。

9番（熊谷博行君） 体調良ければもっと聞くのですが体調がすぐれませんので。私も以前は土木技術者の端くれでございますので今後とも申し訳ないのですが現場視察、声掛けもすることもあります。完成に向けて応援していきたいと思っていますので、私が来たときには協力をお願いするよう一言お伝えしてください。

これで一般質問を終わります。以上です。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩いたします。次の会議は13時00分、午後1時から行います。

（午前11時41分）

議長（松崎俊一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（松崎俊一君） 4番、久野達也議員、登壇をお願いします。

4番（久野達也君） 4番、久野です。

午後1本目の一般質問となります。同僚議員からも冒頭の挨拶であってございましたけれども一昨日、昨日と台風14号もう気象庁の発表でも最大限の注意ということでありました。幸いにして大きい被害は今のところ耳にしておりませんが、日にちが経つにつれてその状況も明らかになってこようかと思えます。特に刈取り前の稲これについては倒伏が多分に見受けられます。本当最大限の注意を払って最小限にとどめる、これが災害対応の鉄則ではなかろうかと思えます。そのような中で一般質問の機会をいただきましたので進めさせていただきたいと思えます。

まずもって町長もそうです、議員もそうです、来年度冒頭には統一地方選挙ということになります。これらを考えたときに議員になって私初めての4年間なのですけれども、結局私たち議員、町長もそうですけれども4年間という執行期間限定のところ町民の方々、有権者の方々から信任を受け施策の検証を議員としてはさせていただきまし、町長としては町の方向性等も示しそういう活動をしているかと思えます。それに相対する部分として職員の方々があります。その執行期間の中で企画立案を組んでいく、あるいは町長の指示に従って法的根拠の裏づけを精査していく、このような作業を職員の方々が行っていくかと思えます。

そこで今回冒頭の質問としましては、職員のスキルアップと職員提案制の導入ということで、三お尋ねしながら意見も述べさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。そのような中で実は今年の3月31日で多くの課長さん方が退職なされました。そして4月1日から今日お揃いの出席の課長さんということで新たな体制もできたところです。それを考えましたときにこれから先やっぱり決して課長さん方を信頼してないとかではなくして単純な感覚で、感覚的に今まで課長さんが頑張ってきて一気に多くの方々がいなくなったと。これ大丈夫だろうかといったような不安感これも抱くのも外部から見たときには当然生じてこようかと思えます。そこで少し数字的なことをお尋ねしながら質問進めさせていただきたいと思えますけれども、この4年間でもいいです分かる範囲でございまして職員の退職者数と新たに採用した数等が分かればまずお尋ねさせていただきたいと思えます。

総務課長（佐藤則和君） それでは、お答えさせていただきます。

過去4年間の職員の退職者と採用数でございましてけれども、平成30年度の退職者が7名、令

和元年度の採用者が8名、同じくその年の退職者が4名、次の採用者令和2年度になります。令和2年度の退職者が6名、その次の3年度の採用者が3名、3年度の退職者が10名、令和4年度の採用者が4名となっております。4年間のトータルとしまして退職者数が27名、採用者数が18名となっております。今職員の総数は平成30年度4年前で121人であったものが現在では112名、9名の減となっております。

以上です。

4番（久野達也君） 今総務課長から報告もありましたようにこの4年間で職員総数9名の減ということで、ある意味町にも定員管理があつて職員数をその定員管理にのっとり将来見通し等も含めたところで採用計画もあろうかと思ひます。どこの自治体も人口減少の中であつてそれを考えたときに職員数ここが適正な職員数で管理するという部分が定員管理というところであらうかと思ひます。そんな中で思うのが先ほど冒頭申しましたように例えば選挙で選ばれた私たちは4年間という任期の中で、それから職員の方々はいわゆる日本の社会は終身雇用ですので例えば20歳で入れば40年これが定年制は少しづつ延びていこうかと思ひますけれども仮に40年としたときにやっぱり視点が違うと思ひます。私たちは4年間で小国町のことをどうしようか。将来こういふことがあるからこの4年間でいふのがあろうかと思ひますけれども、職員の方々はいわゆる40年間を見据えたところで小国町の40年後それぞれの方がそれぞれの思いでその職責に進んでいようかと思ひます。そういったときにやっぱり新人の方がいるし40年経験した人がいるしそこら辺りのスキルといひますか実務経験値、経験値は大きな差があらうかと思ひます。そして新人の方々が今から取り組もうとするその意欲を管理職の方々が伸ばしていく。あるいは同僚、上司が伸ばしていく、これがどこの社会でも進めなければならない部分だろうと私自身思つております。そういったようなところでこのスキルアップのための研修といふのが重要ではないかと思ひます。初任者研修とか管理職研修とかいろいろあらうかと思ひます。また自治体には自治大学といふのもありますし市町村アカデミーといふのもありますし単独での研修機関が実施しております研修もあります。是非それらを活用してスキルアップを備えていく。これが重要ではないかと思ひます。こんなことを言つた方がおりました。例えばその方は学校の先生に例えて言つていたのですけれども高校の先生だったですかね私の知り合いの「小国高校で私は数学を教えている。例えば阿蘇高校に変わつても熊高、済々黷に変わつても私は数学を教えるだろう。」その方の言葉をそのまま使えば「それに比べて役場の職員の方々は大変ですね。今日は数学を教えていたのが来年はひょっとしたら英語を教えないといけないかもしれない。そしてその四、五年後には体育を教えないといけないかもしれない。大体そこら辺りはどんなにしているのでしょうかね。」「それは先輩を見ながらの経験値ではないですかね」と会話はさせてはいただいたのですけれども、やっぱりそこら辺りはこの経験を積む中でのスキルアップといふのが重要ではないかと思ひます。先ほど申し上げましたように研修この実態がどのようになっているのか。それが

先々につながってこようかと思しますので、現状などをお聞かせいただけたらと思います。

総務課長（佐藤則和君） 職員研修でございますけれども町には小国町職員の研修規定というのがございまして、その中には一般研修としまして全ての職員に行う研修それと専門研修といたしまして高度な知識を勉強するための研修。それと職場研修としまして先ほど議員言われましたとおり先輩からのレクチャーとかあと総務課が主催して役場の中で研修を行ったりもしております。それと派遣研修といたしまして国とか県の機関に派遣をする。これも研修の一部と捉えられております。

それで研修の実態でございますけれども、令和元年度が総数で延べ83名。これは一般研修と専門研修といわれるものに出席しております。内訳が市町村研修協議会研修これ町村会のほうが取り仕切る研修に73名、日本経営協会これはいわゆるNOMAという組織になりますけれどもそこに10名これが専門研修という位置付けになろうかと思っております。それと令和2年度が総数で68名、内訳が市町村職員研修に59名、NOMAに6名。それと熊本県の町村会が別枠で交通安全の指導をしておりますのでそこに3名。それと令和3年度で71名、内訳が市町村職員研修協議会に66名、NOMAの研修に2名、熊本県の町村会研修に3名となっております。

研修の内容は先ほど言われました新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修、法制執務研修、契約実務研修、IT研修などとなっております。

それと派遣研修でございますけれども派遣研修については、ここ10年ほど熊本県庁への派遣をこれは総合交流の派遣になります。熊本県からも来ていただいておりますし小国町からも県に派遣させていただいております。それを10年ほど続けております。今年度も一人派遣させていただいております。

それと派遣としましては、後期高齢者医療地域連合のほうに1名、今年から3年間派遣をしております。あと阿蘇地域デザインセンターこちらにも今年から1名、3年間の研修をしております。

内容としましては以上です。

4番（久野達也君） 今御報告ありましたようにやっぱり元年度が83名ですかね、2年度が64名、3年度が71名と年度年度でその実数等は変動もあろうかと思っておりますけれども多くの研修を受けられております。1点お願いの部分として申し上げさせていただきますならば、全職員が全部で一遍に受けるというのができませんので例えばその専門性を要する研修が終わったらその年度内ぐらいにその学んだ部分を例えば職員研修の中で報告いただくとか。要は一度受けたのが皆さん方で共有できるようなそういったような内部の研修も必要ではないかと思っております。それからやっぱりそうやって専門性の研修を受けているのだというものを住民の方々にも私PRしていいと思うのです。専門性の研修を受けているということが自分の日常の業務の糧といたしますか業務で誇りを持って自信を持って遂行していく。そのことを明らかにすることも必要ではなからう

かと思えますので是非積極的な研修を受けて、そしてその研修を広げていくという部分が必要かと思えます。

それから先ほど総務課長の説明の中にもありましたように、職員派遣による人事交流ここが大きい部分があるかと思えます。実務経験を積む以上に人と人とのつながりあるいは当然派遣先の県の関係職員の方とつながりを持って先々将来的なパイプとなる。そういうのも望んでいるところであります。今年度4年度は例えば自治大学とかアカデミーだとか特に専門性を要するような研修計画はいかがでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 自治大学に今年係長級を2名、約1か月間の研修ですけれども1名は4月に行って帰ってきております。また10月から1名、1か月間程度の基本法制研修というものに派遣する予定にしております。アカデミー等の計画は今のところございません。

4番（久野達也君） 自治大学に2名ということで積極的な取組をしていただいております。特に法制執務の部分は皆さん方が条例の素案を作り提案するわけですので、上級法等の関連性も加味しながら進めるということでは本当法制執務の部分は大事な部分ではなかろうかと思えます。

縷々職員研修についてお尋ねさせていただきましたけれども、冒頭申し上げましたように退職者がいれば若手の職員が入ってくる。是非お願いしたい部分1点です。若手職員育成のためにもお願いしたい部分なのですけれども個人的に思うところでいわゆる上司、管理職ここはボスいわゆるボスですよね。ボスよりもコーチになっていただけたらなと思えます。是非若手職員を育てるという意味のコーチングそれは皆さん方が今まで培ってきた部分、経験した部分、自分が若い頃はこうだったという部分を伝えることも可能でしょうから。そして若手の職員を育て上げていくというのが重要ではないかと思えます。そうしましたときに今までお聞きしましたように研修も受けいろんな経験も積んできた。そうすると生じてくるのは例えば今の自分の業務に集中し一生懸命取り組んでいく。これ当然当たり前のことです。それで職員の方々いわゆる生活もしておりますので今与えられたことは積極的に取り組む。当然です。それに私はもう一つプラスしてほしいな。それは役場全体、行政が動いている全体、これに目を向けていただけたらな。そうしましたときに例えば福祉分野に今は席を置いているけれども例えば家が農家の場合に、父親やあるいはじいちゃんばあちゃんと話していると農業政策のこういうのところはとかその意見を聞いたときにこんなやり方もできるのではないかなと。セクションの違うところからのひらめき、提案ですよね。これが生じてこようかと思えます。提案を募りますよと単純に言うのではなくて気付きあるいはこれができるのではないかな。そういったのを制度として職員提案制度として今後取り組んでいただけたらと思うのですけれどもいかがでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 職員提案制度ということでございますけれども今現在制度としては明文化されたものはございません。しかし一昨年令和2年ですかね2年前です小国町の総合計画を作る際とかその場合も多く職員が参加して意見を述べておりますし、あと北里柴三郎プロジェク

トチームとして今北里柴三郎博士の顕彰に関しましては各課よりチーム員を導入して会議を開くなど担当課のみで行うのではなくて多くの職員の意見を聞いております。そういった取組も一応職員提案の中にも広く考えればあるのかなと思っております。

それと本年8月には人事に関するアンケートというのは職員に実施しまして、いろいろな機構改革であったりとか自分がどこに今度配属してもらいたいとか本人の希望を書きいただいたり、あとその他そういう職員提案なんか町長に対して意見ありませんかみたいな感じでアンケートをとっております。そういったことを今までできておりましたが、その中でもスマホを使ってスマホの中にそういう回答欄に入れていただくと簡単に今できるようになっていましてその集計もパソコンでできるということですので、職員提案を今度制度化してやることは事務的にもそんなに難しいことではないと思っておりますので前向きに検討したいと考えております。

以上です。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからも少しだけ御答弁をさせていただきたいと思えます。

人事の部分を今総務課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、私のほうとしてもできるだけたくさんの幅広い意見を聞いていきたいというところは職員にはそれぞれ伝えてあるところであります。アンケートを調査したのもその辺でございますし実は課長会で課長会毎週月曜日今日は昨日が休日でしたので今日課長会しましたけれども、「そろそろペーパーレスにしようか」というふうな提案をしたときに去年はできませんでした。今年は「そろそろペーパーレスにしましょうか」と言ったら次の週から今実はペーパーレスです。そういった形で私からの提案も柔軟に受け止めていただけますし職員も気軽に話していただける方もたくさん増えてまいりました。メールで直接私のほうに「町長こうしたほうがいいですよ」というメールも送っていただいたり、アンケートの中でも一番最初の年でしたけれども町長就任時11月ぐらいだったですかね職員に人事関係のアンケートを出しましたら、お答えは確かにありましたけれどもちょっと硬い表現でもありましたし文字数が非常に少なかったのを覚えております。今年実施いたしました3年ちょっと経っておりますが8月の時点で人事の部分とか機構改革の部分についてまた先ほど総務課長が言われたように「何か町長に対してありますか」というような表現でもありましたけれどもそういったアンケートを実施したところは非常にたくさんの文字数がありました。「自分はどこに行きたい」という表現もありましたし「お任せします」というような表現もあったかもしれませんが、その中でも私は機構改革について「こことここはこう思います」若手の本当に新人2年目の方がしっかり書いていたというのを名前は今日は伏せますけれども実際そういったアンケートを僕に返していただきました。そういったところからも非常に有望な若手の職員が育ってきていると思えますしその中で職員それぞれがスキルアップをしていくことはどの課においても必要だというふうに思えますので、それぞれどんどん経験していただいて様々な課を若手の時から考えると異動するかもしれませんがもししっかり勉強していただいて最終的には

「自分はどの方向に行きたいんだ」というのは早めの段階で私のほうも聞かせていただいて、こういった方向でこの人は行きたいんだなというところはある程度理解しながら今人事を付けているような状況でございます。職員がスキルアップも机上もそうですけれども町民の皆さんと対面でもうアナログで対面でしっかりと研修を重ねていくというよりも慣れていく含めて地元の人たちとしっかりと話していくことも私はすばらしい研修だというふうに思っておりますので、様々な職員の経験をしていただいてその上でたくさんのいろんな事業に関わっていただいて町のために職員として頑張っていたきたいなというふうに思っております。

以上です。

4番（久野達也君） 今町長の答弁の終わりのほうにもありましたように、スキルアップこれは何も職員自らのためではありません。そのスキルアップがひいては住民のため住民生活につながるそのように私信じております。住民の方々の安堵感、例えば相談したときに「わかりません」よりも即答はできなくとも「ちょっと待ってください。こここのところを調べてから御返事します。」とかこここのところを調べるというのはやっぱり知識量を積み重ねていかなければならない部分だろうかと思います。ですからこそ若いうちから先ほど総務課長から言われたような各種研修これらを受け職員各位で共通性を持ちそしてスキルアップをしていく。そのことが住民の生活の安定につながるものだろうと信じております。是非それらを踏まえた上での職員提案これについても実施できればと期待しております。

次に2点目ですけれども、ここ私はあえてテーマとして世代間を超えた「たまり場」の提供と「たまり場」というのが必ずしも正しいかどうかわかりません。私は「たまり場」という表現で使わせていただいているというふうにとらえてください。「たまり場」みんなが集まる場所ですよ。先ほどの答弁の中にもありました振興計画を見ますと総合計画の中で関連計画、地方創生、まちづくりの計画、財政の計画、防災の計画、福祉の計画、子育ての計画、人権男女共同参画の計画、いろいろな様々な計画書を町は持っております。この中に必ず出てくるのは高齢者、子供そして世代間交流です。そのことはどこの計画書にもうたわれております。そして計画書の中で例をとらせていただくなれば子育ての中で世代間交流で高齢者の方々と例えばカンガルーのぽっけみたいはまだ保育園になる前、未就園の保護者、子供を含めて交流を持つとかそういうのはあります。ただ1点それを考えたときに思ったのが、目的があって集まるような計画なのです全てが。だから僕は思うのは目的がなくても集まる場所あるいは機会この表現を「たまり場」という私なりの言葉で使わせていただきましたけれども、例えばどこかのスペースがあってそこにバスの待ち時間があるから行ったら子供もいて話をしたということができていいのではないかな。そしてこれは政策として打ち出せばいつでもどこでもということが可能になっていくのではないかなと思います。私自身も思い起こせば小学校の頃将棋を覚えたのですけれども将棋を覚えたのは父や祖父から習ったのではなくて近所のおじさんたちがしているところを横で見たら「おまえ

もしないか」と言ってそこに何度とはなく話をする中で覚えていったというのもあります。ですからそれは目的があって行ったのではなくてたまたま話していたらできたと。そういうような機会が何か最近少なくなったな、あるいは場所も減ってきたなと思います。そういったような意味合いの「たまり場」です。子供が来ても例えば子育て世代の方が来てもお年寄りの方が来ても例えば「公立病院に行くけれども待ち時間があと20分ある。誰かいるようだから寄ってみようかな。」その程度で寄れるような場所、これらの施策の展開ができないかなと思って提案させていただきます。いかがでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 「たまり場」はできないかと。何かの目的でプログラムをするということではなくて自由に時間潰しができる。そういった「たまり場」であるというふうに今議員のほうからお話がありました。世代間交流ということは次の町を担う子供たちを育てるとかあるいは町の社会教育全体に関わるかなと思って手を挙げさせていただきました。そのことについて教育委員会で少し取り組んでいることをお知らせいたします。

これは町民センターの1階に置いておりますけれども、小国のたまり場プロジェクトというのを現実に今進めているところでございます。9月の回覧版でもお知らせいたしました。テーマは小国のたまり場プロジェクトとして地域人材育成それから活動の場作りというのを行うところでございます。県の市町村の支援事業で行っているところでございますので講師の謝礼等は県のほうから今いただきながら進めているところでございますけれども、うちの社会教育関係の係長が担当をしながら進めているところです。～「いつでもだれでもとりあえず楽しい」場所づくり～こういうコンセプトで進めているところでございます。第1回が9月27日それから10月13日が第2回というようなことで11月まで大きく5回ほどで今進めているところでございます。今はイメージやそれから活動内容のアイデアを出し合うという部分で進めているところでございます。今年度は準備段階かなと思うところでございますけれども、議員のお話されているのに少し近い部分があったのかなと思って御紹介しました。

4番（久野達也君） 今教育長からお話がありました「小国のたまり場プロジェクト」。私もコピーしてきました。確かに回覧版で見ました。正直言って一般質問の仮通告をした後組長さんが持ってきた物の中に「たまり場」と書いてあったものだからあれこれ私が出したのと一緒に思って見ながら、唯一1点違うのはこのたまり場は企画されたものです。私が言っているのは企画しなくても集まれるようなたまり場でちょっと整理させていただきたいと思います。確かに県もこのような事業を自治体に取組んでもらっているというのも理解できます。いろんな形で冒頭申し上げましたように振興計画にも載っている世代間交流あるいは地域の活性化それらのために相互意見の交流ができ、これ相互意見の交流というのは地域外、例えば決算のときにもお話もありましたけれども移住者との交流これらも僕はたまり場というのが想定できればできるのではないかなと思います。例えば移住者の方は誰に話そうかと思っているときにあそこに人がいたから話そ

うとか、そういうのもできたらいいのではないかなと思って今回提案させていただいているところです。例えば現行施設でありますところのこの町民センターのロビー、玄関を入らずとも道路側あるいは上野衣料品店側を開けていけば自由に入れる。そこには誰がいてもいいのではないかなと思います。そういったような何か場所を提供することによってプログラムを組まなくてもできるようなこと。これが私が提案したい「たまり場」です。例えば阿弥陀杉の館図書室です。みんなやっぱり図書室という概念です。そこをもう少し拡大できないかなと。そういうことができたらと思います。誰でも参加できる、何をしてもいい、極端に言えば何もなくてもいいです。そういうのがイメージできたらどうかな。それらの施策はこれは施策として打ち出せばその具体案はおのずと蓄積の中で整理していけるのではないかなと思います。そこら辺り施策としての取組についてはいかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 目的ではなく人が集まるというところで考えていくと観光地とかは結構あるのです。ただ観光地であるのは観光客が集まる仕組みを作ることなのでやっぱり方向性はある種持たせたほうが集まりやすいというような軸はあると思います。昔、緑の縁側事業というのが実はありまして地域のお年寄りから子供たち含めてたくさんの方が寄る場所を作りませんかみたいなものがありました。私が議員時代だったというふうに思います。私も実は町のほうに一般質問はしなかったと思いますが「こういった事業ありますけれどどこか作れませんかね、杖立に作れませんかね」みたいな話を実はさせていただいた記憶があります。今回町が進めております西里小学校のプロジェクトこれは結構まだ多角的にいろいろ考えると人材を一人入れた上でいろいろな事業所が集まるその中でいろいろな輪っかがリングができてくるわけです。それを真ん中のドームでつなぎ合わせるというようなかたちをとりますのでひょっとしたらいろんな人たちが、そこに事業所としてまずは入りますけれどもそこが集い始めるとあんまり目的がない状態で集まってくるのかなと。それにプラスして今ちょっと考えているのが西里小学校でございますので西里小の周りの方たち協議会を含めたところで説明会を今から行う予定ではありますが、あそこに今家庭科室がありますが家庭科室を改装して今お茶を飲めるスペースを作る予定でございます。そういったところができると地域の方たちが寄れるようなスペースもできるのではなからうかというふうに思っております。私としてはそういったところを少しずつ作っていきながら外から見たときにあそこは何をしているのだろうかというクエスチョンマークが付くよりも地域の人たちに周知をして「あそこは誰でも寄ることができる」という情報を発信することもより必要かなというふうに思います。議員言われるように目的があって、お年寄りの方がウォーキングをしましょうと言いますと多分若い方たちはあんまり集まらない。そういったのと一緒でやっぱりこう目的を持つというところではもう事業達成するには非常に必要かもしれませんが、多目的に人が寄る要素は多分違う要素がいると思います。繰り返しの話になりますけれども私としてはまずは西里小学校でそういったような形を作らせていただいているいろいろな可能性を少し引

っ張っていききたいなというふうに思います。この町民センターの1階の使い方はまた1階の使い方皆様方に御相談も差し上げたいと思いますが、私も当初ほかの議員の方からの一般質問があったときにちょっとこの1階のロビーが使いにくいというふうなお話もお伺いしておりましたので、Wi-Fiの設備が使えるようにしたり事前の準備は今のところできている状態です。ただ何となくまだ人を集めるというところではコロナウイルスの影響がありますので、ちょっと事業的には準備段階にしかまだならないのかなというふうに思っております。ですので目的は少しありますけれども西里小学校は拠点を作っていきながらそれを重なり合わせていって地元の人から事業所の方たちが集えるような場になればなというところで今展開をしているところでございます。久野議員おっしゃられるように場所は非常にいい場所でどこからでも3方面ですかね4方面から入れますので非常にいい場所だとも思っております。またいろいろとお話をいただいて1階の使い方、教育委員会でも少し考えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

4番（久野達也君） 是非御検討いただけたらと思います。何も名前が「たまり場」でなくても構いません。たまり場は私なりの仮称ですのでそういったような政策展開を是非知恵を出していただけて作り上げていただけたらなと思います。

最後にこれも提案です。状況がわかりませんのでお聞きするだけになるかもしれませんが、先だつての一般質問で同僚議員からもありましたゆうステーションの横の歩行者専用の信号それから熊本銀行前の212号線と387号線と442号線の交差点。ここがゆうステ前の信号から熊本銀行前の信号まで特にゴールデンウィークあるいは平日でもたまに見ることがあります。信号から信号の間、車が満杯になってしまうのです。それでゴールデンウィークなんか休日が続くときによくよく考えてみますとゆうステ側から例えば福岡に帰る車、要は右折車線に入る車、それから鍋ヶ滝から熊本のほうへ帰る車、当然右折車線に入っております。信号がいわゆる時差式ではありませんのでここではけないと例えば黄色、赤の変り目に直進車がきたらもう最悪のときには2台ぐらいしか右折の車が通れないのです。それが蓄積していくのではないかな。ですからそのとき思っていたのが例えばどこにもあるような時差式の右折の青矢印これができるのではないかな。ただ管理主体が県ですのでこのような場合こういったような声が上がったときに町へお届けするのがあるいは県へお届けするのがあるいははたまた交差点改良があるから予算を伴うということが生じてくるのか、そのようなところはどんなでしょうか、対応策は。

建設課審議員（小野昌伸君） ありがとうございます、貴重な御意見。8番議員も御質問にあつたとおりまずもって渋滞緩和ということで渋滞としてはなぜ起こるかというところで説明させていただきますと、大都市部この近辺でいえば福岡、何百万都市とかであれば朝の通勤ラッシュと仕事帰りの帰宅ラッシュということで非常に人口が多いから渋滞がどんなに左折レーン、時差式、いろんな機能を重視してももう満杯の状態ですら車が走るから渋滞が起きる。今おっしゃられたとおり平日も近頃は詰まっている状態を私も見ます。

しかし、お盆、正月、ゴールデンウィークといった観光地への流入による混雑という形で、特に今おっしゃられたゆうステーション前から212号線387号線合流点におきましては非常にラッシュを行います。これに関しての対策ということは県にも要望はしていますがもちろん県警、警察本部のほうが一番重要になってきますけれども、おっしゃられたとおり要は387号線から来ても熊本方面に行く右折、ゆうステーションから福岡方面に帰る右折、要は右折の車両がさばけるか。若しくは左折、左折専用レーンを造って左に曲がる車を優先させるか。そういう形で非常に交差点改良等々を行えばかなりの台数ははけると思います。この場合やっぱり一番考えないといけないのはこの前も8番議員のときにも僕が答弁したとおり交通量です。一時的な交通量の増加に対しての対応というのはなかなか難しゅうございます。慢性的、非常に随時交差点にたまりができる。二度待ち、三度待ちしないと右折できないとかいう状態であれば即座に土木事務所関係と国道を管理している技術屋と県警が話してしっかり交差点改良をやっていくと思います。今のところ私が要望して答えをもらった段階ではやっぱりお盆、正月、ゴールデンウィークと時期的なものがあるので検討はします。しかしながら「毎朝、毎朝起きる渋滞でもないの」ということで非常に県の管轄の区域も多ございまして阿蘇管内で見渡すと阿蘇市の中の交差点にも多いでしょうし、そういう形で要望は出しながら検討していきたいと思っております。

最後にいろんな県への要望等々その交差点に限らずまずもって役場の建設課の窓口をたたいていただければ国県とのパイプの職員も配置しておりますので、しっかりと急傾斜とか災害とか砂防とか県の河川、河川掘削も含めて舗装の傷んだところも気付いたところは先ほどの5番議員の答弁にもありましたとおり、私がしっかりつないでいきたい、建設課がつないでいきたいと思っていますので、まずは町民の方からいろいろ出たときは「建設課に行ってください」という形であとはこちらが采配しますので、まずもっていろんな要望が上がったときは要望を出していただければと思っております。

以上です。

4番（久野達也君） 是非やっぱり皆さん町道なら町に言えばいいは当然おのずとそうでしょうけれども、国、県こういったようなところの時にどうつなげばいいのかそこら辺り今建設課長のほうからありましたように、是非そういう相談等があったら県へのパイプもお願いいたします。

今回の一般質問は職員のスキルアップと職員の提案制度の導入それから私なりの言葉で使わせていただいた「たまり場」の提供等の提案をさせていただきました。是非お願いしたい。ただ政策実施は執行部のほうですので、今回は提案をさせていただく一般質問とさせていただきます。

以上で、一般質問を終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議14時00分、午後2時から行います。

（午後1時49分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 5 9 分）

議長（松崎俊一君） 2 番、江藤理一郎議員、登壇をお願いします。

2 番（江藤理一郎君） 2 番、江藤です。よろしくお願いします。

今回は SDG s の取組についてそれから子どもたちの学力向上についてまた町長のマニフェストの成果について伺いたいと思います。いつも私の時間 1 時間ぎりぎりになってしまいますので急いで質問していきたいと思います。

まずは第 1 に、SDG s の取組についてです。小国町が SDG s 未来都市に選定されて 4 年が経ちました。SDG s 未来都市とは内閣府が 2018 年度より SDG s の達成に向けた取組を積極的に進める自治体を公募し、経済、社会、環境の 3 方面での統合的な取組により新たな価値を創造する提案を行った自治体を認定する制度であります。小国町は 2018 年度に全国より選ばれた 29 の自治体の中で特に先導的な自治体としてニセコ町、下川町、真庭市、北九州市、岐阜市など 10 都市の一つとして選ばれました。小国町が選定されたテーマは、地熱とバイオマスをいかした農林業タウン構想です。

ここでまず伺います。町長のこれまでの 3 年半で SDG s の取組についてはどのようなことを進めてこられたかお伺いします。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからご答弁させていただいた後、担当課の政策課長のほうからまた補足をさせていただきたいと思います。

町全体で推進に取り組んできたところはもう間違いないところがございます。特に教育の分野では小中高校、学校で取組をなされておりますが、特に中学校の分野では SDG s を仲介して交流をわかりやすく自主性に富んだまた中学校らしさも出ている良い取組をしてきたのではないかなというふうに思います。

私としては「小国はみんなで SDG s」と皆さんに御提案、笑っていただきながら旗振り役として取り組んできたことでことが一番大きかったのかなというふうに思っております。町民の皆様への周知にはつながってきているというふうに思いますが私よりも 1 年目を想像していただけると分かると思いますが、1 年目本当テレビが全然まだ SDG s 言っていなかった頃からスタートしております。今は朝テレビをつけるとほとんどの番組が SDG s というような放送をなされております。その部分では SDG s の周知広報等々は随分とできてきたのかなというふうに思っております。今後も町全体で小国町ができるといいますか小国町がしっかりと取り組んでいける SDG s について取り組んでいく方向は変わらず続けていきたいというふうに思っております。先ほど言われたように地熱発電、非常に時間がかかりますのでその部分では地熱とバイオマスというような形では少し動きは遅いかもかもしれませんが、それでも着実に 1 年目から比べると協議会を作ってそして条例を作って地熱発電の動きはしっかりと進めてまいりたいというふうに

思いますので、その部分では着実に進んでいるのではないかなというふうに思っております。

あとは担当課長より御説明を申し上げます。

政策課長（秋吉祥志君） それでは議員の御質問の中の取組につきまして、現在までどういった取組をしたかということの御説明をしたいと思っております。SDGsの前に小国町では環境モデル都市に指定をされておりますのでその当時からSDGsに内容的には合致しているような取組もやってきておりますので、そここのところからの取組内容を御説明したいと思います。

環境モデル都市の部分としましては、木の駅プロジェクトそれから地熱の木材乾燥施設、新電力会社の株式会社ネイチャーエナジー小国を設立いたしました。また町有施設のLED化、小国町役場、小国公立病院、老人保健施設となっております。町有施設への太陽光のパネルの設置、木質チップボイラーの導入、小国公立病院、老健施設に導入しております。小国町エコハウス補助金の導入、薬味野菜の里小国による循環型農業への取組、子供への観光教育また適切な地熱開発のための地熱の協議会の設立、町内の小中高校、支援学校へのSDGsの教育、小国中学校壱岐市石田中学校との交流事業これはリモートで行いました。九州ルーテル学院大学への出前事業の実施、SDGsのすごろく、かるた、ピンバッチ、名刺、ロゴマークの制作等のグッズの開発、各種パンフレットの作成、地域循環共生圏づくりESD、SDGsの解説書等を作成いたしました。おぐチャンでのSDGs普及啓発番組の放送を行っております。同じく広報おぐに小国はみんなでSDGsというコーナーによる解説を行っております。また小国町の機構非常事態宣言、金融機関等との連携協定締結、小国町SDGsパートナーシップ制度の構築、小国初のPR大使の就任ということでからしレンコン様にPR大使をお願いしたところです。それからSDGsの日としまして11月17日を制定しております。小国町に訪れます修学旅行生へのSDGsの説明それから現在までマスコミ等の取材等の対応といった活動を行っております。

取組につきましては、以上です。

2番（江藤理一郎君） 先ほど課長からお答えいただいた内容の中には恐らく環境モデル都市からの内容も多く含まれていたと思いますが、コロナにより人を集めての講演会とか研修会などなかなか進めづらかったとは思いますが、ただ私として記憶にあるのは町長が先ほども挨拶のときに「小国はみんなでSDGs」と言われていること、それからおぐチャンで町長はじめ職員の方々がSDGsの啓発の芝居をやっていたこと、それから環境活動家の谷口貴久さんだと思いますがそちらの方の講演会とか、先ほど言われましたけれどもSDGsの日を設定してSDGsカンパニーを募ったことなどがあると思います。それから町長がおっしゃられたのも全国的にニュースそれから番組などでSDGsを広めていたということも大きく全国の中での取組が紹介されているのかなと思います。ただ小国町におけるSDGsへの取組が私としては余り大きく進んだようには感じられません。私も4年前にSDGs未来都市に選ばれたときは、これからどのような政策で明るい未来を見せてくれるのだろうかという期待でいっぱいでした。特にその中でもえりす

ぐりの事業である小国町の地熱とバイオマスを生かした農林業タウン構想につきましては、ステークホルダーというのですかね多様な団体や企業など利害関係者との連携を通し地域における自立的好循環が見込める事業とされており、国につきましてもこれらの取組を支援するとともに成功事例の普及展開等を行い地方創生につなげていくことを目指しております。そこで先ほどからも申し上げておりますが地熱とバイオマスの農林業タウンについてはもう少し具体的にどのような構想で進めているのか、特に農林業タウンですね。地熱につきましては少し時間がかかるというお話もいただきました。逆にバイオマスの農林業タウンにつきましてはどのようなお考えをお持ちなのか、またどのように進められているのかお答え願えますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 当初進めていた計画もございますけれども一番大きなところは地熱事業がやっぱり大きなところでございます。先ほど時間がかかりますというふうにも伝えましたけれどもかなり環境省のほうから小国町にも視察に見えられております。昨年ですかね大岡副大臣も視察に見えられましたかなりの数の国会議員の方たちが視察にも見えられております。実は今週末か来週の頭には環境大臣がこちらに来られるというところで計画がありましたけれども、多分日程の都合だったと思います。少し先送りをさせていただきたいというところでございますがそのぐらい小国町は注目をされております。これはやはりこの地域で一旦昔地熱発電の計画が頓挫したこと、新たに地熱発電の計画が始まって地域で問題を解消しながら地熱の協議会を作って今開発を進めていること等々を含めたところを評価していただいていると思いますのでその部分が根底にあると思います。この二次利用、三次利用の部分でまずは地熱の熱源エネルギーの部分で電気と熱源に分かれますけれども熱源の部分で農林業といいますか農業のほうをやっているという動きも最初の時点ではありましたけれども、まずは地熱発電をした上で経営をしていくというところの部分が大きく動かないとやっぱり二次利用、三次利用にはつながっていきませんのでその部分ではその次の企画になるのかなというふうに思っております。特にバイオマスの部分ではこれ重ね合わせていくと今よく言われているのが地熱とバイオマスを重ね合わせて水素というお話もかなり出てきておりますが、今計画の段階ではたくさんお話があります。電気分解ももちろんありますけれども様々な事業とどういったふうに手を組んでいくのか等々も含めて、やっぱり地熱発電を計画していきながらこの発電で売電につながってその売電につながった上で次の計画というふうにやはりこう時間がかかるというふうに私は思っております。何事もそうですけれども社会貢献も環境への配慮も必要ですけれどもやっぱり経済を回していくというところはしっかり事業所ではまずその部分を考えないと持続可能にはなりませんので、その部分では町としては全部一遍に三角形のバランスで正三角形で進めていってほしいのですけれどもやはりその部分では経済のほうをまずは優先していきながら次の段階へというところで私は理解をしております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） バイオマスの部分それからもう少し農林業のタウンという構想を掲げたかには、もう一步踏み込んだ政策というのをまた検討を是非ともいただきたいと思います。

次にSDGs 未来都市計画の中にステークホルダーいわゆる多様な団体や企業など利害関係者との連携もうたわれております。その中におきまして小国町もこの3年半で5社の企業等と連携協定や包括協定を締結してきたかと思いますが、現在それぞれどのような内容で締結され今後どう活用されるのか伺いたいと思います。

政策課長（秋吉祥志君） 連携協定に関します現在の内容につきまして御説明したいと思います。

まずSDGsの推進に関する連携協定といたしましては、まちづくりの包括連携協定といたしましてアウトリアタイガー様、一般財団法人の学びやの里様と結ばせていただいております。

またSDGsに関する連携協定といたしましては、肥後銀行様、地方経済総合研究所様と協定をいただいております。

それから包括連携の中でSDGs 推進を図るものとして項目が含まれております団体といたしましては、日本郵政株式会社様、ヤマト運輸株式会社様、三井住友海上火災保険株式会社様と連携を締結させていただいております。

今後の活用につきましてですが、例えばSDGs 推進に関する連携協定といたしまして肥後銀行様におかれましては2021年3月から自治体ワークスという取組をされております。これはどういったことかと言いますと熊本県内の自治体限定で熊本県内の自治体が抱える課題解決を支援するためのいろいろな企業様の講演会をこれはウェブになるのですけれどもセミナーを開催されておりまして、役場のほうのスキルアップのほうにつなげていきたいということで御案内をいただいております。

そのほかといたしましては例えばその包括連携協定の中で協定を結んでいる企業様につきましてはもちろん災害時での協力ということもございまして、例えば日本郵政様、ヤマト運輸様であれば子供たちの通学時での安全の見守りであるとか高齢者の方たちの安否確認であるとかそういったことの御協力をいただいたり地域の防犯等に御協力をいただくというようなことで、私たちの生活であるまた業務内容でもありますけれどもそういったところと協力をし連携をしていきながら今後とも活動を続けていくというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 連携協定の御説明ございましたが、かなり多くの企業、団体と協定を交わしていらっしゃるということです。その連携協定、包括協定を結んで何か変化はありましたでしょうか。それか今後ある予定でしょうか。

町長（渡邊誠次君） 特に肥後銀行さんと一緒に進めているところでわかりやすいので説明をさせていただきますと、企業版のふるさと納税をかなり納めていただいておりますので西里小学校のプロジェクトも進み始めましたし北里博士のシアターホールの部分の計画もやっぱりその部分で

は大きいのではないかなというふうに思います。これからは北里大学とやっぱりこの連携協定今までずっと下準備はさせてもらってございましたけれどもできるだけ早い段階でまた学びのやの里さんと一緒に連携協定をさせていただきまして、是非とも2024年の北里博士の新千円札になられるまでの部分で協定を結ばせていただきましてしっかりと事業を進めてまいりたいというふうに思います。連携協定はやっぱり地味なところも実はあります。先ほど見えないところではありますけれども日本郵政さんそれからヤマト運輸さん含めて見守りの部分こういったところはなかなか地味なところがあって表に出てきませんけれども実際そういったところの取組は非常に大事なのではないかなというふうに思っておりますし、三井住友海上火災さん保険会社ですけれどもこういった災害のときには基礎となります災害査定の部分を含めてお話に乗っていただけるといことなので三井住友海上火災さんのほうは2022年の5月に協定を結んでおりますので今回の台風のとき辺りからは前回もそうですけれども少し話ができているのではないかなというふうに思います。その部分は私も確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

政策課長（秋吉祥志君） 補足で少し説明をさせていただきます。

具体的にどう変わったかというようなことにつきましては先週の全員協議会が終了いたしまして午後から勉強会を行わせていただきましたが、例えばこの役場のほうであればアステリア様との協定の中でプラテオを活用したこれはもうDXのほうになるのですけれどもペーパーレスでの具体的な取組というようなことが少しずつではございますが進んできてはおります。

またこのSDGsの今後の進め方としまして、これは国の内閣府の地方創生推進局のほうもこれから先のSDGsの推進については企業との連携が不可欠であるというようなこととしまして実は国のほうでは2018年の8月からもう地方創生SDGsの官民連携プラットフォームというのを立ち上げて取組を進めております。これはどういったことかと言いますと要はマッチングを行うような取組でございまして、自治体が抱える課題を国のほうに上げることによってそれを公表してその解決に役立つような提案ができる企業様が手を挙げてくる。その間を取り持って地域の課題を共同で解決をしていくというような動きが今盛んに行われているというか、これから先ますます増えてくるのではないかなというふうに考えております。それまでは行政から何か問題があれば企業のほうにお願いをして解決してもらおうということでございましたが、例えばこちらのほうからのこれから先こういう山間地では様々な問題というのが生じてくると思いますがそういった課題について各企業様が持っているいろんなノウハウを御提供いただいて解決をしていく改善をしていくといった、共にやっぱり今までは発注者、受注者みたいな関係だったのが共に考えて共に解決をしていくというような形にこれから先はなってくるのではないかな。そういった中では非常に今連携協定を結んでいる企業様とは今後ますます関係が深くなっていくのではないかとそのように考えております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 三井住友海上保険株式会社さんのところはもう少し聞きたいところがあったのですがちょっと細かすぎるのでどうかと思いましたが、保険の内容ですね例えば自動車や家、ケガ、病気などの保険があると思いますが、どの保険の加入者での対象となるのでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 今現在、三井住友海上火災保険様のほうと協定を結んでいる内容につきましては災害時での例えば家屋災害、家屋の被災等におけます判定です。この業務につきましては三井住友海上火災保険様のほうが査定した内容を情報提供していただけるということによって公平性を担保する。今まで災害時に罹災証明等を出す場合におきましては、役場の職員が現地に赴きまして被害の程度を判定して被災の度合いというものを出力しておりました。他の自治体ですけれどもそれについて被災された方からちょっと不公平感があるというようなこともございましたので、そういったものを解消する上ではこういう第三者の機関が公平な目線で災害の状況を判定することによって公平性を担保できるということと、当然その分の業務に役場職員というのが割かれる必要もございませんので災害復興についても迅速に対応できるというようなことで、今現在はこの保険会社に加入してある方の家屋だけということになっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） これも余談ですけども、契約している方だけということですが、これはどのくらいの世帯になるのでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 申し訳ございません。加入者の戸数までは手元のほうに用意しておりませんでしたのでお答えできません。

2番（江藤理一郎君） では例えば今後結びたい企業や団体があるとあれば今後も幾つも締結していくのかということと、こちらから連携する趣旨や目的をはっきりと定めて結びたい企業と効率よく結び何も使われていない協定がないようにしないと無駄な仕事になってしまうのではないかなと思います。まずは趣旨や目的を定めてもらいたいと思いますが、この協定について締結する基準などはありますか。

町長（渡邊誠次君） 企業様と協定を結ぶときはお話し合いをもちろん事務レベルでしっかりしながら決めていっているところでございます。ただやっぱりコロナの時代の前に結んだ協定はなかなか進んでいないというのが現実でございますので、その部分では思惑が外れているところもあるかもしれません。町といたしましてはこれからは先ほど北里大学というお話をしましたけれどもやっぱり地元の熊本大学等々含めて、どちらの方向といたしますかはっきりとまだ決まっているわけではないですけどもしっかりその目的に向かって協定を結んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 私も産官学という言葉がありますけれども、産官の連携はできていますが

間の学というものがないというところをちょっと御指摘させていただこうと思っておりました。学いわゆる大学等学術機関ですね。こちらが間に入ることによってより連携協定に深みが増してくると思われまますのでそういったところも是非熊本大学それから北里大学進めていただいて、やっぱり先ほど申しましたようになぜそこと提携するのか目的というものをしっかりと定めてやるより具体的な内容ができてくるのではないかなと思います。

それではこれまで進めてきたSDGsの小国町の取組につきましては、どの程度町民へ浸透しているとお思いですか。もし将来への構想また新たな目標等ございましたらお願いいたしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） お答えさせていただきます。

どのぐらいかというふうな表現ですがSDGsの言葉を全然知らなかったという段階からすればSDGsという言葉は何となく覚えていらっしゃる町民の方たちもたくさんおられると思います。大きい企業のところはSDGsがしっかり自分たちの中に入り込んでしっかり仕事の上でなされているというふうに思います。また子供たちはやっぱり学校でしっかりSDGsを学びますのでその部分の段階では飛び飛びであります。18歳ぐらいまでそれから大きな企業さんを中心に中高年層で話が進んでいるのかもしれませんが、小国町としてはどのぐらいかと言われると私としてはもうざっくりですけれども半分ぐらいは浸透されているのではないかなと。これから私のほうも先ほど「小国はみんなでSDGs」とお話をさせていただきましたけれども、高齢の方たちも私のこの花ですねSDGsの種をまいて笑顔の花をさせましょう。これは浸透しているような状況でもありますのでその部分では少しずつ少しずつ町民の皆様には無理しない程度に進んでいていただきたいなというふうに思っております。ただ、ほぼと言わせてもらいますけれども全世界が共通の目標としておりますから町で行う全ての事業の分母にSDGsの考え方が一致していているというふうに言っても過言ではないというふうに思います。まさに国内の基準ではなく国際基準にもう移行しております。社会環境が物すごいスピードで変化しております。デジタル化もそうであったようにまたSDGsも同様にこれから当たり前の世界になってくるというふうに私は考えてもいいのではないかなというふうに思っております。SDGsも経済とそして環境への配慮そして社会貢献という人に優しくて環境に優しくてそして社会に優しいというようなバランスは昔から小国町が進めておりますツーリズムの考え方、産業そして自然そして教育この三角のバランスにも非常に私はよく似ているというふうに思いますので小国町としては昔から継続している事業に取組ながら改めてこのSDGsを推進していきたいというふうに思います。先ほど答えましたけれども全ての事業においてSDGsが分母になるようなそんな考え方ができるようなそういった形で町を推進させていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） SDGsの17の持続可能な壮大な目標はわかります。ただし何かこうち

よってSDGsって緩いイメージがあるのです。緩い進め方しかできない形では2030年の目標でさえもほとんど達成できずに緩くしかできなかったとか、無理をするのも持続可能ではないからよくないよねとかいうような考えも出てきてそれで終わりそうな気もしますが。やはり決めた目標は達成すべくアクションを起こすべきだと思いますし、年度ごとに目標に向かって進んでいるのかの検証もするべきだと思います。

こちらに小国町SDGs未来都市計画第2期がございます。こちらの計画ですれもう一度検証していただいて2023年までの目標でございますのであと1年です。もう残り少ないですのでこちらの目標もしっかり達成できそうなのかどうかも検証いただきたいと思います。

コロナ禍ではありましたがこの2年間で私自身も5回ほど九州内の中学生がSDGsの視察に來られて、そして木の駅プロジェクトの取組などを説明させていただく機会がございました。木の駅プロジェクトの取組を説明させていただいて思うのが一つの温泉施設の取組の小さな事例も大事なのですけれども、今後どのようにして農林業タウン構想を展開する予定なのか。町内でどう普及させ持続可能な町民の暮らしに役立てていくのかが見えてくるような具体的なビジョンが足りないなと感じています。今は視察が来ておりますがもう数年後には新たなSDGsの取組をする視察先ができてそこに移っていくかもしれません。町として次の一手そして大きな農林業タウンの構想づくりが急がれると思います。

そこで町長と立場が違いますが私の考えの1例を申し上げておこうと思います。まずまちづくりを考える上でSDGsのテーマを考えます。小国町の資源である地熱これらは既に地熱発電という形で再生可能エネルギーを活用すべく幾つもの企業が参入し開発を行っています。また世界においても流れは脱炭素、再生エネルギーです。それらを踏まえていろんなテーマを考えられると思います。北里柴三郎博士の予防という観点から健康とかいろいろ考えられると思いますが、まずはテーマを例えば再生都市その上で人もエネルギーも再生する町小国町というような表題を掲げるとします。再生を掲げると一挙にやれることややらなければならないことが決まります。例を出すと住民レベルではごみの分別、缶や牛乳パックの仕分をすることや数回しか着ていない子供服をリサイクルバザーに出すことで例えば地域通貨ポイントがたまり地域内のお店でお買物ができる循環型の仕組みができることも考えられます。またそのポイントは価値として表現しづらかった親の介護や子育て育児などについてもポイントとしてたまっていく仕組みであるとより望ましいと思います。人の分野については現在は一度失敗してしまうとなかなか元に戻るのが難しい風潮がございます。失敗しても再チャレンジしやすい環境づくりの町をつくることで様々な人材が来てまた再度チャレンジしていく人を応援する流れをつくり人材不足、人口減少対策の一役を担うことができたら良いなと思います。また食品残渣や廃棄をする野菜などフードロスを集め堆肥化し現在行っている薬味野菜の里を中心とした循環型農業をより大きく展開していくなど、農業分野においても再生をテーマにした取組が考えられます。ただの1例にすぎません

が具体的な言葉を掲げることで職員の皆様もそれから町民も格段に一つの目標に向かって動きやすくなるはずです。一つの具体的で身近で一人一人が自分事で考えられるテーマを設定して住民レベルでSDGsに取り組めるように持っていきませんか。その辺りについては御答弁いかがでしょうか。

町長（渡邊誠次君） SDGsの言葉的なところの推進を今までしてございましたけれども、議員おっしゃられるように具体的な取組ももちろん必要であるというふうに思います。どういったところから取り組んでいくのかはまだ検討段階に入っておりませんが、町といたしましては議員言われるような形で何らかの目標を持つことが非常に大切だというふうに思いますので是非御検討をさせていただきたいというふうに思います。

2番（江藤理一郎君） それでは次は子どもたちの学力向上について伺います。今回9月いっぱい教育長も御勇退されるということで教育長にも是非御答弁いただきたいとします。まず第一にこれまでの教育長就任されて6年間の小中学校における学力調査の実績と評価について伺います。

教育長（麻生廣文君） 最後にこうした場を作ってください感謝申し上げます。

まずR4年度今年度の県の学力調査はまだ終わっておりませんので12月実施ですので平成28年度から令和3年度までの6年間でお答えします。これは小学校の県の学力調査でございます。県を100としたときの小国小学校4年から6年生の平均を申し上げます。まず28年度が0.4ポイント上、29年6.8ポイント上、30年度4.8ポイント上、令和元年度1.8ポイント上、2年度1.8ポイント上、3年度5.8ポイント下でございます。中学校申し上げます。中学校は全国規模の問題。全国を100としたときの学校の7、8、9年生の平均の数値を申し上げます。28年度2.0ポイント上、29年度2.4ポイント上、30年度1.6ポイント上、元年度0.6ポイント下、2年度0.2ポイント下、それから3年度5.2ポイント下でございます。ほぼ全国並みですが小中学校ともに令和3年度がちょっと落ち込みが認められます。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 最近の中学校はずっと下降気味だということがわかりました。また令和3年度については小中学校とも落ち込んでいるということです。こちら低迷の要因について伺いたいと思います。

教育長（麻生廣文君） ほぼ県の水準と一致しておりますが、中学校の場合ここ3年ほどは100を下回っている状況がございます。また学年差もございます。小学校では令和3年度はある学年が異常に低かったために全体で5ポイント下になっております。この学年は今年度重点化して取り組んでいるところでございます。あとはほぼ県の平均並み小学校ですがこの年以外は全体として4年生で少し高く5年で少しずつ落ちていくという傾向がこれ20年間ほど調べてみましたらございました。部活とか社会体育との兼ね合いもあるのかなとかあるいは5年生になると非常に

抽象的な概念が組み込まれてくるというようなことから考えられるのかなと思っています。それから中学校でございますが平成30年度までが全国平均を上回っておりましたが、令和元年度から県と同程度か下回るようになっていきます。この年からテスト全国的な部分の変更をしておりますので若干比較しにくい点はございますけれども、その主な理由としては、1点目が経験が浅い教職員の割合が県内郡市内でも特に高いということ。2点目がそれに連なってサポートする教職員若干ベテランの部分が弱体化している。それから3点目が文章題を読み取る力にちょっと課題を感じています。それから4点目にスマホとかゲームを扱う時間が非常に増加しているという部分を要因として挙げておきます。

2番（江藤理一郎君） それではいろんな課題が見つかったと思いますが、その課題解決策についてお伺いしたいと思います。

教育長（麻生廣文君） これは小中学校の校長とも情報をきちんと共有しておいたほうがよいということで話合いをしたところでございますけれども、まず小学校。国語では自分の考えを広げていくということが求められているというふうに考えております。自分と他者との考えの比較、自分の考えを客観的に捉える、そういった視点をしっかり理解させたいというふうに思っています。算数では先ほども申し上げましたが図形とか分数など抽象的な概念こういう部分が5年生で出てまいります。ほかの学年含めてこうした抽象的な概念をどう可視化していくかというのを考えていこう。そして可視化して学習内容を捉えさせる。そして主体的かつ協働的な学びを進めたいというふうに思っています。そうした点からもICT関係がまたこれ後で申し上げますけれども役立つのかなと思っているところです。

続いて中学校ですが、中学校の課題は先ほどもう経験浅い教職員の話をいたしましたけれども、まず教職員の資質向上それから研修体制の確立というのを今年度といいますか昨年度からちょっと考えていたところでございます。昨年度及び本年度は9学級のうち8学級が経験年数5年未満の担任になっています。去年そういう事態がありましたので去年末から考えていたところですが、そこで本年度は4月当初から教育事務所等の研修制度を小国は優先的にフル活用させていただいております。指導主事派遣とかあるいは県立教育センター研究員に直接学ぶとか即戦力を育てるといった研修を取りあえず組むということを4月からお願いもしましたそれに答えていただいているところです。特に国、数、英の教科担任研修を特例でお願いしているところです。またこれはちょっと校長から聞いた部分でございますけれども、家庭学習にちょっと心配しているという部分ありましたのでちょっと話を聞いてみました。そこで夏休みに学校図書の貸出しをちょっと今まで5冊とかいうのを無制限に広めるとか結果として総数718冊など、こうした直接家族あるいは家庭への働きかけのきっかけにするような部分も今年度夏休みにしたという話を聞きました。

それからタブレットドリル、ICT関係ですけれどもゲーム依存傾向の子供たちもおります。

このゲームについて後でまたお話ししますが、学習に向かう非常にいいきっかけになっているということもありますので今後に期待したいと思っています。

2番（江藤理一郎君） 若い教職員の方々が中学校によって特に多いということは昔から危惧されていたところで、ベテランの60代定年間際の方と若い方々で二極化が進んでいる。4、50代、40代ぐらいが一番少ないという傾向がわかっていたところだと思います。これらについても是非また改善をやっていただきたいと思いますが、先ほどもちょっとICT関係ですね。7月15日に文教厚生常任委員会におきまして小国小中学校のICT教育の視察をさせていただきました。ICT活用につきましては特に小国小学校の校長先生が明るく活用がうまく進んでいる様子でしたが、ICTをどれだけ推進して活用できるようになっても学力の向上につながらなければ目標には至りません。そこでICTと学力の向上をどうつなげていく予定なのか簡潔にお答えいただければと思います。

教育長（麻生廣文君） 文教厚生常任委員会の視察ありがとうございました。

学校ではICTいろいろ広いのですが特にタブレットの活用ここにポイントを置く、クローズアップされるということでございます。これは先ほどもちらっと申し上げましたけれども児童生徒が主体的に学習課題を捉えてそれから友達と対話しながら思考を深めるというような学習過程につながりやすいということでございます。今年は情報教育研究会との連携を図っておりますしまた専門機関との連携も図りながら進めて、先生方の資質の向上も向上だけではなくて力をつけていくことが大事と思っております。小学校では特に現在タブレットの活用、デジタル教科書の研究を放送大学それから光村図書との連携で実践的に研究を取り組んでおります。またアクティブラーニング教室についてはまだ公立の小中学校ではどこにもない取組でございますので今大変期待しているところでございます。今県内外の多分今後注目を非常に集める部分だろうと思っております。ただそれに合わせて先生方の多忙感とかそれから働き方改革が同時になされていかないと効果的な活用できませんので、また子供に向き合う時間を確保するといったところも含めてタブレット端末を活用して校務改善といいますかペーパーレスも含めてですがそういった部分にも取り組んでいるところです。ICT教育は県内でもトップクラスに追いついたという状況だと自負しております。今年は県の情報教育の研究大会の会場校として小国小中が4人の事業者がおります。それで頑張っているところでございます。GIGAスクール構想というのはこれまで日本人が苦手とされておりました主体性だとか表現力とか英語こうした部分をしっかり克服する部分で非常に大きいそういった最適の道具というふうに考えておりますので、このGIGAスクール構想に乗っかって次を目指していくというふうに考えております。

2番（江藤理一郎君） ICTのところにつきましては先生方も非常に多忙だと思います。私も小学生の子供がおりますが先生見られて本当に忙しいなど。夏休みも含めて一生懸命子供たちの学力向上のために尽力されているなどと思います。

一つ例えば、これICTせつかくタブレットを持てるようになりましたのでこれGIGAスクール構想の目標の一つだと思いますが、東京でもどこでもいいのですが例えば国語を教えるのがとっても上手な先生そのICT化というか授業をみんな統一で聞くようになって担任の先生はそのフォローに回っていただく。勉強が進まない遅れている子供に関してはそのフォローをしましたもうちょっと学びたいなという子供に関しては担任の先生がもうちょっと違う新しい問題を与えていく課題を与えていくというようなことができないかなというふうに思っております。またそういったところも是非次の教育長に引き継いでいただきたいと思っております。ここでちょっとお時間もなくなりますのですみません教育委員会への御質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは次、マニフェストの成果についてお伺いします。町長のマニフェスト私が持っている資料でいきますとこちらですね3年半前の小国町長選挙の広報で町長の選挙公約がうたわれております。一つは、高齢化社会を楽しむために医療体制の充実を図り利便性を高めるために地域交通の見直しや買物支援の仕組みを導入します。二つ目、令和の時代を担う次世代の子どもたちへICT教育を推進し時代の波への対応力を養います。小国町に暮らしながら自ら望む将来を選択することができるよう教育環境を整えますとあります。次に絆の強化、小集落の座談会を開き課題の解決に努め小集落支援の制度を設けます。四つ目、小国未来塾。まちづくりは人づくり次世代の政策集団を育てることで挑戦できる町の礎をつくります。第五、北里柴三郎2024年新千円札。偉業を再度検証。地元出身の偉人を知ることで郷土愛を育み農林業そして商工観光で連携する柴三郎商品の開発。鍋ヶ滝から柴三郎記念館など観光ルートを再構築しますとあります。ここで選挙公約として掲げられていたものでコロナそれから7月豪雨、ウクライナ侵攻により想定以上のことがあったと思っております。そこで方針転換を余儀なくされた政策もあると思っておりますが、町長自身どのくらい成果が上がっていると思われませんか。

町長（渡邊誠次君） 先ほどコロナの部分それから災害の部分、ウクライナとロシアとの戦争の部分で非常に難しいところも出てきましたけれども、それによってICT等々は進んできたかのようには思います。私といたしましてはやはり高齢化社会はもう皆様方御存じのとおり進んでいくというふうに言われておりましたので、私といたしましてはまずは公立病院の体制づくりを整えるといったところをまず一番先に坂本院長退任されましたので今新しく病院の部分では堀江院長と片岡事業管理者とこの2トップで行っております。それから事務局長も最近は変わっていただいでしっかり町の医療体制の充実を図るための準備を整えている。それから公共交通非常に大事でございますのでもうバスの部分から乗合タクシーへとここ数年間で随分変わってきているのではないかなというふうにも思っております。それからにじバス、小国郷ライナーを少しコンパクト化して効率よく利便性を少しずつでも向上させてまいりたいなというふうに思っております。公立病院も公共交通も南小国町さんとの連携が非常に大事だというふうに思っておりますので、両町で

しっかりと一緒に取り組みながら進めさせていただきたいなと思います。それから最後に高齢者とできるだけ近い距離をとるようにコロナ禍であります但老人会主催のイベントや会議それから話の場にてできるだけ出てきたつもりでございます。高齢者の方からは「今度の町長は話がしやすい」というふうに言われておりますので、その部分ではしっかりとその立つ位置といえますかそこは大事にしたいなというふうに考えております。

それから次世代の子供たちの部分それからICT教育の部分は今教育長のほうからお答えになりましたので、私といたしましてはこれからはバックアップできる企業それから大学含めた人材をしっかりとその中で子供たちにバックアップできる体制づくりを整えてまいりたいというふうに思います。

それから小集落の支援、政策集団の形成というところでございますが、これが一番やれていないところでございます。コロナ禍の中でやっぱり集めるというところはできませんけれどもキャッチコピーに「切り開こう想像以上の未来」というところで3年半前キャッチコピー掲げさせてもらいましたけれども正直ウィズコロナ想定しておりませんでした。それはもう間違いなく想定できておりませんでしたけれども町長就任の1年目にはかなりたくさんの会合、集会それから飲み方含めてかなり参加させていただきまして町民の皆様からの御意見をお聞きすることができましたし、そこで近い関係ができておりますのでたくさんの方々とお話をするということができるようになりました。政策集団その団体の名前はありませんけれども課題が出てきたときにそれぞれ御相談する議員の皆様方おられますけれども、そのほかにも事業施行の折にも各方面の方々へ御相談させてもらっておりますのでその体制づくりはできたのかなというふうに思っております。

それから農林、商工、観光、これを連携させていくというところでございますが、これはもうずっと昔からの課題でございます。議員時代からも私も前の北里町長にも提案させてもらってありましたけれどもその部分では今度北里博士が新千円札の顔になれるこの機会を逃してはならないというふうに思っております。ほかに鍋ヶ滝もあります。再生可能エネルギーもあります。等々をしっかりとつなぎ合わせて観光のみならず教育や研修ルートの構築をして迎え入れる体制をしっかりと整えていく中で、町全体でやはり見直すところもあるのかなというふうに思っております。小国町全体で6次産業化を考えていくということは住み続けられる町の形成というところでも私は大変重要に思っておりますので、今までできていないところは含めてしっかりと考えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 観光ルートについては鍋ヶ滝、柴三郎記念館など公共交通でバスで行くことができません。車が運転できない方それから免許を持っていない方も含めて公共交通が欲しいという声も最近をよく聞くようになりました。どうやって行ったらいいのかというような話題もございますのでその辺り是非構築をお願いしたいと思います。

もう一つ、この世界の中で円安による影響ですね。インバウンドの受入れを増やすために準備すること、TSMC進出に伴う観光や移住について、それから物価の高騰、農産物の国産化、製造の国産化などによる人手不足の深刻化など課題は山積みですがピンチはチャンスという捉え方もあります。是非これらを踏まえて今後期待される政策と展望をお考えいただきたいと思います。

では最後にあと半年で1期4年の任期が町長終了します。我々議員も同様ですが、今後渡邊町長の来期も出馬されるのかどうか伺いたいと思います。

町長（渡邊誠次君） まずは結論から申し上げたいと思います。来期の町長選に出馬をさせていただきたいというふうに思っております。今年度に入りまして私としても今年度、単年度の各施策、事業を進める中でも本当に終わらない施策事業がたくさんございます。

また前北里町長時代から続いている施策もございます。町長として継続してその任に当たるべきであるというふうに判断をさせていただきました。私は「All For The Next、全ては次世代のために」としっかりとつないでいけるように仕事をさせていただきたいというふうに思います。平成から令和へ移る令和元年に、町長に私就任させていただきました。行政運営のかじ取りをする中でもう次の年からコロナウイルスというところに大きな影響の中でまた2年目の令和2年の7月豪雨そして今年に入ってロシアのウクライナ侵攻というところで対応する中で、議員に先ほど御答弁した政策提言がほとんどできていないところも悔やまれるところがございます。是非とも継続させていただきたいというふうに思います。小国町といたしましてはこれから北里博士、それから鍋ヶ滝、再生可能エネルギー、医療Ma a S、今日はちょっと時間がなくてお答えできませんでしたが医療Ma a S、台湾との関係もこれからしっかり頑張っって伸ばしていきたいというふうにも思っております。継続的な災害に対する備えもきちっとやっていかなければいけませんし継続的な行事、事業全般もございます。町の運営しっかりやらなければいけないことはありますけれどもしっかり目的達成のために尽力させていただきたいというふうに思います。本日表明させていただきましたけれども、住民の皆様方それから議員の皆様方、御指導、御支援のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

2番（江藤理一郎君） コロナなどありましたけれども具体的な政策の提言、詳細な目標の設定を最初から申し上げましたが掲げて是非いただきたいと思います。

以上、終わります。

議長（松崎俊一君） ここで暫時休憩といたします。次の会議3時10分から行います。

（午後2時59分）

議長（松崎俊一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時10分）

議長（松崎俊一君） 7番、西田直美議員、登壇をお願いします。

7番（西田直美君） 9月の一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問2項目ございます。まずこちらに掲げましたこれまでの一般質問の検証をしたいと思います。これまでやったものを検証することが大切かなと思いますので、目的としてはこのようになっております。これまで3年半前に議員になりましてから13回一般質問をしております。その中で全て私は町民の方々にとって町にとって大切なことを私は聞いてきたつもりでおります。提案をしたり要望したりしたつもりでおりますが、それがどの程度実際に行われたのか行われていないのかということ。あと議員生活も半年余りになりましたので一度検証することが必要かと思っております。それで伺いたいと思います。今回項目は非常に多ございます。11項目ございます。それに一応45分の予定をしておりますので課長の皆さん方へお願いですが、極力短く答弁していただけると助かります。する、しない、した、やるつもりがある、なし、その程度で結構ですのでよろしく願いいたします。

それでは、まず第1項目について伺います。まず第1項目、鍋ヶ滝、下城滝、鍋釜滝のライトアップについてを伺います。これは3千300万円を掛けて鍋ヶ滝、下城滝、鍋釜滝のライトアップをコロナ交付金で行いました。私自身はコロナ交付金を使うことライトアップすることに関しては否定的な考えですので賛成はしなかったのですが、実際に採択をされ実際に設置もされております。前回ですかね同僚議員から質問がありましたけれども数回の無料のモニターツアーがあった後にはこれは1度も実際にお金を取ってというツアーは行われておりません。それでまず最初の1問目ですけれども、観光協会とか旅行会社との集客方法については話し合いが行われているのでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） 昨年のモニターツアーということであれば料金を取らないということが前提でやりました。現在おこしの部分については検討しております。

7番（西田直美君） それでは実際の有料のツアーはいつ頃から行うかがもう決まっておりますでしょうか。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

昨年のモニターツアーのアンケート等を考慮して、今年は10月13日から11月5日にかけてこの期間に木、金、土、木、金、土というかたちで12日間ツアーを計画しております。料金も取ります。

以上です。

7番（西田直美君） その料金は1人当たり幾らで、何人ぐらいを見込んでいらっしゃいますか。

情報課長（村上弘雄君） アンケートで一番圧倒的に多かった大人1千円を予定しております。それから昨年はコロナ禍ということでマイクロバスの乗車人員を削減したというのがありますが、今回は会社ともやりとりをしまして1台20人まで乗せて3台の運行で1回のマックスは60人を予定しております。

以上です。

7番（西田直美君） 20人掛ける3台で60人ということは1回6万円。6万円で12回ということは72万円は予定ということですかね。それに掛かる経費はどれくらい掛かる予定ですか。

情報課長（村上弘雄君） 今手元にその経費についての数字はございません。参加料金の1千円でそのツアーの収支がとれるようなことにはなっておりません。

7番（西田直美君） 令和3年度900万円の黒字のはずというのが結局予約システムに2千260万円を掛けたということで差引き結局1千400万円の赤字になってしまった。そもそもライトアップで下城滝と鍋釜滝もライトアップしたのですが、ここはそもそもの入場料自体がありません。ということはお金にならないということです。入場料を取っているのは鍋ヶ滝だけなのでここで稼がなければならないということです。コロナ交付金とはいえどもこういう町がやることに関してでも必ずビジネスマインドは必要だと思うのです。元を取るという感覚は必要だし儲けるという感覚は必要だと思います。特に公営でやる場合にもっと難しいのはビジネスマインドだけでは駄目だということ、これが環境にもよくなければいけない、公的などところでの町民に対しての利益、環境に対する利益になるようなことでないといけないということを考えれば単なるビジネスではないということもすごく大事なことだと思います。これは何としても鍋ヶ滝が稼げる場所若しくは下城滝、鍋釜滝も何とかして稼げる方法を考えていくということが必要ではないかと思います。その辺の検討もよろしくお願ひしたいと思います。

次にまいります。町営の無料塾と書きましたが地域未来塾です。これも議員になった当初の6月から最初から何回もしつこく要望し続けてやっと昨年度始まりました。現在英語と数学で中三が対象です。しかも最初のスタート講師の先生はお一人だけということだったのですが、今年度からは講師の先生が一人増えたというふうには聞いております。まず最初伺いたいのは昨年度の掛かった費用それから受講生数それから今年度予算と受講生数についてお答えください。

教育委員会事務局長（久野由美君） 地域未来塾の昨年度の受講生数が13名、今年度が5名です。昨年度の決算が地域未来塾9年生の分が27万5千000円、今年度が地域未来塾、英語、数学の分が31万5千円です。

7番（西田直美君） 地域未来塾ですのでこれは国から3分の1、県から3分の1、地元町から3分の1という経費になっているかと思います。これは町分の経費になるのでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） この経費はもう国の分も含めて全て払う部分になっています。

7番（西田直美君） 大体中三が50人前後いると思うのですが、そのうちの13人。今年に至っては5人ということでは約10分の1しか受けないということでは、何となくその経費も安いとはいえども勉強に対するその効果がどの程度あるかということには甚だ疑問を感じるころではあります。せっかく始めた未来塾なので充実していただきたいという気持ちがとても強いのですが、これを例えば中一とか中二に広げて充実を図るという計画はありますでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 9年生に対してもですが中体連が終わってからの塾としてい

まして、7年生、8年生につきましては夏休みと冬休みが今も地域未来塾として行っています。放課後行うことは今のところは考えていません。

7番（西田直美君） 放課後今のところ予定は7、8年生に関してはないということです。

講師の先生なのですけれども、これも南小国町がきよら塾なんかで小国高校生が先輩として子供たちを教えているというのはあるのですけれども、小国のほうではそういうことは話題に上ったりはしないですか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 昨年度高校生の方にもお願いしてやったという実績はございますが、通常通しての塾の中でということでは募集はしていません。地域未来塾と話が別になるかもしれませんけれども寺子屋の教室のほうでは高校生のボランティアということでお願いをいたしました、今年度の夏休み。

7番（西田直美君） 先ほどの同僚議員からの質問でもありましたけれども私も7月に文教厚生常任委員会で小中学校の訪問をいたしました。生徒の学習習熟度についてですけれども先ほど麻生教育長のほうからも御報告がありましたように、令和元年になってから中学校が令和元年マイナス0.6、令和2年マイナス0.2、令和3年マイナス5.2という下降線をたどっております。校長先生のほうからも「もう随分下がっております」。原因はさっき教育長もおっしゃったように「教職員が教えることになれていない。若い経験の少ない先生が多いので研修などで資質向上に取り組んでいる」というふうにおっしゃっていました。タブレットの活用もとても有効だということも私も知っております。ゲーム感覚の子供たちはタブレットで学習するというところに興味を示して、それが学習効果を上げるということは全国的にも知られていることですので是非それもやっていただきたいとも思うのですが、小学校のさっき教育長がおっしゃっていた国語での理解若しくは算数とかの抽象的概念を可視化するということができないとかというものについては、南小国町をよく引き合いに出すのもちょっとはばかれる気はしないではないのですが、小学校3年生からやっている、それも作文を書いたりしていろんなことをやっぱり考える、思う考えるそれを文字にする言葉にするということをやっていることで学力が上がっているというのは一目瞭然。やはり効果が出ていると私も思いますので小学校にまで広げていくということを小国の教育委員会のほうでも考えていただければというふうに思います。是非ともよろしくこれもお願いいたしたいと思います。

次にまいります。乗合タクシーについてです。乗合タクシーなのですがこれは2年前の3月に聞いたのですが、町民の移動手段として随分と利用されていると思います。これメリットは何かと言いますと300円で町中の8か所を希望するところへ行けるということはとてもメリットです。バスと違って待ち時間がない。時間がわかっているのでバスの時間に合わせて待つ必要がないということはメリットです。ただデメリットとして前日に予約をしなければいけない、それからバス停まで行かなければいけないということはなかなか高齢者の方であるとか天気の悪い日に

バス停まで行ったりする乗合タクシーの乗り場に行くまでというのは大変なこともあるかと思えます。帰りに荷物を持って帰るとというのが不自由な方もいらっしゃるかとは思いますが、まず最初に昨年度の利用と利用者数、それから1人当たりの費用が幾ら掛かっているか教えてください。

政策課長（秋吉祥志君） 令和3年度の乗合タクシーにつきまして実績の御報告をさせていただきます。年間の輸送人員が1万2千890人です。年間の費用といたしましては、2千134万6千523円となっております。1人当たりには掛かります利用者費用としましては1千656円となっております。

以上です。

7番（西田直美君） 私のほうでそれにプラス285万1千円、これはコロナ対策追加運行分についてというのを入れていましたので2千419万7千円私のほうでは一応計上してみました。そうすると1人当たりが1千877円になるかと思えます。1千656円でも結構です。これで前年度より大きく何か乗合タクシーの改善された部分、見直した部分というのが何かありますでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 乗合タクシーにつきましては、前年度より見直したというところはございません。

以上です。

7番（西田直美君） 先ほども申し上げましたけれどもやっぱり乗合タクシーの乗り場というのはあちこちにあるのですがそこまで行くのはなかなか大変なのですが、これをそれぞれの乗られる方のお家の前でピックアップするということはできないのですか。例えばデイサービスなんかに来ていただけるというのは家まで来ていただいて乗せていただいて次の方のところに行ってまた乗せていただくということをやったりするのですが、そういうことというのはこれは何かできない理由があるのですか。

政策課長（秋吉祥志君） 議員おっしゃるように各家庭を回ってピックアップができるというのが一番理想かと思えますが、これはやっぱり法律に基づいた運行に基づいて走行しているということもございまして停留所の位置を届出をして許可をいただくということになっているものですから、どうしてもその個人であれば利用する日もあれば利用しない日もございますのでそういった観点からすると個別に停留所を設置するというのはちょっと不可能かと思えます。また今現在設置してあるバス停につきましても当然地域の方々の御意見をお聞きした中で設置はしておりますので当然またどうしてもこの地域については停留所が遠いからもう1か所例えば追加で設置をしてくれとかそういうようなことであれば随時こちらのほうでは検討をして見直しのほうはやっていきたいというふうには思っております。

以上です。

7番（西田直美君） なかなか運行法の関係とかで難しい部分というのはあるかと思うのです。

それで2年半前に私が言ったのは内閣府の国家戦略特区で過疎地域での自家用自動車の活躍拡大を推進するということで兵庫県の養父市なんかやっているような戦略特区のかたちでの自家用自動車の活用を検討してみてはどうかということをお提案させていただきました。これについても前向きに考えていただいてもいいかなと思います。来月私はAIを使った無人のタクシー乗車の試乗に行くのですが、そういうかたちでやっぱり過疎地域ほど新しいものを入れてやる必要があることはあるかと思うのです。だからその辺もまた御報告させていただきたいと思しますので御検討いただければと思います。

続きまして、移動販売について伺います。これは去年の3月に質問したところです。去年3月時点で小国町の65歳以上の高齢化率は既に42%でした。買物難民の方もたくさんいらっしゃるのではないかとということで4年前に南小国町が移動販売を始めていますので、それで小国もどうでしょうかということをお提案させていただきました。今年4月に日本テレビの愛は地球を救うのチャリティー委員会だと思のですが移動販売車が寄附されたということで、社会福祉協議会のひなたぼっこ8月1日から移動販売を始めたということをお聞いております。大変いいことだと思います。うれしいことなのですがこの販売開始に当たって町がひなたぼっこのほうに各地域の情報を提供してルートなどとかいうのは一緒に検討をされたのでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 薬味野菜の里小国のほうが仕入れ等をしていただいておりますので、産業課のほうから答弁させていただきます。

社会福祉協議会と町でこのチャリティー番組より贈呈を受けた移動販売車について協議会を設置しております。構成員としましては事業主体である社会福祉協議会と町のほうから町長含めた産業課のほう为主体となり協議会のほうで情報共有をさせていただいております。行程とかどういったかたちで回るかというのは社会福祉協議会のほうから案をいただいて、現在も執行期間中ですが運行が月曜日が大字黒淵、火曜日が大字下城、水曜日が大字北里、木曜日は大字西里、金曜日は大字上田。それから各日の終わりのほうで宮原の1部を販売させていただいております。情報のほうは協議会等で打合せさせていただいて経過を見ながらまた次の段階に入りたいと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 移動販売車の運行経費については社協で100%賄うのでしょうか。それとも町が補助金を出すようなことを検討なんかされているのでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 社会福祉協議会の事業として運行を行っていただいておりますので現在のところ全額、社会福祉協議会の費用負担となっております。

以上です。

7番（西田直美君） 移動販売の内容です。中身とかについて定期的に見直しをする必要が出てく

るかと思うのですが、これは社協が単独で行うのでしょうか。その協議会で内容的なものも検討するようになるのでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 協議する内容によって社会福祉協議会のみで判断する場合と購入者のニーズですとかそういったことで町のほうへの要望等もあった場合は両方で合わせて見直しの検討をしていきたいと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 続きまして、町の調理室についてお話を伺います。去年7月に女性議会が初めて開かれました。このときにも町の調理室を造ってほしいという要望を受けました。その議会に出られた方からの要望をまた受けまして、私がおのの9月の一般質問で実現の可能性について尋ねました。そのあと去年の9月以降執行部のほうで調理室のことが話題に上がったことはありますでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 調理室の話はずっと実は検討をしております。というのは今の現時点では調理室を造る予定はありません。しかしながらチャンスがあったときには造ることも考えなければいけないと思いますが、建物を建て直して調理室を建てるという考えはございません。

7番（西田直美君） 去年の9月にも町長は同じことをおっしゃったと思います。代替施設の考えはないのでJAとか隣保館を使ってもらいたいというふうに答弁なさったと思います。これは単に予算がないから造らないのか、それともともと調理室の単独必要がないということで、どちらなのでしょう。

町長（渡邊誠次君） 考える可能性があるとするれば複合的な施設を造るときに併設をするという考え方は私は思っておりますが、単独で調理室を造るという考え方は私の中ではありません。

7番（西田直美君） 単独で造らないとなるとすぐすぐのことにはどうせならないと思うのですが、それでは手づくりの館とか惣工房というのはもう既にあるものですが、もうこれもかなり老朽化しております。これを手直しして利用者に提供しようというお考えはないのでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 今のところありません。

7番（西田直美君） わかりました。これは後半の「All For The Next」のところでも伺いたいと思いますので今はそこまでにしておきます。

続いて、鳥獣被害対策について。これも去年の7月に農家の方から切実な声が届けられました。「もう鳥獣被害で本当に困っている、死活問題だ」というふうにおっしゃってました。急いでいきたいのであんまり時間かけたくないのですが、令和元年から3年までの鳥獣被害対策予算決算及びのイノシシ、シカの捕獲数をなるべく早口でお願いいたします。

産業課長（穴井 徹君） それでは、令和元年度予算額982万円、決算額972万1千600円、これすみません3か年同じ事業で比較ができるように同じ事業項目にしております。令和2年度

予算1千274万2千円、決算1千271万6千400円。令和3年度1千194万7千円、1千190万750円。

それから捕獲のほうです。これは猟期と駆除のほうを合わせております。令和元年度、イノシシ570、ニホンジカ289、計の859。令和2年度、イノシシ744、シカ392、計の1千136。令和3年度、イノシシ528、ニホンジカ513、計の1千41となっております。

7番（西田直美君） ある程度の数は捕獲されていると思うのですが、やはり聞いてみますと「シカが物すごく多くて大変だ」という方もいらっしゃいます。私も去年車でぶつかりましたけれども昼間でもぶつかるくらいにシカがいるのだなと思いました。女性議員の方が言われたのは「電気柵では全然効果がない」とそれから「えづけSTOP!というのも出ているけれども、それでも効果がない」というふうにおっしゃっていて何とかフェンス設置をしてほしいというふうにおっしゃっていました。去年の産業課長がフェンス設置をお願いしますということに対して「県や国の事業等を活用して広域的な取組をしていきたいというふうに考えております」というふうに答弁されたのですが、それは今年何らかのかたちで実現しているのでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 国の事業に対しては執行はしておりません。理由としましては、なかなか国の事業になると規模も大きいということもありますので、そういった採択要件ですとかそういったものもありますので設置しておりません。

7番（西田直美君） 去年の9月の分では私は九重町を例に出して10年計画ぐらいでというふうなのを提案しておりました。これは難しいのでなかなかということですが。

隣接する大分県とか熊本県内の自治体と協力体制をとらないとイノシシやシカはこれから向こうが大分だから行かないとか行くとかという問題ではないので、鳥獣被害の抜本的な対策をとるということを考えるとその協力体制がどうしても必要だと思うのですけれども、それも提案させていただいたのですけれども、どこの自治体とお話しはなさっているのでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 南小国町のほうとはよく両課長同士で会う機会もありますのでお話しはさせていただいております。しかしこの広域になると後の管理のほうの問題もありまして広域になればなるほど多分お尋ねになられた大分県の市町村のほうでも広域でかなり取り組んでおられますが、現在設置してから数年経つと管理者の数が減って適正な管理ができずかえって鳥獣の侵入を防げないというかそういった状況も出ておりますので、小国町のほうでは設置して終わりということではなく正しく設置することと適正なフェンス周辺の草刈り等の維持管理ができる範囲という観点から範囲が小さくなりますが中山間地域等の直接支払交付金で設置しているところもありますし、電牧のほうも24時間365日通電していただくとかいうことでそれでないと効果はなかなか上がらないということになっておりますのでそういったことを踏まえてえづけSTOP!事業の推進や電気柵等への事業の継続をこれまで同様、防除と駆除の観点からの二本柱として行っていきたいと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 切実な問題なので是非よろしくお願いします。

続きまして、にじバスについてです。にじバスは小国郷を中心市街地バス。昨年10月ちょうど1年前に運行が始まりました。初期費用が600万円、経費が毎月約40万円掛かるということでしたが、ここ1年間の年間予算、1年間の乗客数及び1人当たりの経費は幾らになっているでしょう。

政策課長（秋吉祥志君） お答えいたしたいと思います。

にじバスにつきましては、昨年の10月からの運行ということですので令和3年度半年間の実績となります。まず年間の輸送人員ですが739人になります。年間の費用です261万800円。これは南北両町の金額になっております。そのうち小国町の負担分としましては182万9千868円となっております。1人当たりに関しますと3千533円というふうになっております。

以上です。

7番（西田直美君） 1人をバスに乗せるのに200円。隣の町まで行くと300円です、乗車賃が。それに3千533円掛かるわけです。利便性を考えると福祉の面とかいろいろ考えるとお金だけで済むことでは計算することではないのですけれども、月ごとの利用者数の変化で月ごと言っていたかなくて結構なのですけれども、乗客数は月ベースでいくと増えているのかそれとも横ばいなのか減っているのか。それから去年もどっちが多いのですかねと聞いたことがあるのですが、小国町の利用者が多いのか南小国町の利用者が多いのか、そこは把握していらっしゃいますでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） まず利用者のほうの御説明をしたいと思います。利用者は少ないときで約109名、多いときで170名ということで月ごとにばらつきはあるのですが、トータルしましても100名以上の利用は毎月利用者数としてはあるようです。

それから南小国町と小国町の町民がどの程度利用しているのかということですが、そちらについてのデータのほうは集計しておりませんので、そちらのほうは不明です。

以上です。

7番（西田直美君） にじバスが1日5便ですよ。日曜日は確か運行していないということなので週に6日ということは30便動いているわけです。週に30便ということは1か月で120便ぐらいはある。それに対して109人から170人というと1回に1人乗っているか乗っていないときもあるかなという感じかと思うのですけれども。それで3千533円はなかなか大変なことだと思うのでこれもかなり見直しが必要な部分もあるかと思しますので、よろしく検討なさっていただければと思います。

続きまして、防災です。昨日まで台風14号大変でとても伊勢湾台風並みということで心配い

たしましたが、心配したほどではなかったということで多少安堵しております。町の50の自主防災組織が平成5年に作られて早めの避難を心がけるようにということでしたのですけれども、各大字での避難訓練これが6年に1回しか行われていないということでこれはもっと頻繁にやったほうがいいのではないかとこの3月に伺いました。そのときに「再検討している」という御答弁いただいたのですけれども、これは再検討されたのでしょうか。その結果はどうなったでしょう。

総務課長（佐藤則和君） 防災訓練の大字に回る回数です。6年に1回ということで現状これまでやってきておりましたけれども、本年度から2大字に一遍に呼びかけまして3年に1回ぐらい回るように今年からまず大字北里、大字西里地区に呼びかけをやりたいと今考えておまして、一応11月に実施できるように今から内容を検討していくことになっております。

以上です。

7番（西田直美君） 前進があったということで大変うれしく思います。ありがとうございます。

この豪雨とか台風の避難の周知方法というのはいろいろあって既に先日も防災無線とかLアラート、緊急速報メールいろいろあります。地域の防災力を強化するために高齢者の方々にとってなかなかそういうものにアクセスできない方がいるということも考えて3月のときに私がお願いしたのは、こういう避難のときカード「誰々さんあなたが災害のときに避難場所どこですよ」「誰誰にコンタクトをとってください」「心配だったらコンタクトをとってください」というようなふうに災害の避難のときカードというのを私は御提案させていただいたのですがこれには多少なりとも問題ありみたいなことも言われましたので、何かこれを町長も総務課の中で検討させていただきたいとそのときは答弁されたのですが検討はされましたでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） そのカードについて具体的な検討は実際やっておりませんが、先ほど申しました自主防災組織と訓練をどうやっていくか、そういった防災体制をどうやっていくかという検討を今からここ1か月ぐらいで検討する中で、そういった周知の方法あるいは来年か再来年かわかりませんが防災マップも5年以上経過しまして再発行を検討する時期にきておりますので、その中でもそういった方法を個人情報等もいろいろ入ってきたりとかその辺をどのように書き込むようにするのかとかいうことは内容をこれから検討していきたいと思っています。

7番（西田直美君） 防災マップのほうは私もそのときに申し上げましたミサイルが飛んで来るとは余り心配しなくていいだろうと。いろんな情報が入っているけれども必要なのは自分の一番身近なところでコンタクトをとるための方法、特に高齢者ほどなかなかいろんなところに手が届くわけでもない、気が届くわけでもないということを考えると自分はいざとなったら誰に頼ればいいのかということ。だからそれは警察でも消防でも構わないと思うのです。それを警察のラインがいっぱいになるとか消防のラインがいっぱいになるというのはある意味大きなお世話で、私たちが心配することではなくてそれは相談していただければ済むことです。だからいかに高齢者

が避難のときに安心してコンタクトをとれる場所を自分たちは持っているのだ、確保されているのだということを安心感を与えていただくためにもこれは必要なことだと思いますので、是非とも考えていただきたいところです。では避難のときカード以外にいいものがあるかというとき言われた防災マップと言われましたけれども、私は防災マップよりもより身近なその避難のときカードというのほうがいいのではないかと思ったので御提案させていただきました。再度検討いただければありがたいと思います。

次にまいります。小中学校の女子トイレに生理用品を設置してくださいということで、コロナ禍で整理の貧困というのが浮き彫りになって半年前に小中学校の女子トイレに生理用品をお願いしたいというふうに要望いたしました。小学校では従来の保健室対応で良いと判断されたようですけれども、中学校のほうは校長先生と養護の先生で5月から7月の夏休み前までというのをやっていたのですが、現在の状況はどのようになっていますでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 引き続き試験的に生理用品を女子トイレに中学校は置いています。ただ中学校のほうでは自分の体のリズムを知って準備する力をつけさせたいという思いもあって、常備することがいいようでよくないのではないかといった教育上の葛藤もあるようです。

7番（西田直美君） 私もそれは聞きました。自己管理能力をつけるためにもということ聞いたのですけれども、そもそも生理なんて男性にはないわけです。女性だけがあることなのにそこで自己管理能力がつくつかないと言われてもいかなものかと納得できない部分もあるので、これについてはまたお話をさせていただきたいと思うのですが。9月17日の熊日新聞これで阿蘇市の三つの中学校で女子トイレに生理用品を常備することが決まって、16日の本会議の補正予算で購入費の6万円というのが可決されております。8月に私も入っております県の女性議員の会です、これで研究員の白石教育長に女子トイレに生理用品をと要望を提出しました。大変前向きな返事をいただいて県教委と熊本市教委でも学校トイレの設置をもう既に決めております。小国町のほうではいつ設置されるようになるでしょう。

教育委員会事務局長（久野由美君） この生理用品の件につきましては学校運営協議会のほうでも話題にしております。あと校長会のほうでも話題にしているのですけれども、県教委のほうの通知のほうもありまして県立の学校のほうでは9月から置くようにするというそういったものを参考にして検討していきたいと思っております。

7番（西田直美君） 県教委のほうからくるというのはわかっているのですけれども、先にやってもいいのではないかと思うのです。阿蘇市もそれで先にやったではないですか。小国もいつもその国や県、国や県というふうにおっしゃるのですけれども私はもう「私たちが一番先にやりますよ」ということをやってもいいのではないかと思うのです。それほど予算が掛かるわけでもないことですので意識の問題だと思いますのでその辺も御検討ください。

北里柴三郎記念館のシアタールームが建設費4億3千700万円で現在建設中です。来年の3

月までかかるみたいですが。現在鋭意進行中ですが世界的にもう既にインフレです。円安もあります。ですので建築資材なども高騰している状況なのですけれども、今後建設費が増加する可能性はありませんか。

建設課長（小野昌伸君） お答えします。

増加は十分あります。今言ったウクライナショックいろんなことで9番議員の質問にも大分答えていったかと思いますが、建設費用の増額は十分見込まれます。

以上です。

7番（西田直美君） その場合の財源です。どこから出るのですか。補正予算組んで一般財源から出す可能性とかいうのもあるのですか。

建設課長（小野昌伸君） 今行っている事業が総務省の事業でこの前ですかね土木部管理課と協議をしましてまた近いうちに県庁のほうにお伺いさせていただくのですが、全国このような今現在建物を建てているところは非常に危惧しているところです。それで県のほう国のほうも通常この前説明したとおり工期が1年以上の部分だけに限って「コストアップは認めるよ」ということでしたが、もうこういう御時世なので熊本で言えば台湾企業の進出もありましてなかなか材料が入らないということもありまして、そういう観点からいけば短期間の工事でもコストアップ協議していただけないかというふうに聞きましたのでなるべく補助対象になるように県のほうに要望に行きたいと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） それではこのシアタールームです。年間の収入と維持管理費は幾らを見込んでいるのか。差引きでマイナスがもし出た場合誰が負担するのか、その辺について伺いたと思います。

情報課長（村上弘雄君） お答えいたします。

今の件は今年の3月また勉強会等でやりとりをさせていただいた案件だと思っておりますが、建設がこれから建ってそして運営していかないと見込みについてもあくまで見込みで終わってしまいますが、国のほうに提出している計画の段階ではグッズ等の販売等も含めて年間2千万円、ランニングコスト等も含めて人件費を含めて年間2千万円ぐらいということでおおむねとんとんということで試算がされております。ただしそのときの収入の人員というのが大体3万人でみております。これは実際2019年の新紙幣発行がされたときは3万5、6千人いったものですから見込みとしてはそれ以上いく可能性も含んでおります。

以上です。

7番（西田直美君） 3万人見込みがずっと続けばいいのですがなかなかそれが難しい部分で。とんとんでは儲からない。とんとんではなく儲かる方法についてまたしっかり検討していただければというふうに思います。

前半最後になります。旧西里小学校の業務委託について伺います。6月に旧西里小学校の業務委託について伺ったときに、東京のI.D22について質問いたしました。そのときに幾ら調べても実績のないような会社で何をするのですかということをお伺いしたのですが、プロポーザル方式なのでI.D22に決まったわけではないという御答弁をいただきました。実際にはそれ以外のところに決まったというふうに聞いたのですけれども、これはどこに決まったのですか。

政策課長（秋吉祥志君） プロポーザルを行いまして請負いとなった調査機関はウラニワさんと言いまして、南小国町のほうに拠点のある事務所さんのほうと契約をさせていただいております。

以上です。

7番（西田直美君） I.D22については小国町に来たのは2回ぐらいだったと思うのですけれども、毎年ここ3年間ウェブ会議等も合わせて45回ほどウェブ会議をしているというふうにおっしゃっていました。それから町長が上京の際にはいつも会ったりとかして話もしているというふうには伺ったのですが、それがプロポーザルで落とされてウラニワに決まった一番の理由は何でしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） プロポーザルのほうは私のほうも参加をさせていただきました。プロポーザルの審査に当たりました委員のほうの総意といたしましては、ウラニワさんが非常に現実的な提案と私たち行政のほうも求めております西里小学校の活用に関しまして非常にいい御提案をいただいたということで決定させていただいております。

7番（西田直美君） 一番いい提案、一つだけで結構です。何か例を挙げてください。

政策課長（秋吉祥志君） 審査委員また町長の御意見とはまた別かもしれませんが、私がプロポーザルの中で思ったのは4番議員のほうも御提案されたようなたまり場的な西里小学校の活用の仕方又はその活用に関して広くいろんな方の御参加をいただいた中でそういう施設を作り上げていく。そういうプロセスを考えていらっしゃるということが私としてはよかったかなというふうに思ったところです。

以上です。

7番（西田直美君） ウラニワさんに決まったというのを私も聞いてびっくりしたのです。ウラニワさんも今年できたばかりかなんかの社団法人かなんかになっていたのですかね。ということはまだ実績がそれほどあるとは思えないところなのですが、もう1年待とうという選択肢はなかったのですか。今年これでは余りうまくいかないかもしれない、じゃもうしばらく待ってきちんともっとプロポーザルをオープンにして多くの企業からプロポーザルに参入してもらっていいものを作り上げていこうという考えはなかったのですか。

政策課長（秋吉祥志君） プロポーザルの参加事業者は3社でしたけれども、当初プロポーザルを行う上では町長も交えて打合せをしたときに当然こちらのほうが考えるようなプロポーザルの内容でなければ議員がおっしゃるように今年度はもう事業を見合せようということなので話のほうは

進めておりました。3社のプレゼンを聞いた中でウラニワさんであればこちらのほうの考えを実現してくれる、また一緒に共に作り上げていくということができるというふうに判断しましたので今年度で発注をしたということでございます。

以上です。

7番（西田直美君） 十分に町の意向とかいう希望をくみ取っているのであれば、もう45回もウェブ会議をして町長が会ってお話をしているI.D22ができて当然だと一般的には思うのではないかと思います。ここで900万円なかなか思うようなあれではなかったのをやめますと言っても議会のほうでそんなことをしてということはないと思うのです。よりよいものを作るという感覚どこまで町のほうがこういうものを作りたいというそのしっかりしたコアになった部分ができているかというところが私もまだ見えないのでこういうふうな御質問をすることになると思います。今年900万円使って何をするかということをしっかり見守っていきたいというふうに思います。

それでは時間もなくなりますので8分ほどになりました。All For The Nextについて伺いたいと思います。渡邊町長よく言われる「All For The Next、全ては次世代のために」というふうにおっしゃるのですけれども、今一私もわかりづらいな、どういうことなのかなと思っておりますので、まず伺います。このスローガンの対象は誰でしょう。

町長（渡邊誠次君） 対象はもちろん次の世代の子供たちでございますけれども、もうずっと小国町は悠久の時の流れの中で先人から引き継いだものがたくさんございます。これは守ってきていただいたおかげで現在の状態にあるわけですけれども、時代に合った適切な方法で次の世代へつないでいきたいという思いからAll For The Nextという言葉を使わせていただいておりますが、「All For The Next、全ては次世代のために」まで一つでございますのでよろしく願いいたします。

7番（西田直美君） 今意味がわからなかったのは、次の世代の子供たちのためにというのはわかりました。時代に合った適切な方法を伝えていくというのはどういうことでしょうか。

町長（渡邊誠次君） 小国町の中では先人の方たちが大切に培ってこられました自然とか自然が基になっている資源がございますので、それをしっかりと使わせていただいて適切にそれをしっかり使わせていただきたいなというところでございます。

以上です。

7番（西田直美君） 先人たちの守ってきた自然であるとか自然を適切に使うその適切かどうかというのともとても曖昧な言葉だとは思いますが、ではこれを若者がどういうふうに使っていくこと。若者が使うのですか、それとも私たち世代、大人の世代が若者にそれを与えるということなのですか。

町長（渡邊誠次君） 私は西田さんみたいに上手に言えないかもしれませんが、私が思って

いる「All For The Next」というのは基本的には「All For The Next Generation」まで付いてや
っと「次世代のために」というふうな表現があるかもしれませんが、そのネクストの後には「ネ
クストステージ」もあるというふうに思われますし「ネクストチャレンジ」もあるというふうに
私は思っておりました。様々なかたちの中で町民の皆さんが大切な人それから家族含めて心が豊
かで安全な生活に向けてしっかり取り組んでいけるようにといったような思いも含めて「All
For The Next、全ては次世代のために」というところに盛り込ませていただいているつもりでご
ざいます。

以上です。

7番（西田直美君） 渡邊町長は若者がどうなることを期待しているわけですか。若者に「All
For The Next」でチャレンジでもステージでもいいのですけれども、では小国で生まれ育った若
者がどうなることを期待してそれをおっしゃっているのか教えてください。

町長（渡邊誠次君） 私がPTAの時代に中学校のPTAの会長とか小学校のPTAの会長もさせ
ていただきましたけれどもその保護者たちといろいろとお話をする中でまだ町長になる前の話で
ございますが、その中で地域に残ってしっかりこの地域を守っていつてくれる人またこの小国町
を旅だって国際的に羽ばたいていける人。様々な役割があるというふうに思われます。ただ小国
町としては帰っていききたいというような思いで帰ってきたいと思われるような町をつくっていき
たいという思いもございましたので、私としては子供たちには願いとしては世界に羽ばたく国際
人でも地域を守っていく防人のような人たちでもどちらでも役割をしっかり果たしていけるよう
な子供たちになっていただきたいというふうに思います。

7番（西田直美君） 何か余りよく具体的なものがないのでわかりづらいのですけれども、若者が
活躍するとかということである去年の女性議会のときに10人の小国高校生が参加しました。
その中の1人がこの間から私のところにコンタクトをとってきて「是非ともこれをちょっと言っ
ていただきたいのですけれども、自分では言えないので」ということで私にきたのが、「あのと
きに自分が女性議会に出たことでいろんな課題が町にあるということがわかった。自分は将来進
みたい方向があったのだけれども、町の課題がいっぱいあるということがわかったことで将来の
希望を変えようと思う」と言って今受験生になっているのですけれども、その子は南小国町から
来ている子と2人で県の家庭クラブの研究発表会に出て県で2位を取っているのです。その2位
を取ったというのがすごいのですけれども「守りたい小国郷の食育サイクル」というので県で2
位をもらっております。それは何をやったかと言うと小国の町の資源を生かしたいというところ。
小国はシイタケもあるいろいろなものがある、野菜もおいしいものがある、米もおいしいもの
がある。それを使って高齢者の生きがいも必要だ。それもやりたい。それで彼女たちはやったの
ですがそのあとに私にパワーポイントで作って持ってきたのが「高齢者のコミュニティーである共同
調理室の必要性があるでしょう」と。調理室の話は自分は聞いてないです、その子は。でもそれ

をあのときの議会を聞いて「共同調理室を実現するには」ということでお金がないから実現できないとそのとき聞いたと。「では、お金を生み出す共同調理室を造ればいいではないですか」と言ってきたのです。小国高校は岩手とか山形の高校と一緒にオンラインでいろんな研究とか意見交換をやっているのですけれども、すごいなと思ったのがこうやって観光客が小国にはいっぱい来ると。ところがコンビニぐらいしか買物するところがない。では共同調理室を造ってそこで町が管理運営をしてそれを町民や業者に貸出しをしたらどうかと。そしたら観光客の人も喜ぶ食べるところができたり買うものができたりする。それから食生活改善員の人たちの働く場もできるそれから地域の活性化、観光業の活性化にもつながっていくイベントもできる。こういう課題を十分にまだ社会経験もないから十分な内容とは言えないけれども、これくらいアイデアを出してくるわけです。子供たちの持っているポテンシャルというのは物すごいものがあるってアイデアは大人がついていけないようなものも出てきます。それをどれだけくみ取っていくかということは大人にとって大事なことだろうと思うのです。こういう声を潰さないように子供たちが本当に All For The Next って私たちが動けるようなことを私たちは考えていかなければいけないのではないかと思います。

終わります。

議長（松崎俊一君） 予定していました5人の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（松崎俊一君） 日程第2、「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに議会活性化特別委員長並びに人権啓発・男女共同参画特別委員長並びに災害対策特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会活性化に係る検討について」及び「人権啓発・男女共同参画に係る検討について」及び「災害に関する諸問題の調査及び対策樹立について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（松崎俊一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(松崎俊一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和4年第3回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後4時12分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（4番）

署名議員（6番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

4番 久野達也君

6番 大塚英博君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を9月8日から9月21日までの14日間とする。

1.	承認第 6号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第4号：令和4年度小国町一般会計補正予算（第3号）について） 令和4年9月 8日 承認
1.	承認第 7号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第5号：令和4年度小国町一般会計補正予算（第4号）について） 令和4年9月 8日 承認
1.	議案第38号	小国町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 令和4年9月 8日 原案可決
1.	議案第39号	小国町過疎地域持続的発展計画の変更について 令和4年9月 8日 原案可決
1.	議案第40号	小国町総合整備計画の変更について 令和4年9月 8日 原案可決
1.	議案第41号	令和4年度小国町一般会計補正予算（第5号）について 令和4年9月 8日 原案可決
1.	議案第42号	令和4年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について 令和4年9月 8日 原案可決
1.	議案第43号	公共工事請負契約の締結について（町道上滴水線①災害復旧工事） 令和4年9月 8日 原案可決
1.	同意第 3号	小国町教育委員会教育長の任命について 令和4年9月 8日 同意
1.	認定第 1号	令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 令和4年9月16日 認定
1.	認定第 2号	令和3年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和4年9月16日 認定
1.	認定第 3号	令和3年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和4年9月16日 認定
1.	認定第 4号	令和3年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 令和4年9月16日 認定
1.	認定第 5号	令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について 令和4年9月16日 認定
1.	認定第 6号	令和3年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 令和4年9月16日 認定
1.	認定第 7号	令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 令和4年9月16日 認定
1.	認定第 8号	令和3年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 令和4年9月16日 認定

1.	報告第 5号	令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 令和4年9月 8日 報 告
1.	発委第 1号	町営住宅入居申込みについての要望書(案)について 令和4年9月 8日 原案可決
1.	議案第44号	令和4年度小国町一般会計補正予算(第6号)について 令和4年9月16日 原案可決

《議案外》

令和4年9月8日

1. 産業常任委員長報告
1. 議員派遣報告について

令和4年9月20日

1. 閉会中の継続審査の件

議会運営委員会
総務常任委員会
文教厚生常任委員会
産業常任委員会
議会活性化特別委員会
災害対策特別委員会
人権啓発・男女共同参画特別委員会
広報特別委員会

に付託

《行政報告》

令和4年9月8日

1. 小国町消防団消防一斉点検の開催について
1. 小国町役場の職員採用について
1. 新型コロナウイルスワクチン接種について
1. 新型コロナウイルス感染症に係る保健所の支援について
1. 教育委員会の事務に係る点検評価報告について

《一般質問》

(1日目)

1.	災害工事の進行状況について	P 1 5 ~ 1 7
1.	歩車分離信号機について	P 1 7 ~ 2 0
1.	柏田住宅全般について	P 2 0 ~ 2 3
1.	事業承継について	P 2 3 ~ 2 5
1.	移住定住促進について	P 2 6 ~ 2 9
1.	林業経営について	P 2 9 ~ 3 1
1.	地方創生コロナ交付金について	P 3 1 ~ 3 4
1.	農家の支援について	P 3 4 ~ 4 0
1.	シアタールームについて	P 4 0 ~ 4 1
1.	北里川とはげ川の合流点の水位計について	P 4 1 ~ 4 2

(2日目)

1.	ジャージー牛乳について	P 1 ~ 4
1.	町長の資産等報告書について	P 4 ~ 1 0
1.	法定外公共物（水路）について	P 9 ~ 1 4
1.	農業後継者について	P 1 4 ~ 1 6
1.	予約システムについて	P 1 6 ~ 1 8
1.	北里柴三郎シアタールーム建設について	P 1 8 ~ 2 0
1.	職員のスキルアップと職員提案制度導入について	P 2 0 ~ 2 5
1.	世代間を超えた「たまり場」の提供について	P 2 5 ~ 2 8
1.	国・県道の改良等の働きかけについて	P 2 8 ~ 2 9
1.	SDG s の取組について	P 3 0 ~ 3 8
1.	子どもたちの学力向上について	P 3 8 ~ 4 1
1.	マニフェストの評価について	P 4 1 ~ 4 3
1.	町長の来期出馬について	P 4 3
1.	2 0 1 9 年 6 月 ~ 2 0 2 2 年 6 月 の 質 問 の 検 証 に つ い て	P 4 3 ~ 5 6
1.	All for the Next について	P 5 6 ~ 5 8

令和4年

第2回総務常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 4 年 第 2 回 総 務 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和4年9月12日 午前10時00分開会 午後2時43分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	久野 達也 松本 明雄 江藤理一郎 児玉 智博 西田 直美 熊谷 博行 松崎 俊一
事 務 局 職 員	時松 洋順 中島こず恵
説 明 員	別紙座席表のとおり
会議に付 した事件	認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について
会 議 の 経 過 概 要	令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。
総務常任委員長

令和4年第2回総務常任委員会座席表

令和4年9月12日(月) 午前10時00分

おぐに町民センター3階 議場

中島
議会事務局書記
(中島 こそ恵)

時松 議会事務局長 (時松 洋順)	松本 管財係長 (松本 鷹哉)	空席	宮本 徴収係長 (宮本 竜二)	時松 税務係長 (時松 利衣)	池部 SDGs推進係長 (池部 誠一朗)
波多野 財政係長 (波多野 大祐)	原山 総務係長 (原山 慶士)	安達 地籍係長 (安達 和成)	森 会計管理室長 (森 恵美)	永江 税務会計課課長補佐 (永江 和広)	長谷部 政策課課長補佐 (長谷部 大輔)
松本 総務課課長補佐 (松本 徳幸)	佐藤 総務課長 (佐藤 則和)	渡邊 町長 (渡邊 誠次)		小野 税務会計課長 (小野 寿宏)	秋吉 政策課長 (秋吉 祥志)

委員
江藤 理一郎

委員
熊谷 博行

委員 児玉 智博	議長 松崎 俊一	委員長 久野 達也	副委員長 松本 明雄	委員 西田 直美
-------------	-------------	--------------	---------------	-------------

議会事務局長
(時松 洋順)

議事の経過 (r. 4. 9. 12)

委員長 (久野達也君) おはようございます。

定刻となりました。本日は、総務常任委員会です。毎日暑い日が続いております。雨量も少なくて田んぼの色づきとともに秋の気配も朝夕感じていることではないかと思えます。本日、総務常任委員会ということで招集させていただきました。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

それでは開議に先立ちまして、渡邊町長より御挨拶いただきたいと思えます。

町長 (渡邊誠次君) 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、総務常任委員会ということでお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

一昨日、金曜日に金婚式の表彰がございました。長年50年というところで私からするとまだまだというところではありますが、その分で皆さんにお祝いを申し上げました。その中で数名の皆さんから当日実は式典前に音楽をその当時昭和47年頃の音楽を流しておりましたところ、非常に懐かしがっておられました。皆さんおっしゃるには小国町より良い方向に皆さんで頑張っていたきたいという言葉もいただきましたので、私としても一生懸命頑張っていきたいというふうに思えます。

また、昨日は消防の一斉放水の訓練がございまして杖立の河川敷でそれぞれ六分団の方たちが一斉放水をされました。それぞれ課題は見つかったのかもしれませんが、私のほうからは「災害は予期しないときにきますので尽力を続けていただきたい」ということと普段からの活動に敬意を表させていただいたようなところでございます。来週も台風ございますのでどういったかたちになるかわかりませんが、またお世話になるときには無事を気を付けながら御尽力いただきたいなというふうに思っております。

今日は、その分に含めまして総務常任委員会の皆さん方に御協議をいただきたいと思えます。どうかよろしく申し上げます。お世話になります。

委員長 (久野達也君) ありがとうございます。

なお、本日は議長にも出席いただいております。ただいま出席委員は6人です。定足数に達しておりますので、ただいまから総務常任委員会を開催します。

(午前10時00分)

委員長 (久野達也君) 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、去る9月8日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてとなっております。

なお、本日は本委員会の所管の各課長、審議員、課長補佐及び担当係長の出席をお願いしてお

ります。よろしくお願いいたします。

それでは、本常任委員会に付託されました、認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思いますが、各所管課に属する決算について総括説明があればお願いいたします。また併せて、資料等の配付があれば配付もお願いいたします。なお、冒頭申し上げておきますけれども、説明あるいは質疑応答については着座のままで進めさせていただきたいと思いますので御了承いただきたいと思います。

議会事務局長（時松洋順君） おはようございます。着座にて説明をさせていただきます。

まず議会費でございます。決算書45、46ページをお開き願います。ここには議員の報酬、手当、事務局職員の給与等それから議会運営のための費用というふうになっております。令和3年度の歳出総額は7千110万4千600円で、一般会計の歳出額の約0.9%となっております。前年度と比較しまして、約27万円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の支出額が減ったことによるものです。

歳出項目で大きなものとしたしましては、議員の報酬及び期末手当、職員の給与及び手当、共済費等の人件費の部分について6千649万1千311円でございます。議会費の約94%を占めております。不用額の総額が157万円ほど出ておりますけれども、新型コロナウイルスに伴います会議や研修等の中止それに伴って交際費、議長会の負担金の実績が減ったことによります残額となっております。

歳入につきましては、議会関係はございません。

続きまして、監査委員費に移ります。71、72ページをお願いします。監査委員費の歳出総額は77万3千927円。前年度と比較いたしまして約3万円の減額となっております。減額の要因につきましては、新型コロナウイルスに伴う会議等の中止それに伴いまして旅費の支出額でありますとか阿蘇郡監査委員協議会負担金が減ったことなどによるものです。歳出項目のうち監査委員の報酬が全体の68%を占めております。

それから監査委員関係においても、歳入はございません。

議会費並びに監査委員費についての説明は以上となります。別紙決算資料といたしまして右肩に資料（1）議会事務局及び監査委員事務局の委託業務及び負担金の調書をお配りしておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは総務課所管の説明に入りたいと思います。おはようございます。よろしくお願いいたします。

総務課所管の令和3年度決算状況について、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。総務課資料（6）主要施策の成果報告書及び総務課資料（8）の工

事請負、委託料、補助金、負担金調書を配付しておりますので、併せて御参考にさせていただきたいと思っております。

まず全体概要でございますが総務課所管の決算額としまして総務費は17億6千972万4千527円、消防費が1億9千976万2千175円、公債費が5億5千153万4千769円、諸支出金が3億7千944万9千5円、合計29億47万476円となり、一般会計決算の全体に占める割合は36%に当たります。

それでは、一般会計決算書の46ページをお開き願います。46ページから50ページまでが総務費の一般管理費です。

47ページをお願いいたします。令和3年度の一般管理費の決算額は、3億1千912万3千49円です。不用額が768万951円出ております。この主なものとしましては、需用費で157万1千423円、負担金、補助及び交付金で205万700円が大きなものです。一般管理費は、人件費と庁舎関係の委託料及び負担金、補助及び交付金が主な支出内容となっております。

次に49ページをお願いいたします。財産管理費です。決算額が5億1千662万5千219円です。不用額が175万3千781円となっておりますが、不用額の主なものは需用費の86万4千695円です。

続きまして、53ページから54ページをお願いいたします。5公平委員会費、6交通安全費、7諸費は総務課所管となります。

57ページから58ページをお願いいたします。10電算施設費は総務課の所管になります。

63ページから64ページをお願いいたします。16社会保障税番号制度費は総務課所管です。下段の17新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の役務費のコンビニ交付サービス手数料、委託料のコンビニ交付サービス導入支援業務委託料、庁舎トイレ改修実施設計委託料、庁舎トイレ改修工事監理業務委託料、使用料及び賃借料と工事請負費、備品購入費の中の会議録作成支援システム機器等購入費、負担金、補助及び交付金の中のコンビニ交付サービス導入負担金と証明書交付センター負担金が総務課所管となります。

67ページから68ページをお願いいたします。徴税费の中の税務総務費3固定資産評価審査委員会費は総務課所管となります。

69ページ、70ページをお願いいたします。選挙費の1選挙管理委員会費、統計調査費の1統計調査総務費は総務課の所管となります。

かなり飛びますけれども119ページから122ページをお願いいたします。消防費の1非常備消防費、2消防施設費、3災害対策費、4新型コロナウイルス感染症対応経済対策費は総務課所管となります。支出総額が1億9千976万2千175円です。また、不用額が四つの目で830万4千825円出ております。不用額の主な理由としましては、1非常備消防費では需用費の残、2消防施設費におきましては、蓬莱団地防火水槽設置工事の入札残等によるものです。災

害対策費につきましては、備品購入費の移動系無線機器購入費に係る入札残等によるものです。以上が、消防費の不用額の主な理由です。

飛びまして、147ページから150ページをお願いいたします。11公債費、12諸支出金、13予備費が総務課所管となります。

次に歳入に入ります。15ページをお願いいたします。15ページから20ページまでの2地方譲与税、3利子割交付金、4配当割交付金、5株式等譲渡所得割交付金、6法人事業税交付金、7地方消費税交付金、8環境性能割交付金、9地方特例交付金、10地方交付税、11交通安全対策特別交付金までが総務課所管でございます。町の歳入の大部分は交付税です。決算額といたしまして、普通交付税、特別交付税、合わせまして収入済額で29億3千629万1千円となっております。

21ページをお願いいたします。分担金及び負担金の3消防費分担金、使用料及び手数料の1総務使用料の中の公有地使用料は総務課の所管です。

23ページをお願いいたします。5土木使用料の中の法定外公共物使用料は総務課所管です。これは里道水路の使用料となります。手数料、1総務手数料の一番下段のコンビニ交付手数料は総務課所管です。

25ページをお願いいたします。国庫補助金、1総務費国庫補助金の中の社会保障税番号制度補助金、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金は総務課所管でございます。

27ページをお願いいたします。6消防費国庫補助金は総務課所管です。国庫委託金、1総務費委託金の中の自衛官募集事務委託金は総務課所管です。

29ページをお願いいたします。県補助金、1総務費県補助金の中の熊本県権限移譲事務市町村等交付金、熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金は総務課所管となります。

33ページをお願いいたします。災害復旧費県補助金の中の3令和2年7月豪雨被災者等支援交付金248万8千円のうち125万3千円が総務課のものとなりまして、4熊本県堆積土砂排除事業補助金も総務課所管となります。8電源立地地域対策交付金と県委託金の中の総務費委託金の統計調査費委託金と選挙費委託金は総務課所管です。

35ページから36ページの1利子及び配当金の中で奨学金事業基金積立金利子収入と中山間ふるさと水と土保全対策基金積立金利子収入それ以外が総務課の所管となります。

35ページ中段の1不動産売払収入の土地売払収入、中段の1一般寄附金、35ページ下段から37ページの繰入金、1ネットワーク事業基金繰入金、3小国町職員等退職手当基金繰入金、4庁舎建設基金繰入金、6財政調整基金繰入金、繰越金の前年度繰越金は総務課所管となります。

39ページをお願いいたします。39ページから42ページの雑入、1雑入の中のコピー使用料、公有建物災害共済金、熊本県市町村振興協会市町村交付金、公有自動車損害共済解約返戻金、災害対応型自動販売機電気料収入、自動販売機電気料収入、市町村振興事業補助金、派遣職員給

与負担金、42ページの森林総合整備事業補助金、消防団員福祉共済制度等返戻金、消防団員福祉共済加入事務費返戻金、公用車自動車重量税還付金、消防団員火災共済事務費返戻金、雇用保険料事業所負担精算金は総務課の所管となります。

下段の町債です。次の43ページ、44ページまで町債です。総額で5億3千755万3千円になります。各種事業で不足する財源を起債により充当したものです。詳細についても全て総務課の所管となっております。

以上で、総務課所管であります歳入歳出の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

政策課長（秋吉祥志君） おはようございます。

それでは、令和3年度の政策課所管の一般会計歳入歳出決算について概要の御説明をさせていただきます。

まず歳出決算総額についてですが、決算書2ページ、総括表の中の政策課関係の款別といたしましては02総務費の中に含まれます。企画費1億6千150万8千226円、SDGs推進費59万3円、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金に伴います新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の一部としまして1千99万1千円985円。次に06商工費の中に含まれます地域エネルギー費278万4千円545円が政策課の所管となります。以上を合計しました令和3年度の歳出決算総額は1億7千587万4千759円となります。またこの総額が一般会計歳出総額に占める割合は約2.2%となっております。

それでは、歳出の項目から御説明をいたします。53、54ページをお開きください。上段目の4企画費はふるさと寄附金、移住定住対策、地域公共交通対策などの事業に関する経費となっております。主なものとしまして、7報償費、ふるさと寄附金謝礼はふるさと寄附金者への返礼品代に係る経費です。令和3年度の寄附件数1万2千730件、寄附額は2億54万2千円となりました。件数は前年度より約1.8倍でしたが、寄附額は約1割減となっております。これは令和2年度に個人の方から高額な寄附をいただいたことによるもので、ふるさと納税としましては件数と比例した伸びを見せております。11役務費の通信運搬費は返礼品の送料、手数料はふるさと納税に関する各決済機関への手数料となっております。次に、12委託料の乗合タクシー運行委託料は通院や買い物など日常生活での住民の方への移動手段の支援として、町内タクシー事業者へ委託を行い町内8路線を運行しております。令和3年度の利用者数実績は1万2千890人、前年度対比約106%となっております。18負担金、補助及び交付金の中の地方バス運行等特別対策補助金は地域公共交通対策として路線バス、産交バス、日田バスの運行経費に係る補助金です。令和3年度の利用者数実績は3万539人で、対前年度比98%となっております。同じく小国郷地域公共交通整備等事業補助金は平成30年から本運行を開始し、小国郷地域から肥後大津駅を結ぶ直行便、小国郷ライナーの運行に対し補助金を交付しているものです。1月、

2月を除く10ヶ月間の運行を行っております。令和3年度利用者数の実績は704人、うち小国町利用者数は469人です。対前年度比84%減少となっておりますが、この路線は新型コロナウイルスにより令和2年度から利用者が激減した経緯があり、その後感染拡大が収束しないことから乗車率が伸びないと考えております。不用額に関しましては各事業ごとの実績によります減額というものが主な理由になっております。

次に、61、62ページをお開きください。下段にあります目15SDGs推進費です。平成30年に小国町がSDGs未来都市に選定され小国町SDGs未来都市計画、小国町SDGs未来都市行動計画に基づいて事業を推進していくための経費となっております。まず補正予算に890万6千円の減額となっておりますのは、当初クールチョイスに関する補助金を活用し交流活動やCM制作を計画しておりましたが、不採択により実施できなかったことによるものです。また不用額の137万5千997円の主な理由といたしましては、コロナ感染拡大によりSDGsに関する会議等が開催できなかったことによるものです。令和3年度の主な実績としましては、小国中7年生を対象に町内のSDGs関係施設の現地学習会、役場職員の勉強会としまして元財務官僚の富永哲夫氏を招いてのSDGs及び自治体DXの講演などを行いました。

次のページをお開きください。中段、目17新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の中の10需用費、消耗品費、11役務費の中の役務費、12委託料、乗合タクシー運行委託料（追加運行分）、17備品購入費、車両購入費、乗場看板購入費、公用車用備品購入費、18負担金、補助及び交付金の中の小国郷地域公共交通整備等事業補助金が政策課所管となっております。内容につきましては、令和3年10月から運行を開始していますにじバスに係る経費となっております。今月で丸1年となりますが利用状況といたしまして、10月から3月までの月平均で約130人に御利用をいただいております。18の負担金、補助及び交付金につきましては、にじバスに対する補助金となっております。

次に111、112ページをお開きください。中段、目4地域エネルギー費、これは地域エネルギーの推進、EV車急速充電設備の維持管理費に関する項目となっております。主なものといたしましては、12委託料の中のEV急速充電器保守委託料となり、町内4か所にございます急速充電設備の保守管理を株式会社ハセテックに委託をしております。

歳出の説明につきましては、以上となります。なお、各委託料、補助金、負担金の詳細につきましては、配付してございます資料（1）政策課決算資料に掲載しておりますので、御審議の参考にしていただきたいと思います。

次に、歳入について御説明をいたします。23、24ページをお開きください。最下段、目3商工手数料、地熱計画審査手数料は地熱資源活用審議会開催時に係る事務手数料1件分の金額となっております。

次のページをお開きください。下段、目1総務費国庫補助金の中の新型コロナウイルス対応地

方創生臨時交付金の一部が政策課所管となります。

次に、29、30ページをお開きください。中段下のほうに目1総務費県補助金、総務費補助金内訳の中の一番上にございます土地利用規制等対策事業費補助金、次にあります熊本県地方バス運行等特別対策補助金が政策課所管となります。

次に、35、36ページをお開きください。下段、目2総務費寄附金、ふるさと寄附金、企業版ふるさと寄附金が政策課所管となります。同じく4商工費寄附金の地熱の恵み基金寄附金が政策課所管となります。地熱の恵み基金寄附金につきましては、町の豊かな未来を作ることを目的に地域振興、地域の資源や環境保全するために要する経費として地熱関連事業者様から寄附をいただいております。

次に、41、42ページをお開きください。目1雑入の中の充電器利用権利金、原稿執筆等謝金が政策課所管となっております。

以上で、政策課が所管する令和3年度一般会計歳入歳出決算についての概要説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

税務会計課長（小野寿宏君） おはようございます。

それでは、私のほうから税務会計課所管の決算概要について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

まず歳出のほうから説明いたします。55ページ、56ページをお願いします。このページから57ページ58ページの上段までをお願いします。目8地籍調査費であります。主なものとして、12委託料の中の地籍調査業務委託料2億670万140円でございます。大字上田、北里、西里地区の一筆調査と測量を行っております。現地調査の令和3年度末までの進捗率は約81%となっております。主な不用額として、地籍調査の委託料1千101万6千110円があります。これは当初予算に対する県の割当て内示が8割程度でありました。そのため補正予算令和4年度繰越予算に対応するため減額補正せず不用額になったものです。

続きまして、59ページ、60ページをお願いいたします。目11会計管理費です。主なものとして、12委託料の口座振替データ伝送業務委託料59万4千円があります。

続きまして、63ページ、64ページをお願いいたします。このページから67ページ、68ページの上段までが税務総務費、賦課徴収費でございます。町税の賦課徴収に係る通常の経常経費になりますが、昨年度は目2賦課徴収費の12委託料のうち申告支援システムサーバー更新委託料132万円は、申告支援システムのサーバーの更新を行ったものでございます。

続きまして、147ページ、148ページの公債費のうち目2利子のうち最後の行の一時借入金利子26万1千135円も税務会計課所管です。

次に歳入を説明させていただきます。15ページ、16ページをお願いします。16ページの一番上の収入済額の欄でございますが、町税全体の収入総額は6億6千713万6千738円で

ございます。対前年比として6億9千1万2千905円に対して2千287万6千167円、約3.3%の減となっております。主な要因として、固定資産税が前年度3億4千10万2千496円に対し、令和3年度は3億2千325万7千560円と1千684万4千936円、4.95%の減となっております。固定資産税については、新型コロナ対応で中小事業者の家屋と償却資産分のコロナ減免による調定減が62件、1千917万4千円あり大きな要因になっています。なお、この措置による減収額については全額、国費で補填されております。また、個人住民税については、2億1千116万6千137円で令和2年度の2億1千840万7千110円に比べて724万973円と3.3%の減で、コロナの影響による所得減が要因と思われます。法人住民税は、347万5千200円の減です。これは令和元年10月1日以降の事業開始分の法人税割が9.7%から6.0%に下がったため、令和3年4月から10月申告分が前年より低い税率となり減収となったことが大きいと思われます。たばこ税については、5千105万2千954円で前年より410万7千918円、約8.8%の増となっております。本数は令和2年度がおおよそ800万本で令和3年度がおおよそ810万本と余り増えていませんので令和3年10月1日から千本当たり6千122円が6千552円に430円上がり、1アップにすると122.44円が131.04円に8.6円上がったことが大きいと思われます。入湯税は、672万9千300円で前年より67万3千650円、11.1%増加したものの新型コロナ影響前の令和元年度の1千478万5千650円と比べて半分以下の54.5%であり、まだまだ新型コロナの影響は大きいものと思われます。

続きまして、23ページ、24ページの総務手数料でございます。税務会計課関係は台帳等閲覧手数料、次の町税等督促手数料、一つ飛んで証明・謄写手数料でございます。

続きまして、29ページ、30ページの総務費県補助金の中で地籍調査事業費補助金1億5千623万6千250円でございます。補助率は国50%、県25%、合わせて75%でございます。

続きまして、33ページ、34ページをお願いします。目1総務費委託金の中の徴収費委託金で個人県民税徴収事務取扱委託金981万3千764円であります。町民税と県民税を合わせて町が徴収事務を行っておりますので、それに対して県からの委託金でございます。

続きまして、37ページ、38ページの款20諸収入に町税延滞金がございます。

続いて、39ページ、40ページ上のほうの節1預金利子の歳計現金預金利子として1万469円となっております。

以上で、税務会計課所管の決算の概要説明を終わらせていただきます。なお、決算資料税務会計課資料(1)としまして、工事請負調書、委託業務調書、負担金調書を配付させていただきますので、御参照方よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（久野達也君） ありがとうございます。

今、本日所管する担当課長より概要説明いただきました。説明漏れ、補足等はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） それでは、先に進めさせていただきます。なお、冒頭申し上げるべきでしたけれども税務会計課朝日会計係長につきましては窓口収納業務を用いておりますので、本日の会議には欠席をさせていただいております。御了承いただきたいと思います。

それでは、これより認定第1号について質疑に入ります。

まず、歳出からページを追っていきたいと思います。なお委員の皆様には事前に配付しております歳出費目別分掌事務一覧カラーコピーになっております。黄色の部分が本日の本委員会の所管となっておりますので御参考いただけたらと思います。

それでは、私のほうからページを申し上げ順次質疑に入ります。まず、45ページをお願いいたします。議会費です。質疑があれば、よろしいですかね。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） はい、では47ページから49ページ中段までいきます。総務の一般管理費です。

5番（児玉智博君） 48ページに記載の委託料の行政部長組長業務委託料ということで伺います。行政部長組長というのは条例上にも規定があると思います。その中に業務の内容というのが定められているかと思うのですが1点確認です。基本的に町の情報を住民に伝達するのが部長組長の役割だと思うのですが、たまに社会福祉協議会の集金業務を担わされている部分があると思います。条例上は社会福祉活動に関することというふうになっていますのでそこを解釈のしようによっては社協の銭集めもその中に入るのかもしれませんが。しかし同時に大字協議会との連携に関するものという規定もありますので、であれば各大字協議会住民会費とか様々な名目で会費を集めると思うのですが少なくとも私の知っている範囲、黒淵協議会は協議会の連絡員さんというのが各地域におりましてその方が協議会費を集めております。恐らく他の協議会でもそうだと思います。それがやっぱり独立したそういう組織の在り方だと思うのです。銭集めを人に頼むと。基本はそうだと思うのですがでも実際小国町の社会福祉協議会はそうっていないわけです。そこで確認なのですがそういう行政部長組長に社協の住民会費とか赤い羽根とかそういうものですがけれども、そういう封筒を配らせて組長さんに集めさせて社協に持って行かせるという業務はそれは社会福祉協議会はきちんとそういう委託料なり何なり町に対して支払っているのか。お答えください。

総務係長（原山慶士君） 4月から総務係長を拝命しております原山と言います。よろしく願いいたします。

先ほどの質疑質問の件でお答えしますが、社会福祉協議会から特段そういった目的の委託料と

いうかたちでの町の歳入というのはございません。

以上です。

5 番（児玉智博君） やはり私はそういうただ乗りしている感じ部長組長に集めさせて当たり前という認識があるのではないかというふうに思うのです。社協。それでやっぱり行政部長、組長その人たちが町の配布物とか町の連絡を担う人たちというのは住民誰もが昔からある制度ですから知っていると思うのです。そういう人たちが要はお金を請求する配布物を持ってきたと。そしてやはりお年寄りなんか要は租税公課と同じようなものとして受け取るのではないかと思うのです。また、まして自分は払った払っていないというのが部長、組長とはいえ第三者にわかってしまう。これは本当は払いたくはないけれどもやむを得ず払っている人も出てくるのではないかと思うのですが、その辺は町としてどう認識していますか。

総務課長（佐藤則和君） 社協のそういう寄附金等の取扱いでございますけれども、以前は町も税金を部長、組長さんに集めていただいていたという経緯もありまして、それと個人情報もかなり強くて責任も重いということで今はそういった業務はお願いしておりませんので、議員が言われますとおり確かに、誰がした、しない、そういった情報を組長さんなり部長さんなりが得るようなかたちにはなると思いますが中には「直接持ってきていただいても構いません」という注意書きもあったかと私記憶しておりますのでそういったことで100%部長、組長さんに委任している部分もなく、そういった声もありますけれども議員が言われるような背景もありうると思います。また私たちが社協が部長、組長さんに業務を依頼する会議の場にもちょっと立会いますけれども一応お願いということで、もしそこの部の部長さんが「嫌だ」と言えばそれはもうできない行為でありますのでその辺は社協からもお願いをされまして部長さんもその会議の席でそういう寄附のことであれば協力しましょうということで、そういった契約といいますかそういった業務のやりとりがなされていると感じておりますので、もしそこでまずいと決めますということであれば社協は社協なりの方法を今後考えざるを得ないと思いますけれども、そういった社会的な寄附ということで皆さん金額もこう言うと失礼ですけれども500円とか1千円とかその単位の寄附ですので協力しましょうかという社会的な背景もある中で今まで行われてきております。今後そういう意見があったことを社会福祉協議会のほうには伝えたいと思っております。

以上です。

5 番（児玉智博君） 今この行政部長組長業務委託料というふうには今は出ていますけれども、しかし昔はこれ要は会計年度任用職員という制度が始まってからこういうかたちになったのですけれども、以前は今もそうかな町の特別職という位置付けでありました。この委託というかたちになったときにやっぱりその業務というのをちゃんと町がしてから今のところに移行すべきだったのに、要はそういう業務の整理というのをしないままそういうふうにしてしまったから今のような答弁になると思うのです。社協の人が行政部長さんに頼んでいると。だけどその人が嫌ならそれ

は断ればいからと。私が聞いているのは部長さんが好む好まないの話ではないのです。やっぱり住民の人たちが部長さんが組長さんに配ってそこで組長さんが嫌と言えるか。それは言えないでしょう。またそれを組長さんが持って行ってそれを受け取った住民の人たちがどう思うかという話だと思しますので、やっぱりそういう個人が好き嫌いとかそういう話ではなくそういう部長、組長という昔からある小国町の制度今言われたように昔税金を集めるような役割も担ってきた。そういう部長、組長がいまだにそういう他団体の寄附活動の手足として使われる。それが本当にいいのかということをお問うておりますので、ただ単に「児玉議員がそう言っていました」と社協に言うだけではなくて、やっぱりそれが本当にいいことなのか悪いことなのかということをお自分たちの頭でも考えた上で話をさせていただきたいと思っておりますがどうでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 寄附金辺りは赤い羽根等の社会的な認知というのはかなりあると思っておりますので、それをどのように集めるかという方法では今までのこういうやり方が社協さんとしても一番効率的でありがたい制度だったということでこのようになってきたかと思っております。ただそれが私たちのこの部長組長業務の中に行政としては元から計算されたものでございませぬけれども、従前から児玉議員が言われますとお慣例として残ってきたという背景がありますので、今後この業務の中でふさわしいのかふさわしくないのかももう一度精査させていただきまして社協さんと協議をさせていただきたいと思っております。

委員長（久野達也君） 一般管理費、ほかにございませぬか。

先に進みます。49ページから52ページまでです。財産管理費です。

2番（江藤理一郎君） 2番、江藤です。

49ページ、財産管理費の報償費、旧小学校維持管理謝礼。こちらに関してなのですけれども各小学校に維持管理費を五つの小学校にお支払いしているのですよね。というかたちだと思っておりますがこれは恐らく5で割ると3万円の5校でしょうか、そういったかたちになるかと思うのですがこちらの単価を計算した根拠というものがありませんでしたら教えていただきたいのですか。謝礼の根拠です。

管財係長（松本鷹哉君） おはようございます。よろしく申し上げます。

先ほどの報償費の件ですけれども、おっしゃるように1か所当たり3万円ということになるのですけれども、これがなぜ3万円だったかという根拠は今手元にないのでまた調べてみたりして後ほど回答したいと思います。

2番（江藤理一郎君） では、各小学校の維持管理の内容というのは、どういった内容になってますでしょうか。

管財係長（松本鷹哉君） 維持管理は主に草刈清掃が主のところになってきております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 各小学校を見ますとグラウンドゴルフで活用するということができいいにし

ていただいている小学校もあれば、そうでないやっぱりグラウンドゴルフ使わないところに関してはもう荒れっ放しというか結構草が伸びているところもありますし、その辺りちょっと大分地域によって差が出てきているのではないかなと思われま。その辺りに関してなぜこの謝礼になったかの根拠をもう一度見直していただくことが必要かなと思われま。維持管理については草刈りというふうに答えられましたけれども樹木なども結構伸びてきているものがあります。この辺りも町としてどういうふうに管理していくのか。これもこの謝礼の中で賄っていかなければいけないのか。そういったところも今後も検討が必要かと思われま。のでよろしくお願ひしたいと思われま。

総務課長（佐藤則和君） 樹木の剪定につきまして役場等もそうなのですが、ある程度樹高の高いもの辺りは事業者さんに委託している部分もありますので、そういったところで学校等の樹木についても目立つものがあればその中に入れて管理をしているほうがいいと考えておられま。よろしくお願ひしませ。

委員長（久野達也君） 財産管理費。ほかにございませ。

副委員長（松本明雄君） 松本です。

5 2 ページの土地借上料で 7 4 万円。大体六花園とかそういうところがあると思われま。ですけども、何か所あるのか教えていただきたいと思われま。

管財係長（松本鷹哉君） 土地借上料の 7 4 万円の内訳としましては、4 か所ありまして六花園が年間が 2 4 万円、続いて鏡ヶ池の駐車が 4 2 万円、阿弥陀杉駐車が 6 万円、岳湯公衆トイレ敷地が 2 万円となっておられま。

以上です。

副委員長（松本明雄君） 金額的には大体土地評価額から見てそのぐらいたらうと思われま。毎年地権者の方と話されて売却というかそういう話も出ているのかどうか。7 4 万円ですので 1 0 年でも 7 4 0 万円。そのぐらいたらうと思われま。ですけども、一生払い続けなければいけなくなるのでそのぐらいたらうと思われま。毎年毎年そういう話が出ているのか。ただお金を支払っているのか教えていただきたいと思われま。

管財係長（松本鷹哉君） まず六花園の土地については、交渉はしているところではございませ。なかなか持ち主さんが応じてくれないところがございませ。鏡ヶ池駐車も所有者さんが渡すということは相談の上ではできないということで、かつて減額はしていただいたりはしたんですけどもこのままだなっております。ほかの 2 か所は、譲ってくださいという話としてはしてないところではございませ。

以上です。

5 番（児玉智博君） それに基づいて聞きたいと思われま。それぞれの契約の期間と次の更新がいつなのか御説明お願ひしませ。

管財係長（松本鷹哉君） はい、お答えします。

六花園は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの期間を借りております。続いて鏡ヶ池駐車場が、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで借りております。続いて阿弥陀杉駐車場が、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで借りております。岳湯公衆トイレ敷地が令和4年4月1日から令和5年3月31日まで借りております。

以上です。

5番（児玉智博君） それで売ってくれないからじゃあなるべく安くしてくれたからそれでいいかという私はそうではないと思うのです。要は毎年毎年74万円の賃料を払い続けていってそこまでしてその土地を町が押さえておく必要があるのかということだと思います。特に高いのが六花園と鏡ヶ池駐車場であります。駐車場や公園の土地をわざわざ借りてまでそこに置かないといけな理由が何なのかということです。私はもうこれ売っていただけないのであれば次の令和7年3月31日や令和5年3月31日の時点で賃貸契約を継続しなくていいのではないかと思います。そうした選択肢はありますか。

総務課長（佐藤則和君） 今申しあげました4か所でございますけれども今総務課の管財のほうでこういった賃料を払っておりますが、六花園辺りは公園ということで行政財産ということと鏡ヶ池も観光、岳湯トイレもそういった観光と阿弥陀杉については教育委員会のもともと契約であったということが、支払いの関係で全部管財のほうに集まってきておりましてそういった交渉も私も足を運んで話をするように指導した経緯もありますけれども、もともとがそれぞれの担当部署がありますからそこが交渉してこういった経緯に今までなってきたものが総務課に全部集まってきておりますので、その担当課、担当課と協議しましてもう一度必要か必要ではないかその担当課に決定権がありますのでそこと協議しまして庁内で話をさせていただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） 是非それしていただきたいのですけれども。やはり特に一番高い鏡ヶ池の駐車場と言うけれど鏡ヶ池に近い所にある駐車場であって、もうほとんどほかの床屋さんとか歯科医院とか飲食店とかそういうのがあるけれども、やはりそこに行くお客さんが使用している部分が多いのではないかと思います。鏡ヶ池にお客さんが行っていないかというところでもないから鏡ヶ池とか、ちょっと歩かないといけなけれども両神社の参拝客とかがもしかしたら両神社の駐車場がいっぱいのときは止めて歩いてだからもう初詣の時期はあるのかもしれないけれども、本当にその鏡ヶ池の駐車場としてどのくらい役割を果たしているのか。ほかの目的で商店街に用が来て来た人が止めて。であればやっぱりそこら辺の商店街とかそういうお店が考えるべきことであって、ですからそういう部分も含めて今各部署で検討を指示していただけるといことでありますので期待しておきたいと思っております。

副委員長（松本明雄君） もう発言やめようかと思っていたのですけれども、こういう金額が出て総務課が持って大変だからほかの課に分けましようとかそういう感覚はちょっと違うのではない

か。それと今ずっと鏡ヶ池の駐車場を見ていると今同僚議員が言いましたけれども、ほとんどの方が両神社に止められてそれからずっと歩いていっております。両神社の宮司さんも今代わられていろんなことを考えてなかなかやりにくいところもありますけれども、今言われたとおりに前々からコトブキカメラの前あそこも青空駐車場でありますけれども前々から使っている方を見ていると色々な方が使っていると思いますけれども、そういうところも一番いいのはコインパーキングか何かにお金が掛かるから今までできないとかそういう話もありましたけれども、いろんなところで町にお金が落ちるようにするのであればそういう方向も一つ考えるべきではないかと思えます。

以上です。

総務課長（佐藤則和君） 松本議員のご質問の中で、よその課に分けるのではなくて総務課の予算としては持っておきますけれども、よその課と協議が必要ということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） それでは、暫時休憩に入ります。次の会議を11時15分から再開いたします。

（午前11時05分）

委員長（久野達也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

委員長（久野達也君） 53ページ、企画費、公平委員会費、交通安全費について質疑があれば。

7番（西田直美君） 54ページになります。企画費の12委託料、乗合タクシー運行委託料が2千134万6千523円。それにもう一つ、追加分のコロナ対策交付金の中から285万1千837円というのが出ています。先ほど確か前年比106%で1万2千890人の利用ということがあったかと思うのですけれども、これ地域別というのは出ていますか。今すぐでなくても結構なのですが私一応一般質問でそれは聞く予定になっていますので、例えば地域別それプラスこれだけの総額に対して1人当たり幾らぐらいの経費になっているかということを出していただけると助かります。

政策課長（秋吉祥志君） 各路線ごとの利用者人数につきましてお答えをいたします。

まず、所尾野・倉本線につきましては1千302人、手水野・尾園線につきましては2千52人、滴水線1千708人、上田線1千566人、北河内・片田線410人、麻生鶴・明野線3千426人、田原・弓田線1千528人、寺尾野・名原線888人。

以上となります。

すみません寺尾野・名原線は修正いたします。898人です。

5番（児玉智博君） その下の移住定住業務委託料について聞きます。小国町のこの移住定住事業始めて以来のこの制度を利用した転入者の人数の推移はどうなっているのでしょうか。またその間の転入者、毎年毎年いろんな転入者がいると思います。転入者の中における移住制度を利用して入ってきた人の割合というのは調べていますか。

政策課長（秋吉祥志君） 移住定住の実績をまずお答えいたします。平成27年度からのデータなのですが現在まで令和3年度までの実績としまして、移住者数は世帯としては69世帯、人口としまして118人が移住をして来られております。ちなみに3年度の実績は15世帯の31人となっております。

議員のほうからの御質問の転入者に対する移住者の比率につきましては、こちらのほうでまだ算出いたしておりませんのでお調べしてまたお答えしたいと思います。

5番（児玉智博君） その15世帯31人というのは、増えているのですか、減っているのですか。

政策課長（秋吉祥志君） 人数・世帯共ですが増えております。

委員長（久野達也君） 公平委員会費、交通安全費。

7番（西田直美君） 先ほどの下のほうになります小国郷地域公共交通整備等事業補助金488万8千663円。これにじバスだと思うのですが、これも利用者数について教えてください。

政策課長（秋吉祥志君） 小国郷地域公共交通整備等事業補助金これは小国郷ライナーのほうになります。にじバスにつきましてはコロナ対策のほうでその分の補助金が計上されております。にじバスのほうがよろしいですか。これは先ほど言いましたように昨年の10月から運行しております、3月までのデータで利用者数が739人になっております。1人当たりの運行費用が3千533円になっております。全体に掛かりました事業費としましては261万800円となっております。

副委員長（松本明雄君） ここに空き家の改修事業で30万円出ていますけれども、大体改修する場所とかはやっぱりトイレとか台所が多いのか。それと関連してお聞きしたいのですが、空き家バンクをしていますけれどもやっぱり探している方が結構いらっしゃるのです。よそに出ている方と仕事上お会いすることがあるのですが、なかなか家に仏壇があるから貸せないとかそういう話も聞きますから今後何か仏壇の置く場所とかそういうところまで考えて空き家を貸していただけるような前向きな人達を探していただきたいと思いますが、どのようにお感じでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 空き家につきましては空き家バンクのほうも登録はあるのですが、なかなかそのまますぐ利用ができるというような状況の家が少ないというのは承知しております。議員おっしゃられるように例えばその年に1回お盆とかお正月には帰って来るとか家に仏壇があるためになかなかちょっと人に貸すのはどうかというような家屋がたくさんあるというのも承知

しております。こちらとしましても非常にそのところは悩んでいるところでございます。制度としてこういった取組もしておりますので周知はしているのですが、例えば遠方にいらっしゃるってなかなか交渉が難しいというのがありますし、もう一つとしてはやはり町のほうでそういう移住定住者向けの住宅の整備ということもこれから先は課題として検討はしていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

委員長（久野達也君） 55ページ。

2番（江藤理一郎君） 先ほど企画費の中の西田委員からもあった小国郷地域公共交通整備等事業補助金、小国郷ライナーこちらの令和3年度の実績を教えてください。

政策課長（秋吉祥志君） 小国郷ライナーにつきまして実績を報告いたします。令和3年度の輸送人員が704名です。年間に掛かりました費用が851万5千411円となっております。

以上です。

2番（江藤理一郎君） あと南小国町と共同でされていると思います。小国の利用者数というのは何名になりますでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君） 小国町の利用者数としましては、469名となっております。

2番（江藤理一郎君） 今後また円安も影響してインバウンドというところも可能性が出てくると思います。海外からの方若しくは公共交通を利用して小国町のほうに来られた方。是非この事業についてはもう少し経過を見ていただいて今後増えてくることも十分考えられますので、是非継続していただければいいなと思っております。

委員長（久野達也君） ほかに。

政策課長（秋吉祥志君） 先ほど政策課の決算の概要説明の中でも若干触れさせていただきましたが議員の言われるように令和2年度からコロナの影響でこの路線につきましては激減をした経緯がございます。おっしゃられるように今後も経済回復で人の動きが増えてくる、海外からの流入する人口の制限も二、三日ぐらいから5万人に緩和されたというのがありますので、今後そういうふうな人の動きが活発になることによってこの路線自体は非常に町内の方も利用の高い路線でしたので、今後はその経緯を見ながらこの路線の運行は続けていきたいというふうに考えております。

5番（児玉智博君） 私もその小国郷ライナーのことを聞こうと思っていたのですが、これもう通年で運行した場合にはこの事業補助金が幾らになるのでしょうか。今先ほどの課長の答弁を聞いていると大体半分弱ぐらいが乗った人が支払う運賃で、その半分強ぐらいがこの補助金というふうなかたちで支出されているのかなという気がしました。冬季のお休みを設けずに通年で運行した場合が大体どれぐらいの補助金が出るのか教えてください。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） お答えします。

昨年が10月からの運行が産交バスから両町で購入したバスへの貸与に変わっておりまして、

議員の御質問についてはその貸与の場合の金額をお話ししたほうがいいと思いますのでそちらお伝えしますと、1か月大体50万円ぐらい上がるというふうな感じで思っていただければいいかなと思います。ですので大体年間で多分ですけれども5、600万円ぐらいで今年はあるのではないかなと思っているのですが、それがあと100万円増えてくるかなという感じです。1月、2月も走らせれば。

以上となります。

5番（児玉智博君） それで大体小国町の住民の方が大体600人ぐらい利用されたというふうに言われました。その600人のお客さんというのはどういう方なのかというのをちょっと確認したいのです。自分が所有する車がなくて免許も持っていない。だからやっぱり大津方面とか熊本市に出ていこうと思えばタクシーで行くか誰かに乗せてもらうか。この小国郷ライナーがなければそういうふうにしていかざるを得ないような人たちなのか。それともそのほかの事情で車を持っているけれどもそういうふうに乗ってみたよという人が多いのか。それどういうふうに分かれていますか。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） 御質問の件ですけれども少しアンケート結果が古うございまして令和2年度に取ったものが最新となっておりますが、その中で見ますと通学通勤はほぼありません。通院と買物そして町外からの場合で以外に声があったのが帰省。この三つが恐らくほとんどかなというふうに認識しております。

5番（児玉智博君） 是非今帰省というふうになると冬場、正月とか帰省する人はいるだろうし、通院とかになると高齢でもう大体日赤とか熊大とかその辺の病院というふうになるとどうしてもやっぱり最初は町内の病院に通っていたのだけれども、手術が必要になったとかそういうので紹介状を書かれてどうしても日赤、熊大とかに行かないといけない人たちだと思うのです。それを考えるとするならばやっぱり観光の部分もあるけれどもいわゆる小国の人たちがいかに車が運転できなくなっても当たり前前の生活というかそれを送れるようにしていくことが重要だと思いますので、やはり冬季の運行というのは是非前向きに検討いただきたいなということを申し上げておきたいと思います。

政策課長（秋吉祥志君） ありがとうございます。

地球温暖化の影響もあるのかもしれませんが1月、2月の休業に関してはやはりミルクロードを通行するというのがありましてどうしても冬場の積雪、凍結こちらのほうのリスクということで運休するというふうになっておりますが、近年ちょっと雪も少なくなってきて通常でも通れるような状況の場合が多くなってきておりますのでその辺りはまた調査をして運行业者のほうとも打合せをしながら検討していきたいというふうに思います。

委員長（久野達也君） 先へ進みます。公平委員会費、交通安全費それから諸費。55、56ページの中段です。ございませんか。

7番（西田直美君） 諸費のところになります。56ページの上から8番目か9番目ぐらいになります。防犯灯LED設置補助金の12万円というのがあるのですけれども、これは各地区に定期的に交換するようになっているのですか。それとも例えばその地区から「切れましたから幾つください」というようなところでの支給みたいなかたちになるのでしょうか。

総務係長（原山慶士君） 防犯灯LED設置補助金につきましての御質問ですが、LED以外の防犯灯をLED化した際に一基当たりに町が補助するというふうなかたちになっております。新たに設置した場合というかたちです。

以上です。

7番（西田直美君） ということは例えばLEDって長く続くというのでコストも掛からないし電気代も掛からないし長く持ちますよということなののですけれども、例えばそれが切れた場合というのはそれ地元の負担になるのですか。それとも町のほうで「どうぞ」と言って提供して下さる分。

総務係長（原山慶士君） あくまで先ほど申し上げたとおりLEDではないものからLEDに変えた場合ということをご想定しておりますので、現状LEDが例えば切れた場合に新たにLEDというかたちではこの補助金の助成の対象外というふうになっております。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかにありませんか。それでは地籍調査費。よろしいですか。

57、58ページです。電算施設費。

2番（江藤理一郎君） 電算は60ページでもよろしいですよ。負担金、補助及び交付金のTRY-X負担金ですが、こちらに関しましては小国町は南九州のほうからのTRY-Xの総合行政システムを導入していると思うのですが、こちらにしているメリットというのはどういうものがあるか教えていただけますか。

総務課課長補佐（松本徳幸君） TRY-X負担金としまして鹿児島県の自治体情報処理センターというところに契約をしまして今のシステムを使わせていただいております。このメリットとしましては鹿児島県の多くの市町村また熊本県とか長崎県の数町村のほうで使用させていただいておりますけれども、もし制度改正等とかでシステム改修を行う場合が普通の業者でしたらある程度お金をいただくことになるのですけれども、その総額を加入町村で割る関係でかなり安い価格でシステム改修等が行われているということです。また同じシステムを使う町村が多ございますのでシステムの操作等わからないときは聞く町村が多いというメリットがあります。

2番（江藤理一郎君） 熊本県ではたしか小国町と嘉島町のみということだと思っておりますけれども、その他の市町村についてはもうTRY-Xではなく幾つかのものを行政システムとして採用しているのだと思っておりますが、小国町もその熊本県の行政システムに合わせるというような考えはありませんか。

総務課課長補佐（松本徳幸君） 今のところ今後TRY-Xというのが国のシステムの標準化とい
いまして国全体的に同じシステムを使いますよというふうな流れになってくるのですけれど、
その中でその標準化の仕様に合ったシステムを今の現在のTRY-Xのほうでも使える状態にす
るところまで進めております。熊本県でいろいろRKKさんとか日立さんとかシステム使われてい
るところあるのですけれどもそれなりのメリットといいますか今後その標準化に向かっていくた
めには今現状のTRY-Xのままで使い勝手が変わらない状態のまま進めたほうが職員的な負担
もないのかなと私は考えております。

委員長（久野達也君） ほかに。それでは次、会計管理費。よろしいですか。

ちょっと飛びます、61ページ、SDGs推進費。よろしいですか。

次のページ、63、64ページに入っていきます。社会保障税番号制度費。

5番（児玉智博君） 個人情報取扱Webシステム使用料ということで聞いていきたいと思
います。小国町の個人情報保護条例では第7条の3に特定個人情報ファイル簿の作成公表が義務づけら
れております。これ去年の条例改正の際にここは特定個人情報というのが特定個人情報というの
はいわゆるマイナンバーカードに当たりますけれどもそのファイル簿の作成公表がしなければな
らないというふうに条例になっておりますけれども、現状はどういうふうになっておりますか。

総務課課長補佐（松本徳幸君） 個人情報ファイル簿ですかね。先ほど言われました個人情報取扱
Webシステムのほうでファイル簿の内容を管理させていただいております。

5番（児玉智博君） これは作成はしていると管理していると。同時に公表しなければならないと
条例になっております。どのようなかたちで公表されておりますか。

総務課課長補佐（松本徳幸君） 今まで公表について申請とかそういうのはなかったというふうに
聞いておりますけれども、もしどういった個人情報が管理されているのかというお尋ねがあった
場合はそのシステムの中から紙の帳票を印刷しましてこちらのほうを閲覧するというかたちで取
らせていただいております。

5番（児玉智博君） それは公表ではないと思うのです。公開だと思うのです。求められて情報を
公表条例ではなくて情報公開条例ではないですか。公表というのは少なくとも広報で公表すると
かあるいは掲示板で公表するということになると思うのですけれども、その辺の認識間違ってい
るのではないですか。

総務課課長補佐（松本徳幸君） はい。確かに言われたものだけを公開するという公開になるのか
もしれないですけれども、今現状としましてはそのようなかたちで公表というかさせていただ
いているのですけれども、今後個人情報保護法の改正が来年の4月に向けて待っておりますので、
そこ辺りを精査しながら今後ホームページにするのか掲示板でするのかを検討させていただき
たいと思っております。

5番（児玉智博君） もう1問聞いておきます。個人情報を保護条例では42条でその条例の運用

状況の公表ということが義務づけられています。御自分たちでこれ決めた条例ですからね。そこでは要はそういう個人情報の情報公開が求められた場合は、その年は何件あったのだというのを毎年公表しなければならないというふうになっております。これはどのようなかたちで公表されているのでしょうか。

総務課課長補佐（松本徳幸君） こちらにつきましては実際件数のほうがゼロ件であったために今まで大体告示して行くものとなっておりますけれども実際されておりました。その経緯を判明してから告示をするようなかたちで整理しております。

5番（児玉智博君） それ詭弁でしょう。ゼロ件だったから告示していないではなくて自分たちでこの条例作っただけでも良く理解していなかったと思うのです。だからそれはゼロ件だったら今年ゼロ件というのを告示するのが公表なのであって、それはゼロ件だったから公表しなくていいという話ではないのでそれは詭弁だと思います。それでこれ法改正に向けてやっていくと言うけれども今までの法改正前の条例を自分たちがちゃんと運用できていたのかという検証をしないと、法改正があった後の改正の保護条例についても本当にきちんとやっていけるのかという心配をするところです。その42条の運用状況の公表なんてこれ20年これ個人情報保護条例が作ってから今までだからもうこれかなり前で、もう多分担当者も何人も変わってきているのだけれども最初からできていなかったのか。それとも途中からこの引継ぎが何かうまくいってなくておかしくなったのかわかりませんが、その辺をどうしてこういうふうな今の現状になってしまったのかというのを検証していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 御指摘のとおりせざるべき行政行為を怠っていたということになるかと思えます。今後御指摘のほう反省しまして適正な事務処理を行っていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

委員長（久野達也君） ほかにございませんか。

7番（西田直美君） 64ページ、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費の委託料の中にコンビニ交付サービス導入支援業務委託料66万円というのがあります。これはサービスを導入する際分であってその後のランニングコストみたいなのは入っていないかと思うのですが、その辺のところを説明いただけますか。

総務課課長補佐（松本徳幸君） 先ほど言われましたコンビニ交付サービス導入支援業務66万円については言われたとおり導入するための経費でございます。運用するための経費としましては、その下13使用料及び賃借料にございますコンビニ交付サービスシステム使用料33万円とありますけれども、これは半年分支払っております。それから18の負担金、補助及び交付金のほうにございますけれども証明書交付センター負担金というのがございます。こちらが半年で28万7千980円ほどお支払いしております。

7番（西田直美君） 現在の状況としてコンビニの交付を利用される方の数、今までのざっとで構わ

ないのですけれどもどれくらいいらっしゃいますか。

総務課課長補佐（松本徳幸君） コンビニ交付サービスにつきましては昨年11月から運用開始を
しておりまして、全体で71件の証明書を交付しております。内訳としましては、住民票の写し
が35件、印鑑証明が30件、税の証明が6件となっております。

委員長（久野達也君） よろしいですか。先に進みます。次、徴税費で税務総務費。次のページ、
賦課徴収費。

7番（西田直美君） 役務費の中でエルタックスASP利用料というのが135万3千円なのです
が、これについて説明をしていただけますか。

税務係長（時松利衣君） 御質問のエルタックスASP利用料についてですが、エルタックスとい
うのが地方税トータルシステムの呼称でございまして、地方税の手続をインターネットを利用し
て電子的に行うシステムでございまして。こちらでできる手続としまして電子申告、法人町民税な
どの電子申告また申請や届出また電子納税ができるような全国的なシステムの利用料になります。

7番（西田直美君） ということはこれは別に小国町独自でやっていることではなくて全国的にこ
れを利用してやっているということになるのですか。

税務係長（時松利衣君） そのとおりでございます。

委員長（久野達也君） ほかにありませんか。

5番（児玉智博君） 66ページの一番下段の研修会負担金というのが出ておりますけれども、こ
の研修会の内容と参加者を教えてください。

徴収係長（宮本竜二君） 研修会負担金についてですけれども、これ徴収と課税のほうの担当のほ
うがNOMAの行政管理講座のほうに出席しております研修会の負担金でございます。徴収のほ
うが4回分、課税のほうは2回分予算を計上しております。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 各研修会、4回と2回で全部で6回あったわけですが、その参加者というの
は何名になるのでしょうか。絶対数で。

徴収係長（宮本竜二君） 徴収におきましては徴収担当が2名おりますので2名分でございます。
課税の部分につきましては4名担当がおりますので4名で行く研修会負担金を組んでおります。

委員長（久野達也君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） 次のページ、67、68ページで固定資産評価審査委員会費。よろしいで
すか。

少し飛びます、69ページをお願いします。選挙費で選挙管理委員会費、衆議院議員選挙費、
質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 衆議院議員選挙費について伺います。特に開票の部分についてなのですが最

近立会い人で出ておりますと確定するまでの時間が少しずつ遅くなっているような体感としてそういう印象があるわけですが、開票に要する時間というのは記録されていますでしょうか。記録されていたらどういうふうに移しているのでしょうか。

総務係長（原山慶士君） 開票の終了の時間についてのお尋ねだったと思いますが、一応記録として残す必要がございますので開票終了の時間というのは記録をとっております。ですが今手元にご覧いただけますのでその推移をということでありましたら、また後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

委員長（久野達也君） はい、午後からお願いします。ほかにご覧いませんか。

進みます。統計調査費それから監査委員費。

ずっと進みます。111ページ、地域エネルギー費。

5番（児玉智博君） 小国町地熱資源活用審議会委員の報酬が出ております。地域エネルギー費です。令和3年度はいくつの事業者に対して何回の審議会が開かれておりますでしょうか。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） お答えします。

予算は年間3回分で計上しているのですが、令和3年度におきましては1回行われただけです。案件としましてはその1回のときに1件出まして、審議案件としては1件ということになります。

5番（児玉智博君） この1件の審議がありましたと。これ審議後あるいは審議前に地元説明会が必要な案件でしょうか。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） いずれの審議案件におきましても地元説明会は必須となっております。ただし近隣関係者への説明会は当然いかなる場合も必須なのですが、全体説明会要するに例えばこのセンター借りてのやつとかは事業者に対しては発電所の建設前若しくは全ての事業のスタート地点。例えば第1番目の掘削を開始するときにおいては全体説明会をしてくださいというふうにお願いしております。

5番（児玉智博君） この前神戸物産の説明会が直近で開かれております。それで私おぐチャンはあんまり見ないのでそれが終わった後参加された方がSNSに投稿されたのを見てあったのか、しまったということがありました。やはりこれは地元説明会というのは「地元説明者が責任持って行いなさいね」というのが町のスタンスだと思うのです。それで結局結果として1人しか来ない、しかもその1人というのが役場職員が1人行ったといってもこれ一応もう開いたからオーケーというふうになると思うのです。でも地元説明会というのは町がなぜその開けと言っているかという、この地熱開発について情報を広く町民に知ってもらいたいことであつたりとかその開発に対して不安を持つ人もいるかもしれないからそういう人にそういう開発の事実であつたりとかそういった情報を知らせてもらいたいから、後々トラブルにならないようにという意味も込めてやっているのだと思うのです。けども結果として神戸物産は一般の参加者は4人か3人しかいなかったというふうに聞いているのですけれども。それで平日の昼間ということもあつたと思

うのですがなかなか人が集まりにくいのです。ですからもうちょっと少なくとも昼、夜行うようにするとか広報もやはり定めて今おぐチャンで1週間前かそのぐらいから流しているのかよくわかりませんが、もうちょっと分かるように前もって新聞折り込みもさせるとかあるいはもっと言えばその説明会の周知というのを開くのは事業者の責任でいいと思うのですが、やはりその周知は町が責任を持つとかそういうふうにしていくべきなのではないか。今のは余りに帳面消しで行われているのではないかと思うのですがいかがですか。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） 議員おっしゃるとおり非常に参加者少なかったのです。どれぐらい町がその周知活動に協力すべきかというところは少し難しい部分もあるかと思えます。しかしながらおっしゃるとおり例えばこちらの指導として「新聞折り込みをしてください」や「説明会を昼夜2回やってください」というのはこちらの行政的な指導する立場として今後事業者さんのほうに伝えていくべきかというふうに思っております。

7番（西田直美君） それの続きなのですがけれども、私この間は出席させていただきいただきました。その前の時のわいた会のほうも出席させていただいたのですが、やはり参加者が非常に少ないというのは残念だと思います。せっかく開くからにはたくさんの町民の方に周知していただいてたくさんの方がやはり一緒に情報共有できたほうが。伝えて聞くとそこでゆがんでしまう部分もあったりするのでやっていただきたいなというのと。

もう一つこれ希望なのですがけれども、例えば地元説明会を各地域でやるときがあるではないですか。それにも私は参加したいなと思うのだけれどもそういう情報ってなかなかこないし行っていいのやら悪いのやら。またあいつが余計なのが来たということになるのも嫌だし。できればそういうところにもあらゆる情報というのはかなりオープンにすることが必要かなと思うので、鍋ヶ滝関係のほうのからでもそうですよね。そういうものにできる限りいろんなところにたくさんの人が参加できる仕組みを考えていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

委員長（久野達也君） それでは、ここで暫時休憩に入ります。午後の会議を1時から再開いたします。

（午後0時01分）

委員長（久野達也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

委員長（久野達也君） 119ページ、お開きください。

総務係長（原山慶士君） すみません、休憩前にお尋ねをいただいております69ページの衆議院議員選挙費関連につきまして、開票終了時刻の推移をというふうに児玉議員のほうから御質問いただいておりますのでその回答したいというふうに思います。直近3回、平成26年、平成29年そして昨年R3年度の衆議院議員選挙の開票時間の推移を調べてまいりました。推移とい

たしましては細かく時間を申し上げたほうがよろしいですか。小選挙区からいきますと、終了時刻は平成26年が21時30分、平成29年が同じく21時30分、R3年度は21時ちょうどです。比例に関しましては、平成26年度が22時10分、平成29年度が22時ちょうど、令和3年度が21時57分です。国民審査も合わせてありますので国民審査に関しましては、平成26年が22時15分、平成29年度が22時15分、令和3年度が22時28分となっております。

以上です。

委員長（久野達也君） それでは引き続き質疑に入ります。

副委員長（松本明雄君） 112ページ。予算のときも聞いたのですけれどもEV充電器について聞きたいと思います。今後まだまだ電気自動車が普及していくと思うのですけれども、今後小国町は設置を考えているのか。それと民間の企業の方も付けたいという方もいらっしゃると思いますのでその辺についての推進とか補助金を出す考えがあるのかお聞きしたいと思います。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） お答えします。

充電器について今の松本議員の御質問だと二つ分かれると思います。

まず町の設置です。こちらについては現状今4基急速充電器を設置しておりますが、これの権利金としてイーモビリティパワーというところから年間に数十万円の今権利金がもらえているのです。そういうのもあってほぼとんとん。少し赤字ぐらいで推移しております。ところが今年の9月まででこの契約が一旦切れまして10月以降はこの権利金が大幅に減らされて純粋な電気代に変わる分のみが支払われるというかたちになります。ですので町の赤字が大幅に増えますのでこのまま急速充電器4台を現状のままに設置していくのはなかなか難しい。今いろんな充電器事業者等をあたってより安価に変えられないものかというのを考えております。ですので来年度におきましては来年度中に入れ替え若しくは廃止などを考えております。少なくともゆうステーションに関して廃止は考えておりませんが果たして役場前のやつはどうするかというのは現状では何も決まっておりませんが、このまま4台を継続していくというなかなか難しい。ゆえにより拡大させる方向は非常に厳しいかというふうに思っております。

次に民間の方への補助については、こちらのほうは申し訳ございません今のところ案としてもまだわかっておりません。

委員長（久野達也君） それでは、119ページ、非常備消防費。それから次のページ、消防施設費、災害対策費。質疑ございませんか。

新型コロナウイルス感染症対応経済対策費。

5番（児玉智博君） 災害対策費に関して質問したいと思います。全国瞬時警報システム保守点検委託料等々警報の関係で、9月5日に小国町は台風11号で警戒レベル3高齢者等避難を発令したかと思います。そしてその前にも7月19日にやはり警戒レベル3を出しております。それ全

て町内向けのおぐチャンであるとか放送では前もって知らされました。ところがスマートフォンに入ってきた情報では熊本県の防災情報システムにメール登録しておりますのでこれ2回とも入ってきたのです。ところがエリアメールけたたましい音がなりますけれどもマナーモードにしてもなるやつでは、7月では小国町が避難情報警戒レベル3 高齢者等避難を出しましたということで入ってきたのですけれども、9月5日の台風の際にはそれが入ってこなかったのです。これはどういったことで同じ警戒レベル3でもエリアメールが入ってくるのと入ってこないのに分かれたのでしょうか。

総務係長（原山慶士君） 先日の台風被害の際にエリアメールが来なかったという件だったと思うのですが、私のほうも周りの職員もおりましたが一齐に音が鳴ってエリアメールのほうきましたので電波の状況とかその携帯会社のほうのすみませんわからないので、うちとしては鳴るような対応はさせていただいていたかというふうに思います。

以上です。

委員長（久野達也君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） では先に進みます。147ページ、被災宅地災害復旧支援事業。これについては予算額はありませんので名目だけです。公債費の元金、利子。よろしいですか。特別会計繰出金、ここについては特別会計の審議の中と並行してくるかと思います。149ページの予備費。

それでは、以上で歳出全項目お示しいたしました。質疑漏れがあればお受けいたします。

9番（熊谷博行君） 48ページの一番下と次のページの一番上です。電子入札システム導入支援業務委託料。早い対応だったのですが、まだ供用開始ができていないのは現状だと思います。うわさによれば今月からはするといううわさは聞きましたが、実際いつから供用開始なのか教えていただきたいと思います。

総務係長（原山慶士君） 電子入札の件につきましては、今月の入札分から電子入札の運用を開始するという事です。

以上です。

5番（児玉智博君） まず大きく二つあるのですが、一つは公用車の管理費についてです。各課で管理しているかと思うのですが、今後の方向性として平日はほとんどが出払って使われていない状況ですけれども、土日ほとんど使われることはないと思うのです。そういう中で現状どんどん車の価格も高くなっていくわけですけれども、老朽化していった三菱の軽のEVがありましたけれどもそれももう止まって廃車になってしまったというふうに聞いておりますが、今後新しく入れていく際にどういうものを選んでいくかというところでよく官公庁とか企業向けに平日はそういう公用車、社用車として使って、休日はカーシェアリングとして一般の人が使えるようなそういうサービスをもう民間企業も日産とかそういう自動車会社ですけれども始めております

が、そういったものの導入は考えていらっしゃるか伺います。

総務係長（原山慶士君） 先ほど議員がおっしゃったような制度を活用して車を購入しようということは、すみません現段階では検討はしておりません。

以上です。

5番（児玉智博君） 先ほどの急速充電器の部分と重なるかと思うのですが、特にここ小国町というのはもう田舎で車社会で自動車なしには生活は考えられないというふうに思うのです。ある程度福岡市とかそういう政令市あるいは東京の特別区なんかに住むともう自動車は要らない。自動車を買ってもそもそもその駐車場を借りるだけで物すごいお金が掛かるし、公共交通機関を使っておけばこと足りるからもう自動車なんてぜいたく品だということで持たない選択肢というのがあるわけです。ところが小国町はやっぱり公共交通機関頼りだけではどうしてもいけない。そういう中でSDGs。なるべくそういう環境負荷を軽くしていこうよというふうに考えればやはりそのカーシェアリングというのが一つの選択肢として小国町でそういう選択を示すことも大事なのではないかというふうに思うわけですが、その辺はSDGsを担当している課としてはカーシェアリングがあり得るかあり得ないか御意見いただければ。

政策課長（秋吉祥志君） カーシェアリングを小国町で実施すると。確かに環境負荷を軽減していくというようなことであれば当然その検討をしていくことは必要になってくるかとは思いますが、やはり御存じのように非常に散在集落で町を形成しているような地域ですのでカーシェアリングをする車のところまで来るのに公共交通を使って移動するというようなその地理的な条件等もございまして、そういうカーシェアリングというようなみんなて共有をして環境負荷を減らしていくということを検討するということになってきたときにはやはり小国町独自の導入形態というものを考える必要があるのではないか。それが本当に町民のための交通手段として有効かどうかというのは検証していく必要があるのではないかというふうには考えております。

5番（児玉智博君） 私もどうしてもそこまでなくていいというふうに思いますので検討されなくていいと思います。

もう1点確認なのですが、総務課の消防の消防団のメールのメールマガジンというかその委託料はどこに載っているか。私今回見つけきれなかったのですが教えてもらえますか。

総務係長（原山慶士君） ページ数でいきますと120ページの非常備消防費の中にある役務費の中の通信運搬費です。こちらの中にそれだけの費用ではないのですが、メールシステムの使用料というかたちでこちらのほうで支払いをしております。金額ですか。月2万2千円の12か月、合計26万4千円です。

5番（児玉智博君） これまだ今年度もあるのですよね。これ日曜日か休日だったと思うのですが林野火災が黒淵の相木原であった際にはメールが来なかったのです。来たり来なかったりするものなのか教えてほしいのと。

それともう1点が、そもそもそのときはメール自体こなかったのだからしょうがないのだけれども、放送を聞いて自宅から着替えて出動したのだけれども何しろ目印がある場所でもないので、「どこだろう、どこだろう」と走り回った末にもう結局わからなかったというような人もいます。今もう簡単にGoogleマップなんかでも右クリックすると座標なんかも出るのですけれども、やっぱりそういうメールでそういうある程度の地図である程度の場所なんかを示すようにしていくことも必要ではないかと思うのですが。Googleマップを活用すればそんなに予算も掛からないと思うのです。その辺ちゃんとしていただかないと今後火災に出動した場合、日当というか出動手当も発生します。ところが出動して何時間も迷ったあげくに「でもこれは火災現場に来ていないから出動とは認められない」というふうになって手当も受けられないというような場合も考えられるかと思いますがいかがでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 山火事なんかの場合は結局消防署もまだ現地を確認している途中で役場のほうに入ってくるときもありまして、結局役場もはっきりこのポイントというのを抑えきれないまま消防団員を招集することもあり得ますのでなかなかそこが難しいところがあるかと思っております。集落で「どこどこ集落の誰さん方」とかいうのは非常にわかりやすいのですけれども、特に山林火災とか原野火災になりますと場所が消防署からも通報があつてどの付近と言ってもそれが消防署の職員も地番までわかって来ているわけではないのでそこら辺の確認作業が今後いろいろ機材が発展してくると思いますけれども、この前のDXの会議でありましたとおりそういった一番先に着いた人がそこで写真撮ってうちに送ってくればそのときにGPSに付いてくるとかいうシステムまで来れば早くなると思いますが、なかなかそこまではいっていないというのが現状ですので少しでも改善に向けて取組はしたいと考えております。

以上です。

5番（児玉智博君） 先行して到着した人がもうこれ特別なものではないです。スマートフォンでGoogleマップって誰でもアプリ入っていると思うのですけれども、アプリで自分の現在地には青いマークが出ますからそこを長押しすれば座標が出るのです。火事のときって役場職員全部出払わないでしょう。残った人に座標を知らせるなり極端な話スクリーンショットで先行して行っている職員がマップのスクリーンショットを送る。それで全体に送るといえばできる話だと思いますのであんまり難しく考え過ぎないで、なるべく団員に早く正確な場所を知らせて「どこだろう、ここだろう」と迷うような人が出ないようにしていただきたいと思います。

7番（西田直美君） 今の質問に関連してなのですがすけれども、私南小国町役場のラインメール入れているのです。そうすると南小国町すぐすぐいろんなことが入ってきてお悔やみとかも入ってくるのですけれども、先週土曜日に火災発生がすぐに入ってきたのです。「旅館竹ふえで火災が発生しました。第三分団出動してください。」というのが出てそれから1時間半後には「鎮圧しましたのでお知らせします。」それからまた30分後ぐらいに「鎮火しました。御協力ありがとう

ございました。」というのが入ってくるのです。このラインメールとても便利だと思うのです。小国町のほうでもできるだけ早く入れていただくと町民の方全体にもできるサービスですし、考えていただけるといいかなと思います。お金も掛からないと思うのですがいかがでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） ラインメールもお答えしますが自治体が扱う場合は有料になってきますので、その辺の関係情報課と話してみないとわかりませんが。また協議させていただきたいと思います。

委員長（久野達也君） それでは、歳入に入らせていただきます。16ページをお開きください。

15、16ページ、町税からです。町税から18ページの地方譲与税まで。ここが総務課所管となっております。

5番（児玉智博君） それでは、15、16ページということで項の3軽自動車税について聞きます。軽自動車というと普通の乗用車です。自動車4輪車とかあるいは特殊とか免許で言えば小型特殊自動車の免許が必要なものとあると思うのです。もちろんまた原付とかもあります。普通軽自動車税を払うということはナンバー登録ナンバープレートの交付を受けているということが前提になると思うのですが、一般的な考え方としては公道を走行するためにナンバー登録が必要だというのは皆さん御存じと思うのです。ところが町がナンバープレートを交付している車種の中には農耕車でトラクターとかあとはそれを牽引車とか公道を走ることができるものと田植機、コンバインなどメーカーのホームページを見ると「公道は走れませんよ」とそれ全てのコンバインが走れないわけではなくて、ちゃんと安全基準を満たしているものであれば一番後ろにナンバープレートを付ければ走ることができると思うのです。ところがほとんどのコンバイン、田植機というのは公道は走れないと思います。しかしそういうものにも町はナンバープレートを交付しているかと思うのですが、そういった軽自動車のナンバープレートというのは一体何のために交付しているのか御説明ください。

税務会計課課長補佐（永江和広君） お答えします。

軽自動車以外特殊自動車とかいわゆる緑のナンバーの御質問だと思いますが、これにつきましては道路運送車両法施行規則に位置づけられている車種につきましては基本的には軽自動車としての課税客体として扱うようになっておりまして、公道の走行を問わず「課税しているよ」という証としてナンバープレートは交付しております。

以上です。

5番（児玉智博君） 課税している証というふうに言われました。課税している証というのがちょっとわかりにくいのです。ほとんどコンバインが公道を走っているところを見たことがないかと言えばそれはちょっとあるわけですが。トラックに乗せて運んできて田んぼに入れるまでの間にちょっと走るとかいうことはあるのでそういうのはあるのですよ。ただ自宅から借りている田んぼまでもずっと国道、町道を走ってというのはほとんどなくて、ほとんどがトラックなんかで運ん

で行くということになるのです。でもそれでも課税している証として交付するということは、公道は走らなくてもナンバー登録を受けていただかなければならないというのが町の立場なのか。

税務会計課課長補佐（永江和広君） おっしゃるとおり課税している証でございますので税条例の中にも常時分かるところに掲示するという条文がございます。ただし現状として議員おっしゃられるように「田植機のどこに付けばいいのか」という諸問題はあると思います。これについては熱心な方は自分でステイとか買って来て付けられる方もおられますけれども、実情としてはなかなか表示するのは難しいのかなというふうに思います。

以上です。

5番（児玉智博君） だからやっぱりちゃんと登録して軽自動車税を払ってもらわなければならないという立場だと思うのです。ところが大体どれぐらいの方がきちんと登録しているのかということ。たとえその登録すれば公道を走れる例えばトラクターであったりしたとしても、「いや自分はもう公道を走る必要はないから。圃場の中に農機具小屋があってそこから公道を走らずに圃場まで行ったり来たりできる。」というような場合であれば付ける穴というかそういう場所がある農機具についても付けていない方も登録されていない方もいるのではないかというふうに思うのです。例えばこれ大分県の玖珠町であれば一斉の確認を行って登録されていない方たちにお願いをする取組なんかを近年やったというふうにも聞いておりますが、小国町ではどの程度そういう把握をされているのでしょうか。町の各補助金を受給する権利の中に町税を滞納していないものという規定があります。確かに登録をしていないならもともと付加されておりませんから滞納はないわけですが、しかし税の公平性から言えばそもそも課税されるべき客体のものに課税されずに支払っているというふうな状況が仮にあってその方が仮に電気牧柵導入などの補助金を受けていたとすればこれは著しく公平性を欠くのではないかと思います。御見解をお聞かせください。

税務会計課課長補佐（永江和広君） 農業用の資産につきましては、平成の28年頃から全国的にはありますけれども基本的に農業用資産は固定資産の償却資産として申告いただくというかたちになっておりましたけれども、申告漏れが全国的に指摘されるようになっておりますことから町におきましても再度再三周知を行って現在のところほとんどの農業者の方から申告をいただいているところでございます。ただ農業資産の中では先ほど申しましたように軽自動車の課税客体なるものについては乗用装置があるものについては軽自動車の課税になりますので一応同じような農業用資産でも申告の方法がなかなか複雑になっております。このため固定資産償却資産の申告をいただく方や広報なんかにも周知はしているところですが、まだまだ議員おっしゃられるようにナンバープレートは公道を走るために付けるものだという認識が根強く残っております。また令和元年12月の法律改正で農業用のロールベアラーとかマニュアルスプレッドとか牽引式のがあ

るのですけれどもこちらについても軽自動車として課税するように法律のほうも変わってきておりますので、その辺りを含めたところでまた改めて詳しく周知をしていきたいというふうに考えておりました、今準備のほうを進めている段階でございます。

以上です。

5番（児玉智博君） はい、わかりました。やはり償却資産というふうに言われましたけれど、やっぱり残存価格が150万円以上になればそういう固定資産の対象になるのですが、それを下回るものであれば固定資産税は課税されないというふうに思うのです。ですから新車として購入するのであればトラクターとかほとんどのものが150万円を超しますのでそういう申告の時点で分かると思うのです。ところが今は中古車になりますと本当にトラクターとかでも小さいものであれば30万円とかその前後で購入することになると思いますのでなかなか気付かないというふうに思いますので、やはりそういう中古機械の取扱業者であるとかの協力もいただいてなるべく周知をしていって登録への協力をいただければというふうに思います

税務会計課課長補佐（永江和広君） ありがとうございます。やはり販売店についてもそちらの協力の要請は行っていきたいというふうに考えております。

委員長（久野達也君） それでは、18から20地方交付税まで入ります。ここで資料を配付いたします。地方交付税についてです。執行部より資料の説明があればお願いいたします。

財政係長（波多野大祐君） それでは、私のほうから地方交付税について御説明をいたします。先日とも議会の中で交付税について御質問もございましたので、その点についても多少御説明をしたいと思っております。

まず簡単にですがこの地方交付税については国税4税、所得税、法人税、消費税、酒税の一定割合そして地方法人税の全額を原資として地方公共団体間の財源の不均衡を調整して、どの地域に住む国民も一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するために交付されるものになります。

普通交付税につきましては、算定により算出しました標準的な財政需要そこから標準的な財政収入を差し引いたときにこの差額についてを地方交付税として交付されるものになります。お配りいたしました資料の1ページから御覧ください。こちらにつきましては令和3年度の普通交付税の財政需要額の総括表になります。令和3年度につきましては基準財政需要額が、(ウ)の部分になります32億3千890万7千円。そしてそこから基準財政収入額7億7千544万4千円を差し引いた24億6千346万3千円こちらが普通交付税として町のほうに交付をされております。決算書のほうでは交付税額が25億7千294万8千円となっておりますが、この差額については令和3年度途中で普通交付税の追加交付がなされましたのでその分の差額となっております。

2ページを御覧ください。基準財政需要額につきましては20を超える個別算定経費として消

防費であるとか道路橋りょう費などそれぞれの費目において算定をされます。この財政需要額につきましても、基本的に単位費用そして測定単位そして補正係数を掛けたものが需要額として算定がされます。例えば2ページの一番上消防費ですが、消防費の測定単位は人口となっておりますので令和2年度の国調人口を測定単位としております。その測定単位に補正係数として段階補正、密度補正、普通態容補正などの補正の数値が掛けられます。こちらの補正につきましては、表の右から2番目のところに単位費用というのがあります。消防費の場合は単位費用が1万1千700円になりますが、この単位費用が全国どの自治体においてもこの単位費用を使われますので団体の規模であるとか人口数、人口密度それ以外にも地理的な条件そういったものをこの補正係数によって反映をさせて自治体の規模に応じた需要額を算出するようなかたちになっております。2ページ、3ページについては個別の算定の資料になっております。

続いて、4ページを御覧ください。4ページについてはこちらも需要額なのですが先日御質問にもございました過疎債、辺地債についての財政措置がされているのかというところで御質問があったかと思いますが、表の中段辺りに辺地対策事業債とその二つ下に過疎対策事業債の償還費ということで数値がございます。こちらの辺地及び過疎債につきましては当該年度の元利償還金額を基礎数値として報告し、その元利償還金額の7割若しくは辺地債であれば8割が財政需要額の中に算入をされるようなかたちになっております。ですのでそういった辺地債や過疎債についても交付税措置がなされているというところと言えるかと思えます。

私からの説明は以上となります。

委員長（久野達也君） ありがとうございます。質疑を継続いたします。

7番（西田直美君） この表なのですけれど1ページと6ページはいいのですけれども中の表です。基準財政需要額総括表とその下のほうの投資だの何とかこれポイント幾つぐらいで書いていますか。余白少なくしてもうちょっとポイントを大きくしていただかないと非常に見るのがきついです。

委員長（久野達也君） 資料については個別に各委員さん財政当局にお聞きいただければ資料もありますので、ここではちょっと割愛させていただきたいと思えます。

先に進みます。質疑ございませんか。先に進みます。それでは22ページ。

5番（児玉智博君） 総務使用料の公有地使用料がございます。278万6千223円ということで出ておりますが、まずこれの内訳を説明してください。

管財係長（松本鷹哉君） 内訳を言いますと公有地使用料が全部で29件分の使用料となっております。大字ごとで言わせていただくと宮原が6件、上田が5件、北里が8件、西里が6件、下城が1件、黒淵3件で、主な貸付けは農協さんの三共牧場のところだったりあとは森林組合の事務所とあと警察署署員の宿舎などになっております。

以上です。

5 番（児玉智博君） ではその3つの額を教えてください。

管財係長（松本鷹哉君） 農協が82万8千470円、森林組合が36万円、警察署員の宿舎が3万7千円となっております。

以上です。

5 番（児玉智博君） そういうふうにJAとか森林組合、警察署などのそういう公的な機関からも土地を貸したら使用料をいただくというのは当たり前のことだと思うのです。それで小国町が貸しているけれども使用料を減額若しくは免除している相手方がどれぐらいいるか説明してください。

管財係長（松本鷹哉君） 公有地の使用料を免除しているところということで年間占有しているところで使用料を減額しているところは13件あります。主なところとしたら、病院の公立病院の敷地だったり社会福祉協議会の施設の土地だったりということです。

以上です。

5 番（児玉智博君） そういうところは確かにあるのですよね。条例でも免除できるところがどういところが免除できるかという基準というのは確かにそういう社会福祉何かそういうことでちょっと今うろ覚えではありますが、そういうところで免除できるという規定は確かに存在しています。しかしそれは免除しなければならないではなくて免除できるという規定であります。しかし一方で農協、森林組合あるいは県の組織の警察とかではそういうふうに使料を受け取っているわけですが、その社会福祉協議会の施設の部分です。使用料を受け取らずにしかも解体費用4千万円を町が借金してまで解体費用まで出してやるというところで、非常に不公平なのではないかというふうに思うわけです。今後やはりそういう免除規定などの廃止も含めて検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（佐藤則和君） 今10数件ほどあるということでありまして中にはいろいろございまして、公民館とか商工会さんとかグループホーム、農業法人等もございまして。そこそこでかなり歴史も古いところもありましてそこを1件1件精査しながら考える必要があると思っておりますけれども、いずれにしろ特に社会福祉協議会辺りはそういう社会福祉という明文がありますし公立病院にしても公のそういう病院等機能ということでちょっと南小国町との不公平感があるような話を病院議会でもあったということは聞いておりますけれどもその是正は別としましても、今無料で貸しているところにはそれ相応のその当時契約したときの無料でいいという判断があつておりますのでそれを継続しておりますし、3年置きぐらいにはその契約を見直す機会がございましてその折その折にまた検討させていただきたいと思っております。

5 番（児玉智博君） その都度その都度検討していただいて、それもそれこそその都度せめてその都度ぐらい検討してもらわないといけないと思うのですが。

では、最後に伺います。森林組合は36万円ということでした。それでは三つ申し上げます。

病院それから社会福祉協議会そして今商工会というのもありましたけれども、そこに貸している土地です。もし使用料を取るのであればそれは土地の貸し代というの言い値になりますのでお互いの交渉で決まってくるものですので厳密には幾らというのはいらないと思いますけれども、小国町の相場であったりそのほかのJAや森林組合あるいは警察署などとのそのバランス等も考えれば大体幾らぐらいの年間使用料が期待できるのか教えてください。

管財係長（松本鷹哉君） 今言った3件について仮の賃借料をとということなのですが、通常どおり賃借料を計算するときは固定資産税の評価額を公用申請して聞いてからそれをもとに単価で計算して出していくというようなかたちにはなっていくのですが、試算でなかなか公用申請をするというわけにもいかないのかわりに公有財産台帳の帳簿価格それをもとにちょっと仮の参考価格として一応計算しましたところ、病院が967万3千300円、商工会が3万9千800円これは多分商工会の前に接している道がメインの道ではないのできっと単価が安くなっていたのだと思います。それと社会福祉協議会が379万9千100円です。これが社会福祉協議会です。

以上です。

委員長（久野達也君） それでは、先に進みます。24ページの法定外公共物使用料。ここは総務課所管です。続きまして、24ページで台帳等閲覧手数料、町税等督促手数料、証明・謄写手数料。よろしいですか。

5番（児玉智博君） 法定外公共物使用料についてです。里道水路が主なものであるかと思いますが、それぞれの件数を教えてください。

管財係長（松本鷹哉君） 法定外公共物使用料は全部で12件ありまして、里道が7件、水路が3件で里道、水路両方とも利用しているというところで両方が2件ありまして、これを合わせて12件ということになっております。

以上です。

5番（児玉智博君） きちんとそれを占有している方が申請すればこういうのは分かると思うのですが、申請せずに勝手に占有しているようなところがなきにしもあらずだと思うのですが、そういった確認というかそういう見張りというか確認というかそういうことは毎年やっていますか。

管財係長（松本鷹哉君） 毎年里道、水路を無断で使っていないかという確認はしておりますが、そもそもこの法定外公共物が平成17年に国有財産から町に移ったということでそれ以前にもう既に占有していた場所についてはちょっとわかりかねているところで、それ以降でもしその上で何か占有するようなことがあるところは全部申請をさせていただいているようなかたちをとっております。

以上です。

委員長（久野達也君） よろしいですか。先へ進みます。24ページで町税等督促手数料とそれか

ら証明・謄写手数料、コンビニ交付手数料、地熱計画審査手数料。

26 ページ、お願いいたします。国庫支出金です。社会保障税番号制補助金それから新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金。

7 番（西田直美君） 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金 2 億 8 千 9 2 8 万円。これの充当先について教えてください。

財政係長（波多野大祐君） こちらの新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金 2 億 8 千 9 2 8 万円については令和 2 年度の事業と令和 2 年度の事業の繰越分そして令和 3 年度の事業 3 9 事業についての合算額となっております。充当先については総務費だけではなく。

総務課長（佐藤則和君） この交付先といいますかメニューは非常に多ございますので、わかりやすいように一覧表にして議員に資料として配付させていただきますので、全部読み上げると時間もかかりますのでそれで御理解していただきたいとよろしく申し上げます。

委員長（久野達也君） それでは後ほど資料として提出していただきたい。

総務課長（佐藤則和君） 今日の夕方か明日になる可能性はあります。よろしく申し上げます。

委員長（久野達也君） 後日になるかもしれません。

それでは、先に進みます。28 ページの地方創生推進交付金それから防災安全交付金、自衛官募集事務委託金。よろしいですか。

30 ページです。

5 番（児玉智博君） この自衛官募集事務委託金ということで 2 万円ございます。今年 18 歳になるお子さんをお持ちの方から防衛省というか自衛隊から勧誘というか募集の郵便物が届いたということで「なんでうちの子がそういう 18 歳になるということを知っていたのだろう」ということで私に話がありました。それで一応「自衛隊法で市町村がそういう照会を受けたら町がそれを知らせるといふに法律上そうなっています」というお話をしたところだったのですけれども、当然その自衛官募集事務でそういった協力を防衛省に対してすることはあるかと思うのですが、その際の情報の提供方法はどのようにやられているか教えてください。

総務係長（原山慶士君） 適齢者の情報提供の方法というお尋ねだったかと思うのですが、令和 3 年度までは紙での提供というかたちになっております。3 年度までという言い方をしてしまいましたので 4 年度の話をするのですが、4 年度今年度からデータになるというふうには聞いております。すみません、蛇足ですが。

5 番（児玉智博君） どういう方法で渡さなければならないというのは法律にはないと思うのですが。最近これよその自治体で問題になっていたのですが選挙人名簿を写して要は選挙はがきを送るといふことで立候補者の応援をしている他の自治体の町議会議員これ神奈川県の話なのですけれども写メで撮って本当は手書きで一つ一つ移さないといけない。写メで撮ってしたものだからそれが明るみに出て新聞記事になったと。要はきちんと選挙人名簿の管理ができていないではないか

という批判にも当たるかと思うのですがそういうふうになっているわけです。小国町もいろんな行政が公表している情報であったり選挙人名簿含め写真撮影なんかもするなというふうに言っていると思うのです。それをまして自衛隊だからと言って要はその情報を選挙人名簿も一緒ですけれども、その情報を提供される個人は知らないわけです。まさか自分の情報、自分の子供の情報が防衛省に流れているなんて郵便物が届いて初めて何でだろうと疑問に思われるわけです。ですからその提供自体は法律に基づいていますので私もこの場でするなとは言いません。ところが提供の仕方を町が安易に私、紙で渡すのもどうかと思う。欲しいなら一つ一つ書き写すべきです。防衛省が。それをデータで渡すというのはもっての外だと思うのですが、やはりこれは選挙人名簿等同じで書き写すようにするべきなのではないですか。

総務係長（原山慶士君） データの提供方法ということでしたが、どういったかたちで提供するかというのはどういった根拠に沿ってどういった取決めがあって、書き写してもいいのか、紙でいいのか、データでいいのか、すみません私その知識もございませんので、でも個人情報とはおっしゃるとおり非常に大変なものでして個人の方が知り得ることなく提供するといったこともおっしゃるとおりでございますので、なるだけそこで漏れといいますか不備といいますかが出ないようなかたちでの提供の方法というのは法令等を調べながら検討していきたいと思っております。

以上です。

委員長（久野達也君） ここで暫時休憩に入ります。次を2時15分から再開いたします。

（午後2時03分）

委員長（久野達也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時14分）

委員長（久野達也君） 30ページ、県支出金の土地利用規制そこから地籍調査事業費補助金、権限移譲それから熊本県新型コロナウイルスが当該所管課です。よろしいですか。

先に進みます。32ページ、県支出金の中の令和2年7月豪雨被災者等支援交付金それから二つ飛んで熊本県堆積土砂排除事業補助金から衆議院議員選挙委託金までが当所管課となっております。二つ飛んで、県有公園施設管理。それから二つ飛んで36ページ、財産収入です。財政調整基金から地域福祉基金まで利子収入です。また二つ飛びまして、ネットワーク事業基金から地熱の恵み基金積立金利子収入、ここまでの所管課となっております。

7番（西田直美君） 36ページになります総務費の寄附金のところで、ふるさと寄附金と企業版ふるさと寄附金ですけれども、これ大体何件ぐらいあってというのを教えていただければよろしいですか。

政策課長（秋吉祥志君） ふるさと寄附金につきましては、令和3年度は1万2千730件です。

企業版ふるさと寄附金につきましては、4件となっております。

以上です。

委員長（久野達也君） それでは、先に進みます。財産収入のところでは上球磨森林組合出資配当金それから小国町森林組合出資配当金もそうです。

5番（児玉智博君） 森林組合の利子配当についてですが、なかなかこの小国町森林組合から配当金が出たというのは珍しいかと思うのですが、これが令和3年度ですけれども令和4年度、5年度以降も安定的に出る見込みなのかどうか教えてください。

管財係長（松本鷹哉君） 令和3年分は令和2年のときに切ったものに対して出ていて令和2年が伐採した面積が広くてそれでこの年は高額で出たのですけれども、今年度については先日上がってきてそれが3千円だったので安定的にこういう金額が見込めているわけではありません。

以上です。

5番（児玉智博君） 私は配当金の仕組みが理解できていないのですが、森林組合の市場に出した人に対して配当されるものなのですか。私は株というか出資をしている人に対してその出資の割合に応じていわゆる株式会社の株のようなものなのではないかと理解していたのですけれどもそうではないのですか。

管財係長（松本鷹哉君） 出資で配当というところではあるのですけれども、その実績が加味されていたようなかたちになっていましたので金額に差が出ておりました。

以上です。

副委員長（松本明雄君） 今さっき西田議員が聞いた続きなのですが、企業版の4件。大体よそに出ている企業だと思えるのですけれども小国出身の方が多いですか。

政策課長（秋吉祥志君） 4件ございますがそのうちの2件は小国又は熊本県関係の事業者様になっております。

副委員長（松本明雄君） ほかの町では結構企業版の結構力を入れて取って回っている町もあります。ですからこの前から利益が上がっているところは結構小国町出身の方もいらっしゃるのです。そういうところを回ってどんどん。町長も熊本市内で南小国町の町長と毎年会合があっていると思いますから、そのときにはもらってきていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長（渡邊誠次君） はい。努力はしっかりさせていただきたいと思います。企業版のふるさと納税の制度はもう黒字ではないと企業版のふるさと納税の制度に乗っかりませんのでその部分ではしっかりと。町内出身の方だけではなくて広く全国に可能性があります。小国町以外のところの所在の法人の方たちには働きかけができますのでその部分では小国町の趣旨を御理解いただいて納税の控除の仕組みを御理解していただいて営業をしっかりかけたいというふうに思います。

以上です。

5番（児玉智博君） 私はふるさと寄附金の個人分のことで聞いておきたいと思います。「もう返礼品が要らない、不要である」とおっしゃる方は何件、何%ぐらいの方がそういう寄附をなさっていますか。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） 具体の割合についてはちょっと手元資料はございませんので後ほどお答えします。ただほぼゼロに近いです。

委員長（久野達也君） それでは、先に進ませていただきます。38ページ、各種基金の繰入金それから繰越金、延滞金等が所管課となっております。

5番（児玉智博君） 繰入金ということで地熱の恵み基金寄附金というふうになっておりますけれども、この400万円です。その400万円という根拠です。それはどういうことになっているか教えてください。

政策課長（秋吉祥志君） これは地熱の恵み基金条例のほうに基づきまして1キロワット発電量に対しまして2千円の寄附金ということになっておりますので、今現在稼働しております発電所は2千キロワットということですので2千キロワットに2千円を掛けまして400万円というふうになっております。

以上です。

5番（児玉智博君） その1キロワット当たりが2千円という2千円の根拠は何でしょうか。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） こちら当然寄附金ですのであくまで条例上請け口としての恵み基金作っておりますが、では一体幾らいただけるかというところは当然最終的には事業者と私どもで協定書で決定した金額として1キロワット2千円というのをいただいております。当然町としては1円でも多くいただきたい。事業者さんとしては町への協力は惜しまないがいかんせん幾らでも出すというわけでもないという中で、一応事業者さんと協議してこれぐらいの金額は是非お願いしたいというところで落ちついたのが1キロワット当たり2千円ということなので、例えば何かの費用をこれで充てるとかそういった根拠があるものではないというところでは。

5番（児玉智博君） 今協定書を結ぶというふうに言われました。ですので今1社だけですよね稼働しているのが。売電を行っている。2024年の稼働に向けてこの前神戸物産が住民説明会全体に向けての説明会を開かれましたけれども、そこが仮にまたそこでの協議でまた個別に協定書を結んでいくわけですか。そうした場合2千円より高くなる可能性あるいは低くなる可能性もあるということでしょうか。

政策課課長補佐（長谷部大輔君） 協定書の内容につきましては一応今小国町とほか5社による協議会を立ち上げておまして、この中で共通の内容を決めております。その中で金額の増減についてはあくまでキロワット当たりというところは固定です。ただし町内事業者の場合と町外事業者の場合では当然町内事業者は法人税やあるいは内部の雇用等につながる地域貢献もあろうかというところで差をつけておまして、町内事業者の場合は1キロワット当たり2千円、本社とか町外の事業所の場合は1キロワット当たり3千円で寄附をお願いするというふうにしております。

委員長（久野達也君） よろしいですか。先へ進みます。

基金繰入れに続きまして、次が40ページの諸費です。諸費については説明すると複雑になっ

てまいりますので質問を先に進めてください。よろしいですか。

諸費、後でも構いません。

42ページ、町債です。臨時財政対策債から次のページの商工観光債までです。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長(久野達也君) それでは、一般会計の歳入が終了しました。質疑漏れがあればお受けしたいと思います。質疑漏れございませんか。

2番(江藤理一郎君) 52ページになります。財産管理費の町有地管理手数料。こちらですけれども昨年が160万円ぐらいでした。これは町有地を草刈りする方々の手数料というか賃金として支払われるものではないかなと思います。こちらに関しては今のところ人員というのは充足しているのでしょうか。

管財係長(松本鷹哉君) こちら去年の時点では常に2人いる状態でちょっと1人途中で怪我をして違う人が補充されたというかたちありますけれども2人でやっております。今年度が1人しか作業する人がいなかったのでも1人でずっとやっていたのですけれども、最近9月の初めからもう1人が怪我していたのですけれども良くなったということでまた2人補充されました。ただちょっとその間が1人だったので現状草刈りができた範囲が遅れている状態ではあります。以上です。

2番(江藤理一郎君) 今年特にまた暑かったですし草刈りも余計に1回ぐらい切らないといけないぐらい草が伸びたのではないかと思います。その辺りで1人で対応されたということで大変だったと思いますし、また範囲も広いと思うのです。結構。特に観光的なところでいうと宮原線の辺りは人が結構歩いていた中で草刈りが不十分なときもあったのかなと思われて1人でされたので大変だったと思いますが、その辺り負担軽減するように今後も検討していただきたいと思いますが、草刈りしている方ももう70ぐらいなられると思います。結構高齢化されていますので次の方とかまた随時若い方を雇用していきなりというのを検討していったほうが良いかなと思うのと、もう一つは機械化です。平地であれば機械を押してから刈るとか若しくは何か常用であるのであればそういったものをそういったところも必要ではないかなとは思っておりますが、その辺りいかがでしょうか。

管財係長(松本鷹哉君) 草刈りをお願いする方が高齢になっているところなのですけれども、今お願いするのが4月の半ばから11月の半ばということでなかなか期間が限定ということでもどうしてもなかなか若い方にとかお願いと言うと受けてくれる方というのがなかなかいないというのと、1人になった間ももちろんもう1人どなたかいないか探したところでも結構やっぱり皆さん状況的にそれを受けるとい方はなかなかいなかったのもので難しいところなので草刈りのお願いの仕方とかも考えていかなければいけないと思っていたところではございます。そ

のあとの質問も含めてなのですけれども、機械を導入したらどうかということですが、機械については今後導入していきたいというふうには考えてますので、機械化とどのようなかたちで草刈りをお願いしていくのかとか、どこをお願いするかそういうところも今後考えていきたいと思っているところです。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 暑い日が続きますので熱中症などにも気をつけていただくということと、やっぱり法面がきつところもありますのでその辺り十分気をつけて作業していただくようにまた指導等をお願いしたいと思います。

委員長（久野達也君） ほかに質疑漏れは。

5番（児玉智博君） 先ほど聞いた部分の確認として聞きます。22ページに当たりますけれどもJA、森林組合、警察それから病院、社協、商工会、6団体についてお金をいただいているものいただいていないものとありましたけれども、敷地面積を念のために全部教えてもらっていいですか。

管財係長（松本鷹哉君） 申し訳ございません。もう一度6団体を教えていただいてよろしいですか。

5番（児玉智博君） 三共牧場のところ。それと森林組合、これ湯ノ平の事務所かと思います。それと警察署の多分柏田住宅の隣か帯田の隣かわからないけれどそこでしょう。それと病院の敷地それと社会福祉協議会のこれはあそこの木野里荘が昔あったところだと思います。それと商工会の事務所。

管財係長（松本鷹哉君） まず農協が三共牧場ということでこちらが3万平米です。森林組合が2千444平米。警察署の宿舎が1千221平米。社会福祉協議会が1千447平米。公立病院が7千890平米。商工会が633平米です。

5番（児玉智博君） それでは続けて、52ページになりますが土地借上料ということで4か所教えていただきました。六花園、鏡ヶ池駐車場、阿弥陀杉のところ、あと岳湯、これもちょっと広さを教えてください。

管財係長（松本鷹哉君） まず六花園が568平米、鏡ヶ池の駐車場が185平米、阿弥陀杉駐車場が300平米、公衆トイレの敷地が63平米です。

それですみません、今社協の面積を私ずれていまして申し訳ないです。社協は8千439平米でした。

以上です。

委員長（久野達也君） 社協のところ整理して言ってください。

社協は全部トータルになっているのですか。内訳が出ないなら出ない旨要は状況を説明してください。

管財係長（松本鷹哉君） ここに載っているのが悠愛の部分で8千439と載っていたのですけれども木野里荘で貸していたところが普通財産の借り受けというかたちではなくて契約書で貸していたというところがありますので、今回載っているものを今手元に持っておりませんでした。申し訳ございません。

5番（児玉智博君） では、後から説明をお願いします。

管財係長（松本鷹哉君） はい、答えます。

委員長（久野達也君） そこは整理して後日改めて御報告いただけたらと思います。

ほかに質疑漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は、認定第1号、小国町一般会計歳入歳出決算の本委員会付託分については、消極的な立場から賛成討論をいたしたいと思います。

改善していただきたい点を申し述べたいと思います。

まず歳出部分で土地借上料ということで4か所の民有地を借り上げて合計で74万円支出されております。しかしそういう六花園あるいは鏡ヶ池駐車場などが毎年借り上げ料を支払ってまで町が管理すべきものなのか。鏡ヶ池駐車場と言いつつ現状として商店街のお店やあるいは歯科医院に来られるお客さんが利用しているというケースが多いのではないのでしょうか。そういった部分は個々の事業者の責任において来客用の駐車場というのは用意すべきものであると思います。次の契約の機会にやはり契約中止も含め検討を進めていただきたい。

また小国町の公有地を貸付けている契約もあります。JA、森林組合あるいは熊本県警察などについては貸し賃を受けておりますが、社会福祉協議会等に貸付けている土地については利用料を無償としているものであります。しかしこうした今無償で貸付けている部分についても支払い能力がないはずがない団体ばかりではないかと思えます。そういったところも含め公立病院においては病院議会がありますのでそちらでの協議をいただくのが先かと思えますが、町がそうではない社協あるいは商工会については今後の見直しも含め協議をしていただきたいと思えます。

加えて申し上げたいのがやはり無償だからと言って本来そこからどれぐらいのお金が入ってくるのかというのは毎回確認した上で、これだけの貸し賃を免除するのだという立場で協議すべきなのではないのでしょうか。「免除します」と一言言って毎回そういう契約をしていけばただで公有地を借りるのが当たり前という認識に事業者側も陥ってしまうのではないかと思えます。

それから最後にもう1点。自衛官募集の適齢期にある人たちの情報を町が提供しております。令和3年までは紙で提供していたものが、令和4年からはデータで提供するというお話でありま

した。しかし私が町長の資産等報告書を閲覧する際に請求をいたしまして最初に何の説明もありませんでしたので公表されているものだという事でスマートフォンで撮影しようとしたところ、総務課長が慌てて出てきて「書き写していただかないと困ります」「撮影は駄目です」というふうにおっしゃいました。新聞にも載った町長の資産等報告書の情報をそこまで必死にして守っていこうとするのに、自衛隊がそういった適齢期の人たちの情報を得ようとする際にはデータで渡してしまうというどちらの情報を守るべきなのか。それは言うまでもないことではないかと思しますので、こちらのほうの検討も是非進めていただきますよう求めましてまた賛成の討論といたします。

委員長（久野達也君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） 討論がなければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（久野達也君） 全員挙手であります。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

総務常任委員会に付託されました決算認定については全部終了しました。よって、本日の令和4年第2回総務常任委員会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久野達也君） 異議なしと認めます。

以上で、令和4年第2回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時43分）

令和4年

第5回文教厚生常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 4 年 第 5 回 文 教 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和4年9月13日 午前10時00分開会 午後3時36分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	江藤理一郎 児玉 智博 穴見まち子 大塚 英博 西田 直美 松崎 俊一
事 務 局 職 員	時松 洋順 中島こず恵
説 明 員	別紙座席表のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 認定第2号 令和3年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 認定第3号 令和3年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 認定第4号 令和3年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 認定第5号 令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定について
会 議 の 経 過 概 要	令和3年度の小国町一般会計、小国町国民健康保険特別会計、小国町介護保険特別会計、小国町後期高齢者医療特別会計、小国町坂本善三美術館特別会計の各決算について、各所管課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

文教厚生常任委員長

令和4年第5回文教厚生常任委員会座席表

令和4年9月13日(火) 午前10時00分

おぐに町民センター3階 議場

中島
議会事務局書記
(中島 こそ恵)

原 子ども未来係長 (原 麻梨子)	高村 健康支援係長 (高村 純子)	永江 地域包括支援係長 (永江 直美)	矢羽田 介護保険係長 (矢羽田 直美)	矢羽田 住民係長 (矢羽田 恵美)	吉岡 隣保館長 (吉岡 晃宏)
北里 福祉係長 (北里 仁尋)	清高 保育園園長 (清高 徳子)	宇都宮 保育総務係長 (宇都宮 健治)	前田 町民課課長補佐 (前田 孝也)	山下 文化振興係長 (山下 弘子)	松本 学校教育係長 (松本 恵)
中島 町民課審議員 (中島 高宏)	宮崎 町民課長 (宮崎 智幸)	渡邊町長 (渡邊 誠次)	麻生教育長 (麻生 廣文)	久野 教育委員会事務局長 (久野 由美)	後藤 教育委員会事務局次長 (後藤 栄二)

委員
欠席(時松 昭弘)

委員
西田 直美

委員 穴見 まち子	議長 松崎 俊一	委員長 江藤 理一郎	副委員長 児玉 智博	委員 大塚 英博
--------------	-------------	---------------	---------------	-------------

時松議会事務局長
(時松 洋順)

議事の経過 (r. 4. 9. 13)

委員長（江藤理一郎君） 皆様、おはようございます。

先日の土曜日9月10日は中秋の名月できれいな月夜でした。月見といえばお供え物とそのわきにあるススキですが由来は神様への備えものの稲穂をイメージしたものであること。また邪気を払う力があると考えられており中秋の名月のススキには災いなどから収穫物を守り、次の年の方策を願うという意味も込められているそうです。

今年は好天が続くためか例年になく稲穂の実りが良いように思われます。このまま収穫の秋を迎えてもらいたいと思います。

それでは、開会に先立ちまして、渡邊町長から御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。担当所管といたしましては町民課そして教育委員会の所管でございます。特別会計までございますので時間が長くかかるとは思いますけれども、どうかよろしく願い申し上げたいというふうに思います。お世話になります。

委員長（江藤理一郎君） なお、本日は議長にも出席いただいております。ただいま出席委員は5人です。定足数に達しておりますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

（午前10時00分）

委員長（江藤理一郎君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりであります。

本日は、9月8日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和3年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和3年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和3年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算認定についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、審議員、課長補佐及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する決算についての総括説明があればお願いいたします。併せて、資料等があれば配付をお願いします。なお、説明は着座にてお願いいたします。

町民課長（宮崎智幸君） おはようございます。

はじめに町民課のほうから説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

町民課所管の歳出全体につきましては五つの款、26の目にわたって予算を執行しております。所管の歳出決算総額としましては20億6千432万6千396円でございます。一般会計歳出総額に占める割合としましては25.9%となっております。なお決算概要の説明につきましては町民課の組織に従いまして、住民部門、福祉部門、保育園の順で課長補佐、審議員、園長から説明をさせていただきたいと思っております。決算書のページと前後するところもあるかと思っておりますが御了承いただきたいと思います。

町民課課長補佐（前田孝也君） おはようございます。

町民課住民部門所管の説明をさせていただきます。

まずは歳出のほうから御説明いたします。一般会計歳入歳出決算書2ページ、歳出総括表でまず説明をさせていただきますので2ページをお願いいたします。町民課住民部門所管の項目としまして款2総務費のうち住民相談費、住民支援費、戸籍住民登録費の決算額は4千156万3千386円となっております。また款3民生費のうち人権政策費、隣保館運営費、児童館運営費の決算額は793万4千422円となっております。また款4衛生費のうち予防費、環境衛生費、清掃総務費の決算額は2億9千450万9千542円となっております。また款9教育費のうち集会所運営費の決算額は63万4千572円となっております。以上の款、目にまたがって執行いたしました。部門の決算総額は3億4千464万1千922円となっております。

続きまして、歳出の目ごとに説明をいたします。では59ページをお願いいたします。中段になりますが、目12住民相談費、決算額は76万7千200円です。主なものは、消費生活相談、無料法律相談などの住民相談事業に関する支出です。

次に61ページをお願いいたします。中段になりますが、目14住民支援費、決算額は141万2千140円です。主なものは、金婚、ダイヤモンド婚、米寿、百歳などの表彰事業、阿蘇地区保護司会、更生保護女性会活動の支援などに関する支出となっております。

次に67ページをお願いいたします。67ページ中段から69ページ上段になりますが、目1戸籍住民登録費、決算額は3千938万4千46円です。主なものは、戸籍事務システム、住民基本台帳ネットワーク事務、マイナンバーカード事務に係る支出です。

次に77ページをお願いいたします。77ページ下段から79ページ上段になりますが、目8人権政策費、決算額は196万2千418円です。主なものは、人権カレンダー制作、部落解放同盟小国支部補助金など人権啓発に関する支出となっております。

次に79ページをお願いいたします。79ページ中段から81ページ上段になりますが、目9隣保館運営費、決算額は587万8千466円です。主なものは、隣保館運営管理にかかる経費、交流事業、人権啓発セミナー事業、人権フェスティバル等に関する支出です。

次に85ページをお願いいたします。85ページの下段になりますが、目3児童館運営費、決算額は9万3千538円です。主なものは、隣保館と併設する児童館の運営管理に係る経費で児

童への健全な遊び場の提供、子供料理教室、子育て広場開催などの支出です。

次に89ページをお願いいたします。89ページ下段からの目2予防費、節10需用費と節11役務費のうち3万4千521円を狂犬病予防関係の費用として支出しております。

次に91ページをお願いいたします。91ページの中段になりますが、目3環境衛生費、決算額は1億688万2千63円です。主なものは、河川水質検査、令和2年7月豪雨による災害廃棄物の処理、災害家屋の公費解体工事、合併浄化槽設置に関する補助金、阿蘇広域行政事務組合で行う北部火葬施設費の負担金などとなっています。

同じく91ページ下段から93ページ上段となりますが、目1清掃総務費、決算額は1億8千766万2千円です。主なものは、北部清掃費、北部し尿処理費、環境総務費、最終処分場運営費などで阿蘇広域行政事務組合で行う一般廃棄物処理に係る費用負担金となっております。

次に135ページをお願いいたします。135ページ下段から137ページ上段となりますが、目3集会所運営費、決算額は63万4千572円です。教育集会所として人権教育活動が行われている施設維持管理経費となっております。

以上が、町民課住民部門所管の歳出に係る概要となります。

別紙町民課資料(1)に工事請負、委託業務、補助金、負担金に係る詳細を記載して配付しておりますので、御審議の参考にしていただきたいと思います。

引き続き、歳入を目ごとに説明いたします。ページを戻っていただきまして21ページをお願いいたします。21ページの中段となりますが、目1総務使用料、被災者支援住宅使用料。その下の目2、民生使用料、地方改善施設住宅使用料、隣保館使用料が所管となります。

23ページ中段となりますが、目1総務手数料、その中で自動車臨時運行許可手数料、戸籍関係交付手数料、印鑑証明書交付手数料、住民票関係交付手数料、身分証明書交付手数料、印鑑登録証再交付手数料、印鑑登録証交付手数料、マイナンバーカード再交付手数料、電子証明書再発行手数料が所管となります。

同じく23ページ下段となりますが、目2衛生手数料、犬の登録及び注射済票等交付手数料、その他証明手数料、これは火葬許可の手数料となりますが、この二つが所管となります。

次に25ページをお願いいたします。25ページ下段となりますが、目1総務費国庫補助金、社会保障税番号制度補助金のうち227万4千円がマイナンバーカード事業費分となっております。また個人番号カード交付事務費補助金、社会保障税番号制度システム整備費補助金が所管となっております。

次に27ページをお願いいたします。27ページの上段となりますが、目3衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金、災害等廃棄物処理事業費補助金が所管となります。

同じく27ページの下段となりますが、目1総務費委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金が所管となります。

29ページをお願いいたします。29ページの下段となりますが、目1総務費県補助金、人口動態調査事務補助金が所管になります。

その下の目2民生費県補助金、地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金が所管です。

次に31ページをお願いいたします。上段となりますが、目3衛生費県補助金、浄化槽設置整備事業補助金が所管です。

次に33ページをお願いいたします。33ページの中段辺りになります。目2民生費委託金、人権啓発活動地方委託事業委託金が所管となります。

次に41ページをお願いいたします。41ページの上段です。目1雑入中で上から4番目の地域交流促進事業収入が所管となっております。

歳入の説明は以上になります。

以上簡単ですが、町民課住民部門所管の一般会計歳入歳出決算の概要について説明を終わります。

町民課審議員（中島高宏君） おはようございます。

町民課福祉部門所管の説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

まずは歳出から説明します。所管する目について報告をさせていただいて概要説明とさせていただきたいと思います。

71ページをお願いします。中段のほうになりますけれども、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費です。支出済額が9千7万3千667円です。社会福祉、地域福祉全般に関する費用を支出してございます。

続きまして、73ページをお願いします。中段、目2障害者福祉費となります。支出済額が2億9千728万689円。障害者総合支援法に基づきまして各種の障害者福祉サービスの給付を行っているところでございます。

続きまして、75ページをお願いします。目3国民年金事務費です。支出済額が97万6千363円でございます。国民年金に関しましては、市町村が行う委託事務に係る経費として支出してございます。この支出については、歳入の国庫委託金で賄われております。

次に、同じ75ページ中段になります。目4老人福祉費です。支出済額が8千717万3千75円でございます。高齢者福祉に関する業務の支出を行っているところでございます。

続きまして、77ページ上段になります。目5医療費一部負担金です。支出済額が3千131万9千92円でございます。こちらは重度障害者、ひとり親家庭、子ども医療費となっております。子ども医療費については高校生までの病院にかかったときの、医療費の本人負担の全部又は一部を助成している事業でございます。

続きまして、77ページ中段、目6高齢者等活動支援促進施設費です。支出済額は169万5千12円です。サポートセンター悠愛が利用します悠工房施設の維持管理費となります。その全

額を社会福祉協議会から諸収入で収入をしているところでございます。

次に同じ77ページ中段、目7後期高齢者医療事業費です。支出済額は1億1千829万6千562円です。こちらは後期高齢者医療の保険者である広域連合へ小国町の負担として事務費、医療給付費分ということで支出しているものが主な支出になっております。

次に81ページ上段をお願いします。目10新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。支出済額が669万7千982円となります。主なものは、備考欄にあります敬老会等事業費助成金と避難行動要支援者システム導入負担金となります。敬老会等事業費助成金はコロナ禍において敬老会が開催できない場合の記念品等を行った場合の助成事業として、また避難行動要支援者システムは新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいとされている高齢者等の要支援者情報を管理するシステムの更新事業として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業として行っております。

次に同じ81ページ上段、目11住民税非課税世帯臨時特別給付金費です。支出済額が9千763万3千82円です。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中様々な困難に直面した方々が速やかに生活支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円の現金給付をしたものでございます。財源は歳入で国庫補助金、住民税非課税世帯臨時特別給付金補助金となっております。

続きまして、同じ81ページ下段、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費になります。支出済額としまして2億4千542万6千353円です。こちらは子育て支援に関する費用の支出ということになります。主なものは、多子世帯出産祝金、放課後児童クラブの放課後健全育成事業、認定こども園の施設型保育給付費、児童手当、このほか子育て世帯臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金となっております。子育て世帯臨時特別給付金は新型コロナウイルス感染症が長期化する中において、子育て世帯に対して児童1人当たり10万円の現金給付を行っております。財源は歳入の国庫補助金、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金です。また子育て世帯生活支援特別給付金は新型コロナウイルス感染症の支援として低所得者の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円の現金給付を行っております。財源は歳入の国庫補助金、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金となっております。

続きまして、少し飛びまして87ページです。上段、項3災害救助費、目1災害救助費です。支出済額80万円です。これにつきましては令和2年7月豪雨で災害救助法の適用がされまして令和2年7月豪雨で被災しその後応急的な住宅で生活を余儀なくされた方が再建先が決まりまして住宅等へ転居した場合に1軒当たり10万円を交付したものです。財源は歳入の県補助金、令和2年7月号被災者等支援交付金となっております。

同じく87ページ中段、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費です。支出済額が5千842万2千876円です。これにつきましては各種のがん検診でありますとか国保特定健診

以外の住民健診又は妊婦健診、乳幼児健診などの実施に伴う費用が主なものとなっております。

次に89ページ下段、目2予防費でございます。支出済額8千86万9千381円です。このうち福祉部門の支出としましては8千83万4千860円ということになっております。主なものといたしまして、新型コロナウイルスのワクチン接種やインフルエンザ予防接種などの各種の予防接種事業ということになっております。新型コロナワクチン接種に係る費用については歳入の国庫負担金で接種対策費負担金それから国庫補助金の接種体制確保事業費補助金等でその全額が賄われるというかたちになっております。

飛びまして147ページになります。下段で款12諸支出金、項1特別会計繰出金、目1繰出金です。各特別会計の繰出金になりますが町民課福祉部門の国保、介護保険、後期高齢者医療の各会計に合わせて2億8千654万8千228円を一般会計から繰り出しております。

歳出に関しましては、町民課福祉部門の所管として三つの款それから14の目にわたって予算執行をいたしました。所管の支出済額総額は14億317万7千841円の支出済額となっております。歳出総額全体に占める割合としましては17.6%となっております。

歳出についての概要は以上となります。

引き続き、歳入を目ごとに説明いたします。決算書の中で町民課福祉部門の所管を上げさせていただきたいと思っております。

ページは戻っていただきまして21ページをお願いいたします。21ページ上段、項2負担金、目1民生費負担金のうち老人ホーム入所者負担金が所管になります。

同じく21ページ上段、目2衛生費負担金の養育医療保護者負担金。

同じく21ページ下段、目2民生使用料の福祉センター悠ゆう館使用料が所管です。

次25ページになります。25ページ上段、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、それからその下の目2保険基盤安定国庫負担金、その下の目3衛生費国庫負担金、これらの全部が所管ということになっております。

次に同じく25ページ下段から27ページ上段にかけて目2民生費国庫補助金が所管となっております。

次に27ページ上段、目3衛生費国庫補助金のうち風しん抗体検査補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、疾病予防対策事業費等補助金、健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業が所管になります。

次に29ページ上段です。目2民生費委託金。それからその下の款が変わりまして15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金。それからその下の目2保険基盤安定県負担金。その下の目3衛生費県負担金のほう全てが所管になっております。

同じく29ページ下段から31ページ上段にかけて、目2民生費県補助金のうち30ページ備考欄にあります民生委員児童委員活動助成費補助金から乳幼児医療費補助金、一つ飛びまし

て地域生活支援事業費補助金、ひとり親家庭医療費補助金、放課後健全育成事業費補助金、一つ飛びまして子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金、ページをめくっていただきまして32ページの備考欄にあります一時預り事業補助金、介護保険低所得者対策補助金が所管になっております。

次に31ページ上段、目3衛生費県補助金のうち健康増進事業費等補助金、むし歯予防対策事業費補助金、早産予防対策事業補助金、時間外・休日ワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金が所管となっております。

次に33ページ中段になります。目2民生費委託金のうち特別弔慰金支給事務市町村交付金が所管となっております。

少し飛びまして39ページ中段になります。39ページ中段の項3貸付金元利収入、目1災害援護資金貸付金元利収入が所管です。

同じ39ページの下段、項5雑入、目1雑入のうち40ページの備考欄にあります悠ゆう館施設負担収入、地域生活支援事業負担収入、高齢者等活動支援促進施設負担収入が所管になります。

41ページ中段をお願いします。目4過年度収入の後期高齢者医療市町村療養給付費負担金が町民課福祉部門の所管でございます。

歳入の項目については以上となります。

補足資料としまして、お配りしております町民課資料(2)の決算資料も併せて御覧いただきたいと思っております。

以上が、町民課福祉部門所管の一般会計の概要となります。

町民課保育園長(清高德子君) おはようございます。

保育園費の決算について御説明します。

83ページ中段から86ページが保育園費となっております。また86ページから88ページまで保育園関係の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費となっております。保育園費の支出合計は2億8千609万1千581円となり民生費歳出の約22%を占めます。

では歳出のほうから説明いたします。84ページをお願いします。保育園費は2億8千609万1千581円でそのうち約88%が人件費となります。節の報酬です。嘱託医60万円は園児の健康診断と歯科検診を小国公立病院や町内の先生方をお願いしています。

続きまして、同じく84ページ、節の需用費の中の修繕費350万6千451円です。主なものの内訳として、北里保育園の便器取替費、和式から洋式、宮原保育園園舎屋根漏水補修費、宮原保育園放送器具修繕費などです。

86ページをお願いします。中段の公有財産購入費です。これは宮原保育園の保育環境を改善するための宮原保育園隣接山林購入費110万円です。

次に同じく節の備品購入費92万7千965円です。中段を御覧ください。宮原保育園ワイヤ

レスアンプ、給食室エアコン、0、1歳児用はいはい広場サークルなどです。

85ページ下段の新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。消耗品35万7千616円です。内訳といたしまして、職員用マスク、アルコール消毒剤、抗原検査キットなどです。修繕費は、宮原保育園と北里保育園のWi-Fi環境設備、宮原保育園と北里保育園の子供の園児用の手洗いの自動水洗取替費などです。

87ページをお願いします。節の上段、委託料として151万3千600円。これは宮原保育園増築工事監理委託料となります。節の工事請負費2千390万7千204円は宮原保育園増築工事分です。備品購入費として152万4千500円はパソコン、非接触型の自動検温器、次亜塩素酸空間除菌脱臭機5台などです。

以上が、歳出です。

次に、歳入に移らせていただきます。21ページ22ページを御覧ください。目の民生費負担金の中の児童福祉費負担金1千563万8千890円、保育料負担金1千180万6千790円これは0歳から2歳児の保育料となっています、滞納繰越金2万3千100円、副食費負担金380万700円。これは3歳以上児です、滞納繰越分4千500円。

25ページをお願いします。25ページの下段、民生費国庫補助金、節の民生費補助金の子ども・子育て支援交付金541万1千円の中に地域子育て支援拠点事業補助金として165万2千円、一時預り事業費120万6千円。同じ額を県からも受けております。国、県、町が3分の1の負担となっています。その下の保育対策総合支援事業補助金210万3千円です。家庭支援推進保育事業とコロナ対策の保育環境改善事業の補助金です。

29ページをお願いします。29ページの下段、目の民生費県補助金、30ページ下段の中央、多子世帯子育て支援事業交付金101万1千400円は18歳未満の児童を扶養している世帯のうち第三子以降の3歳未満児が入園している場合は、熊本県多子世帯子育て支援事業の適用を受け保育料無償となり県が無償となった分を補助するものです。

32ページをお願いします。地域子育て支援拠点事業補助金165万2千円、一時預り事業補助金120万6千円。これは先ほど説明した県からのものです。地域子育て支援拠点事業補助金165万2千円は小国町子育て支援拠点カンガルーのぼっけの事業です。それから一時預り事業は保護者の子育て支援として未就園児のお子さんを対象に宮原保育園で行っております。

40ページをお願いします。中段より下に保育園受託事業収入21万8千920円となっております。町外に居住している世帯で保護者の勤務先や送迎時間の都合で小国町の保育園に入園している児童の委託費2か月分となっております。

続きまして、節の雑入です。40ページの上から7段目の一時預り事業負担費10万3千円です。

それから42ページをお願いします。目の給食収入。保育園給食収入は職員が224万2千9

00円、実習生が4千400円です。

以上、保育園関係の決算説明を終わらせていただきます。

教育委員会事務局長（久野由美君） それでは、教育委員会事務局関係の歳入歳出決算について説明させていただきます。

まず一般会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページの総括表をお願いします。まず1ページの歳入につきましては教育委員会事務局が所管するものは、款13使用料及び手数料、款14国庫支出金、款15県支出金、款16財産収入、款18繰入金、款20諸収入があり、合計歳入決算額は3千546万7千36円です。

次に2ページが歳出です。教育委員会事務局が所管するものは、款9教育費の決算額3億2千848万5千222円のうち3億2千760万4千500円。少し下の款12諸支出金のうち1千109万7千777円です。合わせて歳出決算額が3億3千870万1千827円です。歳出総額に対し教育委員会事務局が占める割合は4.2%となっており、予算執行率は95.4%となっております。また対前年比は85.5%で5千700万円ほどの減となっております。主な理由といたしましては、令和2年度に実施したGIGAスクール構想のネットワーク環境整備などが減となったことによるものです。

次に、歳出の目ごとに主なものを説明します。

123ページをお願いします。目1教育委員会費です。こちらは教育委員会の会議など開催運営に係る経費です。教育委員会会議は8回開催しております。

次に、目2事務局費です。主なものは、教育長及び教育委員会事務局の人件費と事務費です。

また、125ページ上段にある18負担金、補助及び交付金の中に、高校の魅力化を図り学力向上と進路目標達成を支援する小国高校支援補助金252万円を支出しております。

次に、目3小中高連携事業推進費です。11役務費の中の検定手数料として91万8千243円を支出しています。これは学力向上に向けた取組として、小中学校の漢字検定及び英語検定そのほか中学校の対策確認テストの受講料などを助成したものです。

その下、項2幼稚園費は私立幼稚園行事などの活動支援として補助金を支出しているものです。

その下、項3小学校費です。小学校の児童数は基準日の令和3年5月1日で13学級251人でした。

目1学校管理費は小学校を管理運営していくために必要な経費で、主なものは1報酬で学校医報酬のほか会計年度任用職員として図書事務や学習生活活動支援員などの報酬となっております。

127ページの節12委託料の中ほどにスクールバス委託料として4千571万6千円を支出しております。スクールバス利用児童は、児童数の57%に当たる143人で、運行日は202日でした。

129ページ、目2教育振興費です。主なものは、修学旅行費補助金として34万4千円。対

象者は43名分で1人当たり8千円を補助しております。その他扶助費では就学援助を目的として支出しているもので令和3年度は35名の児童が認定を受け対象となっています。

その下、目3新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。10需用費の修繕費として236万4千714円を支出しています。感染予防対策で水道の蛇口の自動水洗などへの取替えとICT教育の環境整備のため普通教室の遮光カーテンの取替えを行っています。

その下、項4中学校費です。中学校の生徒数は基準日の5月1日現在で10学級154名でした。中学校費も小学校費と同様の支出構成となっております。

目1学校管理費。こちらは中学校を管理運営していくために必要な経費で、主なものは節1報酬で学校医のほか図書事務や学習生活活動支援員の報酬となっております。

131ページの目2教育振興費です。主なものは、修学旅行費補助金として65万6千円。対象者は令和2年度に実施できなかった中学9年生41名分で、1人当たり1万6千円を補助しております。中学8年生は令和3年度に実施できませんでしたので、その費用は令和4年度に繰越しております。そのほか扶助費では、就学援助を目的として支出しているもので令和3年度は23名の生徒が認定を受け対象となっています。

133ページ、目3寄宿舎居住費です。寄宿舎の管理運営に係る経費を支出しております。令和3年度の寄宿舎入寮生徒数は男子が7名、女子が11名の計18名でした。

その下、目4新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。主なものは、10需用費の修繕費164万1千420円を支出しています。小学校費と同様に水道の蛇口の取替え、遮光カーテンの取替えを行っています。11役務費の不用額のうち163万2千円は修学旅行のキャンセル料です。

次に、135ページをお願いします。目1社会教育総務費です。主なものは、地域学校協働活動や地域未来塾、放課後子ども教室、人権子ども会学習会費用と負担金、補助及び交付金として、地域づくり環境学習推進事業補助金や婦人会、PTAなどへの補助金を支出しております。なお、令和3年度において小国町奨学金貸付金の利用者は大学生1名でした。

続いてその下、目2公民館費です。公民館費は主に小国町の文化祭、成人式及び子ども会活動支援に係る経費を支出しております。文化祭につきましてはコロナ感染防止によりケーブルテレビで特別番組のテレビ放映というかたちで開催しました。

次に、目を一つ飛んで137ページ、目4文化財保護費です。小国町には現在国指定や国登録、町指定など22件の文化財があり、そのほか希少植物が群生する流湿原などの保護や維持管理に係る経費として支出しているものです。

その下、目5交流多目的施設費です。交流多目的施設の管理運営に係る経費を支出しております。施設の中にある小国町図書室の入館者数は、前年比20%増の年間5千137人でした。また貸出し冊数は、前年比16%増の1万1千111冊でした。

139ページ、目6町民センター費です。施設の維持管理費に伴う経費です。利用者は、申込みベースですが2万1千827人で、前年度と比較すると4千312人増加しております。一般の利用者も前年度と比べると率にして20%260人増加しています。

その下、目7新型コロナウイルス感染症対応経済対策費です。17備品購入費232万7千500円を支出しています。密を防いで活動するための拡張ステージ、仕切りパーティションなどを購入しています。

その下の目1保健体育総務費です。主なものは、スポーツ振興を目的として各種団体や各種大会開催経費あるいは大会出場に係る補助を行っているものです。

141ページ、目2体育施設費です。主に、林間広場、小国ドーム、旧小学校体育館の維持管理に係る経費です。体育施設の年間利用者は、申込みベースですが8万2千人ほどが利用しています。下のほうの14工事請負費は令和2年7月豪雨による小国ドーム敷地内の法面崩壊の復旧工事を実施したものです。

その下のほうの目3給食センター費です。小中学校及び小国支援学校の給食提供に係る経費です。令和3年度の実績は、職員を含め小学校281名、中学校が174名、委託の小国支援学校が66名、1日約530食ほど提供しており、年間稼働日数は100日で年間約10万5千食余りの給食を提供しました。

143ページの中段に目4新型コロナウイルス感染症対応経済対策費は体育施設費と給食センターの対策費で消毒用品などを購入しました。

次に少し飛んで、149ページをお願いします。款12諸支出金の目1繰出金で坂本善三美術館特別会計の繰出金として1千109万7千777円を特別特別会計へ繰り出しております。

次に、歳入について説明します。23ページをお願いします。中段の目6教育使用料で教育委員会関係の施設使用料収入です。

次に、27ページをお願いします。中ほどの目7教育費国庫補助金が教育委員会事務局所管です。小中学校ともに、へき地児童生徒援助費補助金、コロナ感染対策として学校保健特別対策事業費補助金などの収入です。

その下の目8災害復旧費国庫補助金で小国ドーム災害復旧費補助金の収入です。

次に、31ページをお願いします。下のほうの目6教育費県補助金として三つの事業等で46万8千円の収入となっています。

次に、33ページをお願いします。下のほうの目5教育費委託金、小国支援学校給食費の委託金として360万513円の収入となっています。

35ページの上から7番目の奨学金事業基金積立利子収入も教育委員会事務局所管です。

次に、37ページをお願いします。目2奨学金事業基金繰入金54万円です。

次に39ページ、目1雑入の中で一番上の電話料外、一行飛んで中学校寄宿舎宿泊負担金、次

の体育施設自動販売機収入、一行飛んで公有建物災害共済金、次のページ上から8行目にあります阿蘇世界文化遺産登録推進事業返還金、一行飛んで指定研究推進事業補助金、五行飛んで阿蘇地域元気再生支援事業助成金が教育委員会事務局所管の収入です。

次の目2給食収入の学校給食収入としまして、滞納分を含めて2千505万2千707円の収入となっています。

項5雑入の中に収入未済金が給食費で2万7千133円の未済額が発生しておりますが、8月末現時点でいずれも滞納が解消しております。

以上、教育委員会事務局所管一般会計決算の説明を終わります。

なお、令和3年度の決算主要施策成果報告書及び教育委員会事務局資料(1)決算資料を配付しておりますので、審議の御参考にしていただきたいと思います。

委員長(江藤理一郎君) ここで暫時休憩といたします。再開を11時5分からとしたいと思います。

(午前10時56分)

委員長(江藤理一郎君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時04分)

委員長(江藤理一郎君) これより認定第1号について質疑に入ります。

歳出からページを追っていきます。なお委員の皆様には事前に配付しております歳出費目別分掌事務一覧のピンク色の部分が本委員会の所管となっておりますので参考にしていただきたいと思います。

まず、59ページ、款2総務費、住民相談費。59ページ、60ページです。質疑ございませんか。

副委員長(児玉智博君) 無料法律相談顧問弁護士謝礼について聞きます。令和3年度の相談件数とまたその相談内容がどういったものになっていますか。

町民課課長補佐(前田孝也君) 令和3年度の無料法律相談の相談件数ですけれども、相談件数については72件となっております。相談内容としては大まかに五つに分けていまして、一つ目が、金銭貸借、土地関係、農地、交通事故関係が一つ。それと2番目が、相続の夫婦・親子、遺言関係です。3番が、国県町の行政一般の相談。あと4番目が、人権問題。あとそれに属さないその他として五つ大まかに分けた相談内容になっています。それぞれの相談内容をお答えしたほうがよろしいですか。

副委員長(児玉智博君) 件数を聞いているので、その五つしか分類していないのに。

町民課課長補佐(前田孝也君) はい。金銭貸借、借地借家関係です。まず1番目が22件です。

それと相続夫婦、遺言関係が10件。国県町の行政一般が13件。人権問題は1件です。その他が26件で合計で72件となっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 金銭、土地とか借家の大家さんとの争いなんかがこれに入ってくるかと思うのですが、そのあと交通事故関係もどれか一緒くたにしていたと思うのですけれども、それは五つに分類しているということでしたけれどもその分類方法を考えたほうがいいのではないだろうかというふうに思いました。その分類をもうちょっと見直す考えがないか伺います。

それからもう1点。例えば離婚問題なんかになると今二つ目に言われた相続とか家族関係の問題の中の10件に含まれているということでしょうか。

町民課課長補佐（前田孝也君） 今相談内容について「細かく分類しては」という御意見をいただきました。確かに細かい分類ができればそういう方向でしたいと思います。細かいところのいろんな相談内容がありますので、そこは是非細かい分類のほうでまた今後取り組んでいきたいと思えます。

あともう一つが、相続、夫婦関係、親子の10件のうちに入っているか。そうです。全部そこに全部入っているという状況でまとめてということ。細かいところの内容を見ていくとそういうのが出てくると思えますので、これも今後細かいところの内容でまた分類して相談件数の実績として上げていきたいと思えます。

以上です。

副委員長（児玉智博君） では最後に、この72件のあった相談のうちで、男女別は何件ずつか教えてください。

町民課課長補佐（前田孝也君） 72件の相談の中に男女の人数の割合は今出しておりませんので後ほどお調べしてお答えということによろしいでしょうか。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

次に進みます。61ページ、総務費の目の住民支援費ですが。

副委員長（児玉智博君） 負担金、補助及び交付金で補助金の部分です。更生保護女性会、保護司会にそれぞれ3万円ずつ支出がございます。この3万円の補助の用途というか、それはどういったものに充てられているのでしょうか。また併せてこの組織の保護司さん、また女性の方々の人数も御報告願います。

町民課課長補佐（前田孝也君） 保護司会の北部分会補助金及び更生保護女性会の3万円の補助金についてですけれども、3万円のというのはどこにということはないのですが全体の活動費の中で一部その3万円の負担というところで補助しているようなかたちになります。更生保護女性会も同じくです。

それとあとは保護司会さんの役員さんの数です。北部分会のほうは小国町と南小国町が合わさって北部分会を作られています。小国町の保護司さんの方が9名です。それと南小国町が7名で合計16名の役員の組織をされております。

あと更生保護女性会ですけれども現在のところ宮原、上田、北里、全地区いらっしゃいますので合計では36名の方が更生保護女性会で活動されている状況です。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 活動費ということでざっくりとした答弁でしたけれども、ではその活動の実績報告ではどういった報告が出てきているのでしょうか。

町民課課長補佐（前田孝也君） 実績の報告をいただいております。ここ一、二年ですかねコロナの関係でなかなか保護司会さんも小国町更生保護女性会さんもなかなか活動ができていないという状況の中で、大人数で集まってとか保育園とか学校関係とかに実際にお伺いされてというのがなかなか制限されてうまく活動ができなかった部分あるのですが、毎年7月が社会を明るくする運動の推進月間になっております。そこには保護司さんとあと更生保護女性会さんも一応推進協議会の中のメンバーとして入っていただいております、メインとしてその社会を明るくする運動の推進に係る事業が令和3年度についてはメインになっていたのかなと思います。あとはそれぞれ各会のほうでできる範囲での活動はされているということはお聞きしておりますので、「コロナが少し収束して収まっていけばまた活動を広げたいね」というような話は伺っているところでございます。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 会としての令和3年度に限っては社会を明るくする運動のみだったというふうに答弁されました。要するにこういうコロナではないときにはこの保護司さんや女性会の皆さんがいわゆる研修であったりとかあるいは県単位のそういう会議、集まりなんかに出かけられることはあるのですか。

町民課課長補佐（前田孝也君） 保護司会のほうも更生保護女性会のほうも一応各支部の上に県の組織があったりしますのでそこにあと九州の組織とかいうところもありますので、例年で言うとそういった研修には出席とか参加をされているというような実績報告も出てきておりました。ただ何度も繰り返すようですがコロナの影響で中止になったりとかいうところでそこもちょっとなくなっているという状況はあるようです。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） それでは、次に進みます。67ページ。款2総務費の戸籍住民登録費。67、68ページ。それから、69、70ページ上段まであります。質疑ございませんか。

よろしいですかね。では、次進みます。71ページ、款3民生費です。目1社会福祉総務費。71、70ページ。そして、次のページ、73、74、中段まであります。社会福祉総務費。よろしいですか。

では、進みます。73ページの中段から下、目2障害者福祉費。75ページ上段まででございます。いかがでしょうか。よろしいですか。

副委員長（児玉智博君） 障害者福祉費で医師の意見書作成料等々そしてまた委託料ということで、いわゆるサポートセンター悠愛に委託されている部分も出ているかと思いますが、実際そういう専門職ですね。委託先に精神保健福祉士等の専門職は、こういった資格を持たれた方が何名いるのか教えてください。

福祉係長（北里仁尋君） すみません。その情報を持ち合わせていないので、また改めて御報告させていただきます。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

では、次に進みます。75ページ、目の国民年金事務費。そして老人福祉費。77ページの上段まで老人福祉費でございます。

副委員長（児玉智博君） 緊急通報システム事業委託料について伺います。このシステムの簡単な説明とそれから通報システムの端末が幾つ設置されているのか教えてください。

委員長（江藤理一郎君） 老人福祉費の緊急通報システムですね。

副委員長（児玉智博君） そうです。76ページ。

福祉係長（北里仁尋君） 概要につきましては基本的には高齢者のひとり暮らしの世帯について固定電話がある世帯についての固定電話を利用した緊急通報システムとなっております。現在キューネットさんのほうに委託をしている状況です。件数のほうはまた改めて報告させていただきます。すみません。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

7番（西田直美君） 76ページ、その下になります老人クラブの補助230万5千965円ですが、これ具体的にはどういうふうな配分とどういう内容のための用途になっておりますでしょうか。

福祉係長（北里仁尋君） 老人クラブの補助につきましては、老人クラブ連合会と単位老人クラブに分かれております。老人クラブ連合会につきましては、令和3年度補助金につきまして80万1千664円。単位老人クラブにつきましては、合計で150万4千301円となっております。活動の内容につきましては、現在コロナ等でいろいろ活動が自粛されておりますけれども各種花いっぱい運動とか肥料の購入等に使われております。

以上です。

7番（西田直美君） 花いっぱい運動と何とおっしゃいましたか。

福祉係長（北里仁尋君） 肥料の購入。

7番（西田直美君） こういうのでいつも思うのですけれど、いろんなことに有効に使っていただけるのはいいことだと思いますし高齢者の方たちがいろんな参加をされること社会参加もされることもとても大切なことだと思うのですけれども、やはりお金の掛かることなのでその使い道ですよね。あくまでもこうやって補助金をいただいているわけですからそれをするための会計とい

うのを明瞭にしておかないといけないと思うのです。先ほどの保護司会のほうもありましたけれども今回の分に対してでもそうなのですけれども、これを町にそれぞれ報告というのはきちんとやっているわけでしょうか。

福祉係長（北里仁尋君） はい。実績報告はいただいております。

7番（西田直美君） それで思うのですけれども私幾つかあっちこっちの決算の分を協議会とか婦人会とか見させていただいたときに領収書とかの添付がないのです。領収書とかの添付がなくて私たちは確定申告なんかするとき必ず領収書を全部取っておかないといけないし、それに対して審査もされます。「これは妥当である」とか「これは使えませんよ」とかいろいろ言われてやることなのですが、やはり補助金をもらうからには皆さんなかなか高齢者の方とか女性の方でもいろいろいらっしゃると思うのですけれども、エクセルを使ってどうこうということがなかなか私も使えないのでできないかもしれないワードかもしれないけれども、少なくとも領収書の添付は必要だろうと思うのです。「コピーでいいので領収書をきちんと日付ごとに出してください」ということだけは徹底してやっていただかないと、どこに使われたかわからないでざっくり幾らざっくり幾らというのをよく見かけるのでこれではちょっとやはり信頼性が欠けてくると思うので、その辺は全体のことにに対してこれだけに限らず徹底してほしいと思うのですがいかがでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 今の御指摘の件ですけれども老人クラブ関係の補助金関係今内容についても少し足りない部分があったと思いますけれども、その地域地域で老人会として活動される場合にいろいろとその花植えの活動であったりとか当然そこで集まって会合を行ったりとかとにかく実績として活動したのに対して補助するという考え方には変わりありませんので当然今現在領収書の添付までは補助金実績のときに義務付けはしていませんけれども、当然支出済みの領収書の確認等を行って実際に支払ったものに対しての支出ということで補助金を出すということで当然年度末にその精算確認を行って補助金を出しているというような状況で、領収書の添付関係については今後他の補助金関係も関係してきますので全てにおいてそれが可能であるかという部分について検討といいますか確認をしていきたいというふうに思います。

以上です。

7番（西田直美君） 例えば、花いっぱい運動で植ええました、球根植ええました、そのあとにみんなでお茶をしました、ちょっとお菓子を買いましたと言ったってそれは構わないと思うのです。でもそれさえも分かるようにしておけばいいことであろうと思って。誰もお菓子を食べるなどか言わないからそういうことも含めての高齢者の集まりだろうと思うので、そういうところの幅を持たせて構わないと思うのです。でもやはりお金の動きを分かるようにするというのはやっぱり一円までの動きがきちんと分かるというのは大切なことだろうと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

町民課長（宮崎智幸君） 今まで以上にそこら辺の確認というか領収書関係の確認も含めて補助金が適正に支払われるように確認作業を行っていきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） 次、進みます。77ページ、目5医療費一部負担金、6高齢者等活動支援推進施設費、7後期高齢者医療事務費までです。質疑ありませんか。

ないようですので、77ページ、目8人権政策費。次のページの中段まで。そして79ページの隣保館運営費。次のページ81の上段まであります。

3番（穴見まち子君） 78ページの子ども医療費ですけれども、使用されている人数と年代別と中身と。熊本県内の多くの医療機関だと思いますが分かる程度でいいので説明をお願いします。

子ども未来係長（原 麻梨子君） 申し訳ありません、確認なのですけれどもお尋ねは受給者の年代と県の何というふうにおっしゃいましたでしょうか。

3番（穴見まち子君） 医療関係も阿蘇郡とかではなくて県内全域に広がっていると思うのです。それでどんな医療関係にかかっているかというところがわかればいいです。

子ども未来係長（原 麻梨子君） 行った先の医療機関ということですか。

3番（穴見まち子君） はい、そうです。

子ども未来係長（原 麻梨子君） データは一応大まかに福岡県とか熊本県内の熊本市とか菊池郡市ではデータの分析のほうを行ったのですけれども、受給者の年代というところでは受給者数しか今は持ち合わせがないので、受給者数に関しましては昨日確認したのですけれども今資料を持っていないのでまた後ほど回答させていただきます。

副委員長（児玉智博君） 部落解放同盟小国支部補助金について伺います。まず部落解放同盟という部落の代表みたいな顔をしているわけですがけれども、でも実際はいわゆる部落出身者というのは全国に100万人から200万人いると言われていて解放同盟に組織されている人ということその全体の1%に過ぎないのではないかというような研究もあるわけです。そこで確認なのが「部落解放研究くまもと」という雑誌知っていますね。これ87年に出版されたのですがこれ特集として小国町地区調査報告というのが出ております。非常に読み物としてはおもしろく読ませていただいたのですが、この中で対談が載っているのですが杉本敏男さんが「全部で地区内は20世帯くらいで解同支部は10世帯くらいだ」ということをおっしゃっていました。86年当時つまり組織率というのは50%くらいだったのかなというふうに思いますが、現在の部落地区の旧同和地区の部落の世帯がどれくらいでまたその解同の組織率が何%なのかをお答えください。

それから歴史をひも解いてみますと同和对策特別措置法が44年に成立しました。そして部落解放同盟小国支部の結成というのが47年ということ。これに書いてあったので本当かどうかわからないけれどこれにはそう書いてあります。それから最初は部落解放同盟への補助金というかたちでは出てなかったそうです。最初は町が同和地区指定しましたのでその地区に対して毎

年20万円ほどの補助金が支出されていたそうであります。それが大体100万円以上ぐらい貯まっていたそうなのですが部落解放同盟小国支部が何の解放運動もしないやつらにただただ金だけやるのはけしからん。俺たちのほうによこせというような運動をされたとざっくり言うというところがこれに書いてあるわけです。最初の補助金はその団体補助金というかたちではなかったそうなのですがこれには詳しく何年というのは書いてないので恐らく支部が結成された47年から50年ぐらい間の話だと思えるのですけれども、第1回部落解放幹部学習が黒川温泉であったと。そのときに小国で初めての対町交渉をしたと。それで研修会参加の費用を役場に出させるのに3日3晩かかったというふうに言っているのです。3日ではなくて3日3晩。つまり町長とか教育長を町長室なのか教育長室なのか。そこに行ってあとのほうにも書いてあるのですけれども机をたたいて交渉したと。それでこの研修会参加の費用を勝ちとったと。ところがなかなかその団体補助金まではそのときは出なかったということを書かれております。そして団体補助金が初めて出たのが1951年度にわずかだけでも出たということが書かれているわけです。それで加えて地区に対して出されていた20万円ぐらいの大体5年間にわたって出ていたそうなのですが、その地区に対する補助金を打ち切らせてそれで現在に至ってるということであります。それでこの補助金というのは1952年からでありますのでその後最初は50万円とかそういう値段だったらしいのですが、都度都度やはり役場に要求して役場は言いなりで上げてきたということなのです。私毎回こんな補助金はもうやめたほうがいいと言っているのですが、やっぱり役場はもう最初解放同盟が出させるのにも何年か苦勞されたそうなのですがやっぱり一旦出し始めたものをやめさせるというのはもっと難しいんだなというのをこの間私は感じているのですが、ただ私も役場の職員を3日3晩かけてやめろというわけにもいきませんのでこの議会の場で要求するしかないわけなのですけども、そろそろやっぱりこれ見直す時期にきているのではないかと思いますがいかがでしょう。

隣保館長（吉岡晃宏君） 隣保館長の吉岡です。

先ほどお話がありましてその話のほうが少しずれていたら教えていただきたいと思うのですが、まずその地区の20世帯中10世帯が最初支部員として50%組織率だったというところで今の現状はということだと思えるのですけれども、まず私のほうで把握しておりますのが解放同盟小国支部の補助金のほう私のほうが交付しておりますのでそれらの支部の方で研修であるとか実際決算報告で会費としていただいている世帯数というのを把握しておりますが、全体の支部の人数とか世帯というところまでは私のほうで把握しておりませんので今でいうところでは支部の補助金として交付している世帯としては11世帯というふうになっております。

副委員長（児玉智博君） 見直しのところ教えてください。

隣保館長（吉岡晃宏君） 補助金交付の見直し一番最後のお話されたところかなと思うのですけれども、先ほどの本に書いてある話からすると50万円スタートであったというところで今が17

0万円というところで補助金のほうを交付しているところでございます。ただこの170万円も遡ってみれば減っていった上で170万円になっているところになっておりますので、それでも町のほうで補助金として交付したときが恐らく200万円超えてすみません金額まで覚えていないのですけれども250万円近くあったときもあるのではないかなというふうには認識しております。ただそのときの町の予算の財政状況でありましたり全体的にカットしている時期もあると思いますのでそういった景気で削減をしてきた経緯もあるというふうにお聞きしております。今現在170万円ですと固定するかと言いますとそういうことでももちろんございませんので、この社会の流れであったり時代の流れであったりもちろん町の経済状況とかを見ながら支部の活動を本当にしているかという確認をしながら今後の補助金の支出額というのを話の中で決めていきたいなというに思っているところでございます。

以上です。

副委員長（児玉智博君） それで町はやはり部落差別は根強く残っているという立場に立つから、いつまでたっても補助金を出し続けているというふうに思うのです。そこで特別措置法が失効して以来約20年経つのですがこの20年間に小国町の中での差別事象が確認されているかと聞きましたら町は確認していないという話でありました。これが出たのが87年というふうに言いましたけれどこの地域生活という中でこの大塚正文さんというのが小国町の概況など書かれているわけです。それでその中に書かれているのが「私が覚えている限りでは、相撲や祭りにかてないなどの差別的なことはなかった。生活はみじめであったことはわかっていたが差別されるという意識はなかった」というふうに書かれているわけです。生活はみじめだった。私は同和地区外に住んでいますが私の祖父の若い頃などというのはやはり貧しくて竹切りを生業にしていたわけですが、昔ですからそんな道路も今のようにアスファルト舗装されていない時期でしたのでやはり下滴水とかそういう山の中にもって家に帰らずにそういう竹切りに勤しんだという大変貧しい生活だったというのはそれは同和地区内外かかわらず昔の日本というのはというのは貧しくみじめな、みじめというかそういう言い方によればみじめな生活をしていたというのは当然だったと思うのです。こういう「部落解放研究くまもと」これ部落解放研究会というのはちゃんとした組織というか今は学園大の教授が会長をされている組織でありちゃんとした組織と行政も思うのではないかと思うのですが、そういう研究紀要にそのように載っているわけですから本当にこう部落差別があるのかどうなのか。全国でわずか組織率1%の解放同盟が差別があるからと言ってそれをうのみにして、こういう補助金をいつまでも出し続けるというのは誤りなのではないかと思うのです。

それでこの当時は組織率が約50%約というかちょうど50%だったわけですが、組織率も確認してないというのは驚きであります。でも確認できないというのはそうだと思うのです。部落にルーツがあるかなどうかなんていうのは今や外形的にはわからないし調べようもないと思うの

です。戸籍なんてそんな簡単に他人が見れなくなっています。加えて自分自身もどうかかわらないというのが実情ではないかと思うのです。私も祖父まではぎりぎり昭和生まれです。しかし曾祖父になると明治生まれ高祖父になると江戸時代の生まれです。高祖父まで遡るとみんなそうですけれども高祖父母の人数は全部では16人になるわけです。高祖父母の名前を16人言える人なんて多分世の中にいないと思います。つまり江戸時代のいわゆる賤民と言われる人たちがその中に入っていないよという証明もできないし、そういうふうになれば限りなく100万200万が部落にルーツがあるのではないと言われるような状況に今なっているわけです。子供が2人生まれれば1組の親から2人になるわけですから。そういう中でやはり組織率もわからない。そんな組織が部落を代表する組織なんていうことがあり得るわけがないと思いますけれども、町としてはやはり部落解放同盟がそういう部落を代表する組織なのでしょう。

隣保館長（吉岡晃宏君） 先ほどの解放同盟が運動体の中での1%にすぎないところという話がありましてそれについてですが、まず解放同盟であってもなかったとしても部落差別というところで考えれば100%の組織というか皆さんに活動されていると思うのももちろんその意思とか考え方とか違うところがあると思うのですが、そういったところで国のほうでも部落差別解放推進法ができておりましてそこに部落差別が存在するといいますのはもちろんその99%の活動されている方1%と言われる解放同盟の方もそれぞれいろんな思いでしているのですけれども、皆さんがそういったまだに差別があるということを国が認めたという法律だと思うのです。それがいまだあるので解消するために今でも行動していくということは町の方針としても変わらないところで推進していこうと思っておりますのでそちらは変わりはありません。

町民課長（宮崎智幸君） 補助金の必要性という部分でのお話だと思うのですが、児玉議員言われるように歴史的な背景の中から現在に至っているわけです。その中では先ほど言われたように昭和44年に同和対策事業の特別措置法ということで時限立法が成立してその後33年間特別対策が行われてきたわけなのですが、その中である一定程度のハード整備とか環境整備とかそういった部分については一定の成果が認められたとそういった中で一般施策に移行された。さっき係長のほうからも言いましたように現在では国のほうも新しい法律として平成28年に部落差別解消の推進に関する法律というものを制定しております。また県におきましては令和2年に熊本県部落差別解消の推進に関する条例を制定しております。また町のほうも同じ年に小国町部落差別撤廃人権擁護に関する条例ということで条例改正して国県の条文を盛り込んでいるというような状況です。その中にははっきりと部落差別に関する部分については国民の責務それから行政の責務ということを確認にうたっております。というところで町としてもこの支部の方たちに対する補助金というのは必要だというふうに考えております。当然支部の方というのは自分たちでいろいろと学習をしてそういった差別を跳ねのけていただくというような力も付けてもらいたと思いますし、それにプラスしてそういった差別が起こらないようにというところで町民の方全員を対

象にそういった啓発活動という部分に加わっていただいて活動をお願いしていきたいというふう
に考えております。なかなかさっきから言われるように世帯の数とか率とかまた差別事象関係に
ついてはなかなかシビアな問題もありますので調べようがないというか調べにくい部分もありま
す。過去には事象関係も差別事象であったり実態調査等も行われてきているというふうに認識は
しております。今年私が4月に町民課のほうに来まして人権関係主管の課長会議等に参加した際
も熊本県内辺りではまだまだいろんな差別が具体的に事例として報告もされております。もちろ
ん小国町のほうで差別がないというのが一番いいかたちではあるかと思えます。ない状態を続
けていくためにもこういった活動というのは継続して取り組んでいく必要があると思っております。
また支部の補助金につきましては先ほどの補助金これ支部の補助金に限らず他の補助金もそ
うですけれども、しっかりと中身を精査して必要な部分に対して補助金を出す。また当然見直し
が必要とかいう部分がある中であればそこは改善していくということで考えておりますので、町
としてこの補助金については今後も継続して行っていきたいというふうに思っておりますので御理
解のほういただきたいと思えます。

副委員長（児玉智博君） 差別解消推進法にも町の条例にも財政措置というのはいわれない
わけですね。補助金を部落解放同盟に出しましょうなんていうのはいわれないわけですね。あ
くまでその法律にないことを行政の判断だけでやっているというのが今の状況だということ指
摘しておきたいと思えます。

それで差別事象と言ってもこれはもうそんな昔の話ではないのですけれども兵庫県の篠山町丹
波篠山そこで起こったことは要はそういう同和対策事業で住環境が改善されていってその地区
の住民の人たちが運動に取り組みなくなった。もう道も広くなったしいいじゃないかというこ
とで熱心にやらなくなったわけです。そこでその支部長がいや差別はあるというふうにして奮
立たせようということは何をしたかという、部落解放同盟の県連会長の車に差別落書きをした
わけです。それで差別事象だということで大騒ぎになったのですが、その支部長が事前に別の支
部員の人に「こういうことをやろうと思うから手伝え」というふうに言っていたものだから「い
やそんなことは手伝えるか」と言って断られたわけですが、そこで相談を持ちかけていた
からそれが明るみになって最終的には県連なんかの調査にもその支部長は否定していたわけ
ですが最終的には自殺に追い込まれたというような事例があるわけです。また最近ではもっと
最近になると福岡の立花町今もう八女市になっていますけれどもその臨時職員かな臨時職員こ
の方旧同和地区出身者だったわけですがその人がわざわざ町とかに差別するようなことを書い
た手紙を送っていたわけです。それで「自分はこんな差別には負けないんだ」ということ言っ
て自分自身がそのときは持ち上げられるわけです。いろんなところに講演会に行ったりなんかし
ただけでも最終的にはそれが自作自演だということが明るみになってしまったわけです。今その人
がどういうふうになっているかわかりませんが、こういうふうには要は差別の捏造というの

をやり続けてきているのが部落解放同盟なのです。本当に差別が残っているならそんな自作自演とか捏造とかする必要はないと思うわけです。しかしそれをやり続けている。この間この50年半世紀以上部落解放同盟がどういふことをやってきたかという要は子供たちに部落民宣言とか立場宣言を学校なんかを通じてやらせてきているわけです。これにも当時の中学生の部落民宣言やゼッケン登校をしたということが実名で出ております。結局そういうふうにして差別を引き継がせてくるようなことをしてきたのが部落解放同盟だというふうにするわけですね。今年水平社宣言から100年の年ということで各新聞では特集記事が組まれておりました。西日本新聞では中国地方の部落地区出身だという記者が全15回ほどの連載記事をしたわけです。そこで今も結婚差別に苦しんでいるという自分たちの年代が。まだ私より若い世代です。20代の記者でした。何で苦しんでいるかというといわゆる集会所等で行われる学習会に自分よりそのとき子供から見たらおじさんの年代の人が講演に来て自分は結婚差別を受けた。それで結婚したかった相手と結婚できなかった。部落差別は根強く残っているのだという話をしたわけです。そしたらその記者になった方が大変なショックを受けて自分は将来こういう差別を受けるのかと絶望して、いまだにその方の仲のいい人またその方の姉はこの人と交際しようというふうになると仲が深まる前に「私は部落出身者ですけどもいいですか」という断りをしているというわけです。部落解放同盟や行政が行ってきた同和教育がこういう不幸なことを招いている。実際その人たち自分がどういふ差別を受けたかなんていうのはそこには載っていないわけです。言わば部落差別というのはおばけみたいなもので子供に「おばけはいるんだ、おばけはいるんだ」と教え込めば庭やベランダで干したままのシーツが揺れているのを夜中見たらそれがおばけなのではないかと怯えるようなものだというふうにするわけですね。私はこういう補助金なんかはきっぱり断ち切るべきだと思う。

それで最後に御紹介したいのが「部落解放研究くまもと」これ第13号なのですが杉本敏男さんがこういうことを言っております。「それまで自分は助成金なしで自腹でどこの研究会にでも参加してきた。自分の金で参加しよった学習会じゃけん学習の意欲がちごった。ありが助成金が出て旅費が今んごつ簡単に出ていたらあやん真剣に勉強はせんじゃったっちゃなかろうか」とおっしゃっているわけです。やはり自分で出すお金で参加する学習会であれば少しでも多くのものを吸収して帰ろうと学習意欲が違って来るわけです。改めて聞きます。やはりこの杉本さんのように学習意欲を今の方たちにも持ってもらうため助成金なんていうのは出さないほうがいいのではないですか。

町民課長（宮崎智幸君） 当然補助金、助成金ないかたちで自助努力によってそういった力がついていくというのが理想ではあります。しかしながら部落解放同盟の小国支部に関してはそういったかたちには現在のところは至っていないということで小国町のほうは補助金を出しています。先ほども言いましたように当然そういう理想といいますか目指すべき姿というのはありますけれ

ども、しっかりそこは支部の方たちとも対話をしていながら見直せる部分については当然見直しますし、無駄な支出とかそういったことがないようにしっかりそこは精査をかけていきたいというふうに思っております。補助金については今後も必要であるというふうな認識に変わりはありません。御理解のほうよろしく願いいたします。

委員長（江藤理一郎君） ここで暫時休憩といたします。次を1時から再開いたします。

（午前11時58分）

委員長（江藤理一郎君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後1時00分）

委員長（江藤理一郎君） 会の慎重な審議も必要ですがスムーズな運営としたいので、質疑3回、最終的には質問のほうはまとめてというかたちで委員それから執行部のほうもお願いいたします。それでは79ページ。

町民課課長補佐（前田孝也君） 午前中児玉議員より御質問いただいております令和3年度の無料法律相談の男女の人数についてお答えしたいと思います。相談内容別について男女の人数をお知らせしたいと思います。まず一番の金銭貸借、土地境界、農地、交通事故ですけれども、相談者の方男性が11名、女性が11名です。合計22名です。あと2番の相続、夫婦、親子、遺言関係ですけれども、男性の相談者が2名、女性の相談者が8名、合計が10名。3番の国県町の行政一般、相談所の方男性が10名、女性が3名。あと4番の人権問題は男性の方が1名。あと5番のその他ですけれども男性の相談者が18名、女性の相談者が8名。男性の合計は42名、女性の相談者が30名、合わせて72名となっております。

以上です。

福祉係長（北里仁尋君） 私のほうも午前中に質問いただいた件についてお答えしたいと思います。

まず児玉議員よりいただきました相談支援員の人数と資格についてなのですが、相談支援員、人数のほうは4名で相談支援をしていただいております、資格としましては実務経験と研修を受講することとなっております。さらにその4名についてはそのほかにも介護福祉士等の資格をお持ちの方が相談員としてついております。

西田議員のほうからいただきました緊急通報システムにつきましては、人数としましては3月末現在で34名となっております。

以上です。

子ども未来係長（原 麻梨子君） 午前中に穴見議員より御質問いただいていた件につきまして回答させていただきます。

まず子供医療費の年代別の受給資格者数なのですが、全体でまず836人おられましてそのうち幼稚園生が312人それから小学生が252人、中学生が158人、高校生が114人となっております。それぞれの件数なのですが、幼稚園生が5千100件、それから小学

生が2千140件、中学生が1千105件、高校生が778件ということになっておりまして、幼稚園生が全体の56%を占めるようなかたちで大きくなっております。

それから受診先の医療機関なのですが、こちらは現物給付をしている医療機関はおよそ全体の7割を占めておりまして残りの3割につきましてはおよそ日田市のほうがその12%でその他の医療機関の中で一番多く占める割合が高くなっております。それから次に熊本市とそれから次に菊池郡市のほうで多くなっております。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） 幼稚園生ではなく保育園、幼稚園ですよね。

子ども未来係長（原 麻梨子君） 未就学児です。0歳から6歳の子供さんです。

委員長（江藤理一郎君） 以上で午前中の回答はよろしいですか。

7番（西田直美君） 先ほどの無料法律相談のところなのですが、全体として男性の割合が高いのですが、相続のところだけ相続関係です男性2名の女性8名ということでしたけれども、これはその8名のほうのどういう内容かというのまでわかりますか。

町民課課長補佐（前田孝也君） お答えいたします。

10名ですが、内容についてはまだ詳しくは答えができません部分がありますので、ここでは回答は差し控えたいと思います。

7番（西田直美君） 全体としても42対30と女性が4割強ぐらいいらっしゃるということで以前もあったかと思うのですが、その無料法律相談の弁護士の方を女性の弁護士もいらっしゃる女性の方の相談がしやすいのではないかと。特に例えばその子供のことであるとか離婚関係とかになりますと余計にそういうところは女性には男性ではわかっていただけない部分もあったりすると思うので、その辺のところも御検討いただけるとありがたいかなと思います。

町民課課長補佐（前田孝也君） ありがとうございます。

今年度一応女性弁護士の方の無料法律相談ということで計画どおり実施の方向で今進めておりますので、9月までまだやれておりませんができれば10月、11月辺りで調整してということは計画しておりますのでそれをお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 緊急通報システム事業委託料で聞いたのは多分私だったと思うので。端末が34件に貸し出されているというか設置をしているということでありました。

ではその34の方のうちで令和3年度に実際にそういう通報があった方が34名中何名何回あったのでしょうか。

またこの通報システムの仕組みを簡単に御説明願います。

福祉係長（北里仁尋君） 件数につきましては、テスト等も含めまして緊急通報としては1件、相談連絡が11件、昨年です。

中身につきましては電話のほうに機械を設置しまして、通報相談というボタンが設定されてきてそれを押すことによってキューネットのほうにつながるようになっております。またペンダント式を持っているものもあります。

以上になります。

委員長（江藤理一郎君） それでは、進めます。79ページ、目の隣保館運営費が81ページ上段まであります。隣保館運営費はよろしいですか。

では続きまして、81ページの日、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費。11の住民税非課税世帯等臨時特別給付費です。

副委員長（児玉智博君） 避難行動要支援者システム導入負担金について聞きます。これは去年の9月議会だったと思いますが私がこのシステムに登録されている人が何人でまたそのうち何人の方が土砂災害あるいは浸水等の危険箇所にお住まいかということを探ねましたところ、633人登録されているうち250人が危険箇所にお住まいだという回答でありました。そこでこの633人、250人という人数が現在どのように変わっているのかお知らせください。またこの避難行動要支援者システムに登録されている方への支援というのがどういったかたちで行われているのかお示しいただければと思います。

町民課審議員（中島高宏君） 御質問ありがとうございます。

まず登録者数です。要支援者名簿に登録している人数ですけれども8月末で数字を出しているものがあります。登録者数は613人です。そのうち土砂災害警戒区域に住んでいらっしゃる人数が197人ということになっております。内訳としましては、土石流について警戒区域に入っている方が78人、急傾斜地の警戒区域に133人、地滑りが8人、また特別警戒区域、土石流と急傾斜地のレッドゾーンと言われる特別警戒区域に住んでいらっしゃる方が土石流については3人、急傾斜地崩壊地域には41名ということになっています。

洪水浸水想定区域には148人いらっしゃいます。内訳として、50センチ未満が15人、50から3メートル未満が81人、3メートルから5メートルが52人、5メートル以上はゼロ人です。

要支援者名簿に登録したことで何の支援を受けられるかということでもありますけれども、まず町としましては避難行動要支援者名簿を作成するにあたって民生委員さんの協力のもと本人さんの同意を得て登録をしていただいているところであります。必要な情報を提供していただいています。この必要な情報というのはまず緊急時の連絡先それから医療情報どこの病院にかかっているとか。あと避難する場所あと避難するときの支援者などの内容を記入していただいている同意書を出していただいております。この情報をもとに町が要支援者名簿に登録しまして関係機関に配付しております。関係機関につきましては、まず小国警察署あと阿蘇消防本部の北部分署、消防団には幹部の方にお配りしております。あと社会福祉協議会、福祉避難所に指定してるところにも

配っております。また地域の支援者には同意をもらって協力をいただいている民生委員さんそれから児童委員さんと行政部長さんと令和4年度からは自主防災組織にも全部配付するようにしております。配付した名簿については地域の住民の共助による日頃から平常時からの声かけの見守り活動や災害のときの避難支援体制のために提供しているところで、まずは名簿を登録している支援者である周りの方が日頃から見守っていく体制を作ることと、災害の発生が予想されるときは周りの支援者とともに連絡をとって一緒に避難していただくようなことを目的として名簿を作成しているところです。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 今お答えになられたのが登録人数が613人ということで、去年の9月議会でお尋ねしたときよりも20名少なくなっているわけです。ところが危険な区域に住まわれている方土砂災害等の危険な場所には197名、浸水が想定される区域が148名ということでこれ合わせれば優に300人を超えてしまいます。9月議会の答弁では250名でしたので恐らく二つ土砂災害も危険だし浸水の危険もあるというそういう二つの危険がまたがった地域もあると思いますので絶対数を分けないで何件危険なお宅があるのかお答えいただきたいと思います。それで今お答えがあったいろんな情報を登録していいか御本人さんの同意があればそれを登録する。登録したものは警察、消防、社会福祉協議会、消防団、地域の支援者、民生委員とか行政部長さん、自主防災組織のリーダー、サブリーダーに配るということでありました。去年の9月議会で私が質問したのは杖立の湯鶴5組にお住まいの高齢者世帯の方が湯鶴4組ですか。お住まいの方に声がかからなかったという問題を指摘しました。次の議会で同僚議員がその点に質問されたら地域の方が声をかけていたと。実際それが声がかかっていたかかかっていないかそれはわかりませんが、御本人さんたちにしか。しかし町長はKさん、Kさんというふうにおっしゃられたけれども声をかけた方も御高齢の方だったわけです。その方車で避難所に向かわれたけれどもただでも高齢であるために人は乗せないということで一緒には行かなかったと。私はよく分かるわけです。私の親戚のおばも80代超えても運転をしておりました。「運転はするな、免許は返上したほうがいい」というふうに勧めるのですがなかなかそうならない。今80代後半になって免許も返上しているのですけれども80代前半まではやっぱりお友達なんかを乗せて南小国町に出かけていたりとかしていたので「頼むから人は乗せないでくれ」と。「もしそこで事故が発生して同乗していた人がけがでもしたり、あるいは亡くなったりしたら大変なことだ」ということでやっぱり高齢の親とか親戚には子供たちしてみればできれば運転してほしくないし運転するにしてもやっぱり人を乗せるようなことはやめてほしい。これは当然の流れだと思うのです。それで私問題なのは地域での共助共助と言うけども今から先。だから地域、隣近所というのをどこまで定義するかという問題もあるのだけどやっぱりそういうお年寄りしかいない介護の問題で老老介護というのが今社会問題になっていますけれども、やはりこういう防災であったりとか緊急の避難の

ときの支援がお年寄り同士で支え合わなければならないという要はやっぱり地域任せにしてばかりはおれないと思うわけです。

先ほど緊急通報システムのことでお尋ねしました。それで実際そういう固定電話を利用しての通報システムということでありましたが、その相談とかということではキューネットのほうに通報がいくという仕組みになっているということでした。ですのでこういう緊急要支援者システムに登録している人がこのペンダント型でも何でもいいのだけれども、こういう避難時に避難の支援を要するときに通報ボタンを押して相談するかそういう仕組みも考えられないかと思うわけですが技術的に可能なのかどうなのか教えてください。

町民課審議員（中島高宏君） 先ほどの土砂災害の警戒区域と洪水浸水想定区域ほうで人数を197と148ということでお伝えしまして合計が345人になります。重複が36名で309名ということになります。9月議会で報告した数字につきましては確か洪水浸水想定区域の調査が間に合わなかったということが入っていなかったということだと思います。

新しい緊急通報システム辺りを使って避難行動に結びつけないかということでもありますけれども、まず町としましてはより優先順位の高い方を精査する必要があると思います。613名この全員の方が同じレベルの避難が必要な方というふうには考えておりませんので、まずはレッドゾーンとかイエローゾーン区域に入っている方を優先してそういう調査を行った上で緊急通報システムと結びつけるという考えは出てくるかというふうに思っております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） もちろん優先順位を決めてより順位の高いところからということだと思います。やはり平地で河川も近くになれば動かないことが何より風水害に関しては一番だと思いますので、優先順位を決めた上でそういう新しい技術を使った取組をいただければと思います。

最後にもう1点です。やはり9月議会で取上げました高齢御夫婦の方が言ってらっしゃったのが「誰に相談していいかわからない」ということを言われていたわけです。だから本当に「年寄りが年寄りに相談しても」という思いがあられたのではないかと思うのです。そこで私が質問したからかどうかわからないけれども杖立は恐らく観光協会さんとかが中心になってだと思うのですが、防災リーダー、サブリーダーとかの一覧表を配ったそうなのです。そしてまた「災害が発生したときに手助けが必要な人はあらかじめ言っておいてください」ということで回覧版か何かで知らされたということで、その方はとても喜んでいらっしゃったのです。それは自主防災組織での取組になるのかもしれませんが、そういう先進的な取組をしているところについてはやはりほかの自主防災組織にもそういう事例を強制することはできないかもしれないけれど紹介する共有していくことで町全体の取組のそういう防災力の向上とかふうに取り組んでいただきたいと思います。御検討いただけないでしょうか。総務課になるかもしれないけれどそうなる。

町民課審議員（中島高宏君） 自主防災組織ありますけれど地区によってまとまったところもあればそうでもないところももしかしたらあるかもしれませんが、自主防災のリーダー会議というのを総務課でも6月に行ってそういう防災力の向上に努める研修会をしているところがございますので、そういった中でも避難者名簿とかそういう辺りをまた説明していきたいと思います。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） 次進めます。

3番（穴見まち子君） その上の敬老会等事業費助成金のところですけども、現在小国町に敬老会としての名簿を出されている方の人数とこの助成金はなかなかコロナ禍の中でいろんなかたちができなかったけれども、どのようなかたちで利用しているのでしょうか。不用額が83万723円と利用額があんまり変わらないのですけれども、その説明をお願いします。

福祉係長（北里仁尋君） 敬老会全部の地区の名簿が出ているわけではありませんので全地区の対象者についてはわからないのですけれども、今回令和3年度で支給した対象者数につきましては、宮原協議会が176、上田協議会188、北里協議会138、西里協議会68、黒淵協議会215、計の785名に対して敬老会の助成金として支出をしております。

中身につきましては、記念品等タオルであったりとかお弁当であったりとかというふうなかたちで記念品等として配付をしているような状況です。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

それでは、81ページ、児童福祉費に入ります。児童福祉費が目の児童福祉総務費、次のページ上段までございます。よろしいですかね。

では83ページ、保育園費が85ページの中段以降までございます。いかがでしょうか。質疑ありますか。保育園費。

3番（穴見まち子君） 86ページにプール機械保守点検とありますけれど、保育園は基本的に今プールは使っていないと思うのですけれども途中から使っているのですけれども、どこのプールの点検料なのでしょうか。

町民課保育園長（清高德子君） このプール機械保守点検委託料は旧北里小学校プールの点検を行いました。コロナ禍の中でずっとプールは本当に使っておらず、保育園としてもやっぱり北里保育園もゼロ、1歳児の入園が多くなりプールの管理がやっぱり朝夕の濃度とか調べたりするのが大変だったのでちょっとそれは難しいというところだったのですけれども、機械が動くかどうかの令和4年度に向かってというところでの点検を一応行いました。

7番（西田直美君） その下のほうになります宮原保育園隣接山林購入費110万円というのがあるのですか、これを買ったことによって保育園で何かメリットと言ったら変ですけども、そこを利用するであるとか日がよく当たるようになったであるとか、何かいいことありましたか。

町民課保育園長（清高德子君） 増築の園舎も建ちました。裏山がありまして少しでも日当たりが良くなるようにというふうにしていますけれども、先日伐採が始まりましたので今後冬が大分暖かくなるのではないかと思います。

以上です。

副委員長（児玉智博君） この山林を購入されて伐採が始まったと。切ったら日当たりが良くなるかと思えます。ただ山の地表に光が当たり始めますので草が生えると思えます。その草というのは毎年切り続けるのでしょうか。また切り続けるとすればそれは保育園費の中で予算を組むのか。それとも総務課の管財のほうで組むのか。どういう話になっていますか。

町民課長（宮崎智幸君） 宮原保育園裏の山林につきましては、先ほど園長から申しましたように伐採が始まったということでこの土地について購入後は普通財産として総務課のほうで管理していただくことになります。ということで当然伐採後には新たにその土地の維持管理をしていく必要がありますので、当然草を切るであるとか新たに広葉樹を植えるとかそういった作業が発生していくと思えますけれども、その部分については総務課の普通財産として管理を行っていただくということで考えております。そういうふうに協議が終わっております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） よく経緯わかりませんが普通に考えるなら保育園が「日当たりが悪い。だから何とかしてほしい」ということで保育園の中からこういう話というのは普通出てくると思うのです。よそからではなく。それで保育園の希望として木が切られた。木は切られた。だからよかったです終わりではなくて、やっぱりそのあとに広葉樹を植えるかそれか草をただ刈り続けるかそれはわからない総務課次第だというのはちょっとおかしいのではないですか。もうちょっと保育園も希望を言うべきなのではないですか。

町長（渡邊誠次君） 昨年のいつでしたでしょうか購入を決めたときに議員の皆さんにもお示ししましたけれども、植樹をしたりすることは基本的に最初から考えております。もちろん風通しもそうですし日当たりもそうですし保育園そして小学校のグラウンドのほうそちら両方にも関係があると思えますので、今後しっかり考えていながら山ですのでどういったかたちの木の植え方になるのかというのは具体的に今現時点で決まっているわけではありませんけれども、その方向では最初の時点で木を切った後は広葉樹というお話は皆様にもお示ししていたというふうに考えております。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 今相反する御答弁があったのです。木は植えない。

町長（渡邊誠次君） 植えます。広葉樹を植えます。

副委員長（児玉智博君） 広葉樹を植えると。広葉樹を何本、どういうふうにとかいうのは決まっているのですか。

町長（渡邊誠次君） 何本植えるというのは決まっていますが、ただ私はそのときの答弁で中学生の方とかに植樹をしていただきたいというような方向ではお話をしたというふうに思っております。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） ほかにありませんか。

7番（西田直美君） それのちょっと下になるのですけれども熊本県社会福祉協議会保育部会負担金2万4千円というのがあるのですけれども、これは社会福祉協議会が払うのではなくて町のほうからこれは出すことになっているのでしょうか。

町民課保育園長（清高德子君） 町のほうから熊本県社会福祉協議会のほうに保育部会の負担金として、宮原保育園が1万8千円、北里保育園が6千円ということでお支払いしています。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。今86まで。

次、86ページ、児童館運営費それから新型コロナウイルス感染症対応経済対策費が次のページ前段までございます。災害救助費までいきます。

副委員長（児玉智博君） 宮原保育園の増築工事の管理委託料と増築工事費用が出ております。要するに宮原以外の子供たちもほかの大字の子供たちも親御さんの都合で宮原保育園に預けたりとか以前は3歳児からの保育というのがほとんどだったけれども、今核家族化であったりとか共働きという事情で未満児保育、ゼロ歳児保育が増えたために保育の必要面積というのが広がってって現状の面積では足りなくなったからプレハブで2部屋増築したかと思えます。ただそもそもが宮原保育園というのはもう築40年以上経過しているのではないかと思います、その辺築何年か教えていただきたい。また老朽化等の状況がどうなのか。もう新築工事あるいは移転工事の必要性というのはないのか。また加えてこれ増築というふうになりますとやはりもともとなかったところに部屋が造られるわけで何でもそうですけれども建物というのは動線というのが必要になってくると思えます。子供を見守りやすい部屋の配置であったりとか部屋から手洗い場あるいはトイレに子供たちが行ったときに保育者が見失うというようなことはあってはならないのではないかと思います。そういった点で今のこの増築された保育園というのははっきり言って使いやすいのかどうか教えてください。

町民課保育園長（清高德子君） 宮原保育園は昭和61年に建ちまして築36年経っております。

もう36年前に建てられていますのでやはり0、1歳児用の保育室というふうにはなかなか難しい面もあるのですけれども、そこはやはり職員でしっかり工夫しながらやっております。

増築部分については、それまでは遊戯室で保育室として使っていましたので部屋が2部屋きちんと分けて保育が行われるということはコロナ禍の中でも安心して保育ができております。

副委員長（児玉智博君） 工夫して使っているということで要するに40年は経っていない36年ということでしたが相当建物としては古いと思えます。工夫が必要ということはやはり建物自体

の老朽化も進んでいる。保温性であったりとかそういった部分での課題はあるということですね。課題があるから工夫をされているのだと思いますが、どういった工夫をされているのでしょうか。

町民課保育園長（清高德子君） 配置基準の保育士をしっかりと置いていただいたり、しっかりと保育士が見守りながら子供たちが安全に遊べる環境づくりに努めております。

そして先ほど備品のところにも挙げましたけれども、0、1歳児さんとかがはいはいサークル広場とかそういう安全に遊べるサークル広場とかも購入してもらって環境づくりに努めております。

副委員長（児玉智博君） 聞いていることに多分答えていただけていないと思うのです。私は老朽化による保温性であったりとか機密性あるいは湿気が多かかったりとかそういうのもあるからそういった工夫もされているという答弁をされているかと認識していたのですが、人を多く配置したりとかはいはいサークルか何か置いたからといって保温性がよくなるとは思えないのです。では保温性がよくないまま子供たちが過ごさなければならなくなっているのでしょうか。

町民課保育園長（清高德子君） 全体は床暖房もありますしファンヒーターも各保育室には置いてありますので保温性は冬が寒いということはないのですけれども、ただ増築のところの渡り廊下の部分とかはこの議会でもありましたけれども遮光カーテンとかそういうのを取り付けたりそこには努めております。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

それでは、87ページ、款4衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費のほうに入ります。89ページまでございます。

3番（穴見まち子君） 88ページの保健衛生総務費、12委託料なのですけれどもここに不用額として312万7千439円ですか。この全体の総合健診を含めて町のいろんな病気の委託料として上がっていますけれども、不用額にこれだけの金額が上がるということの課題とこれを受けるための住民の周知としてどのようなことをしているのでしょうか。問題点をお願いします。

健康支援係長（高村純子君） 衛生費に関する委託料の不用額が大きかった点についてお答えします。まず妊婦一般健診委託料が287万8千240円になっております。妊婦さんが大体45名から50名ぐらいと見込みを立てて予算を計上しておりますが、実際には27名の妊婦さんなので14回分の健診がおおむね10万円なので10名減っただけでここが100万円減額になるというふうなところがあります。

また様々な健診委託料ですがもちろん足りないといけませんし実績プラスアルファで組んでおりますが、年々健診の受診率的には減ってきておりますのでここ辺りの減少があるかと思えます。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

副委員長（児玉智博君） 歯周疾患検診委託料について聞きます。岸田文雄首相が歯科検診を義務

づけるのだというような方針も出ておりますが、町の考えはいかがでしょうか。また国がそういうふうに対応した場合に速やかに対応できますか。

健康支援係長（高村純子君） 成人歯周疾患検診につきましては、令和3年度の実績も15名の受診にとどまり受診率としては3.7%と非常に低い受診率だったと思います。町としても個別通知、広報、文字放送、おぐチャン、もう一度再勧奨のはがきも出してこの受診率ですので正直以前児玉議員もおっしゃったように「30代みんな無料にすればいいじゃない」とおっしゃったのですが、当時は補助対象外になるので予算の検討も必要なので難しいのではないかと考えていたのですが、未来的投資というかも少し若い人に向けたいろんな歯科の事業をやっていくべきではないかというふうに考えております。令和5年度に向けては対象者今考えているのは保護者世代パパママ健診とかをやってらっしゃる自治体もあるのでそういうのとか、20代30代の方が受けやすいような体制をまた考えていきたいと思っておりますので令和5年度は見直しをしていきたいと思っております。

副委員長（児玉智博君） やはり本当今言われたように親世代の意識というのも非常に大事だと思うのです。子供が歯みがきをしないでそのまま寝ても「乳歯が虫歯になったってどうせ生え変わるからいいでしょう」というような意識をお持ちのお父さんお母さんもいらっしゃいますので、是非前向きに取り組んでいただければと思います。

委員長（江藤理一郎君） ほかありませんか。

では89ページ、予防費いきます。予防費が翌ページの中段まであります。よろしいですか。

では91ページ、環境衛生費それから清掃費までいきます。次のページの前段までございます。質疑ありますか。よろしいですかね。

それでは次、飛びます。123ページ、款9教育費、教育総務費、教育委員会費と事務局費までいきます。事務局費が125ページ前段までございます。質疑ございますか。

7番（西田直美君） 124ページ、教育委員4人の分107万2千円というのがあるのですが、これも、これの間3人ほどお辞めになりましたが決定かどうか分からないのですが、こういう報酬については年度末の支払いになるのでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 支払いにつきましては、前期、後期、2回に分けて支払っております。

委員長（江藤理一郎君） ほかございませんか。

なければ、次に進みます。125ページ、目3小中高連携事業推進費それから幼稚園費、目の教育振興費までいきます。

7番（西田直美君） 126ページ、小国高校の支援補助金の252万円というのがあるのですが、これは大体目的としてはどういうものに用途は使われているでしょう。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 令和3年度の実績としまして、小国町と南小国町から補助

金を支給しております。補助金の割合は小国町が6、南小国町が4という割合で南小国町のほうからは168万円支給しております。うち育志会から30万円の総額450万10円の総事業費となります。内訳としましては、生徒の学力向上及び進路目標達成に係る事業としまして347万5千円327円。この中の主なものとしましては、空調機関係のレンタルで157万3千961円それからICT関連で学力向上の部分でスタディサプリというソフトを利用しております。これ関係で101万7千592円です。それから課外費の補助としまして30万円。それから検定資格取得に対する補助、英検、ビジネス文書検定等で50万8千550円が主なものです。それから修学支援事業こちらが67万9千875円です。内容としましては、新入学生入学金の補助で21万1千875円。同じく新入生の教科書の補助としまして22万8千円。それから県外の生徒の通学費補助としまして24万円となっております。それと広報活動事業としまして35万380円。残りは事務局の事務費としまして3万9千424円という内訳になっております。

以上です。

7番（西田直美君） 今のところの検定の分で50万幾らとか言われたのですか。それはその下の検定手数料の91万8千243円とはまた別物になるわけですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 先ほど述べた補助金の中で言いましたのは高校生のための検定手数料補助になりまして、その下にあります手数料の検定分については小国小中学生の学力検査辺りの検定補助、英検、漢検の助成になります。

副委員長（児玉智博君） 同じく小国高校の支援費について伺います。先ほどの答弁の中で広報費という話が出てまいりました。ちょうど今あるのですけど1階階段を降りて行ったらいろんなパンフレットなんか置いてあるところに阿蘇中央高校のパンフレットが置いてあるのです。それ1枚もらいましたけれど、そこには在校生だから中学生からするとそこに入学すれば先輩になる人たちの取組なんか書かれていて、学校でどういうことが学べるのかというようなのも分かるわけです。小国高校ではそういう案内のパンフレットは作らない。作っていないか。またその広報費はどのようなものに使われているのか御説明をお願いします。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 高校の案内のパンフレットにつきましては私も現物を直接見たわけではないのですが、南小国、小国中学校には配布しているものと思っております。それから広報活動事業費の令和3年度の実績については看板製作にかかる分、役場出るところにもございます中学校にございますけれども進路辺りの進路先を掲載したもの、それからスポーツ関係で活躍した子供たちの看板の製作費用になります。

副委員長（児玉智博君） それが要するによく看板とかいうのは私翔陽高校を出ましたが負けなぐらい出ているのです。大体県道沿いに正門からいろんな進学先なんかも時期によっては出ているのですが、それは公費負担するものではないというふうに思うのです。やっぱりそういうのは卒業生の同窓会とか翔陽高校はもくせい会という同窓会があるのですけれども、やはりその

もくせい会卒業生の中で会員に入りたいという人が年会費払ってそういうので在校生を後輩たちを支援しようということでその一環で部活動なんかの看板というのは出すようにしています。公費でそれをやる必要が本当にあるのかということなのです。この学校支援の看板の位置づけというのはどういう位置づけでやるのでしょうか。要は頑張った生徒を顕彰する意味でやるのか。頑張った生徒を顕彰するのであれば小国中学校でも中体連があつて陸上のリレーなんかが今度県大会に出場するようになりました。だったら中学生も役場の前なんかに出してあげるべきではないですか公費で。そうではなくて恐らく小国高校の生徒が頑張っている、こういう実績を上げていると。それを今後高校進学で進路選択をする中学生の生徒や保護者に対して知らせる目的もあるのかなというふうに思うわけです。そうであれば私です今これだけICT、ICTと言って中学生にも1人1台タブレット小学生から持たせていますよね。そうであればそういうアナログなものではなくむしろ小国地区だけではなくて全国に向けてYouTube動画であるとかFacebookも最近はちょっとすたれていますがInstagram、Tik Tokとかいろいろ私たちの世代よりもやっぱり子供たちのほうが詳しいですけども、そういうネットでの発信それをやっぱり考えていく必要があると思うのですが、ネットでのそういう広報というのは町としてどう考えるのでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 議員おっしゃられるとおりネットでの広報とかいろんなものが今から出てくるのだろうと思います。この補助金が小国町に小国高校を残し小国郷の子供たちの教育の場を残すということが大きな目的にあると思います。それで今は看板でしたけれどもその看板を見て子供たちが小国高校に在籍の子供たちも誇りを持ち、行ってみたい学校に思えるということでこの看板があると思います。これプラスそういうネット関係の広報についても研究していけたらいいのではないかと考えています。

委員長（江藤理一郎君） 次いきます。小中高連携までいっていますね。そこまではないですか。それから幼稚園費までいきました。

次が125ページ、小学校費、学校管理費。それから次のページ127、そして129の上段まで。教育振興費までいきます。質疑ありますか。よろしいですかね。

では129ページ、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費。それから、中学校費の学校管理費。次のページ131ページの下段まで中学校費、学校管理費いきます。ありますか。

副委員長（児玉智博君） 修学旅行費の補助金がありますけれども、コロナ禍で予定どおり行えたのか、それとも行き先の変更等があったのか。そしてまた参加人数を教えてください。

委員長（江藤理一郎君） 中学校のですね。

副委員長（児玉智博君） そうですね。教育振興費、修学旅行費補助金。

委員長（江藤理一郎君） 中学校はまだそこまでいってないですね。

副委員長（児玉智博君） 修学旅行費これは最下段はまだ。上まで。失礼しました。

委員長（江藤理一郎君） では131ページいきます。教育振興費のその部分です。131ページ、

教育振興費。133、寄宿舎居住費、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費までいきます。
副委員長（児玉智博君） では修学旅行費補助金について、参加人数とコロナ禍でありましたが当初の通りの計画で行われたのか。それとも期日等の変更があったのか教えていただければと思います。

学校教育係長（松本 恵君） お答えします。

中学校の昨年度の修学旅行ですけれども、令和2年度の8年生のときに行けなかった令和3年度の9年生48人が四国の松山、高知方面に行ってきました。時期は持ってきているのですけれども今見当たらないので後でお答えさせていただきます。すみません。

委員長（江藤理一郎君） では次いきます。ほかございますか。133はいつています。新型コロナウイルスまで。134ページ。

7番（西田直美君） 133ページの寄宿舎居住費になります。1千173万7千712円です。先ほど聞いたのは確か男の子が7人、女の子が11人、合計18人の寄宿舎生がいるということだったのですが、あそこの寄宿舎がそれこそ築何年になるのか。舎監の先生というのはよく変わっていたと思うのですけれども去年も変わられたのか。これをスクールバスのほうに振替ができるような仕組みということについて検討されたことがあるかどうかということについてお答えいただけますでしょうか。

学校教育係長（松本 恵君） まず小国中学校の寄宿舎ほこすぎ寮の築年数のほうは、すみませんすぐに回答ができませんので後でお答えしたいと思いますけれども、舎監のほうは今男性のほうの舎監が1名、女性のほうの舎監が1名おりまして、男性のほうは県のほうから配置していただいている先生で、経験のほうが数年あるかなりわかっていらっしゃる男性講師の先生が1名。それから女子寮のほうの舎監を確か平成29年か30年ぐらいからだったと思いますけれども、数年以上お勤めいただいている経験者の方がどちらの男女ともに舎監として務めていただいています。

委員長（江藤理一郎君） では、次に進みます。

7番（西田直美君） 女性の舎監の先生を私中学校に勤めていたときに3人ぐらいまで変わったところは私知っているのですが、その10年というのはどういうところから来ている先生になるのですか。それプラスもう一つ私お答えいただきたいと言ったのは、それをスクールバス振替みたいなところの検討はされたことがありますかということのを伺ったのですが。

学校教育係長（松本 恵君） すみません。先ほどの私の話し方がちょっと悪かったかもしれないのですけれども、10年というふうにはお答えしたつもりはなかったのですが、数年、二、三年とかそれ以上の経験がえられる先生が男子寮、女子寮となっています。どちらの先生も10年にはまだ経験年数は至っていません。ですが複数年ですのでよく内部のことも子供のこともわかっていただいで対応していただいております。

スクールバスの検討のほうについては、また別途お答えしたいと思います。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 寄宿舍をスクールバス通学に変更するかの検討につきましては、令和2年度にアンケート調査を行いましてもちろんスクールバスに乗りたいという保護者もおりますし、寄宿舍の存続を強く求めておられる保護者もございました。令和4年1月から登校のみではございますけれども中学生のスクールバスの乗車を可能としたところであります。寄宿舍については、まだしばらくは存続のほうで考えております。

7番（西田直美君） 1月から中学生もスクールバスに乗れるようになったのですけれども、そこで寄宿舍に行った子がスクールバスに乗換えたというのがありますか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 寄宿舍の対象は原則6キロ以上の通学距離の方が対象ですけれども、私はスクールバス担当しておりますがその内スクールバス2名の方が今年7年生で実際寄宿舍に入れる距離ですけれども通学を選んで登校しております。

委員長（江藤理一郎君） では暫時休憩に入ります。次の会を10分後の2時15分から始めたいと思います。

（午後2時05分）

委員長（江藤理一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後2時14分）

委員長（江藤理一郎君） 133ページ、項5社会教育費、135、目の社会教育総務費いきますね。そこまでです。公民館費はまだ入っていないです。社会教育総務費までです。

7番（西田直美君） 婦人会補助金20万円について伺います。婦人会が女性の会というふうになったということでこれは去年までの分ですので20万円の使途というのは以前ひんしゅくを買って私が「何もしていないではないか」みたいな発言をしたということで抗議をいただきましたけれどもそういうつもりではないのですが、実際に何を行ったかどうということをしたのか先ほどと同じでやはり領収書も何もなく手書きの決算書みたいなので今一わかりづらい。例えばそういう方たちがそういうものを作成するのが苦手であれば例えばフォーマットを作って差し上げて「ここにあれしてください。それから領収書はここに添付をしてください。」みたいなところのことをやらないと何をしているのかが見えてこないというのがやっぱり大きな問題になってその間で齟齬を生じたりとか誤解を生じたりとかというかたちになってくると思いますので、その辺のところは何か御指導はありましたでしょうか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） まず活動の内容としまして20万円の使途から先に説明をさせていただきます。事業費としまして11万9千923円です。この中の活動としまして、地域学校協働活動それから下校の見守りそれから入学卒業辺りのお祝い学校に対して行っております。それから研修費としまして3万円、それから旅費で1万2千円、役員報酬で2万5千円、通信費で5千円、幹部会役員会の分としまして1万4千円、複十字関係の募金として6万1千10

0円、それから郡会費負担金として2万4千500円、保険代が1万584円、それから雑費として1千500円。総事業費としましては、30万3千607円そのうち20万円を町のほうから補助しております。

それから領収証の関係につきましては、こちらも町全体の補助事業等の兼ね合いほかの課との調整を行いながらももちろん中身の決算については確認をしながら実績をいただいておりますので、領収書を出すか出さないかについては今後検討していきたいと思っております。

それからそういったフォーマット辺りの作成についても、町として協力できる部分についてはそういったところで要望があれば協力していきたいと思っております。

以上です。

7番（西田直美君） 今度女性の会になって今現在会員の方というのは何名ぐらいいらっしゃるのですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 実際まだ令和4年度につきましては補助金の交付もまだ事業計画しか出ておりません。今のところ100名というところで出ておりますけれども、実際の実績については来年度決算なりそこ辺りで報告をしたいと思っております。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

副委員長（児玉智博君） 集会所運営費について伺います。この倉原集会所なのですが先ほどまだそこまでいっていない。次です。

では次いきます。135ページ、目2公民館費それから目3集会所運営費。次のページが137ページ、目4文化財保護費までいきます。

副委員長（児玉智博君） 集会所運営費です。午前中に紹介したこの部落解放研究くまもとの第13号にはこの倉原集会所が造られた経緯が書かれています。この杉本敏男さんという方が「この集会所があるところには私の育った家があって6畳2間だったかな、空き家になっただけです。その頃はよそもしよるからうちもやろうかということで集まって勉強したけども始めました。」と。自分の家にずっと集まって学習会をしてたから集まりやすい場所だからと言ってこの杉本さんが育った家の跡に今の集会所が建っているということです。それでここで杉本さんがおっしゃっているのが「未組織の人たちも一緒に使われるごつ条件整備をしてくれと要求しとったとです。ところがそんな条件整備をせんなりに建設にうったったわけです。それで未組織の人たちがそういうことならおれたちはこん集会所は使わん。」ということで足を踏み入れなくなったというふうにおっしゃっているのです。この集会所ができたのが1954年のことであるこの本には書いてあります。そこで確認なのですが今の集会所はこの当時杉本さんがおっしゃっていたような部落解放同盟に組織されていない人でも使えるようなものになっておりますか。

隣保館長（吉岡晃宏君） お答えいたします。

未組織の方も使えるような状況になっているかということだと思いますが、まずこの集会所の

建てられた大元の経緯というのも御存じかと思えますけれども旧同和対策特別措置法による教育施設として建てられたという経緯があります。集会所の利用については基本的な人権の確立を図るための教育関連での使用となりますので、先ほどの本でいう杉本さんが言われるような未組織の方も使われるようにという要望があったのかもしれませんが、今その当時のことを私もあんまり存じ上げないところもあって踏み込んだことは言えないのですが、人権の確立のために使うということであれば組織関係なく使うことは可能だと思います。

委員長（江藤理一郎君） ほかにございませんか。

では、137ページ、目5交流多目的施設費。そして139ページの前段までです。

副委員長（児玉智博君） 137、138で文化財保護費について伺います。今町が文化財指定しているものはどういった何種類で幾つのもが指定されているか教えてください。

文化振興係長（山下弘子君） すみません、数を確認していなかったので調査してお答えします。

委員長（江藤理一郎君） 質疑ございますか。

副委員長（児玉智博君） もうそれは後ほど調べて教えていただければ結構です。

それで北里柴三郎の生家です。今現在北里文庫の隣に移築されておりますけれども、あれも町指定の文化財だったかと思えます。あの一体で今開発が行われておりますシアタールームということで鉄骨造りの建物が建てられるわけですが、やはりそこができたからといって文化財の生家に直接何か影響があるというものではありませんが、やはりその一帯の景観というものがどう変わるかわかりませんがやはり変わると思うのです。そこでこの文化財保護委員会でその開発行為に対しての何か審議が行われたでしょうか。

文化振興係長（山下弘子君） 開発というのは柴三郎記念館の開発についてということでしょうか。昨年以前に審議があっていたかどうか過去の記録を確認してみたいと思います。

副委員長（児玉智博君） 開発行為が決まったのはもう去年だから多分去年なければいけないで結構です。

文化振興係長（山下弘子君） 基本的に何かの開発があるときは必ず文化財保護委員さんのほうに審議があるようになっております。今年度の文化財保護委員会においても柴三郎その開発のことではないですが、今年の文化財保護委員会の研修などで柴三郎の話題を取り上げるなど保護委員さんも含めて関心を高めているところです。

副委員長（児玉智博君） ではつまり要は新たに建物が建つわけですがけれども、その件に関しての何か保護委員さんが意見を申し述べたりとかあるいは公に公的に委員会を開催するという事はなかったということで確認してよろしいでしょうか。

教育長（麻生廣文君） 今年度文化財保護委員会を開いたときに私のほうで挨拶をしております。そのときに報告はしております。ただそのことの内容について話題には出ておりませんが、それは直接文化財に当たる部分についての修復等があるわけではなかったのだと思います。

ただ町として取り組んでいるということで委員さん方からは何らかのかたちでこれを町内はもちろん町外の方々にも広げていきたいという話が起こりまして、たまたま今年度小国町が文化財保護委員の阿蘇郡市の当番の町になっておりますものですから柴三郎を取上げた部分をしっかりとやっていこうと。そのために自分たち研修は増えてもいいからしっかりと勉強してやっていこうというようなことで、非常に前向きに受け止めていただいているというふうに思っております。

委員長（江藤理一郎君） ほかがございせんか。その下の修繕費。

副委員長（児玉智博君） まだお答えいただいておりますので町指定の文化財が幾つあるのかというのが先にそれを。

教育委員会事務局長（久野由美君） 町指定の文化財が12あります。民俗有形文化財が2です、無形民俗文化財が2です、天然記念物が5です、史跡が2です、有形文化財工芸品が1です。

副委員長（児玉智博君） 12にあるということでした。各種あるわけですけれどもやはりそれを維持していく上で修繕が必要になってくることも、特に屋外のものだったりすると風雨に柴三郎記念館の生家もそうであるのですが、それで今ある程度例えばこの柴三郎の生家のことを言えば屋根もそこまで傷んでないわけです。ただ経緯を聞いてみるとその屋根の葺き替えというのは北里柴三郎の財団というか学びやの里。元々お金は研究所のほうからの寄附などもあってできたかというふうに理解を私にはしているのですが、ただ今後同じような修繕というのは必要になってくると思うのです。そういったこの12にある文化財を維持していくための計画などは持たれていますか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 文化財なのですけれども修繕をしようとするときは所有者があらかじめ教育委員会に届けなければならないというふうに条例でなっています。所有者が修繕をするということになっているので届出があったときに検討して技術的な指導、助言を与えることができるということでそういうことをするようになっております。町の所有というところの指定の中でいきますと下城の北河内のカヤの木が町の所有となっています。

委員長（江藤理一郎君） ほかがございせんか。137ページ、目5交流多目的施設費。それから次のページ139ページ前段まであります。ついでに町民センター費、新型コロナウイルス感染症対応経済対策費までいきます。

7番（西田直美君） 交流多目的施設費が先ほどおっしゃったのは確か2万1千人利用で4千人増加したというふうに伺ったと思うのですけれども、それは対前年比というところでコロナ関係なのか。もう一つはその2万1千人の内訳として大体どういう年齢層ぐらいの方が一番たくさん使われるのか。それに対していわゆる蔵書、本のコレクションというのはどういうものを。いつかおぐチャンで子供さんたちが青柳書店に行って本を図書委員が買いますというのを見てなかなか良いことだなと思ったのですが、やはり多目的交流施設に対してもそういう感じでの目線の違うところでいわゆる図書館司書の方みたいな方がやるのと違うやり方をしているのか。それともど

こからか声を拾ってそういう蔵書を増やすみたいなことをやっているのか。その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 利用者数の増につきましては令和2年度4月から5月にかけてコロナ禍で閉館していたものですからそれが一番大きい要因かと思います。それから年齢層の利用については手持ちでデータございません。それぞれ仕分ができるのか今把握できませんので後のほうでお答えしたいと思います。

教育委員会事務局長（久野由美君） 選書についてですけれども、常時リクエストを受け付けるようなかたちがあります。リクエスト以外にも今の蔵書を見て足りないようなものですとかあと話題の本なども入れているような状況になっています。

7番（西田直美君） リクエストにに応じていただくというところでいくと、私いつか「洋書を入れてもらえませんか」と言って何冊か洋書の希望を大分前に出したことがあるのですが、読む人が多分少ないというところでは聞いていただけなかった部分もあつたりなんかするので、それはある程度たくさんの方が読んでいただくのが一番いいだろうなと思うのでそんなものは自分で買えばいいことだと思うのですが、せっかくならこれは見ていただきたいものとかいうのもあるのです。知っていただけるといいかなたくさんの方の目に特に別に難しいものではなくて海外なんかのいろんな観光地がいっぱい載っているようなもので小国が参考にできるようなものがあつたりとかするので、そういうものとかも入れていただけるといいかなと思うのですが、それはもう一応図書館の担当の方にお問い合わせをすればその段階で決まるのですか。

教育委員会事務局長（久野由美君） 図書室のほうで選書をして教育委員会の事務局の中で決裁を回して購入しているのですが、その洋書についてとかリクエストにお答えできなかった場合予算も限られていますので、そういった場合県立図書館から総合貸借という制度がありまして借りることができます。

委員長（江藤理一郎君） ほかがございますか。

副委員長（児玉智博君） 図書等購入費で43万円分購入をされたということでした。今の小国町図書室阿弥陀杉の館がありますけれども、その蔵書能力はまだどれぐらい余裕があるのでしょうか。それとも一杯なので43万円分購入したら何冊か廃刊にされたのか教えてください。

教育委員会事務局長（久野由美君） スペース的には御存じのとおり狭いので旧金庫に閉架書庫としてずらっと並べていまして、蔵書検索システムがあるのですが、検索システムで調べると閉架書庫のほうも一緒に調べてそこから見て貸し出すことができるようにはなっています。ただ常時見れるような状況にはなっていないという状況ではあります。

副委員長（児玉智博君） 書庫があるということでしたが、その書庫はまだ入れることはできるのですか。毎年毎年買い続けていけばもう無理にこれ以上入らないということで別のところに倉庫

を造るなり何なりしないといけなくなるかと思うのですが、それはどうするつもりでしょうか。
教育委員会事務局長（久野由美君） 古くなったものの廃棄は少しはあります。あと保育園のほうの貸出しのほうに児童書、絵本などを持って行ったりもしています。買い続けていくということではありますけれどもやはり新しく話題になった本とかは入れていきたいということで、そのベース的な金額を予算計上させていただいて決算金額になっております。

副委員長（児玉智博君） それはもちろんおっしゃるとおりやっぱり新しい本は入れていかないとその利用者のニーズに応えられないと思いますので、ただなかなか本というのが簡単に捨てられるものではないというふうに思いますので今後やっぱりそういう収蔵というかするスペースなどもやっぱり計画的に確保していく必要があるのではないかと思いますので御検討お願いしたいと思います。

委員長（江藤理一郎君） よろしいですか。

7番（西田直美君） それでちょっと思い出したのですが何年か前まで本を差し上げますみたいな企画をやったことがありましたよね。あなたの本持って来てください、それでいるのがあったら持って行ってくださいみたいなのを確かやりましたよね。あれ私いい方法だと思ってですね。私も要らなくなったものあるのですけれども捨てるにはもったいない、だからと言って誰が読むかわからないので家にあるとついつい邪魔になったりとかするのですけれども、まだ読んでいただけるといいかなどと助かるなとかどなたかの分で別に古いものでも構わないから、興味あるものがあつたら見てみたいなのがあつたりするのでああいう企画をまたやっていたらいいかなとも思うのですがいかがですか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 私のほうでは以前やっていたか記憶にないのですが、そういった企画も内部で検討しながらいい図書室として進めていきたいと思っております。

委員長（江藤理一郎君） ほかがございませんか。

それでは、139ページ、保健体育費、目の保健体育総務費から次のページ141ページ、目2体育施設費までいきます。ありませんか。

副委員長（児玉智博君） 142ページの体育施設費の修繕費なのですが、ここの修繕した箇所の説明をお願いします。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） 体育施設の修繕費につきまして、まず施設ごとに内訳を申し上げます。林間広場で36万3千968円、小国ドームで33万8千580円、それ以外は旧小学校体育館となっております。修繕の主なものとしまして、林間広場の人工芝一部陥没したところがございまして、その修繕としまして19万3000円。それから小国ドームの大きな扉の修繕として18万1千500円。それから旧蓬萊小学校体育館の軒下のほうが傷んでおりまして、ハトが入ってくるようになっておりました。その修繕として19万5千800円が主なものとなっております。

副委員長（児玉智博君） 蓬萊小学校は非常に避難所としても利用されておりますし、コロナで最近開けておりませんが敬老会などもここで毎年毎年開催されております。

そうした中でやはり内側からトイレに行けないという問題がございます。一度外に出て言われたように軒はありますけれどもやはり雨や湿気などで非常に滑りやすいところをお年寄りが避難したときとか、そういう敬老会に参加したときなどは歩かないといけないという問題がございますので、その辺の壊れているところの修繕も大事なのですがそういう抜本的な利用する人が安全に使えるような対策工事というのは御検討いただけないでしょうか。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） そういったところについてはバリアフリー法の計画も今求められて令和7年度ぐらいまでに策定しないといけないことになっておりますので、避難箇所そういった点も踏まえて入り口ちょっと狭いですので改造でどういったことができるかわかりませんが、計画していければと思っております。

委員長（江藤理一郎君） ほかがございませんか。

なければ、141ページ、目3給食センター費。次のページまでかかっております。それから目4新型コロナウイルス感染症対応経済対策費までです。給食センターございませんかね。

それでは、143ページ款10災害復旧費にいきます。147ページです。最後款12の繰出金までです。そこで終了になります。ありませんか。

7番（西田直美君） 150ページ、149ページ、坂本善三美術館特別会計繰出金の1千109万7千777円。これはどういうものに使ったのかというのを教えてください。

文化振興係長（山下弘子君） お答えします。

坂本善三美術館の運営全般に掛かるものですがけれども光熱費や様々な運営に係るものまた事業に係るものまた会計年度任用職員が3名おりますので会計年度任用職員の報酬がこの中に入っています。

7番（西田直美君） 1千100万円で善三美術館全てというのはなかなか大変なことなのではないかと思うのですが、大変努力されているのは私も知っているのですが。入館料で年間としてどの程度上がりになるのですか。

委員長（江藤理一郎君） 特別会計のほうでやりますので、そちらでよろしいですか。

7番（西田直美君） はい。

委員長（江藤理一郎君） ここまでで歳出は終了いたします。

それでは歳入です。

学校教育係長（松本 恵君） 休憩前に質問いただいて私のほうでお答えできなかった2点について返答させていただきたいと思っております。

まず131ページの中学校の修学旅行補助金。こちらが9年生のほうが行きましたがいつ実施したかというところがまだ未回答でしたが、こちらは昨年11月7、8、9の3日間実施して

おります。

そしてもう一つの質問に対する回答ですけれども、こちらは133ページ、寄宿舎居住費のところで小国中学校寄宿舎の築年数の御質問がございましたが、築年月が平成10年12月です。令和4年度で24年を迎えることになっております。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） ほかはございませんね。

では歳出が終了いたしました。質疑漏れございませんか、歳出のほうは。

なければ歳入に入ります。歳入が21ページ、款12です。目の民生費負担金それから衛生費負担金です。こちらはございませんか。

7番（西田直美君） 22ページの老人ホーム入居者負担金の779万6千246円なのですが、これは入所者の分に幾らかの補助を与えるというようなかたちでの負担になるのですか。

福祉係長（北里仁尋君） この負担金につきましては、本人さんが負担するものです。入所者の本人さんが負担するものと入所する際に御家族の方がいらっしゃった場合扶養義務者というかたちで負担金を納めていただくようになりますので合計して本人さんたち納めていただく分です。補助とかではなくて本人さんが納めていただくものになります。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） では21ページの款13目の総務使用料の一部ですかね建物使用料こちらと民生使用料です。被災者支援住宅使用料から隣保館使用料までです。光ファイバー抜かしたところございませんか。

なければ、次進みます。23ページ、目6教育使用料。そこから目1総務手数料、衛生手数料までいきます。ありませんか。

ないようですので、次進みます。25ページ、款14目1民生費国庫負担金から目3衛生費国庫負担金。そして項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金から27ページ目の目3衛生費国庫負担金27ページまでいきます。27ページ上段です。よろしいですかね。

では27ページ、目7教育費国庫補助金からちょっと飛びますけれども29ページ衛生費県負担金です。29ページ中段までです。ありませんか。

29ページ項2県補助金。目1として総務費県補助金それから2の民生費県補助金。次のページが3衛生費県補助金までいきます。よろしいですかね。

では31ページ目の目6教育費県補助金から33ページ目の目7災害復旧費県補助金までです。よろしいですか。

では目2民生費委託金から33ページずっといきまして教育費委託金そして財産収入入ります。35ページの財産収入までです。よろしいですか。

次が少しまた飛びまして39ページ、項3目1災害援護資金貸付金元利収入。それから少し飛

んで目2民生費受託事業収入、保育園受託事業収入。そして、雑入までいきます。雑入が41ページ上段まであります。雑入に関しては、電話料外それから中学校寄宿舎宿泊負担費などありません。よろしいですかね。

では41ページ、目2給食収入です。学校給食収入から実習生等までです。

副委員長（児玉智博君） 学校給食収入ということで現年度分、滞納繰越分ということで上がっております。聞いて終わりにしますけれども学校給食費の無料化というところが今から少しずつ広がっていくのかなということで無料化に取組始めたところも出てきております。小国町での学校給食無料化に関しての考えはどうなっていますか。

教育長（麻生廣文君） 無料化につきましては、これまでも大変議論をさせていただいたところでございます。これまでの本町の立場で申し上げますと、就学支援のほうでその対象の御家庭にあっては全額町のほうが出しているというところでもございましたので、非常に厳しい家計等にある御家庭にあっては町のほうでしっかりそこは十分補助ができていくというふうな立場でもございました。今後いろんな部分での話に出てくるかなと思いますがこれは当然財政あるいは町の一つの大きな方向性にもつながることでもございますので、執行部辺りとしっかり話し合いをしながら進めていく内容かなというふうに思っているところでございます。教育委員会としてはそうした考えでもございます。

委員長（江藤理一郎君） ほかがございませんか。すみません。42ページの後期高齢者医療市町村療養給付費負担金までいきます。最後ここです。ありませんか。

なければ、一般会計決算の歳入が終了いたしました。質疑漏れございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） 歳入歳出全ての上で質疑漏れございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について文教厚生常任委員会付託部分については、反対の立場から討論を行います。

宮原保育園増築工事ということで、手狭になった問題を解消するためにプレハブで2部屋増築されました。2千390万7千204円の工事費が出ております。質疑で私は老朽化などの問題点がないか質問しましたが、よくわからない答弁が返ってきました。しかしそもそも宮原保育園の建て替えの問題という部分で8年前に全ての町内の保育園を統合して新築で新たな保育園を造ろうという計画がありました。それから8年経ってその当時振り返ってみますと、非常に老朽化の問題というのが当時の園長などからも訴えられておりました。それがプレハブで増築したから

とって到底解決するはずはありませんし、後づけの増築での動線の問題などもお尋ねしましたがそれに対する明確な答弁はありませんでした。やはり私はこういう安上がりで増築してそれで終わりとするのではなく、こういった保育園などの公共施設にこそ予算を投じるべきであります。このように保育の部分で安上がりな対応をしている一方で小国町では観光の部分にはじゃぶじゃぶと予算が投じられております。今回の決算では予約システムの導入に2千200万円。またライトアップ工事に3千300万円。そして北里柴三郎記念館にシアターホールを4億3千万円掛けて今から造られようとしております。また将来的には予約システムで入場者が減ったはずの鍋ヶ滝公園のために新たなバイパスの建築まで計画されております。総額で7億6千万円です。私はこれよりも、まずは「All For The Next」というのであれば保育園のしっかりとした新しい保育施設こそが必要であるという立場から反対するものであります。そのほか部落解放同盟小国支部補助金など細々反対する理由はありますが、主な理由は述べたとおりであります。

委員長（江藤理一郎君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（江藤理一郎君） 挙手多数です。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

委員長（江藤理一郎君） ここで休憩に入りたいと思います。暫時休憩いたします。次の会を10分後の15時15分から始めたいと思います。

（午後3時03分）

委員長（江藤理一郎君） おそろいですので始めたいと思います。休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時14分）

委員長（江藤理一郎君） 次に、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号については、一括して議題といたします。

教育委員会事務局次長（後藤栄二君） その前に図書館の利用数の年代別の内訳ということでお答えできなかった分をお答えいたします。年間の利用者数は、西田議員2万何千人と言われましたけれども、実際は5千137人です。うち年代別はちょっと集計上出せませんで、大人が3千401人、高校生以下が1千736人、合計5千137人となっております。

以上です。

教育委員会事務局長（久野由美君） 先ほどの答弁を訂正させてください。小国町文化財の中の所有の件なのですけれども、北里柴三郎博士旧邸も小国町所有です。訂正しておわびいたします。

委員長（江藤理一郎君） ほかはございませんか。

それでは先ほどの認定第2号から第5号まで執行部より説明があればお願いします。

なお、8日の本会議で各所管に属する特別会計の決算についての説明は受けておりますので、それ以外で説明があればお願いします。併せて資料等があれば配付願います。

町民課長（宮崎智幸君） 町民課のほうで三つの特別会計を所管しております。先般の本会議において概要説明というかたちでさせていただいておりますので、本日は決算の額について報告をして説明に代えさせていただきます。

始めに、国民健康保険特別会計の決算でございます。

特別会計決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。3ページですが、歳出総額は10億9千13万2千568円となります。対前年比で8千413万7千579円、8.4%の増となっております。

2ページの歳入につきましては、総額が11億2千850万4千404円となります。対前年度比で1億1千320万9千49円、11.2%の増となります。

続きまして、介護保険特別会計の決算でございます。

32ページ、33ページを御覧ください。33ページですけれども、歳出総額は10億7千690万5千736円となります。対前年度比で2千528万3千330円、2.3%の減となっております。

32ページの歳入については、総額は11億6千963万8千506円となりまして、対前年度比で1千113万773円、0.9%の減となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

決算書の60ページ、61ページを御覧ください。61ページでございます。歳出総額は1億1千481万1千696円となります。対前年度比で142万5千342円、1.2%の減となっております。

60ページの歳入については、総額は1億1千555万4千円747円となりまして、対前年度比で171万1千600円、1.5%の減となります。

以上、町民課所管の三つの特別会計についてでございました。御審議方よろしくお願いたします。

教育委員会事務局長（久野由美君） それでは、坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について説明させていただきます。

令和3年度の入館者数は、4千465人となっております。前年度比20%増となっております。

特別会計決算書78、79ページを御覧ください。歳入歳出ともに総額1千331万6千76

1円で、対前年比331万5千106円の増で率にして33%増となっております。予算に対する執行率は93.0%です。

始めに、88ページの歳出のほうから説明させていただきます。

一般管理費で坂本善三美術館の管理運営費です。前年度と比較して148万円ほど率にして15%の増です。展示照明コンサルティング業務委託の82万5千円が増額の主なものとなっております。

次にコロナ感染対策費で182万7千454円を支出しています。町民ギャラリーの空調機の修繕やオンライン環境整備で管内の感染リスクの軽減対策を行っています。

続いて、歳入です。

86、87ページをお願いします。美術館入館料が135万6千70円で、前年度より8千円ほど率にして0.6%の減となっております。現金での入館料は、前年度より8万円ほど率にして6.5%増えています。フリーパス券の利用期間を延長して年度内にフリーパス券の収入がなかったため減額となったものです。

次に、一般会計繰入金が1千109万7千777円で、前年度より296万288円。率にして36%の増となっております。

諸収入が86万2千914円で、前年度より36万円ほど率にして72%の増となっております。ミュージアムショップの売上げ及び活動助成金の増によるものです。

以上、説明を終わらせていただきます。

決算資料といたしまして、教育委員会事務局資料（1）及び資料2を配付しておりますので、審議の御参考にしていただきたいと思います。

委員長（江藤理一郎君） これより認定第2号から認定第5号について質疑に入ります。なお特別会計別は歳入歳出一括して質疑を行います。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 新型コロナウイルス感染症者の傷病手当について聞きます。条例を改正しまして新型コロナウイルスに被保険者が感染された場合、傷病手当を支給することとなっております。実際に新型コロナウイルスに感染された被保険者が何人。そして傷病手当を受給された方は何人いらっしゃいますか。

町民課長（宮崎智幸君） まずコロナの感染者というのは国民健康保険の被保険者の中でということだと思いますが、今現在その数字を持ち合わせておりません。

傷病手当については支給はございません。

以上です。

副委員長（児玉智博君） 小国町はよそと比べたら少ないのかもしれませんが。しかし全くゼロというも「被保険者が1人も感染しなかったのだろうか」と言われるとちょっとどうなのかなとい

うような気がするわけです。それで実際コロナに感染したけれども被用者ではないために傷病手当を受給できなかった、事業主だからということという場合もあるのではないかと思います。どうでしょうか。またこの傷病手当の制度です。まだ今第7波が継続しているような状況です。今後どのような取扱いになるのかお聞かせください。

町民課審議員（中島高宏君） 傷病手当の受給対象者は国保でお勤めの被用者給与支給の方が対象になると思います。事業主で罹患されて傷病手当を申請したいという申出自体がなかったので支給のほうはしておりません。コロナに感染した方の情報も町としては基本的には持っていませんので、基本的には広報等でお知らせするかたちになっております。

傷病手当については制度がある限り継続するかたちをとりたいと思っております。

副委員長（児玉智博君） やはり基本的にコロナに感染してしまえば10日間身動きが取れなくなります。それで事業主の方もよっぽどりモートワークができる人であればいいのだけでも、基本的に個人事業主の方というといろんな大工さんとか設備屋さんとか農家とかやっぱり働かなければ収入が絶たれるという人たちがほとんどだと思います。やはり制度が続く限りは事業主であっても傷病手当金やあるいは傷病見舞金の対象とするべきではないかと思いますが見解をお聞かせください。

またこれだけ小国町でも子供たちも含めてですけれども1日に15人とか10人以上感染する日がこの第7波なんか特に多かったです。それでもこの傷病手当の申請が1件もないというのは私は不自然だと思うわけです。周知が足りない可能性があるとは思わないでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君） 確かに言われるように感染された方々がこれだけの数で傷病手当が出ていないということなので周知が不足している部分とかいう部分も確かにあろうかと思います。はっきりとどの時点でどれだけ周知したかという部分を今日持ち合わせておりませんが、今後こういった部分については周知のほう徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） ほかがございませんか。国民健康保険特別会計。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） なければ、次に進みます。介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑ございませんか。介護保険、32ページ以降。

副委員長（児玉智博君） 介護保険では特に入所型のサービスというのを受けている方というのはいろいろと御不便はあったかもしれませんが、特段その施設が閉鎖して出ていかなければならないというようなことはなかったかと思えます。やはり通所型のサービスで利用者とかあるいは職員に感染者が出て利用できないという方たちがたくさんいたのではないかと思います。その状況は令和3年度どうだったでしょうか。

介護保険係長（矢羽田直美君） 質問にお答えします。

通所をお使いの利用者で人数は今把握はできていません。また後日調べてお知らせしたいと思います。

コロナで通所が閉鎖になったときなどは、入浴が困ったりする場合は他の通所が空いているところに行っていただいたりとかしています。それと代替サービスと言って通所のスタッフが例えばお家に訪問して訪問リハビリとか入浴介助する代替のサービスはあります。

以上です。

委員長（江藤理一郎君） ほかがございませんか。よろしいですか。介護保険特別会計。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） なければ、次に後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑ございませんか。後期高齢者、60ページです。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） ないようですので次に進みます。坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について質疑ございませんか。坂本善三美術館は78ページから。では、ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） 最後に、それぞれの特別会計において質疑漏れございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、認定第2号 令和3年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第2号、令和3年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

当初小国町の標準保険税率は約6千700円引下げられました。しかし実際の保険料は引下げられることがございませんでしたのでやはり保険税も示された標準保険税率に応じて引き下げるべきであったという立場から反対します。

委員長（江藤理一郎君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） なければ、続いて、認定第3号 令和3年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第3号、小国町介護保険特別会計歳入歳出決算についても、反対の立場から討論を行います。

そもそも介護保険料が天引きされる年金支給額自体が引下げられました。コロナ禍において大

変な思いをされている第1号被保険者の人のことを考えれば、介護保険料が大変な負担になっておりますので反対いたします。

委員長（江藤理一郎君） ほかに討論ございませんか。

委員長（江藤理一郎君） なければ、続いて、認定第4号 令和3年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、討論ございませんか。

副委員長（児玉智博君） 私は、認定第4号、小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

反対する理由は介護保険特別会計と同じであります。

委員長（江藤理一郎君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） ないようでしたら続きまして、認定第5号 令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（江藤理一郎君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思っております。

認定第2号 令和3年度小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（江藤理一郎君） 挙手多数であります。

よって、認定第2号は認定すべきとされました。

認定第3号 令和3年度小国町介護保険特別会計歳入歳出決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（江藤理一郎君） 挙手多数であります。

よって、認定第3号は認定すべきとされました。

次に、認定第4号 令和3年度小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（江藤理一郎君） 挙手多数であります。

よって、認定第4号は認定すべきとされました。

認定第5号 令和3年度小国町坂本善三美術館特別会計歳入歳出決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長（江藤理一郎君） 全員挙手であります。

よって、認定第5号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会に付託されました決算認定は、全部終了しました。よって、本日の令和4年第5回文教厚生常任委員会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長（江藤理一郎君） 異議なしと認めます。

以上で、令和4年第5回文教厚生常任委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

(午後3時36分)

令和4年

第3回産業常任委員会会議録

小 国 町 議 会

小 国 町 議 会 令 和 4 年 第 3 回 産 業 常 任 委 員 会 会 議 記 録	
日 時	令和4年9月14日 午前10時00分開会 午前11時43分閉会
場 所	おぐに町民センター 3階 議場
出席委員 及び議長	熊谷 博行 穴見まち子 久野 達也 大塚 英博 松本 明雄 松崎 俊一
事 務 局 職 員	時松 洋順 中島こず恵
説 明 員	別紙座席表のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について 認定第6号 令和3年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 認定第7号 令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 認定第8号 令和3年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
会 議 の 経 過 概 要	令和3年度の小国町一般会計、小国町簡易水道特別会計、小国町農業集落排水事業特別会計、小国町水道事業会計の各決算について、各所管 課と審議を行った。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。
産業常任委員長

令和4年第3回産業常任委員会座席表

令和4年9月14日(水) 午前10時00分
おぐに町民センター3階 議場

中島
議会事務局書記
(中島 こそ恵)

北里 林政係長 (北里 沙耶花)	長谷部 産業課課長補佐 (長谷部 公博)	坂田 農政係長 (坂田 尚昭)	空席	秋吉 公共建設係長 (秋吉 康成)	空席
橋本 産業課課長補佐 (橋本 弘二)	長 情報課課長補佐 (長 廣行)	波多野 情報係長 (波多野 優)	空席	宇都宮 上下水道係長 (宇都宮 愛子)	大蔵 農林土木係長 (大蔵 将充)
穴井 産業課長 (穴井 徹)	村上 情報課長 (村上 弘雄)	波邊町長 (波邊 誠次)		小野 建設課課長 (小野 昌伸)	田邊 建設課審議員 (田邊 国昭)

委員
欠席(時松 昭弘)

委員
松本 明雄

委員 久野 達也	議長 松崎 俊一	委員長 熊谷 博行	副委員長 穴見 まち子	委員 大塚 英博
-------------	-------------	--------------	----------------	-------------

議会事務局長
(時松 洋順)

議事の経過 (r. 4. 9. 14)

委員長（熊谷博行君） おはようございます。

委員会3日目、最後の委員会になりました。季節のご挨拶は省略させていただきます。

それでは開会に先立ちまして、渡邊町長からご挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は産業常任委員会ということで、情報課そして産業課、建設課の各所管につきましての決算についてご審議賜りたいというふうに思います。3日目でございます。議員の皆さんもお疲れのことと思いますけれども、どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思います。お世話になります。

委員長（熊谷博行君） なお、本日は議長にも出席していただいております。それから情報課商工観光係長の笹原係長が体調不良のため今日は欠席となっております。

ただいま、出席議員は5人です。定足数に達しておりますので、ただいまから産業常任委員会を開催します。

(午前10時00分)

委員長（熊谷博行君） 本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

本日は、9月8日の本会議で本委員会に付託されました、認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和3年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 令和3年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてとなっております。

本日は、本委員会所管の各課長、審議員、課長補佐及び担当係長の出席をお願いしております。

それでは、本常任委員会に付託されました認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

認定第1号について説明を求めたいと思いますが、各所管に属する決算についての総括説明があればお願いします。併せて、資料等があれば配付をお願いします。説明は着座にてお願いいたします。

情報課長（村上弘雄君） おはようございます。

それでは早速ですが、情報課所管の令和3年度決算状況について、一般会計歳入歳出決算書により説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。お手元の決算書の49ページをお願いします。目2文書広報費です。この目は広報おぐに、ホームページに関する歳出です。主なものは、50ページの需用費の印刷製本費202万1千800円。広報おぐにの印刷製本費です。

続いて、ホームページシステム使用料118万8千円です。年間使用料としてホームページ管

理会社に支払っております。文書広報費の決算総額は339万8千38円となり、執行率は98.8%です。

次に57ページをお願いいたします。目9防災情報施設費です。屋外情報システムの維持管理、コミュニティーFM放送局の運営に関する歳出でございます。決算総額は2千99万9千545円となり、予算執行率は99.4%です。主なものは、58ページの中段の委託料でコミュニティーFM放送局施設業務運営委託料855万3千512円で株式会社エフエム小国に委託しております。

次に59ページ、60ページをお願いします。目13地域情報基盤管理運営費です。この目は光ファイバーケーブルの施設の管理運営に関する歳出となります。決算総額は1億638万6千177円です。執行率は92.6%です。主な内容は、施設の保守点検保守業務、スポット保守などの現場状況に対応するための予算確保としてその部分が不用額の各節の実績金となっております。

次に60ページの委託料の中で、光ファイバー関連施設の保守点検を行う施設・設備保守点検業務委託を2千585万3千960円でNTT西日本に委託しております。

続きまして、光ファイバーケーブル利用者からの問合せなどに町の代行として対応する地域情報基盤代行業務委託を279万3千円で株式会社エフエム小国に委託しております。光ファイバーを利用したコミュニティーチャンネル放送により行政情報や地域の情報を提供するおぐにチャンネル番組制作委託料が957万7千750円です。地上デジタル放送、自主放送、FM告知放送などの関連施設の保守点検を行う映像系センター設備の保守業務委託を611万6千円でNTTに委託しております。

続いて60ページ下段、13の使用料及び賃借料です。CS番組使用料につきましては、多チャンネル番組の使用料373万5千765円です。

続いて62ページ上段、電柱共架料595万7千490円は九電とNTTの電柱に光を利用させていただいている部分の料金となります。

続いて飛びまして107ページ、108ページです。目1水産業振興費です。小国漁業協同組合の38万円の補助を行っています。

同じく107ページの目1商工総務費です。職員の3名分の人件費となっております。

目2商工振興費です。この目は商工業の振興に関する歳出でございます。108ページの一番下、負担金、補助及び交付金の中で商工振興事業補助金430万円、小国町創業支援事業補助金30万円を小国町商工会へ補助し商工業の振興を行っています。商工振興費の決算総額は572万3千577円で、予算の執行率は95.4%となっております。

続いて109ページの見3観光費です。この目は観光団体の支援、鍋ヶ滝の管理運営、観光施設の維持管理に関する歳出です。観光費決算総額は7千843万8千415円。主なものとし

まして、110ページの報酬から112ページの上段の負担金、補助及び交付金までの各節の決算額のうち、鍋ヶ滝公園の管理運営及び周辺道路の渋滞緩和等の経費となります。

続いて110ページをお願いします。12委託料で鍋ヶ滝公園料金徴収等委託料750万円。

続いて小国町観光協会補助金2千46万7千900円。小国町の管内の観光客の誘致に取り組むための補助金として補助しております。観光費の決算総額の執行率は98.7%です。

続きまして111ページ、112ページ。目5北里柴三郎博士顕彰費です。新紙幣発行の2024年に向け柴三郎博士の偉業を顕彰し啓発や環境整備を実施するためシアタールームの建設関連で主なものは、測量・補償調査委託料352万円、基本設計委託料261万8千円、用地購入費789万900円、補償費1千10万9千円となります。

続きまして111ページです。目6新型コロナウイルス感染症対策経済対策費です。2億1千307万7千円の予算に対して、2千500万円を次年度に繰越して執行額は1億8千275万4千569円となっており、決算執行額は85.8%となっております。

114ページ上段、第2弾の飲食店応援キャンペーンの販売換金業務委託料が1千21万5千555円です。PRCM等制作委託料が990万円となっております。スタンプラリー業務委託料524万1千456円、特産品発送業務委託料500万円、鍋ヶ滝予約システム関係で調査研究・実証実験業務委託料が2千259万8千546円です。モデルハウスの実施設計委託料451万円、建築工事監理業務委託が203万5千円となっております。工事請負費では、モデルハウスの建築工事が2千168万8千298円、ゆうステーション環境整備工事費で1千249万9千500円があります。18の負担金、補助及び交付金については、コロナ関係でありまして数も多いものですから情報課資料(1)で調書のほうを見ていただきたいと思います。

次に、歳入のほうに移りたいと思います。19ページ、20ページ、主なものを説明させていただきます。目1総務費分担金です。光ファイバー加入分担金として75万円。1件当たり3万円です。

次に21、22ページ、設備使用料です。光ファイバーの使用料が4千898万300円うち現年分が4千863万3千950円で、その下の滞納繰越分が34万6千350円となっております。

次に23、24ページをお願いいたします。24ページ上段、鍋ヶ滝公園入園料2千253万3千405円です。

続きまして28ページの中段、商工費国庫補助金で地方創生推進交付金814万585円があります。これは歳出の観光関係の歳出に充当しております。

続いて34ページ上段、熊本地震復興観光拠点整備等推進事業245万3千円があります。これは歳出の柴三郎顕彰関係の歳出に充当しております。

続きまして40ページの下段をお願いします。雑入の中でIRU利用収入361万1千745

円。光ファイバー引込工事費収入217万1千730円があります。

42ページをお願いします。建物災害共済金201万9千円50円は木魂館の落雷被害の共済金が43万7千250円。これに防災子局の落雷被害が158万1千800円の分の共済金でございます。それから持続可能な観光地域協議会負担金返戻金60万円は事業実績に伴う精算となっております。

以上、主な歳入の説明を終わらせていただきます。なお、委託料、工事請負費、補助金、負担金につきましては、決算資料の情報課資料（1）で各内容を説明しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、情報課の説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

産業課長（穴井 徹君） おはようございます。

それでは、産業課所管の令和3年度決算概要を説明させていただきます。

始めに歳出から説明いたします。一般会計歳入歳出決算書2ページ、歳出総括表をお願いいたします。款5農林水産業費のうち2億6千425万848円。対前年比で531万9千499円の減です。

続きまして、主なものを説明いたします。93ページ上段をお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費です。主なものは、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動に関する費用です。

続いて95ページ中段、目3農業振興費。主なものは、各種団体への補助金や負担金となっております。

続いて97ページ上段、目5中山間地域等直接支払推進事業費。主なものは、中山間地域等直接支払交付金事業補助金です。

同じく97ページ中段、目6畜産業費。主なものは、畜産業に関する事業補助金です。

同じく97ページ下段、目7担い手育成推進事業費。主なものは、農業担い手支援給付金です。

続いて101ページ中段、目13多面的機能支払費。主なものは、多面的機能支払交付金です。

同じく101ページ下段、目14循環型農業推進費。薬味野菜の里小国の運営施設管理費です。

続いて103ページ上段、目15新型コロナウイルス感染症対応経済対策費。経済対策として実施した農業分野の各種事業補助金です。

同じく103ページ中段、項2林業費、目1林業総務費。主なものは、有害鳥獣駆除補助金ほか事業補助金です。

同じく103ページ下段から目2林業振興費。主なものは、くまもと間伐材利活用推進事業

補助金ほか事業補助金です。

続いて107ページ上段、目5新型コロナウイルス感染症対応経済対策費。経済対策として実施した林業分野の各種事業補助金です。

以上が、歳出に係る概要です。別途産業課資料（1）に委託料、補助金、負担金に係る詳細を記載し配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

引き続き、歳入を説明いたします。款2地方譲与税から款20諸収入までのうち1億2千789万5千430円。対前年比3千699万865円の増です。

続いて、主なものを説明いたします。17ページ中段、目1森林環境譲与税。続いて31ページ中段、目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち農業委員会交付金から三つ中山間地域等直接支払交付金まで。一つ空けまして機構集積支援事業補助金から最後の熊本型放牧高度化支援事業補助金までです。同じく、節2林業費補助金のうち熊本県特定鳥獣適正管理事業補助金から四つえづけSTOP！鳥獣被害対策事業補助金までです。

続いて35ページ上段、目2その他財産運用収入などです。

以上、簡単ですが、産業課所管の一般会計歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。

建設課所管の御説明いたします。当課の所管となります歳入総額は1億1千549万1千円となりまして、小国町歳入総額の18%を占めております。対前年度比445.7%となっております。同じく歳出総額27億3千116万5千円となりまして、小国町の歳出総額の34%を占めております。対前年度比287.6%となっております。歳出が昨年の決算を大きく上回っている要因といたしましては、社会資本整備交付金によりましての道路維持、新設改良費それと災害復興復旧費の推進ということで事業を実施してきましたのでそれが大きな要因となっていると思っております。続きまして歳出におきましては、多種多様につきまして非常に多いものですから先にお配りしております建設課資料（2）令和3年度決算資料において令和3年度に実施しました委託、工事、補助金、負担金を取りまとめておりますので、どうか御審議の際に御参照いただければと思っております。

続きまして、歳入に移ります。歳入の主なものとしまして、19ページを開いていただきたいと思います。農林水産業費分担金でございます。各種工事に関わる受益者分担金でございます。建設課所管は農地災害復興復旧費分担金2.2%となりまして738万4千600円。農業用施設災害復興復旧費分担金として0.3%、82万9千800円。農業農村整備事業分担金として3%、131万8千300円となっております。

続きまして23ページ、公営住宅使用料につきましては、令和3年度末をもちまして280戸の入居者に関わる使用料となっております。

次に25ページ、公共土木施設災害復旧国庫負担金としまして7億8千58万5千円でございます。国庫補助率98.8%です。

27ページ、お開きください。社会資本整備総合交付金といたしまして3億3千310万8千円でございます。先ほど説明したとおり道路維持、新設改良費、住宅改修、住宅解体撤去に関わる62.7から45%の交付金でございます。

31ページ、お願いします。農業費補助金として、農業農村整備事業交付金2千904万円。次に、林業費補助金としまして単県治山事業補助金が255万円、単県治山自然災害復旧事業補助金として1千666万6千円がございます。

最後になります33ページ、災害復旧費県補助金の農林水産業施設災害復旧費補助金3億7千268万3千794円が建設課所管です。

以上、簡単でございますが、建設課に関わる歳入歳出の決算につきまして、概要説明を終わらせていただきます。

以上です。

委員長（熊谷博行君） それでは、これより認定第1号について質疑に入ります。

歳出からページを追っていきます。

なお、委員の皆様には事前に配付しております、歳出費目別分掌事務一覧カラーコピーの緑の部分が本委員会の所管となっておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、歳出からでございます。49ページ、文書広報費の旅費からずっと1、2、3、4、5、6が情報課所管でございます。いいですか。

次のページ、57ページ、58ページ、防災情報施設費。講師謝礼から公用車重量税まで情報課所管でございます。

次59ページ、60ページ、目13地域情報基盤管理運営費、普通旅費からずっと下がりました次のページ、62ページの公用車重量税まで情報課所管でございます。

次が飛びまして、93ページ、94ページ、農業委員会費。94ページの農業委員会会長のところから次のページ、農業振興費、水田農業構造改革対策事業費も全部。このページ96ページも全て、97、98ページ。

4番（久野達也君） おはようございます。

静かに進行しておりますので、お聞きさせていただきたいと思います。中山間地域等直接支払推進事業費なのですけれども、98ページです。中山間地域等直接支払交付金ということで、これは小国町内各農業集落これの活用によって地域の活力も高まっていることを認識しております。そしてまたそれにより共同利用機械だとか効率的運用も図っております。ただこの中山間というのが事業開始からもうかなりの年数を経過しております。情報的に担当課に入っているかどうかわかりませんが、今後の推移だとか例えば中山間地域の直接支払事業が変化していくであ

ろうとかそういったような動きは今の段階ではいかがでしょうか。

農政係長（坂田尚昭君） おはようございます。

本年4月に農政係長を拝命しました坂田と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは着座にて説明させていただきます。

中山間地域等直接支払事業については、平成27年に法制化がされまして現在は第5期対策の3年目というかたちで動いています。今のところ今後の動きとしては第6期も継続して制度も変わらずに進むというところには今のところは話を聞いております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） ほかによろしいですか。次いきます。

8番（松本明雄君） 98ページの農業担い手支援給付金。これも小国町が100%出しておりますが、今後農業高校を出てされる方が来年度いるのか。小国町に来て新規でされる方がいるような情報があるのかお聞きしたいと思います。

農政係長（坂田尚昭君） 今後の新規就農者の予定ですが、この事業を使って今1名の方がされていきますが今後ということは今のところ相談等は受けておりません。ただ先日の補正予算のほうで上げさせていただきましたが、国の事業を使ってされる方は今年度1名就農する予定ということになっています。

以上です。

8番（松本明雄君） 今説明がありました国のほうの事業をされる方です。あれは町に出す報告書よりも結構難しい報告書を出さなければいけませんので、また役場のほうも見ながら手伝ってからやっていただきたいと思います。

委員長（熊谷博行君） 98ページまでよろしいですか。

99ページ、100ページ、手づくりの館、悠工房。ここまでが産業課です、このページは。それら下、団体営土地改良事業費から100ページの終わりまで。

次のページ、101ページ、102ページの農道維持費、特定中山間保全整備事業費までが建設課の所管でございます。これまで質問ございませんか。

次、多面的機能支払費。産業課の所管でございます。次のページ103、104ページ、産業課の所管でございます。

4番（久野達也君） 103、104ページのところです。林業総務費の負担金、補助及び交付金の中の野生動物生息数それから下の鳥獣被害防止総合対策ということで鳥獣の部分でお尋ねさせていただきます。最近我が家の近くうちの集落の中にもイノシシが出てきました。そして産業課のほうに御相談したら迅速な対応していただき猟友会のもとわなもかけていただきました。まずもってその点については即効的に動いていただいたということに感謝申し上げます。

そして質問の部分なのですけれども、実は事業成果報告書それから各課が作っておりますこの

決算資料これ実にまづもって感心しております。作り方に体裁に。事業成果報告書では捕獲数それから所管課が作りました補助金調書ではその単価及び適用項目とまづもって見やすくできているかと思えます。そんな中で質問なのですけれどもこれを見ますとニホンジカが総数の513頭、イノシシが528頭と捕獲されておりまして、見るからにニホンジカがだんだん増えてきているのかなも推察されます。お尋ねの部分はこれで捕獲はしているのですけれども例えば林業費だとか農業費で生産物に対する対応を有害獣駆除の部分はなされているのですけれども、昨年暮れに私は国道の上田のほうでちょうど南小国町との境でイノシシの親子が歩いているのも直面しました。福岡ナンバーの車はびっくりして止まってイノシシが横断するのを見送って動いたというような経緯もあります。ですから必ずしも農林水産業費で対応して確かに農地に出ますので対応していく部分なのですけれども、そういったような例えば人に危害を加えるだとか集落の中に入ってくるだとかそこら辺りまでこの農林水産業費の中で対応できるものかなとも思っております。そこら辺りの適用範囲はどのようにお考えでしょうか。

産業課長（穴井 徹君） 農林業に対する被害と近年の確かに公道上でも運転中でもすれ違うことがあります。見かけることはですね。まず銃器に関することで言わせていただくと銃器は法律がありまして住宅地周辺では発砲できないという規制があります。わなに対してもあまり集落内の近いところに実際掛けてしまうとそこに寄り付くようになってしまいかいということがありますので捕獲する上で気を使いながらどこにわなを設置するかというのは大変難しくなっております。今のところ農地ですとかその周辺に有害鳥獣駆除会ですとか猟期のときは当然家の周辺を打てませんのでなかなか公道近くでの捕獲活動は現在のところは難しいかと思われま。間接的に今やっぱり食べ物がなくなってきたりとか夕暮れ時に食べ物を探して出て来る確率のほうが多いと思うので、その直接的な対応ではありませんが山のほうで捕獲してできるだけ町なかには出て来ないようにしたいと思っておりますがなかなか難しいところであります。

以上です。

4番（久野達也君） 課長も答弁に苦慮している部分があろうかと思えます。確かに農林業政策の中での駆除という部分と地域住民の安全確保、防犯、防災この部分にも絡んでこようかと思えます。ですからできればこの決算を受けて今後の行政も加味した上で、この有害鳥獣駆除というのをどういう適用範囲で対応していくのかそれらも含めて今後検討もお願いしたいと思えます。

町長（渡邊誠次君） 有害鳥獣のお話を実は首長が集まったときにはいろんな場所で会議が始まる前、会議が始まった後かなりいろんなお話が出ております。オオカミの話からヒトデの話からたくさん出ているような状況であります。ICT含めたところでいろいろ対応する可能性があることは承知しておりますが周りの状況を町としてもしっかり情報収集させていただきまして、どの方法がいいのかまたICTなのか人手なのか物理的のところかわかりませんが、もう今までどおりの部分で防除、駆除それから防ぐほうと有害鳥獣捕る方法と両方進めていきますが、

具体的に少しいいお話があつて効果があるようなお話があれば町のほうもそちらのほうに少し考えを移していくこともありますので、また議員の皆様からの情報を町のほうにいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

副委員長（穴見まち子君） 104 ページの一番下のほうの狩猟免許取得費補助金なのですけれども、現在資格を持っている方が前年度より多くなつてゐるか。この鉄砲でのシカの駆除について私の家のすぐ曲がり角があるのですけれども1回私も怖い思ひをしてもう1人おられたのですけれどもその方も怖い思ひをして、多分家の近く何メートルと許可が要ると思ひのですけれども意外と近かつたので大変な思ひをしたのですけれども、この500頭以上シカとイノシシを捕つてもらふと前年度よりかはシカの数が減つてゐるのかなとは思ひてお願ひしますが、新しく取られた方はおられますか。

林政係長（北里沙耶花君） 今御質問いただいた狩猟免許取得費補助金です。令和3年度に新規取得で免許を取られた方4名いらっしゃいます。わなの免許を取られた方が3名、銃とわな2種類取られた方が1名、合計4名取られてお願ひします。

8番（松本明雄君） 今に関連して捕つた後のことについてお聞ひします。うちの町も隣の町も処理場がありません。日田にあつた津江の処理場も今止まつた状態です。ですから今後2月には福岡でペットの研修会がありましたのでそこに行つたら今ペットの餌として考え方を変えて出しているようなところもありますけれども、今後ただ捕つてもその処理をどうするのかを町は考えているのかお聞ひしたいと思ひます。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 捕獲後の処理ということで、以前は松本議員がおつしやいましたように上津江のほうに処理場がございまして小国の方も簡単に持つて行つたと。あとは町のほうとして有害鳥獣駆除の捕獲後の処理については今のところ埋設ということで指定して従事者証を発行してお願ひします。今後も埋設ともなろうかと思ひますが、最近小国町内の方が捕獲後の肉処理とかそういったものにちょっと興味があるということで自分でちょっとやってみようという方方もいらっしゃいますので、町としましては以前から情報交換のほうはさせてお願ひしております。まだ完成といいますかまだ道半ばというところでまだまだ運用まではいつてお願ひしませんけれども、今後もそういう方と情報交換しながら必要な支援はできる限りはやりたいと思ひてお願ひします。ただ一応駆除許可としては今のところ埋設というところでやってお願ひします。

以上です。

8番（松本明雄君） 福岡に知り合いがいてペットの餌として今作つてお願ひします。ですがなかなかこちらのほうにも来たいとは言つてゐるのですけれども、やっぱり猟友会との関係がありますので町が中に入つてやつていただけるならその方とお話を進めたいと思ひますがどのようにお考えだろうか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） ペットフードとしての加工ということで小国で意欲があられる

方もペットフードのこともちょっと想定はしておりましたので、もし松本議員からそういう御案内とかいただけるのであればまた小国の人とかをマッチングしたりとか情報交換をしたいと思っておりますので、そういう機会があれば是非教えていただければと思います。

委員長（熊谷博行君） いいですか。

6番（大塚英博君） ページは104ページのえづけSTOP！鳥獣被害対策事業60万円というのがあるのですが、この60万円はずっと続いて60万円60万円ということでやっています。この部分については県から100%お金がきているわけでございまして、もっと部落によっては地域によってはこういう対策をしないといけないという部分が結構あると思うのです。これに対してはやっぱり広げていったほうがいいと思います。それでその地域の中でこの30万円という金額を使って例えば防策とかいろんな方の施設整備ができていくと思うのですが、この点についてやっぱり広げて行って欲しいのですが、そのことについていかがですか。

産業課課長補佐（長谷部公博君） 今の御質問ですけれども以前から委員会や議会のほうでもえづけSTOP！とかこういうソフト事業も含めていろんな地域にいろいろ周知をしたりとか広めていったらどうだろうかというような御意見もいただきました。これまでは28年度から実施いたしまして令和3年度までは2地区でございましたけれども、今年度から上滴水地区が増えまして3地区となりました。中山間のリーダー会議とかでも周知等はさせていただきながら現在確定ではございませんけれども、「えづけSTOP！の事業に新たに取り組みたい」という集落のお声もいただいております。

以上です。

6番（大塚英博君） この鳥獣被害の部分については地域ぐるみが一体となって駆除していかないといけない部分で、今まではそれぞれに1件1件に対しての4万5千円ぐらいの補助金で柵をしましたが、これを30万円というのは地域の中からそういうのを防止していくというやっぱり農家でない方々もそれに参加しながらその中に被害を被らないようなやり方というのが非常に大事になってくると思うのです。だからその点においてはこの30万円というのは県から入るお金だと思いますから十分利用しながら増やしていてもいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。次いきます。

林政係長（北里沙耶花君） すみません。ここで私のほうから先日9月8日の本会議の際に児玉議員より質問がありました有害鳥獣による農作物の被害額について報告をさせていただきます。

まず被害額の前に令和2年度と令和3年度の有害鳥獣捕獲頭数を報告いたします。猟と駆除合わせての頭数になります。令和2年度が、イノシシが744頭、シカが392頭、合計が1千136頭です。令和3年度の捕獲数が、イノシシが528頭、シカが513頭、合計が1千41頭

となっております。

続いて、被害額です。被害額については農業共済組合が水稻共済金を支払うための資料をもとに算出をしております。令和2年度と令和3年度の被害面積及び被害金額です。令和2年度被害面積が218アール、被害金額が231万4千円。令和3年度が、被害面積が120アール、被害金額が126万5千円となっております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。

6番（大塚英博君） これも鳥獣被害のことなのですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中から昨年はICTの技術活用の捕獲機導入事業というのが実質的に511万円出ております。この件についてどのような成果があったのか、また今後そのことを継続していくならばどういうふうな方向で継続していくのか。この件についてお願いします。

林政係長（北里沙耶花君） ICTの囲いわなとICTの箱わなを導入しております。

まずICTの囲いわなにつきましては、こちら田原地区に設置をしております。維持管理も田原地区の皆さんに行っている状況です。捕獲実績としましては、令和3年度イノシシが2頭となっております。現在設置場所を移すように調整等を行っている段階でございます。どうしても生き物相手なので簡単にはいかないところではあるのですが、今後も設置場所とか運用方法を検討しながら今後も継続して運用していただきたいと思っております。

続いて、ICTの箱わなについてです。こちら10基導入しております。1機は役場で管理し、あとの9機は駆除隊に貸出して運用を行っております。捕獲実績は令和3年度、イノシシが19頭捕れております。こちら駆除会の皆さんと協力しながら継続して運用していきたいと考えております。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。106ページまで。106ページの林道費、治山事業費は建設課所管でございます。

107、108ページの上の三つ、測量委託と治山は建設課所管です。それから新型コロナウイルスが産業課所管で、次からまた情報課所管でございます。一番下まで。

次のページまでいきます。情報課所管でございます。

次のページ、109、110まで情報課所管です。何か質疑ありませんか。

次、進みます。111、112。

8番（松本明雄君） 112ページ。持続可能な観光地域づくり事業補助金670万円。この説明をお願いします。

情報課長（村上弘雄君） 持続可能な補助金ということで670万円についてですが、まずこれは内容的には内閣府のソフト事業でございまして令和3年度からスタートしております。観

光地域づくり市町村モデル事業というものでございまして、わかりやすく言うとSDGs版の観光の取組ということでございまして内閣府からは全国のSDGs等の環境、観光の対策に特化したような取組をしている市町村を選定しまして小国町を入れて8団体あります。その中の代表が岩手県の釜石市というところが代表になっておりまして広域的な観光の取組の活動の協議会を立ち上げた経費それから小国町の中でももちろんコロナ禍ということで新しい観光の在り方を検討していくということの地域の中の協議会の活動等についての補助をいただけるということでそれには行政と観光のDMOという今言葉がよくありますが、法人格を持った観光の法人組織なのですけれども中間組織の位置づけにそれがなっていてまして地域の観光業と自治体との間に立つような組織を指すのですけれども、そういう中間の組織を自治体がタイアップ支援していく活動について補助をあげますということでちょうど観光協会が3年目を迎えた自立の時期でございましたのでこの部分の活動の人件費もそれが補助の対象となるということでこの事業に手を挙げて今活動している。その中の補助金でございます。

8番（松本明雄君） 説明いただきました。ではこれ670万円全部人件費ということですね。

情報課長（村上弘雄君） 人件費だけではありません。活動費も含めています。

町長（渡邊誠次君） 私のほうが全国のほうで副会長もさせてもらっていますので、その部分でお答えしたいと思います。この補助金調書の部分にも書いておりますけれども基本的には国費で100%の補助になっております。その中で小国町がいただいている人件費プラス釜石市の本部のほうですそちらのほうで使う委託料を含めて全国で動いておりますので大きな動きでいきますと、先ほど課長がお答えしたようにSDGsの観光版ということでGSTC、Global Sustainable Tourism Council ということで今特にそうでございますけれどもインバウンド関係がすごく今年に入って7月から急激に動き始めました。その中でやはり全国的なSDGsに基づいた観光をつくり上げていくという方向で全世界が今動いております。その下準備をするためのこれは補助金でございますので全国的な基準に小国町もしっかりと乗っかれるように準備をしていく。また小国町の魅力をわかりやすい表示の仕方としてSDGsに基づいた基準、GSTCに基づいた基準で小国町も表示していく方向で今進んでいる途中でございます。あらかじめ令和3年度、今年度も含めてまだ事前の準備の段階でございますので本格的に動き始めるのは多分令和5年度からだと思えます。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。次その下は地域エネルギー費は政策課でございます。北里柴三郎からが情報課所管でございます。112ページ、113の真ん中ぐらいいまで。商工活性化事業補助金までが情報課所管でございます。

4番（久野達也君） 113ページ、114ページについてです。2点ありますけれどもまず1点目として、この113、114に関係しますのは新型コロナウイルス感染症対応経済対策費とい

うことで目があっております。その中で12委託料の中の特産品発送業務委託料500万円それから18負担金、補助及び交付金のおぐに湯ったり満喫キャンペーン宿泊助成金4千168万4千728円と関連があるかと思えます。主要施策事業成果調書を見させていただきますとおぐに湯ったり満喫キャンペーンについては実績として大人4千723人、子供511人と利用がなされております。また特産品発送業務はこの湯ったりキャンペーンの利用者先着200名にキャンペーンを行った部分です。このように事業成果として実績数それから上限が5千円ということになされておりますけれども、この数値要は宿泊客トータルの5千234人これをどう担当課として評価しているのか。

それからもう1点。ここだけに限ったものではないかと思えますけれども令和2年7月の豪雨災害それからコロナウイルスということで入り込み客数も減少している。そんな中でコロナに関する臨時交付金を活用してこういう事業を展開しました。ただこれは個人的には必ずしも一過性のものではないと思えます。この検証をすることあるいは評価することによってこの臨時交付金事業がなくなったとしてもその地域観光資源、小国町のネームバリュー確保のためにいろんな施策を打ち出すとそういったようなところでいきますと、この事業の検証をしておかないと今後の展開もなされないのではないかと思えます。それでこの事業に対する評価それから今後の考え等があればお聞かせいただきたいと思えます。

情報課長（村上弘雄君） 湯ったり満喫キャンペーン等の政策の評価と今後ということでしたと思えます。まず令和3年度のキャンペーンについてはキャンペーンだけではなくてテレビCM等先に先行して福岡向けにやりましてそのあとにキャンペーンをするというのが理想的なかたちだというふうを考えまして、コロナ交付金を活用しましてテレビCMをまず9月に流しております。テレビ局にも関係者がピンポイントでPRに行っております。実施の時期ですけれどもこれがなかなか小国町に訪れる観光客のほぼ過半以上が福岡、北九州方面が多いものですから当時緊急事態宣言というのがずっと福岡はありまして6月20日に解除になっているのですけれども、そのあとにすぐにまん防のほうに適用になって実際行動制限が解除されたのが9月からなのです。うちとしてはやりたかったのはゴールデンウィークからCMを流したいというのがあったのですけれどもなかなかピンポイントでそこに隙間を入れながらキャンペーンをやるというのが難しかったというのが現状でございました。結果的には9月、10月、11月この間だけが空白の期間みたいなかたちになりましたものですからやれることはやりました。年明けてからまたまん防がありましたのでということで全体的に言うところの5千200人程度の利用者の方の効果というのはもちろん旅館等の方に聞き取りをすると「多くの方が来て利用していただいた」という効果は聞いております。しかしながらこの部分が一番当初の目的からいうとなかなか十分に発揮できなかったのではないかというのもあります。御存じのように全体予算6千500万円のうちの2千500万円は通常は国に返すべきところですのでけれども最大級の行動制限ということなので2千50

0万円分は繰り越させていただいておりますので、この部分は現在第2弾ということでそのキャンペーンをまた中身を少し見直しながらやっているというのが現状でございます。これについては総合的にそのキャンペーンだけではなくて泊まり客が帰りに特産品を持って帰るとかそういう総合的な支援をすることで小国町の観光に対する認知度とかもアップしてきたのではなかろうかと思っております。メニューの中にはデジタルスタンプラリーというものもやっております、これも付属の事業の中の一つです。総合的に見るとこれはコロナのおかげというのは妥当ではないと思っておりますけれども、有効な観光の底支えとかそういうのにはなったと思っておりますが、今後ですけれども国県も止まったり動いたりしていますので今少しずつ動いていますしインバウンドも上限外すみたいな話もありますので、まずは国とか県がこういう支援をしていただくというのが一番大事です。その上で町も考えたいと思っております。

以上です。

4番（久野達也君） 今情報課長のほうから御答弁いただきました。1点答弁の中に出てきたリスタートイベントの部分の商業活動。2点あると言ったのがその部分を実は含んでおったのですけれども。それから委託料のほうにはいわゆるラッピングバスです。この部分。要はやはり観光政策というのは総合的にして成果としては例えばお客さんが1人でも増えたというのが成果として事業効果として上がってくるかと思っております。1人でも増えればこれは波及効果として農産物、地産地消、小国町もSDGsで進めておりますのでそちらへもつながっていくという部分です。ですから今回このような決算が出た中でこの決算を基に例えば今後の展開というのが大きく今後の町の方向性も左右するのではないかと思います。ですから今回のコロナウイルス感染対策と目がいろんな款に応じて目的に応じて計上されておりますけれども、この一度沈んだ社会情勢これを活性化させるためには例えば臨時交付金事業が終わったとしても継続性の必要な部分は必要としてその整理はやはり決算をもとに決算を精査する中で生じてこようかと思っておりますので是非執行部としてもその部分の点検をお願いしたいと思っております。

町長（渡邊誠次君） 私のほうからはどちらかと言いますと町の見解というよりも観光事業をされてる皆様からの御意見をもとに少しお話をさせていただきますと、見通しが全くできない状況が昨年でした。実は1年目の令和2年度では「コロナウイルスは早めに終息するのではないか」というような考え方も結構たくさんありました。ところが令和3年度になりますと「これはもっと続くのではないか」という評価のほうが非常に多い流れの中で観光業、特に人流が止まっておりますのでその部分ではこの先行きはどうなるのだろうという不安感が非常に多い中で小国町はこれだけの部分で事業を打てたというのは令和3年度中では私は成功しているのではないかなというふうに思います。その中で観光業は特にそうですが給付みたいなかたちではありますその中に振興策が非常にたくさん含まれているような部分で給付と振興を両方するような事業がこの中に多く含まれております。今人流もそんなに完全に復活したわけではないです。その中で今年、

来年、再来年と続くようなお金を入れなくても続けられるような事業、また今回コロナの交付金で準備をしたおかげで令和5年度、令和6年度で続けてできるような事業もあると思いますので、その部分では町として効果が高いように今後これをもとにして進めてまいりたいなというふうに思います。昨年できなかった部分の繰越事業だったりまた今年度から進めていく事業それからCM等々はコロナ前小国町では全然実は観光のCM等々打っておりませんでしたので私としましてはほかの観光地と競争するわけではありませんけれどもやはりそういったところの部分も必要だというふうに思いますので、普段から小国町が話題に出るような観光の目玉として小国町方面に向かっていただけるような施策を少しずつ観光の中で打たせていただきたいなというふうに思っておりますし、また国と県ここが非常に大きなところでございますので、できるだけ御協力いただけるような施策をその中で取り入れていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

委員長（熊谷博行君） ここで暫時休憩いたします。次の会議は11時15分から行います。

（午前11時05分）

委員長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を行いたいと思います。

（午前11時13分）

委員長（熊谷博行君） 114ページ。

8番（松本明雄君） 温泉地賑わい創出補助金383万円。この前も話は出ていましたけれど3件の方に補助金を出しております。出しているのですけれどもその方々も始めていますけれども大体規約の中に営業時間とかそういうことまで書いてあったのかお聞きしたいと思います。

情報課長（村上弘雄君） 補助採択要件審査会の中で営業時間についての規定は設けてありません。

8番（松本明雄君） 今後その辺りもなるべく入れていただかないとお客さんが行ってしまっていたという話も相当聞きますので、いいことはされております非常に。僕も行きました。なるべくその辺も開けられる時間はどんどん開けていただかないと週3日、4日ぐらいはせめて開けていただきたいと思っております。それとまた一般質問のときにまた町長にもお聞きしますけれども、これ温泉地域だけではなくて小国町全体、創業資金もいろいろありますのでその辺で聞いていきたいと思っております。

一つここで言っておきたいのは観光地に来られて今度は北里記念館なんかもできると思いますがけれども、小国町の中宮原で特に御飯を食べるところがない。そういう話を非常に聞きますのでなるべく企業継承の部分もありますけれども新規にされる方もあると思うのですけれど、またその辺で一般質問のほうでまた聞きたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

町長（渡邊誠次君） 一般質問のほうでまた私もお話ししたいと思っておりますが正直な話特定財源をしっかりと見つけていければその部分ではしっかりと応援ができるというふうに思いますし、特定財源を作ってまたいきたいなというふうにも思っておりますのでまたいろいろと御相談をさせていただ

きたいと思います。

以上です。

委員長（熊谷博行君） 質疑ございませんか。次にいきます。114ページの土木費からです。次の116ページも全て。117、118次いで119、120の危険住宅移転費までが建設課所管となっております。質疑ございませんか。

4番（久野達也君） 117、118ページです。道路維持費について1点だけ。去年からの経緯もあります。去年のとき私町道沿線立木安全対策事業補助金で例えば事業待ちだとか支障木の撤去になかなか予算額を超える部分について積み残しも生じているというようなお話を聞き、当然それは補正予算も組んでいただきたいし次年度の予算編成のときには予算要求もしっかりしていただきたいというふうなお話もさせていただいたかと思います。今回350万円という決算額が出ております。引き続きになりますけれども大体事業要望については完遂しているような状況ですか。

公共建設係長（秋吉康成君） 昨年度、令和3年度の実績で言いますと16名申請で12路線の箇所をしております。昨年度は森林環境譲与税を充てさせていただきまして全額その森林環境譲与税が適用される箇所をしておりましたので、それが当てはまらないところを今年度実施しておりますので今年度幾つか積み残しが若干あります。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか、120ページまで、建設課所管。よろしいですか。

次いきます。143ページ、災害復旧費。144ページ。次のページ全てでございます。

145、146。次のページの住宅耐震化支援事業費までが建設課所管で歳出の終わりでございます。

8番（松本明雄君） では建設課全般についてお聞きしたいと思います。今までにもらった資料でこんなに分厚い資料もらったことないです。やっぱり災害がそれだけ多かったのかなと痛感しております。それで一般質問のときにもまたしゃべっていただきたいと思いますけれども、この中で繰越事業があるのかないのかを説明していただきたいと思います。

建設課長（小野昌伸君） それぞれの係長で御説明させていただきます。

農林土木係長（大藏將充君） 令和2年災害の農林土木系の進捗について報告させていただきます。

まず農地等災害復旧工事が全体で210件あります。農地が147件、施設が63件。そのうち令和3年度におきまして105件、農地69件、施設が36件が完了しております。残りの半分105件が令和4年度に繰越しをしております。9月12日現在で51件が完了しております、残りが54件となっております。

公共建設係長（秋吉康成君） 公共施設災害について令和2年災について説明します。昨日上滴水線を議会承認いただきまして222件全部契約が終わっております。それで8月末時点で竣工し

た件数は65件でございます。来年度繰越し可能な件数としましては、令和3年度、令和4年度に契約しまだ未完了の分、最大で86件が繰越しの可能性があります。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。質疑ございませんか。148ページの上段まで。よろしいですか。

次に進みます。一般会計予算の歳出が終了いたしました。質疑漏れございませんか。

なければ、歳入に入ります。18ページ、森林環境譲与税。産業課所管でございます。19ページ、20ページ、光ファイバーが情報課。国有地貸付が産業課。下の三つが建設課でございます。何かありませんか。

次、進みます。21ページ、22ページ、農林水産使用料。上三つが産業課。道路占用料が建設課でございます。

次のページ、23、24、土木使用料。公営住宅と道路占用、建設課でございます。その下の総務手数料の中の農地等証明手数料のみ産業課です。その下の衛生手数料のその他証明手数料の中も建設課所管が入っております。

次のページは25、26ページの災害復旧国庫負担金の中の公共土木が建設課所管でございます。

次のページ、社会資本整備総合交付金、建設課でございます。何か質疑ありませんか。

次いきます。31ページ、32ページ、農林水産業費県補助金は基本産業課なのですが、その中の農業農村整備事業交付金、単県治山事業補助金、単県治山自然災害復旧事業補助金、この三つだけは建設課所管でございます。次の土木費県補助金も建設ですが、次のページの災害復旧費県補助金、上から2、3、4、5が建設課でございます。商工費委託金の中の県有公園施設清掃、県管理河川清掃は情報課所管でございます。

次のページの上段の真ん中辺りの中山間ふるさと水と土保全が建設課所管です。J-VERクレジットは産業課所管です。林業振興費寄附金までです。何か質問ありませんか。次いってよろしいですか。

39、40ページ、農業者年金業務委託料と次が産業課所管です。

雑入の中の柏田第1期浄化槽負担金が建設課所管です。下から四つ目と一番下の番組配信利用収入、光ファイバー引込工事は情報課所管でございます。次のページ、雑入の中のまた分かれていますので物品、建物災害、持続可能、情報課所管でございます。それと今度は産業課所管が農業担い手と全国農業新聞が産業課所管です。その中の工事請負代金返還金は建設課所管でございます。

以上で、歳入は終わりでございますが。

一般会計決算の歳入が終了しましたが、質疑ございませんか。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番(久野達也君) 私は、認定第1号、令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、本委員会に付託されました認定について、賛成の立場から討論を行います。

当然、施策事業成果報告書それから各課の決算資料等、数値的あるいは目的別にもきちっと掲載されておりなんら不都合も生じていないとも思います。質問質疑の中でも申し上げさせていただきましたけれどもやはり決算は行政は単年度主義ですのでその単年単年で終わっていくものにはありますけれども、この決算が今後の町の将来性にどうつながっていくのか。そういった意味合いからも町長を始め各課長から展望等もお聞かせいただきました。是非町の振興あるいは発展につながるものと私も認識させていただきました。本決算につきましても不要な部分、不用額これは当然行政運営の効率化によって生み出したもの、あるいは事業の推進の中で不用額が生じた部分等であろうかと思えます。不用額も出ておりますけれどもそこは今申し上げましたとおり事業推進の中で生じてくる部分で致し方ないかなとも認識しております。この決算が令和3年、令和2年に生じた災害の繰越しあるいはコロナの本当真っ只中ということを加味しましても効率的運営あるいは目的に沿った執行であったと認識し、賛成の討論といたします。

委員長(熊谷博行君) ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号 令和3年度小国町一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手であります。

よって、認定第1号は認定すべきとされました。

次に認定第6号、認定第7号、認定第8号については一括して議題とします。

執行部より説明があればお願いします。なお、8日の本会議で各所管に属する特別会計の決算についての説明を受けておりますので、それ以外で説明があればお願いします。併せて資料等があれば配付お願いいたします。

建設課長(小野昌伸君) 今委員長のほうからおっしゃられましたとおり8日の本会議で御説明しておりますので、それ以上の追加ありません。

以上です。

委員長（熊谷博行君） これより認定第6号から認定第8号について質疑に入ります。

なお、特別会計は歳入歳出一括して質疑を行います。

まず、簡易水道特別会計歳入歳出決算について、質疑ございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 次に、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 次に、水道事業会計利益の処分及び決算について、質疑ございませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 最後に、特別会計において再度、質問質疑はございませんか。

4番（久野達也君） 農業集落排水事業特別会計についての質疑なのですけれども、いわゆるどこの施設もそうですけれどもランニングコストという課題が生じております。農業集落排水事業については当然事業の拡張はここ十数年あっていないかと思っておりますけれども、ですから当然ランニングコスト使用料によってその運営を賄うということです。ただそんな中で起債の償還については平準化債ということで公平性要は施設整備に係る経費の世代間公平性を担保するために平準化債というものを活用しているかと思うのですけれども、例えば西里についてはポンプ室の修繕だとか補正予算も組まなければならないような事態も生じております。そんな中でこの維持費についての今考えがあれば例えばこの集落は一度切って小規模集落排水に切り替えて処理施設を造ったほうがランニングコスト等を考えた場合効率的になるのだとか、そういったような試算等要は将来性を迎えた検討はなされているのでしょうか。

建設課長（小野昌伸君） おっしゃられるとおり何年前も同僚議員のほうから御質問ありまして、その検討は西里地区も今年から入りましたけれども西里地区に入る前から特にはげの湯のはげの湯地区に1回切ったりとかその集団的な機能でもうちょっとランニングコストができないかということで検討はしております。しかしながらやはり既存の施設まとめたときも撤去費用とかいろんなものが出てきますものですから、そういうのを加味してやはり今の施設の維持をしていくと。インフラで国土強靱化に合わせてやっていくということが最善ということで結果に出ましたものですから、今年から西里が約6年間令和2年から始まりまして令和7年までで約4億円。それから田原に移りまして田原が5年間で令和8年から令和12年度約2億円。黒淵が6か年また令和13年から令和18年で4億円ということで約10億円の強化が出てくると思っております。試算の中ではですね。あとはもう加入率を上げようと思ってもこういう御時世ですから人口が減る空き家が出るということで非常に難しゅうございますができる限りの対策は練りながら考えていきたいと思っております。今の段階ではこの答えしかありません。

以上です。いいですか。

8番（松本明雄君） 水道についてお聞きします。今工事しているのが黒淵の神原とかあの辺をやっていると思います。今後老朽化に伴う場所があるのか。それともう一つ一番懸念しているのは水道の本管です。この前からずっと見ていると橋が流されたりとかした場合には本管と一緒に流されます。もうそういうことあってはなりませんが一番の本管は小学校の下、中学校の下の本管が橋に付随して付けております。ですからもしも予算があれば予備の水道の本管を何メートルか上げて設置するとかそういう方向をしていかないと、もしも流されたときは2か月3か月は全部の水道が止まるような感じになりますので建設課も前向きに考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

上下水道係長（宇都宮愛子君） お答えします。

今年度は議員おっしゃられたとおり黒淵地区に入っておりますけれども、来年度の予定としましては北里の奴留湯地区から記念館駐車場付近までと宮原の帯田地区旧道のほうを予定しております。本管の布設替えの件ですけれども水環境のことが気になるところだと思うのですが、来年度以降で桜ヶ丘の配水地辺りまでくみ上げる太い本管をやり変えようと計画は今のところ担当のほうで考えております。

以上です。

建設課長（小野昌伸君） 議員おっしゃられるとおり非常に今橋梁添架の水道管が災害なくとも破裂するとか破損するとかやっているところが多いと思いますが、通常の維持管理をしっかり怠らないこととあとは橋梁も下流側に設置することが多いです。上流部に設置すると直接水圧が当たりますものですから倒木等が当たったら破損するということでその辺も技術的に十分二重構造とか三重構造とか今出ていますんでしっかりと現場を精査しながら考えていきたいと思っています。

以上です。

委員長（熊谷博行君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、認定第6号、令和3年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 続いて、認定第7号、令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

委員長（熊谷博行君） 続いて、認定第8号、令和3年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算

について、討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお、採決においては執行部は最後にお立ちいただきたいと思えます。

認定第6号 令和3年度小国町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、認定第6号は認定すべきとされました。

認定第7号 令和3年度小国町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手でございます。

よって、認定第7号は認定すべきとされました。

認定第8号 令和3年度小国町水道事業会計利益の処分及び決算について、認定すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長(熊谷博行君) 全員挙手であります。

よって、認定第8号は認定すべきとされました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

産業常任委員会に付託されました決算認定は全部終了しました。

よって、本日の令和4年第3回産業常任委員会を閉会いたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

以上で、令和4年第3回産業常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午前11時43分)

小国町議会会議録
令和4年第3回定例会

令和4年9月発行

発行人 小国町議会議長 松崎俊一
編集人 小国町議会事務局長 時松洋順
作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119